

猪名川町地域防災計画

< 計 画 編 >

令和 8 年度修正

猪名川町防災会議

第 1 部 風水害等対策計画

第1部 風水害等対策計画 目次

第1編 総 則	1
第1節 目的	1
第2節 計画の内容	1
第3節 防災組織の設置	2
第4節 防災関係機関の業務の大綱	2
第5節 住民及び事業者の責務	3
第6節 猪名川町の概況と風水害等災害	4
第7節 風水害及び被害の想定	6
第2編 災害予防計画	8
第1章 基本方針	8
第2章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備	9
第1節 防災基盤・施設等の整備	9
1-1 防災基盤整備事業の推進	9
1-2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	10
第2節 水害の防止施設等の整備	11
2-1 河川施設の整備	11
2-2 ため池施設の整備	12
第3節 地盤災害の防止施設等の整備	12
3-1 砂防施設の整備	12
3-2 地すべり防止施設の整備	13
3-3 急傾斜地崩壊防止施設の整備	13
3-4 治山施設の整備	14
3-5 土地造成等の規制	15
3-6 集落の孤立に備えた対策	16
第4節 交通関係施設の整備	16
4-1 道路施設の整備	16
第5節 ライフライン関係施設の整備	17
5-1 電力施設等の整備	17
5-2 都市ガス施設等の整備	23
5-3 L P ガス施設等の整備	24
5-4 電気通信設備の整備等	24
5-5 水道施設の整備等	26

5-6 下水道施設等の整備	27
第3章 災害応急対策への備えの充実	29
第1節 組織体制の整備	29
第2節 災害対策要員の研修・訓練の実施	31
第3節 広域防災体制の確立	32
第4節 災害対策拠点の整備	32
第5節 防災拠点の整備	33
第6節 情報収集・伝達、広報体制の整備	34
第7節 消防施設・設備の整備	35
第8節 防災資機材の整備	36
第9節 避難対策・避難体制の整備	37
第10節 災害時要援護者支援対策の強化	39
第11節 外国人支援対策の強化	41
第12節 災害ボランティア活動の支援体制の整備	41
第13節 救助・救急体制の整備	42
第14節 緊急輸送体制の整備	43
第15節 災害医療体制の整備	43
第16節 備蓄体制等の整備	44
第17節 応急住宅供給体制の整備	46
第18節 感染症対策、衛生体制の整備	46
第19節 保健・福祉体制の整備	47
第20節 教育対策の環境整備	47
第21節 災害廃棄物処理体制の整備	47
第4章 住民参加による地域防災力の向上	49
第1節 防災に関する学習等の充実	49
第2節 自主防災組織の育成	51
第3節 防災訓練の実施	53
第4節 企業等の地域防災活動への参画促進	54
第5節 地区防災計画の策定	55
第5章 調査研究体制等の強化	57
第1節 気象観測体制の整備	57
第6章 その他の災害の予防対策の推進	58
第1節 大規模火災の予防対策の推進	58
1-1 出火防止・初期消火体制の整備	58
第2節 危険物等取扱施設事故の予防対策の推進	60

2-1	危険物取扱施設の予防対策の実施	60
2-2	高圧ガス取扱施設の予防対策の実施	61
2-3	毒物・劇物取扱施設の予防対策の実施	63
2-4	放射性物質取扱施設の予防対策の実施	63
第3編 災害応急対策計画		65
第1章	基本方針	65
第2章	迅速な災害応急活動体制の確立	66
第1節	組織の設置	66
第2節	動員の実施	68
第3節	情報の収集・伝達	70
3-1	気象予警報等の収集、伝達	70
3-2	災害情報等の収集、伝達	72
3-3	災害情報連絡網の確保	75
3-4	被災者台帳の作成	78
第4節	防災関係機関との連携促進	79
4-1	自衛隊への派遣要請	79
4-2	関係機関との連携	82
第3章	円滑な災害応急活動の展開	82
第1節	災害ボランティアの派遣・受入れ	82
第2節	災害情報等の提供と相談活動の実施	84
2-1	災害広報の実施	84
2-2	災害放送の要請	86
2-3	各種相談の実施	87
2-4	安否情報の提供	87
第3節	水防活動の実施	88
第4節	救援・救護活動等の実施	90
4-1	災害救助法の適用	90
4-2	人命救出活動の実施	92
4-3	避難対策の実施	94
4-4	食糧の供給	100
4-5	応急給水の実施	102
4-6	物資の供給	104
4-7	住宅の確保	105
4-8	救急医療の提供	108

4-9	医療・助産対策の実施	110
4-10	感染症対策の実施	<u>113</u>
4-11	健康対策の実施	115
4-12	入浴サービス対策の実施.....	115
4-13	精神医療の実施	116
4-14	食品衛生対策の実施.....	117
4-15	愛玩動物の収容対策の実施	117
4-16	遺体の火葬等の実施.....	118
4-17	生活救援対策の実施.....	118
第5節	廃棄物対策の実施	121
5-1	ガレキ対策の実施.....	121
5-2	ごみ処理対策の実施	122
5-3	し尿処理対策の実施	123
第6節	環境対策の実施	124
第7節	交通・輸送対策の実施	125
7-1	交通の確保対策の実施	125
7-2	緊急輸送対策の実施	127
7-3	兵庫県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請.....	128
第8節	ライフラインの応急対策の実施.....	129
8-1	電力の確保	130
8-2	都市ガスの確保	134
8-3	LPガスの確保	136
8-4	電気通信設備の確保	136
8-5	水道の確保	140
8-6	下水道の確保.....	142
第9節	教育対策の実施	143
第10節	農林関係対策の実施.....	145
第11節	公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進.....	148
第4章	その他の災害の応急対策の推進	151
第1節	大規模火災の応急対策の推進.....	151
第2節	危険物等の事故の応急対策の推進.....	153
2-1	危険物事故の応急対策の実施.....	153
2-2	高圧ガス事故の応急対策の実施	155
2-3	火薬類事故の応急対策の実施.....	156
2-4	毒物・劇物事故の応急対策の実施	157

第3節 原子力等放射性物質事故への対策	158
3-1 原子力等放射性物質事故の応急対策の推進	158
3-2 原子力災害時における広域避難受入れ	170
第4節 大規模事故災害の応急対策の推進	171
第4編 災害復旧・復興計画	194
第1章 災害復旧事業	194
第1節 災害復旧事業の実施	194
第2節 被災者の生活支援	197
第3節 災害義援金・救援物資の配布	201
第2章 災害復興計画	202
第1節 復興本部	202
第2節 災害復興計画	202

第 1 編 総 則

第 1 節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、猪名川町の地域にかかる風水害等対策全般について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、町、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより住民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、被害の最小化及び被害の迅速な回復を図り、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第 2 節 計画の内容

第 1 計画の内容及び構成

本計画では、猪名川町の地域に関する防災に関し、町及び関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱及び想定される被害等について定める。

本計画の構成は、以下のとおりとする。

- (1) 災害予防計画では、風水害等の発生を未然に防止し又は被害を最小限度にとどめるための処置について定める。
- (2) 災害応急対策計画では、風水害等が発生するおそれがある場合又は風水害等が発生した場合に、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するための措置ならびに応急的救助の措置について定める。

第 2 他計画等との関係

(1) 上位計画

猪名川町の地域に係る風水害対策に関する基本的かつ総合的な性格を有するものであることから、指定行政機関の長及び指定公共機関が作成する防災業務計画及び兵庫県地域防災計画との整合を図る。

(2) 関連計画等

消防計画及び水防計画との調整を図ったものであり、これに基づく防災上の諸活動についての実施の細目は、関係法令及び例規などに準拠するとともに、各活動の実施担当機関及び部局の長が定める。

(3) 災害救助法等との関係

災害救助法に基づき知事が実施する救助のうち、町長に委任された場合又は同法が適用されていない場合の救助に関する計画を包括する。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

なお、計画の修正にあたっては、障がいのある人や高齢者等の災害時要援護者や女性の参画を促進する。

第4 計画の周知

この計画は、防災関連施設の管理者、関係者及び町職員等に周知徹底を図り計画の習熟に努めるとともに、住民への広報を行い防災意識の高揚に努める。

第3節 防災組織の設置

猪名川町の地域における防災組織は、以下のとおりである。

第1 猪名川町防災会議

災害対策基本法及び猪名川町防災会議条例に基づき、猪名川町地域防災計画の作成及びその実施推進等のために設置する。

第2 猪名川町災害対策本部

災害対策基本法及び猪名川町防災会議条例に基づき、災害が発生し又は発生する恐れがあり、特にその対策又は活動の推進を図る必要があると認める時に、猪名川町地域防災計画の定めるところにより町長が設置する。

第4節 防災関係機関の業務の大綱

猪名川町は、防災に関し概ね以下の事務又は業務を処理する。

なお、指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する防災関連の事務又は業務は、「資料編／資料6-6」のとおりである。

第1 災害予防

- (1) 猪名川町防災会議に関する事務
- (2) 災害予防に関する事務又は業務の総合調整
- (3) 町土の保全、防災構造の強化など、地域防災基盤の整備
- (4) 防災に関する組織体制の整備
- (5) 防災関連施設・設備の整備及びライフラインの新設・改良
- (6) 医療、物資及び資機材の備蓄、輸送等の防災体制の整備

- (7) 猪名川町における公共的団体、及び自主防災組織の育成指導
- (8) 防災に関する学習の実施
- (9) 防災に関する知識の普及
- (10) 防災訓練の実施
- (11) その他猪名川町の地域に係る災害予防の推進

第2 災害応急対策

- (1) 災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整
- (2) 災害応急対策に関する組織の設置・運営
- (3) 水防・消防その他の応急措置
- (4) 災害に関する予報又は警報の伝達
- (5) 災害及び被害に関する情報の収集・伝達
- (6) 災害情報の提供と相談活動の実施
- (7) 被災者の避難・誘導、救援・救護活動等の実施
- (8) 廃棄物・環境対策の実施
- (9) 交通・輸送対策の実施
- (10) 教育対策の実施
- (11) 災害の拡大防止
- (12) 町施設等の応急対策の実施
- (13) その他猪名川町の地域に係る災害応急対策の推進

第3 災害復旧

- (1) 災害復旧に関する事務又は業務の総合調整
- (2) 被害調査の実施
- (3) 町施設及びライフライン等の復旧
- (4) 被災者の生活支援
- (5) その他猪名川町の地域に係る災害復旧の推進

第4 災害復興

- (1) 災害復興に関する事務又は業務の総合調整
- (2) 災害復興に係る組織・運営
- (3) 災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施
- (4) その他猪名川町の地域に係る災害復興の推進

第5節 住民及び事業者の責務

第1 住民の果たすべき役割

災害による被害を軽減するため、地域住民による自主防災組織などの組織的な防災体制の確立を図り、地域の防災訓練に積極的に参加するとともに、家庭では生活必需物資などの備蓄に努める。また、災害発生時には、火災などの二次災害の防止に努める。

第2 自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、消防団や自治会を含めた自主防災組織のもとで、地域住民が協力し合い組織的に行動することが効果的である。地域の実情に即した住民の組織力を強化し、「自分達の地域は自分達で守る」という連帯感に基づき、自立的な防災体制の確立を図る。

第3 事業者の果たすべき役割

消防法に基づく防火管理体制を強化するとともに、災害に対応した計画的な防災体制の充実を図ることにより、従業員、利用者等の安全を確保するほか、町が実施する防災施策への協力、地域の防災活動への積極的な協力を努める。また、災害応急対策等に関わる事業者は、事業活動の継続的な実施に努める。

第6節 猪名川町の概況と風水害等災害

第1 自然的条件（「猪名川町史 1」より内容を引用）

(1) 地形

本町は、兵庫県の南東部に位置し、東西約8km、南北約18km、面積90.33km²の南北にやや細長い地形である。

北部には700m級の大野山、高岳等、中央部には400～600m級の愛宕山、三草山等、南部には300～400m級の城山、雨森山等の山々に囲まれており、海拔は最低66m、最高753mである。また、町域のほぼ中央を北部の大野山に源を発する猪名川が蛇行して流れ、その沿岸には狭長な谷底平野が形成されている。

本町は成立の歴史から、小さな地形単位が組み合わされており、複雑な地形地域を形成している。

(2) 地質

本町の地質は、町域の大部分が古期岩類に属する丹波層群と有馬層群で占められ、南北の低地は丹波層群の上に堆積した新生代層で覆われており、町内は大小多くの岩脈が分布している。

ア 中生代（三畳紀―ジュラ紀）にかけて生じた丹波層群は、民田、阿古谷、内馬場、紫合、広根、肝川等の南東部に分布し、流紋岩類を中心とした岩質の異なる多くの種類の岩層により構成されている。

イ 白亜紀の火山活動による流紋岩質の火山碎屑岩類である有馬層群は、銀山、北田原から西北部の町域全体に分布し、流紋岩類を中心とした岩質の異なる多くの種類の岩層により構成されている。

白亜紀後期の火成活動の産物である深成岩類は、石英斑れい岩が見草山、千軒と大野山南斜面に分布し、花崗岩が杉生新田にみられる。

ウ 新生代層の大阪層群は、内馬場、日生ニュータウン、南田原から猪淵に至る柏梨田、紫合、上野、広根の背後立陵地に分布し、砂岩、頁岩、花崗岩等からなる砂礫層が5～15cmの厚さに堆積している。また、大阪層群の砂礫層とよく似ているが固結度が低く、風化の進まない段立構成層が紫合、南田原、笹尾にみられる。

(3) 気象

本町は、瀬戸内型気候帯に属し、内陸型気候となっており、平成26年～平成30年の5年間の平均最高気温は約37.2度、平均最低気温は約マイナス5.9度、平均気温は約14.6度である。

平均降水量は、年間約1550mmとなっている。

第2 社会的条件

(1) 人口

本町の人口は、27,915人、世帯数は12,456世帯（令和8年6月1日現在）で、近年では減少傾向に転じている。

(2) 建物

本町の建物棟数は、15,731棟であり、このうち木造は75.9%にあたる11,939棟である（令和7年度）。

これらの木造建物の多くは、町南部のニュータウンに存在しているが、都市部に多く見られる密集地区ではないので、一般的な災害危険は少ないが、地震災害のような同時多発災害にあっては、危険性はあるものと判断される。

(3) 危険物

指定数量以上の危険物を貯蔵し、取扱う施設又は、貯蔵所は24箇所、取扱所は18箇所である。

第3 風水害等災害

町内の中央を南北に流れる猪名川とその支流は、永い歴史の間にこの地に住む人々を育ててきた母なる川である。

しかし、この川は地形的成立の歴史からすれば、洪水を起こしやすい河川であり、明治では5年、9年、29年と、しばしば氾濫を繰り返し、昭和に入ってから、

昭和9年9月21日	第1次室戸台風による風水害
昭和13年7月5日	梅雨期末期の豪雨による風水害
昭和20年9月17日	枕崎台風による風水害

昭和 20 年 10 月 8 日	阿久根台風による風水害
昭和 25 年 9 月 3 日	ジェーン台風による風水害
昭和 58 年 9 月 28 日	台風 10 号による風水害と多くの被害が発生している。

また、近年では、

平成元年 8 月～9 月	秋雨前線による風水害
平成 16 年 10 月 19～21 日	台風 23 号による風水害
平成 25 年 9 月 15～16 日	台風 18 号による風水害
平成 26 年 8 月 10 日	台風 11 号による風水害 等が発生している。

猪名川町において過去に発生した大規模な風水害の概要と被害状況は、「資料編／資料 10-1」のとおりである。

第 7 節 風水害及び被害の想定

第 1 本計画で取り扱う災害

猪名川町における災害の多くは、梅雨、秋雨前線等による集中豪雨と台風による風水害であり、種類としては、水害及び山崩れ・崖崩れ、地すべり、土石流などが考えられる。本計画では、これらの災害と併せて大火災等の人為的な災害にも対処しうよう計画するものである。

なお、猪名川町はその地形上、特に中山間地を含む北部地域においては、一部道路への被害発生によって、その先広範囲の集落が孤立集落となる可能性があるため、計画の策定にあたってはその点にも留意する。

第 2 災害及び被害の想定

近年発生した風水害である平成 30 年 7 月豪雨による被害を、現在の大雨想定 of 指標とする。ただし、地球環境の変化の影響を受けて、記録的短時間大雨（ゲリラ豪雨）の発生やこれまでに経験したことのない記録的な大雨が各地で発生していることから、最大の想定ではなく参考の指標として利用し、本想定を上限にした予防や応急対策を推進するものではない。

(1) 降雨の想定 降雨量 42mm/1 時間

平成 30 年 7 月豪雨では、長期化した降雨により、総雨量 433cm 前後を記録した。ただし、これは、降り始めから 120 時間の期間の数値であり、平均した時間雨量は 4mm 程度である。4mm/h の降雨であれば猪名川町における猪名川の水位上昇は緩やかである。

しかし、猪名川町内を流れる猪名川は比較的川幅が狭く、10mm/h 前後の降雨から急激な水位の上昇を記録する。

(2) 被害の想定

ア 避難者数 131 世帯 269 人

イ	床下浸水	9世帯
ウ	河川被害	38件
エ	道路被害	58箇所
オ	農地被害	90箇所

第1章 基本方針

第1 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

災害による被害を防止し又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図りうる災害に強いまちづくりを進めるため、以下の事項を重点とする。

- (1) 防災基盤・施設等の整備
- (2) 水害、地盤災害の防止施設等の整備
- (3) 交通関係施設、ライフライン関係施設の整備

第2 災害応急対策への備えの充実

応急対策を効果的に展開する上で必要な平時の備えを充実するため、以下を重点事項とする。

- (1) 組織体制の整備、災害対策要員の研修・訓練、広域防災体制の確立
- (2) 災害対策拠点、防災拠点の整備
- (3) 情報収集・伝達・広報体制の整備
- (4) 消防施設・設備、防災資機材等の整備
- (5) 避難対策、避難体制の整備
- (6) 災害時要援護者支援対策、外国人支援対策の強化
- (7) 災害ボランティア活動支援体制の整備
- (8) 救急・救助体制、緊急輸送体制、災害医療システムの整備
- (9) 備蓄体制等の整備
- (10) 応急住宅供給体制の整備
- (11) 感染症対策、衛生・保健・福祉体制、廃棄物処理体制の整備
- (12) 防災教育、啓発活動

第3 住民参加による地域防災力の向上

自らの命、まちを自ら守る防災の原点に沿ったまちづくりを行うため、以下を重点事項とする。

- (1) 防災に関する学習等の充実
- (2) 自主防災組織の育成、防災訓練の実施
- (3) 企業等の地域防災活動への参加促進
- (4) 地区防災計画の策定

第4 調査研究体制等の強化

災害に対し、よりの確な備えを行うため、以下の事項を重点とする。

- (1) 気象観測体制の整備
- (2) 風水害等の災害に関する調査研究の推進

第5 その他の災害の予防対策の推進

大規模火災、危険物等の事故、その他人為的災害等の予防対策について定める。

第2章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

第1節 防災基盤・施設等の整備

1-1 防災基盤整備事業の推進

実施担当：総務防災課、消防本部

第1 趣旨

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災基盤の整備を実施する。

第2 内容

1 対象事業

防災・減災に資する消防防災施設の整備に関して、地域防災計画等との整合性を図りつつ行う事業であり、対象となる事業は以下の施設等にかかる事業である。

ア 消防団拠点施設等

イ 防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地

ウ 非常用電源

エ 緊急時に避難又は退避するための施設

オ 避難路・避難階段

カ 公共施設及び公用施設において防災機能を強化するための施設

キ 指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染対策にかかる施設

ク 災害応急対策にかかる施設

ケ 消防本部、消防署、及び出張所における感染症対策にかかる施設

コ 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設

サ 緊急消防援助隊の編成に必要な施設

シ 消防団に整備される施設

ス 消防水利施設

セ 初期消火資機材

ソ 消防本部に整備される災害対応ドローン

タ 消防本部又は消防署に整備される施設

チ 消防防災情報通信施設

ツ 実践的訓練設備

2 財政措置

本事業には、防災対策事業債を充当することができ、地方債の借入額に対し、地方交付税措置が講じられる。

3 事業の実施

町は、地域防災計画に基づき、事業の計画的執行に努めることとする。

1-2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

実施担当：総務防災課

第1 趣 旨

洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、水防法第15条の規定に基づき、以下の円滑かつ迅速な避難を確保するための対策について定める。

第2 内 容

1 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

水防法第15条第1項に基づき浸水想定区域ごとに以下の事項を定め、必要な情報の周知に努める。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
- (2) 避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内に位置する地下街、その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（以下「地下街等」という。）及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地等

2 地下街等及び要配慮者利用施設への情報伝達

水防法第15条第2項に基づき、本計画に定めた浸水想定区域内に位置する地下街等及び要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に洪水予報等の伝達を行う。

情報の伝達方法については第3編災害応急対策計画、第2章迅速な災害応急活動体制の確立、第3節情報の収集・伝達に定めたとおりとする。

浸水区想定域内に位置する地下街等、要配慮者利用施設については「資料編 資料7-3」のとおり。

3 防災マップの作成、周知

水防法第15条第3項に定める印刷物の配布については、浸水想定区域や土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域にあわせて避難場所を掲載したWEB版の防災マップを町ホームページで公開することにより常時啓発を図る。

4 地下街等及び要配慮者利用施設の避難確保計画等

本計画に定めた地下街等、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等について必要な指導、啓発に努める。

(1) 地下街等

地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する「避難確保計画・浸水防止計画」を作成し、自衛水防組織を設置する。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等を町長に報告するとともに公表し、当該計画に基づき、避難誘導・浸水防止活動等の訓練を実施する。

(2) 要配慮者利用施設

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、単独又は共同して、利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する「避難確保計画」を作成し、自衛水防組織を設置する。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等を町長に報告し、避難誘導等の訓練を実施する。

第 2 節 水害の防止施設等の整備

2-1 河川施設の整備

実施担当：建設課、総務防災課

第 1 趣 旨

河川の氾濫を予防し、地域の災害防止を図るための対策について定める。

第 2 内 容

1 町内河川の概況

町内を貫流する一級河川猪名川を本流とし、兵庫県管理の一級河川が 5（猪名川・槻並川・阿古谷川・野尻川・原川）、その他の支流河川が 56 である。支流のうち砂防河川を除いた 31 が町管理河川で、これらは普通河川である。

土地の造成に伴い、集中豪雨による土砂礫等の堆積物で流れが阻害され、多雨期には氾濫の危険性があるので、これらの堆積物の除去対策を推進する。

2 河川の現況

猪名川町水防計画による。

3 浸水想定区域の把握と住民への周知

町は、河川の氾濫による浸水が想定される区域内の住民に対する警戒避難体制の整備のため、県と協力して調査を実施し状況を把握するとともに、浸水想定区域図として住民の閲覧に供し、住民への周知に努めることとする。

4 土石流危険渓流

町内には、集中豪雨により土石流が発生する危険性のある渓流が 146 箇所ある。このうち、人家が 5 戸以上ある渓流は 85 箇所、人家が 1～4 戸の渓流は 60 箇所となっている。

土石流危険渓流の概要は、「資料編／資料 9-1」のとおりである。

2-2 ため池施設の整備

実施担当：農業環境課

第 1 趣旨

豪雨等によるため池施設の被害を防止するための対策について定める。

第 2 内容

1 事業計画

町は、町内の老朽ため池を主に、ため池等整備事業等により積極的に改修工事を行う。

2 ため池の点検

町は、定期的にため池の点検を実施し、梅雨期、台風期におけるため池施設災害を防止するため、毎年 6 月にため池の管理者に対し、施設等の点検と指導を行う。

(1) 点検事項

- ア ため池監視員の有無
- イ 非常時の通報方法及び避難場所の確認
- ウ 非常時の応急資機材(土のう、杭、縄等)の確認
- エ 大雨予想時の減水対策、洪水吐開削等の確認

第 3 節 地盤災害の防止施設等の整備

3-1 砂防施設の整備

実施担当：建設課

第 1 趣 旨

豪雨等に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防施設の整備等について定める。

第 2 内 容

1 危険区域内における災害未然防止への警戒

猪名川町水防計画第4章第7節「危険箇所の監視」により実施する。

2 土砂災害危険箇所の把握と住民への周知

町は、土石流危険渓流に対する警戒避難体制の整備に資するため、県と協力して調査を実施し、状況を把握するとともに、土砂災害危険箇所図として住民の閲覧に供し、住民への周知に努めることとする。

3 砂防指定地

町内には、豪雨等に伴い土砂が流出する危険性がある区域が67箇所ある。このうち、河川が46箇所、山腹が21箇所となっており、これらの区域では兵庫県が砂防事業の実施を推進している。砂防指定地の概要は、「資料編／資料9-2」のとおりである。

3-2 地すべり防止施設の整備

実施担当：建設課、総務防災課

第1 趣旨

豪雨等に伴う地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備等について定める。

第2 内容

1 地すべり防止対策の普及啓発

町は、地すべり災害を未然に防止するため、県と協力して地すべり防止区域の点検指導を行うとともに、防災意識の周知徹底と防災体制の整備を推進するものとする。

2 地すべり危険箇所の把握と住民への周知

町は地すべり危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資するため、県と協力して調査を実施し、状況を把握するとともに、地すべり危険箇所図として住民の閲覧に供し、住民への周知に努めることとする。

3 地すべり防止区域

町内には、豪雨等に伴い地すべりが発生する危険性がある区域が4箇所ある。

地すべり防止区域の概要は、「資料編／資料9-3」のとおりである。

3-3 急傾斜地崩壊防止施設の整備

実施担当：建設課、総務防災課

第1 趣旨

豪雨等に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備について定める。

第2 内容

1 危険箇所のパトロール及び普及啓発

町は、県の協力を得て平時から、急傾斜地崩壊危険区域、危険箇所をパトロールし、地域住民に対しがけ崩れ等の危険性について、周知徹底と防災意識の高揚に努める。

2 情報の収集及び伝達と気象予警報発令及び伝達

(1) 危険区域について、範囲、面積、人口、世帯数、建造物等についてあらかじめ調査し、その実態を把握し、予想される災害について被害状況の検討に努める。

(2) 危険区域情報としては主として以下のとおりである。

ア 危険区域及び周辺の降雨量

イ 危険区域内における状況

ウ 急傾斜地の地表水、湧水、亀裂、竹木等の転倒、人家等の損壊及び住民の数

(3) 伝達等については、災害応急対策計画・第2章・第3節「情報の収集、伝達」及び猪名川町水防計画・第4章・第6節「気象の観察、監視及び報告」、同第5章「住民に対する周知方法」により実施する。

3 急傾斜地崩壊危険箇所の把握と住民への周知

町は、急傾斜地崩壊危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資するため、県と協力して調査を実施し、状況を把握するとともに、急傾斜地崩壊危険箇所図として住民の閲覧に供し、住民への周知に努めることとする。

4 危険区域内における災害未然防止への警戒、避難体制

猪名川町水防計画・第4章・第7節「危険箇所の監視」により実施する。

5 急傾斜地崩壊危険区域及び危険箇所

町内には、豪雨等に伴い崩壊する危険性のある急傾斜地が242箇所ある。このうち面的な地区が2箇所、線的な地区が240箇所となっている。

急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の概要は、「資料編／資料9-4」のとおりである。

3-4 治山施設の整備

実施担当：農業環境課

第1 趣旨

豪雨等に伴う山崩れ等による被害を防止するため、治山施設等の整備について定める。

第2 内容

1 治山施設の点検及び整備

町は、県とともに梅雨期・台風期における山地災害を未然に防止するため毎年6月に危険地区を中心とした治山施設等の点検を行い、危険度等に応じて整備を行うこととする。

2 山地災害危険区域の住民に対する周知対策

町は、県とともに梅雨期・台風期における山地災害を未然に防止するため各自治会に対し、毎年６月に危険地区を中心に、町広報紙・パンフレット等により点検・管理対策について指導を行うこととする。

３ 危険地区

町内には、豪雨等に伴い山崩れ等が発生する危険性のある地区が４２箇所ある。このうち、山腹の崩壊が１９箇所、崩壊土砂の流出が２３箇所となっている。

山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区の概要は、「資料編／資料 ９-５」のとおりである。

３-５ 土地造成等の規制

実施担当：都市政策課

第１ 趣旨

災害に伴う崖崩れ又は、土砂の流出等の災害を予防するため、土地造成等の規制について定める。

第２ 内容

１ 土地造成工事に対する規制

土地造成工事に対しては、猪名川町開発事業の手続き等に関する条例に定める技術的基準を確実に履行させるためパトロールを実施し、必要に応じて適切に指導する。

２ 既成危険造成地に対する保全対策

(１) 造成地保全調査の実施

土地造成工事において、最も危険な梅雨期及び台風期に対処して、町は県、警察署、消防本部と合同で危険箇所を調査し、その結果、災害の危険が発生する恐れのあるものについて、危険度、緊急度を考慮して以下のとおり分類する。

ア 土地造成に伴って周囲の家屋、交通に直接被害を与える恐れのあるもの

イ 土地造成に伴って間接に付近の家屋及び土地に被害を与える恐れのあるもの

ウ ア、イ以外の小規模の被害で止まると思われるもの

(２) 造成地保全措置

各地造成について現地調査の際、兵庫県と連携しそれぞれ関係者に対して口頭で防災措置を指示するとともに、以下の措置を行う。

ア 土地所有者等関係者に対し、聴聞したうえ宅地造成及び特定盛土等規制法等に基づき改善を命ずる。

イ 小規模でとどまる被害について、口頭で指示した防災措置を直ちに実施するよう文書で指示する。

(３) 危険状態通報

町は事業主、消防本部及び消防団と合同で巡ら警戒隊を編成し、集中豪雨等の降雨があったときは、当該地域の警戒調査を行い、異常の有無を関係機関に速報するとともに、必要に応じて応急措置を実施する。

3-6 集落の孤立に備えた対策

実施担当：総務防災課

第1 趣旨

崖崩れや土砂の流出等の災害により孤立した集落の対策について定める。

第2 内容

1 孤立集落

集落にアクセスする道路が急傾斜地崩壊危険区域・箇所、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区の範囲にあり、崖崩れや土砂流出等の災害により孤立する可能性がある集落を孤立可能性集落として位置付けており、平成25年4月1日現在、町内には24箇所の孤立可能性集落がある。

【孤立可能性集落】

民田、上阿古谷、下阿古谷、内馬場、南田原、銀山、猪刈、肝川、万善、槻並、木津、木津上、木間生、朽原、林田、笹尾、清水、清水東、仁頂寺、島、鎌倉、杉生、西畑、柏原

2 孤立集落対策

- (1) 町は、集落が孤立する場合に備え、孤立する地区単位で通信手段の確保、ヘリポートの整備等の物資供給の手段等の整備、備蓄品の整備に努めることとする。
- (2) 平成24、25年度に、災害時に孤立可能性のある集落それぞれ23集落、1集落、これまで計24集落に対して衛星携帯電話及び電源となる非常用発電機の配置を行った。さらに平成26年度に猪名川町防災情報システムを整備し、さらに令和7年度にIP無線機を導入し、消防団と連携することで、災害により孤立する可能性のある地区との通信手段の確保ができたため、衛星携帯電話の回収を行っている。

第4節 交通関係施設の整備

4-1 道路施設の整備

実施担当：建設課

第1 趣旨

災害時における多元多重の交通ルートを確保するため、災害に強い道路施設の整備等について定める。

第2 内容

1 町内道路の概況

町内の道路の状況は幹線となる県道を中心に、その支線として町道がのびており宅地開発等に伴う交通量の増加により道路及び橋梁整備の必要性が認められる。

2 整備

安全かつ円滑な交通を確保し、災害発生時の避難及び救助活動等の迅速化を図るため、路線の拡幅改良等の整備を図る。特に、第1編第7節「風水害及び被害の想定」にも記したように、一部の道路への被災が広範囲に影響する危険性を含んでいることに留意する。

なお、県道の改良整備については積極的に県へ要請する。

第5節 ライフライン関係施設の整備

5-1 電力施設等の整備

実施担当：関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

第1 趣旨

電力施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

第2 関係機関との相互連携協力体制の構築

関西電力株式会社（以下、「関西電力」という。）及び関西電力送配電株式会社（以下、「関西電力送配電」という。）は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。

1 自治体との協調

平常時には地方防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

(1) 地方防災会議等への参画

地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定等の検討等に関し、必要な資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

(2) 災害対策本部等との協調

この計画が、円滑かつ適切に行われるように、要請に応じて、対策組織要員を派遣し

次の事項に関し協調をとる。

ア 災害に関する情報の提供及び収集

イ 災害応急対策及び災害復旧対策

2 防災関係機関との協調

地方気象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。

第3 地域貢献

地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、関西電力及び関西電力送配電の施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討・協力する。

第4 電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力及び関西電力送配電は、それぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に阻止するため、次の対策を実施する。

1 水害対策

(1) 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。

やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(2) 変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

2 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う

3 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(1) 送電設備

耐塩懸垂がいし採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。

(2) 変電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。

4 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。

5 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(1) 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

(2) 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

(3) 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

6 雷害対策

(1) 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

(2) 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

(3) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取り付け対処する。

7 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

8 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

第5 防災業務施設及び設備の整備

関西電力及び関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の施設及び設備の整備を図る。

1 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

- (1) 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備
- (2) 潮位、波高等の観測施設及び設備
- (3) 地震動観測設備

2 通信連絡施設及び設備

(1) 通信連絡施設及び設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備（通信事業者からの提供回線も含む）の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

ア 無線伝送設備

- (ア) マイクロ波無線等の固定無線回線
- (イ) 移動無線設備
- (ウ) 衛星通信設備

イ 有線伝送装置

- (ア) 通信ケーブル
- (イ) 電力線搬送設備
- (ウ) 通信線搬送設備、光搬送回線

ウ 交換設備

エ IPネットワーク回線

オ 通信用電源設備

(2) 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

3 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

4 コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

5 その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電機設備等を確保し、整備・点検を行う。

第6 電気事故の防止

関西電力及び関西電力送配電は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

1 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

2 広報活動

(1) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。

ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。

オ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。

カ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

キ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

ク 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。

ケ その他事故防止のため留意すべき事項。

3 PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及びSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

4 停電関係

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

第7 復旧用資機材等の確保及び整備

関西電力及び関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。

1 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

2 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

3 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。

4 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

5 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

6 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

第8 防災教育、防災訓練の実施

1 防災教育

関西電力及び関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講習会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

2 防災訓練

関西電力及び関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽

出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第9 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、協力会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

5-2 都市ガス施設等の整備

実施担当：大阪ガスネットワーク株式会社

第1 趣旨

ガス施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が停止せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

第2 内容

大阪ガスネットワーク（株）は、以下の内容によりガス施設の整備等を推進するものとする。

1 防災システムの強化

(1) 保安用通信設備

本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は全て無線化されており、本社、製造所、地区導管部、高圧ステーション間は、グループ化された無線通信回線で運用している。

通信網をより強固なものにするために、通信システムを多重化し、衛星通信設備を6カ所に配備している。

さらに万全を期するためバックアップ設備の設置を計画。どんな時にも都市ガスの供給状態を把握し、保安体制をコントロールできるようにしている。

(2) 災害応急復旧用無線電話

本社を含めて各府県の事業所に設置しており、有線不通時にも社内の通信連絡はもちろん、各地域の災害対策機関との通信も確保されている。

(3) 復旧作業を効率化する技術を向上

管内テレビカメラをはじめ、ガス管の損傷箇所をより早く正確に見つける技術、ガス管の中に入った水・土砂をすばやく取り除く技術などの改良、開発をすすめる。

(4) 病院などへの代替エネルギー供給

病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対して、より早く計画的に供給できるよう体制を整備する。

2 防災体制の整備

(1) 要員の確保

被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業工程毎に効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握し定期的に見直しを実施する。

(2) 教育訓練

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行い、年 1 回全社規模での訓練を実施する。

5-3 LPガス施設等の整備

実施担当：株式会社ミツワ

第 1 趣旨

LPガス施設について災害による被害を防止し、被災後の迅速な復旧を行うための対策について定める。

第 2 内容

LPガス施設の防災への整備を推進するため、以下の事項を実施する。

- 1 要員の防災に関する教育訓練
- 2 防災事業所リスト（連絡先等）の配布
- 3 必要資機材の備蓄
- 4 関係行政機関との連絡及びLPガス関係事業所、機関との連絡調整
- 5 保安要員の常時待機による即応態勢の整備
- 6 気象情報等の収集
- 7 協定の締結

災害により都市ガスの供給が停止した場合に備え、町はLPガス関係機関との協定を締結する。LPガス関係機関との協定の概要は、「資料編／資料 5-2」のとおりである。

5-4 電気通信設備の整備等

実施担当：NTT 西日本株式会社

第 1 趣旨

電気通信設備について、災害による被害を防止し、被災後の迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

第 2 内容

1 通信施設の災害予防

(1) 建物設備

建物は耐火構造とするほか、周辺の諸条件により保護施設（水防壁、水防板等）を設置している。

(2) 電力設備

- ア 停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置
- イ 電力用各種装置の災害対策の整備充実

(3) 通信設備

- ア とう道（共同溝を含む）網の拡充
- イ 通信ケーブルの地中化を推進
- ウ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実
- エ 災害対策機関の通信回線は、当該加入者との協議により加入者伝送路の２ルート化を推進
- オ 主要な伝送路を多ルート構成、あるいはループ化
- カ 中継交換機及びＩＰ網設備の分散設置

2 災害対策用機器及び資材等の配備

(1) 通信途絶防止用無線網の整備

以下のものを整備する。

- ア 可搬型無線機（TZ-403D）、可搬型デジタル無線方式（11P-150M）

(2) 災害対策用機器の整備・充実

以下のものを整備する。

- ア 応急復旧ケーブル
- イ 非常用可搬形デジタル交換装置、汎用多重化装置、衛星車載局、ポータブル衛星通信システム
- ウ 移動電源車、可搬型発動発電機
- エ 排水ポンプ

(3) 復旧資材の備蓄

災害に備え復旧資材の備蓄に務める。

3 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

(1) 演習内容

- ア 災害対策情報伝達演習
- イ 災害対策演習
- ウ 大規模地震を想定した復旧対策演習

(2) 演習方法

- ア 広域規模における復旧シミュレーション
- イ 事業所単位でのかけつけ・情報伝達演習

5-5 水道施設の整備等

実施担当：上下水道課

第1 趣旨

水道施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず、迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

第2 内容

1 重要施設の安全性診断及び安全性強化

風水害等による断水・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限にとどめる計画をたて、施設の新設、拡張、改良計画にあわせて計画的に整備を進めることとする。

2 水道施設の保守点検

水道施設について、巡回点検、予備施設の整備を実施することとする。

(1) 貯水施設

ア 上流流域内の荒廃防止

(2) 取水施設

ア 施設の保守

(3) 浄水施設

ア 付帯設備の保守

イ 消毒設備の保守

ウ 薬品注入設備の保守

(4) 導・送・配水施設

ア 付属配管・諸設備の保守

イ 幹線管路の相互連絡

3 水道施設の新設等

水道事業者等は、耐久性診断、立地条件等を勘案のうえ、管路の設置に努めることとする。

(1) 耐久性の高い管材料の採用

(2) 伸縮可能継手の採用

4 断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急性遮断弁の設置）による被害区域の限定化を実施することとする。

5 図面の整備

緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握することとする。

6 系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討することとする。

また、隣接都市間等においても、協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域ネットワークの整備を行うことを検討することとする。

7 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

8 教育訓練及び平時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平常時から、以下の事項を中心とした防災に係る教育訓練等を実施することとする。

(1) 職員に対する教育及び訓練

町防災担当部門が実施する防災研修及び防災訓練に参加することにより防災意識と災害応急対策能力の向上を図る。

ア 教育

防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催

イ 訓練

職員防災体制に基づく訓練

(2) 住民に対する平常時の広報及び訓練

災害時における給水対策、飲料水の確保等について、水道週間、防災週間、その他町実施の催しにおいて印刷物等によるPRを行う。

また、町が行う訓練等への参加協力を求め、住民の防災意識の向上と給水体制への理解を図る。

ア 広報

事前対策及び災害対策、飲料水の確保、給水方法の周知徹底、水質についての注意、広報の方法

イ 訓練

給水訓練等

5-6 下水道施設等の整備

実施担当：上下水道課

第1 趣旨

下水道による浸水防除機能低下は、住民の生活に多大の影響を与え、非衛生状態を招くためその対策を定める。

第2 内容

1 下水道による浸水防除対策

災害発生時における下水道の浸水防除機能確保のため重要幹線管渠等の整備を推進する。

(1) 重要幹線管渠の整備

(2) 資機材の整備

2 下水道施設の保守点検

平常時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所等の早期発見と改善を実施する。

3 災害時用の資機材の整備

予想される必要資機材を把握し、あらかじめ災害時における調達方法及び保管場所等を定めておくものとする。

資機材の保管場所は、交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

第3章 災害応急対策への備えの充実

第1節 組織体制の整備

実施担当：総務防災課

第1 趣旨

猪名川町の平時からの防災組織体制について定める。

第2 内容

1 猪名川町の防災組織体制

町は、町域における総合的な防災対策の推進のため、平時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるものとする。

(1) 猪名川町防災会議

災害対策基本法第16条により設置し、組織及び運営は、災害対策基本法、猪名川町防災会議条例及び猪名川町防災会議運営要綱の定めるところにより行う。

所掌事務は、猪名川町地域防災計画の修正及びその実施の推進等とする。

なお、防災会議の委員任命にあたっては、女性、高齢者、障がいのある人等の参画を促進する。

(2) 猪名川町水防連絡会

水防法第3条に定める当町の水防責任を全うするために設置するもので、猪名川町水防計画の定めるところにより、水防体制の強化及び水防活動の円滑化を図り、水防計画の審議と実施の推進を所掌事務とする。

(3) 猪名川町災害対策本部

猪名川町災害対策本部条例（資料編／資料1-3参照）により設置し、組織、運営及び所掌事務は災害対策本部・消防団事務分掌（資料編／資料6-4参照）の定めるところによる。

2 猪名川町の災害対策要員等の確保体制

町は、災害発生時の初動体制に万全を期し、緊急必要時の災害対策要員等の確保に努める。

(1) 連絡員体制

災害監視及び災害情報収集と伝達体制等を確保するため、第1段階として企画総務部長、まちづくり部長、生活部長、消防長及び総括部をもってこれにあて、その後、必要に応じ宿日直体制を強化して実施するものとする。

(2) 参集可能職員の確保

ア 配備体制

(ア) 準備体制

各部長、消防長、議会事務局長及び総括部と施設部職員等であらかじめ指定する職員

(イ) 第 1 号非常配備体制

町長、副町長、教育長、理事及び部局長等の管理職員及びあらかじめ指定した職員。
職員のうち概ね 4 割の人員により、災害応急対策等にあたる体制。

(ロ) 第 2 号非常配備体制

職員のうち概ね 7 割の人員により、災害応急対策等にあたる体制。

(ハ) 第 3 号非常配備体制

原則として、全職員により災害応急対策等にあたる体制。

イ 配備基準

(ア) 連絡員体制

気象警報等の発令が今後予想され、それに伴い防災（水防）指令の発令が予想される
とき

(イ) 準備体制

気象警報等が発令され、防災指令・水防指令等の発令が予想されるとき

(ロ) 第 1 号非常配備体制

- a 災害の発生に備えて、主として情報の収集・伝達体制を強化する必要があるとき
- b 風水害等により、小規模の被害が発生したとき又は発生するおそれのあるとき

(ハ) 第 2 号非常配備体制

風水害等により、小規模の被害が多発したとき若しくは中規模の被害が発生したとき
又は発生するおそれのあるとき

(ニ) 第 3 号非常配備体制

風水害等により、中規模の被害が多発したとき若しくは大規模の被害が発生したとき
又は発生するおそれのあるとき

ウ 配備指示

配備指示は、原則として災害対策本部長（町長）が決定し、各部長から各部ごとにあらかじめ定められた連絡網・手段により行うものとする。

(ア) 災害対策要員等への連絡手段の確保

有線電話、携帯電話、Eメール（職員参集メール）を主な連絡手段として用い、次いで消防無線により町内各分団（31 分団）用受令器に対しての一斉伝達により補完を行い、連絡の徹底を図る。

(イ) 災害対策本部員の招集手段の確保

災害発生時における交通途絶を前提として、平時から非常時の登庁経路、方法の検討を行い初動措置に必要な要員の確保に努める。

3 防災組織体制の推進

町の防災対策推進のため、平時から防災会議をはじめ、防災に係る組織体制の整備充実に努める。

4 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等との連携強化

町は、平時から指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関と緊密な連携を保ち、各機関の防災組織体制への協力を依頼する。

5 業務継続計画の整備

町は大規模な災害が発生し被災した場合、災害応急・復旧復興業務に加え、災害時でも継続が求められる業務を実施するため、業務継続計画を整備し、災害応急業務及び重要業務を早期に実施できる体制を構築する。

業務継続計画の整備にあたっては、以下の特に重要な6要素について定めておくこととする。
特に重要な6要素

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第2節 災害対策要員の研修・訓練の実施

実施担当：総務防災課

第1 趣旨

町及び町関連施設の職員の災害対応能力向上のための研修、訓練について定める。

第2 内容

1 町の取り組み

町は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、職員の災害対応能力の向上に努める。

(1) 職員用災害時対応マニュアルの作成

災害発生時の初動体制に重点を置き、時系列的、具体的かつ平易的なものとして作成し、職場研修を基本に他の研修の機会を利用し、内容の徹底を図る。

(2) 情報収集、伝達訓練の実施

初動時の災害情報の収集、連絡及び指示、指令の緊急伝達と正確性の向上を図るための通信機器等の操作研修、訓練を行い習熟化に努める。

(3) 非常招集訓練の実施

勤務時間外における災害の発生に備え、情報収集を包括した訓練計画を作成し、これに基づいた訓練を行う。

(4) 防災研修、訓練の実施

国、県その他防災関係機関と合同で、防災に係る図上訓練及び実地訓練の実施に努める。

また、国、県及び関係省庁が連携して実施する町長及び幹部職員を対象とした研修に積極的な参加を図り、町職員の災害対応能力の向上に努めることとする。

(5) 家屋被害認定士の育成

災害時における多くの被災者支援制度において被災証明が用いられることに鑑み、今後発生する災害における家屋の被害調査の迅速化と、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、町職員や関係団体会員を対象として、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士の養成・研修を実施する。

2 防災関係機関の協力

町は、県をはじめ、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関に防災研修、訓練等への協力参加の依頼を行い、目的の達成に努める。

第3節 広域防災体制の確立

実施担当：総務防災課

第1 趣旨

大規模及び広域的な災害に対処するための体制整備について定める。

第2 内容

兵庫県阪神北県民局の構成団体として、広域防災協力体制の確立に努めるとともに、隣接する市等との応援及び支援に関する協定に基づいて、相互応援協力体制の強化を図る。

また、応援協力活動の実施に備え、被災自治体に負担がかからない装備を確保し、効果的かつ安全な応援協力活動が実施できる体制を整備するとともに、隣接市との広域防災計画の作成について検討する。

なお、隣接市等との協定及び覚書の内容は、「資料編・資料4-1～23」のとおりである。

第4節 災害対策拠点の整備

実施担当：総務防災課

第1 趣旨

猪名川町の防災対策活動の中核拠点となる、災害対策本部に用いる室等の整備について定める。

第2 内容

1 災害対策本部室等の整備

災害発生時における対策を実施するため、情報収集をはじめ指令、指示の伝達の機能を備えた室が当然必要とされるため、猪名川町においては第二庁舎 1 階会議室をその目的に利用する計画であり、当該室への各種通信機器の整備に努める。

2 代替拠点施設の整備

前記 1 の町役場内災害対策本部室が、災害等により機能不全となった場合は、直ちに消防本部作戦室において、業務の継続が行えるように整備に努める。

第 5 節 防災拠点の整備

実施担当：総務防災課、消防本部

第 1 趣旨

災害時における防災拠点としての機能を果たす地域防災拠点、コミュニティ防災拠点の整備について定める。

第 2 内 容

1 地域防災拠点の整備

町は、大規模災害時において、救援、救護、復旧活動等の拠点及び広域避難地ともなる地域防災拠点の整備に努める。

(1) 地域防災拠点は兵庫県が設ける広域防災拠点もしくは広域輸送拠点からの派遣要員及び緊急物資の受付窓口となり、さらに、災害対応の消防、救助、復旧等の活動拠点となるもので、加えて活動に伴う要員資材の集積と物資の備蓄保管場所等の多くの機能が求められる施設である。このため以下の設備等が必要とされる。

ア 緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース

イ 地域の防災活動のための駐屯スペース

ウ 物資、復旧資機材の備蓄施設

エ 災害対策本部、医療機関、消防本部、その他の関係機関等との交信可能な通信設備

オ 緊急用エネルギー設備

カ ヘリポート

キ 耐震性貯水槽等の消防水利

ク 兵庫県広域消防応援、緊急消防援助隊、警察、自衛隊の活動拠点

(2) 地域防災拠点については、文化体育館、六瀬総合センター、奥猪名健康の郷の 3 か所とする。

2 コミュニティ防災拠点の整備

町は、コミュニティを中心とした生活空間内において、災害時には避難と救援の接点となるコミュニティ防災拠点を整備する。

なお、一時避難所については必要に応じ、コミュニティ防災拠点に至るまでの一時的な避難地となり、また、身近な防災活動拠点となる概ね 500 m以上の街区公園担当の公園・広場の整備に配慮することとする。

(1) 役割

コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として、地区住民の避難地及び防災拠点となるものであり、避難と救援の接点としての役割を果たす。

(2) 機能

コミュニティ防災拠点は、以下の機能・設備を整備するよう努めることとする。

ア 災害時において避難・応急生活が可能な機能

イ 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース

ウ 情報通信設備

エ 対象地区内の防災活動に必要な設備

オ 電気、飲料水等の自給自足機能

カ 救急医療、高齢者・障がいのある人ケア機能との連携等

(3) コミュニティ防災拠点は、町内の指定避難所及び指定緊急避難場所とする。

3 避難路の整備

一時避難地とコミュニティ防災拠点又は避難所若しくは地域防災拠点（広域避難地）を結ぶ道路を避難路として整備を検討する。

4 防災拠点の整備計画

猪名川町の主要な道路である兵庫県道 12 号川西篠山線が災害により不通となった際に、町内北部の災害対応をより円滑に行うため、今後六瀬総合センターを町北部の防災拠点として機能の充実を図る。

5 災害対応の活動拠点

大規模災害時における消防活動拠点やヘリコプター離着陸場等に活用する場所として、猪名川町消防防災広場を整備。兵庫県広域消防応援、緊急消防援助隊、警察、自衛隊の応援部隊の活動拠点、宿営場所としての役割を果たす。

第 6 節 情報収集・伝達、広報体制の整備

実施担当：総務防災課

第 1 趣旨

災害時における情報の収集・伝達手段及び住民への広報体制について定める。

第 2 内容

1 情報通信・広報用資機材等の整備

(1) 災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）

兵庫県が実施する同システムの整備に伴い、猪名川町に設置している端末機器等について、積極的に活用を図る。

(2) 災害無線通信体制の充実強化

猪名川町及び当町に係る防災関係機関は、現有の情報通信機器の災害時の支障の発生に備え、電波法第 52 条の規定に基づく非常無線通信の活用を図り、兵庫地区非常通信協議会による非常通信体制の整備充実に努める。

(3) 災害時情報連絡網の整備について

災害時における情報連絡網の達成を図るため、現有通信機器の拡充・整備とともに効率的運用に努める。平成 26 年度に猪名川町防災情報システムにより、町内全域において移動系無線（デジタル簡易無線）の交信が可能となったが、令和 7 年度に IP 無線機を導入したことでキャリア回線を活用することとなった。

2 情報通信・広報手段の多ルート化

(1) 公的機関や供給事業者、報道機関等における災害時優先電話の導入・配備を行う。

(2) 自治会や災害時要配慮者利用施設における情報通信機器の導入・配備に努める。

(3) いなぼうネット（ひょうご防災ネット）の利用について、住民等への普及・啓発を行う。

(4) 猪名川町防災情報システムの利用について、住民等への普及・啓発を行う。

3 住民・事業所・民間団体との協力体制づくり

(1) 防災に関する教育や情報機器の取扱い訓練を実施し、地域においてきめ細かな情報の収集や伝達が行えるボランティアを育成する。

(2) 災害時における電話利用の自粛を呼びかけ、電話回線による連絡網の確保に努める。

第 7 節 消防施設・設備の整備

実施担当：消防本部

第 1 趣旨

町における消防力の整備、強化を促進するための対策について定める。

第 2 内容

1 総合的な消防計画の策定

町は、風水害災害及び大火災に対応する、総合的な消防計画の策定に努める。

2 施設・設備の整備

(1) 消防力の充実

ア 消防本部

開発に伴う人口増、交通量の増加等に伴い、災害発生時に予想される被害規模は年々拡大する傾向にある。これに対応するため、「消防力の整備指針」を基に当町の地勢に合わせた消防力を確保するための年次計画を樹立する。

イ 消防団

消防団の機動力確保のため、全分団に配備している小型動力ポンプ付普通積載車及び小型動力ポンプ付軽積載車を年次計画により更新するとともに、活動の効率化を図るため軽量ホース、無反動筒先等最新資機材の充実を図る。

(2) 消防水利の増設

ア 消火栓の改良増設

水道管の改良工事に伴い、消火栓の増設、整備（移設を含む）を行うとともに、既設の流量不足消火栓等を逐次有効消火栓に改良する。

イ 第2次水源の確保

地震その他の原因による断減水の場合、消火栓にかわる水利として防火水槽、プール、池、河川での消防水利確保を重点計画とする。

ウ 指定消防水利の増設

池、貯水池等消防の用に利用できるものの所有者の承諾を得て、常時使用可能を図るとともに機能の保持に努める。

なお、町内の消防施設・設備及び消防水利の現況は、「資料編／資料 7-6」のとおりである。

3 消防活動対策

(1) 路上工作物対策

ア 路上にみだりに存置、又は放置された物件の整理移動について、消防法第3条による屋外の措置命令をもって措置する。

イ 消防出動路を阻害する工作物等(電柱、塀、出店等)について、交通に支障のないよう関係機関に改善及び取締りを依頼する。

(2) 道路対策

ア 交通障害の多い道路については、水・火災防ぎょ活動の支障排除のため警察、道路関係者等に対し改善対策を求める。

イ 不法駐車による交通障害については、実状をよく調査して取締りを依頼する。

ウ 道路工事等による障害については、猪名川町火災予防条例に基づく届出の励行を図り、消防活動に支障のないよう関係者に措置対策を要求し又は迂回路を事前に考慮し、その適正を期する。

第8節 防災資機材の整備

実施担当：総務防災課、消防本部

第 1 趣旨

風水害対策に必要な防災資機材等の整備について定める。

第 2 内容

水防資機材の整備については、兵庫県地域防災計画に準じて定めるほか、猪名川町水防計画による。

第 9 節 避難対策・避難体制の整備

実施担当：総務防災課、消防本部

第 1 趣旨

災害時に住民が安全かつ速やかに避難するために必要な避難対策及び避難体制の整備について定める。

第 2 内容

1 避難計画の策定

- (1) 災害時に住民が安全かつ速やかに避難できるよう、避難訓練に関する計画を作成し、避難訓練を実施する。
- (2) 町内の自主防災組織や施設管理者等に対し、自主的な避難計画の作成を促す。

2 避難地・緊急避難場所及び避難所の指定

(1) 一時避難地の指定

町は、災害時における一時的な住民の安全を確保するため、一時避難地を指定する。

(2) 避難所・緊急避難場所の指定

町は、災害時における住民の安全を確保するため、地域特性や過去の被災状況等を踏まえて、避難所及び緊急避難場所の指定を行う。

ア 指定避難所

被災者が一定期間滞在できる体制を整備した公共施設を指定避難所として指定する。

イ 指定緊急避難場所

避難生活を行うことを第一の目的とせず、住民が差し迫った災害の危険性から身の安全を確保するための施設を緊急避難場所として指定する。緊急避難場所は公共施設に限らず自治会館等、地域により近く、住民自身が開設することができる施設も緊急避難場所として指定する。

ウ 福祉避難所

避難所での生活に特別な配慮が必要な高齢者・障がい等の災害時要援護者が安心して生活できる体制を整備した施設を福祉避難所として指定する。

なお、町内の指定避難所及び福祉避難所の概要は「資料編・資料 7-2」のとおりである。

3 避難所の管理・運営体制の充実

- (1) 避難所の迅速な開設と円滑な運営のため、町職員から避難所の運営を担当する職員を指名する。
- (2) 避難所の開設・運営方法や連絡体制については、別途作成する「避難所運営マニュアル」を活用し、マニュアルは適宜修正を行う。

4 避難対策の充実

町は、避難に関する体制整備にあたっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、災害が重複して発生しうることを考慮するよう努めることとする。

5 避難所の安全性・住環境の向上

- (1) 住民が避難所を安全に利用できるよう、避難所の不燃化・耐震化や耐水性向上など安全性の確保を図る。
- (2) 住民が避難所を快適に利用できるよう、避難所の設備・資機材の充実など機能性の向上を図る。

6 避難誘導体制の充実

- (1) 一時避難地と避難所を結ぶ道路を避難路として整備し、沿道の安全性を確保する。
- (2) 住民が指定された避難所等に安全かつ容易に避難できるよう、避難路や避難所等を明示する標識類を整備する。

なお、標識については、日本工業規格に基づく図記号や災害種別一般記号を使用し、災害種別ごとに対応した避難所等であることを明示し、標識の見方を含めた住民への周知に努める。

7 周知方法の充実

避難路や避難所等の位置を記載した WEB 版のハザードマップをホームページ上で公開し、住民への周知に努める。

8 土砂災害に対する避難体制の充実

- (1) 町は土砂災害をはじめ、災害の種別ごとに適した避難所及び緊急避難場所を指定し、WEB 版のハザードマップをホームページ上で公開し広報に努めることとする。
- (2) 土砂災害警戒区域内に位置する避難所、緊急避難場所で周辺に代替施設がない等やむを得ない場合は高層階への避難や、施設内のより安全な部屋への避難を実施する。
- (3) 避難途中における被災防止のため、土砂災害警戒区域や浸水想定区域をできる限り利用しないよう避難路に関する啓発を行い、避難訓練等で実践することに努める。
- (4) 土砂災害警戒区域内に位置する学校、社会福祉施設、医療施設等に対し、災害時の危険性の認識を促すため、施設の立地環境及び土砂災害警戒情報の情報収集方法について啓発を行うとともに、町からの情報提供手段の確立に努める。

第 10 節 災害時要援護者支援対策の強化

実施担当：福祉課、こども課、総務防災課

第 1 趣旨

高齢者、障がいのある人や乳幼児等の円滑・迅速な避難に支援を要する者（以下「災害時要援護者」という。）に対し、災害時に迅速、的確な対応を図るための体制整備について定める。

第 2 内容

1 地域安心拠点の整備

町は、平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、災害時における災害時要援護者対策にもつながることから、住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携・供給拠点を、体系的に整備するよう努めることとする。

2 避難行動要支援者の把握と情報伝達体制の整備

(1) 避難行動要支援者の日常的把握

町は、災害時要援護者のうち特に自らによって避難行動を行うことが困難である避難行動要支援者の名簿を作成・共有しておくなど、災害時に迅速に対応ができる体制の整備に努めることとする。

また、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者における体制等については、猪名川町避難行動要支援者支援制度実施要綱（資料編/資料 2-10 参照）に定めるところによる。

(2) 障がいのある人への情報伝達方法等の確立

町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がいのある人に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備に努めることとする。

また、町は、防災知識の普及啓発に努めるほか、消防機関等は、防災上の相談・指導を行うこととする。

(3) 緊急通報システムの整備

ひとり暮らし高齢者やひとり暮らしの重度身体障害者等と町関係機関の間に緊急通報システムを整備することとする。

3 避難行動要支援者の情報提供

町は、避難支援等に必要範囲内で、避難行動要支援者名簿の情報を、平常時には行政機関や特別公務員・民間団体等に、災害時には消防組織・自主防災組織や自衛隊・警察応援部隊、避難支援協力企業・団体、障がいのある人団体等に提供することができる。

なお、情報提供を行う場合は提供先に情報管理のための措置を求めるものとする。

4 福祉避難所の整備

災害時要援護者の安全な避難場所を確保するため、社会福祉施設等を福祉避難所として整備する。

(1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の整備

町は、高齢者、障がいのある人や乳幼児等の中で、緊急に施設で保護する必要がある者に対して社会福祉施設の一時入所措置等の取扱が円滑に行われるよう体制を整備することとする。

また、町は、緊急に施設で保護する必要がある者の一時入所措置等について、県及び近隣市町との協力体制を整備することとする。

(2) 社会福祉施設の対応強化

町は、社会福祉施設を利用する高齢者や障がいのある人や乳幼児等が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難な場合もあることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努めることとする。

(3) 社会福祉施設等の整備

町は、高齢者や障がいのある人をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、以下の事項について整備に努めることとする。

ア 車いすで通行できる避難経路として敷地内通路及び外部出入口の整備

イ 光、音声等により、視覚障がいのある人及び聴覚障がいのある人に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

(4) 高齢者、障がいのある人等に配慮した避難所の整備

災害時に避難所となる施設管理者は、高齢者、障がいのある人等の利用を考慮して、バリアフリー化に努めることとする。

5 災害時に特に配慮すべき事項

災害時に以下の事項について災害時要援護者に十分配慮することが望ましい。

(1) 各種広報媒体を活用した情報の提供を行う。

(2) 自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等地域住民の協力により安否の確認、救助及び避難誘導を行う。

(3) 名簿等の活用による居宅に取り残された要援護者の迅速な把握を行う。

(4) 指定緊急避難場所の担当者等への引継ぎ方法、指定緊急避難場所からの移送先・移送方法についてあらかじめ定めておく。

(5) 福祉避難所や条件に適した指定避難所の提供、社会福祉施設への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応を行う。

(6) 指定緊急避難場所や指定避難所における要援護者の把握とニーズ調査を実施する。

(7) おむつやポータブル便器等生活必需品を準備する。

(8) 粉ミルク、やわらかい食品等食事内容に配慮する。

- (9) 手話通訳者やボランティア等の協力による生活支援を行う。
- (10) 巡回健康相談や栄養相談等を重点的に実施する。
- (11) 仮設住宅の構造、仕様について配慮するとともに、災害時要援護者の仮設住宅の優先的な入居に努める。
- (12) 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認を実施する。
- (13) ケースワーカーの配置や継続的なこころのケア対策を行う。
- (14) インフルエンザ等感染症の防止を行う。
- (15) 社会福祉施設の被害状況調査を実施する。
- (16) 福祉相談窓口を設置するとともに、必要に応じて社会福祉士等の専門職を派遣し、迅速かつ的確な対応を図る。
- (17) 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設では、災害時要援護者の迅速な避難誘導を行う。

なお、浸水想定区域内の要配慮者利用施設（水防法第 15 条第 1 項第 3 号）の概要は、「資料編／資料 7-3」のとおりである。

第 11 節 外国人支援対策の強化

実施担当：地域交流課

第 1 趣旨

外国人に対する日常の情報提供及び災害時の情報伝達等について定める。

第 2 内容

1 災害時の情報伝達及び安否の確認

在留外国人、訪日外国人等の被災状況の把握と安否の確認をするとともに、外国人生活支援コーディネーターを活用し外国語による情報提供及び相談を行うものとする。

2 情報の提供

猪名川町国際交流協会ボランティア等の協力を得ながら、可能な限り多言語による情報の提供を行うものとする。

第 12 節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

実施担当：総務防災課、福祉課

第 1 趣旨

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動の支援体制の整備について定める。

第2 内容

町は、大規模災害発生時の救援活動にボランティアの協力を得るために、受入れ体制、支援拠点及び活動条件の整備に努める。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

1 受入体制の整備

町は、町内で大規模災害等が発生した場合、災害救援専門ボランティア以外に、主として以下の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、受入体制の整備に努めることとする。

- (1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の配分、輸送
- (4) 軽易な応急・復旧作業
- (5) 災害ボランティアの受入事務

2 ボランティア活動の支援拠点の整備

町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。

3 災害ボランティア活動の条件

町は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、災害に係るボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのための活動マニュアルの作成、ボランティアのネットワーク化、ボランティアの活動拠点の整備、ボランティア活動資機材の整備、ボランティア研修・登録制度の整備、その他の条件整備に努めることとする。

第13節 救助・救急体制の整備

実施担当：総務防災課、消防本部

第1 趣旨

町における救助・救急体制の整備とあわせ、地域による救助能力向上や関係機関との連携による搬送能力強化のための整備について定める。

第2 内容

1 町による救助体制の強化

- (1) 救助活動用資機材や救急活動用機器等の更新・整備及び高度化に努める。

- (2) 救急救命士等の救急隊員の養成を推進する。
- (3) 救命活動に協力が得られる医師等の医療関係者との連絡体制を確立する。

2 地域による自主救助能力の向上

- (1) 自主防災組織や消防団等による救助活動能力を向上するための訓練を実施する。
- (2) 搬送に協力が得られる民間の患者搬送事業者等との連絡体制を確立する。

第 14 節 緊急輸送体制の整備

実施担当：総務防災課、建設課、地域交流課、消防本部

第 1 趣旨

災害時における災害応急活動に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制の整備について定める。

第 2 内容

- 1 町は、県が地域防災計画により実施する緊急輸送路ネットワークの設定に協力し、町内における緊急時輸送路について、平時から整備、点検を行うとともに被災時の迅速復旧に備えるものとする。
- 2 町は、災害対策用ヘリコプターの臨時離着陸場適地として下記の場所を指定し、県に届出済である。
 - (1) 猪名川町ふれあい公園（総合公園）（猪名川町白金 1 丁目 74-8）
 - (2) 猪名川町スポーツセンターグラウンド（猪名川町万善字十貫 25-1）
 - (3) 大島であい公園（猪名川町島字前田 3）
 - (4) 猪名川町消防防災広場（猪名川町差組字米山 154-4）

なお、災害対策用ヘリコプター臨時離着陸場適地の位置は、「資料編／資料 7-4」のとおりである。

第 15 節 災害医療体制の整備

実施担当：住民課

第 1 趣旨

多数の負傷者等に対する応急医療や、避難所、仮設住宅等における医療対策を想定した災害医療体制の整備について定める。

第 2 内容

- 1 災害医療体制の整備

町は、県が実施する災害医療システム等の整備について協力し、町域内での災害病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について川西市医師会、歯科医師会、医療機関、搬送機関等と調整し、整備に努めるものとする。

2 医薬品等の備蓄

- (1) 町は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班等が用いる医療機材の備蓄に努めるものとする。
- (2) 町内の医療機関に医薬品等の備蓄を依頼、奨励するものとする。
- (3) 町は、発災後、3 日間程度の間に必要となる医薬品（殺菌消毒剤等）の確保に特に留意するものとする。

第 16 節 備蓄体制等の整備

実施担当：総務防災課、住民課、上下水道課

第 1 趣旨

災害発生直後に必要となる食糧、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。

第 2 内容

1 基本方針

- (1) 災害発生から 3 日間は、平時のルートによる供給や、外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じるものとする。
- (2) 町は、住民が各家庭や職場で 3 日間分の食糧、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織、自治会等を通じて啓発に努める。
- (3) 町は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等の小単位に分散する方式で物資等の備蓄に努める。
- (4) 災害による避難者及び災害対策要員の必要分として常時 3 日間の物資等の備蓄に努める。

2 食料

(1) 備蓄、調達

ア 配布対象

- (ア) 避難所等に避難している被災者
- (イ) 住家が被害を受け、炊事ができない者
- (ロ) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (ハ) 交通機関の途絶等による帰宅困難者

イ 目標数量

猪名川町において最も大きな被害が想定される「猪名川町直下地震」による避難者数と災害対策要員を合わせた約 2,000 人の 3 日分（9 食）の食糧である 18,000 食（内副食のビスケット等が 1 食分として 6,000 食）の食糧を現物備蓄する。

ウ 品目

アルファ化米、ビスコ、育児用調整粉乳等の主食糧、保存水

3 生活必需物資

(1) 備蓄、調達

ア 配布対象

- (ア) 住家が被害を受けた者
- (イ) 被服、寝具その他、生活上必要な最小限度の家財を失った者
- (ウ) 生活必需物資が無い場合、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 目標数量

目標は、スフィア基準及び災害対策基本法に基づく数量とする。

ウ 品目

発災日から直ちに必要となるものに重点をおくとともに、スフィア基準及び災害対策基本法に基づく品目を優先して備蓄する。備蓄物資では不足する場合は、緊急時における生活物資の協定先企業等から調達を行う。

- (ア) 毛布等の寝具
- (イ) 紙おむつ（乳児、大人）
- (ウ) 携帯トイレ、簡易トイレ
- (エ) 生理用品
- (オ) トイレットペーパー、
- (カ) その他、懐中電灯やカセットコンロ等

4 応急給水

(1) 対象、目標数量

上水道の給水が停止した断水世帯に対し、最小限必要量の 1 人 1 日 3 リットルを給水することを原則として、給水体制を整備することとする。

[給水目標水準]

災害発生から 3 日間	1 人 1 日	3 リットル
4 日から 10 日まで	//	3～20 リットル
11 日から 20 日まで	//	20～100 リットル
21 日目以降	//	100 リットル～被災前の水準

(2) 供給体制

町は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備するものとする。

5 医薬品

兵庫県地域防災計画の「災害医療システムの確立」及び「医療、助産対策の実施」に準じて整備を進めるものとする。

6 備蓄の方法

食糧については、プロロジスパーク猪名川2に集約備蓄をしている。

また、流通在庫の備蓄及び供給の協力を得るため、町内で食糧・物資等を取り扱う事業者等と、発動条件や内容・費用負担等について双方が合意した上で協定を締結する。

なお、町内における防災倉庫の備蓄品は「資料編／資料 8-1」、食糧備蓄倉庫の備蓄品及び備蓄場所は「資料 8-2」、食料・物資等の調達を行う町内事業は「資料 8-3」のとおりである。

第 17 節 応急住宅供給体制の整備

実施担当：総務防災課、都市政策課、建設課

第 1 趣旨

災害時に速やかに応急仮設住宅を供給するため必要な体制の整備について定める。

第 2 内容

1 建設候補地の確保

町は、平時から応急仮設住宅の建設候補地となる土地を調査・選定し、住宅地としての条件を考慮して確保しておく。

なお、町が確保している応急仮設住宅の建設候補地は、「資料編／資料 7-5」のとおりである。

2 建設業界との連携

町は、応急仮設住宅の建設について協力が得られるよう、平時から建設業界との連携に努める。

3 設置マニュアルの作成

応急仮設住宅を速やかに設置するため、住宅仕様、入居者決定方法、地域コミュニティづくり等を定めたマニュアルを作成する。

第 18 節 感染症対策、衛生体制の整備

実施担当：住民課、総務防災課

第 1 趣旨

災害による環境衛生条件の悪化等を防止するため必要な整備について定める。

第 2 内容

1 感染症対策の体制

感染症の予防及び対策を担当するチームを編成するための体制を整備する。

2 感染症対策の資機材の確保

薬剤や散布器、棺、専用車両など感染症対策の資機材を確保するため、関係機関や民間事業者との協力体制を整備する。

第 19 節 保健・福祉体制の整備

実施担当：住民課、福祉課、保険課

第 1 趣旨

保健・福祉が連携した総合的な福祉サービスを展開するため必要な整備について定める。

第 2 内容

1 福祉施設の連携強化

災害時でも保健・福祉機能が正常に作用するよう、福祉施設相互の連携を強化する。

2 カウンセラーの人材確保

精神的なケアが必要な者に、長期的かつ適正な相談等が行えるカウンセラーを確保する。

第 20 節 教育対策の環境整備

実施担当：教育振興課、学校教育課、こども課

第 1 趣旨

災害時に迅速かつ適切な教育を児童・生徒に行うため必要な体制の整備について定める。

第 2 内容

1 マニュアル及びカリキュラムの作成

教職員用の行動マニュアル及び応急教育用の学習カリキュラムを作成する。

2 学校関係者との協力体制

学校と地域との連携を強化するため、PTA等の学校関係者との協力体制を確立する。

3 教育的ケア等に関する研究

児童・生徒のこころの対策をはじめとする教育的なケアに関する研究や勉強会を行う。

第 21 節 災害廃棄物処理体制の整備

実施担当：総務防災課、農業環境課クリーンセンター、上下水道課

第 1 趣旨

災害時に家庭等から出る災害廃棄物を迅速に処理するため必要な体制の整備について定める。

第 2 内容

1 災害廃棄物処理計画の策定

町では、大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物の処理計画を策定しており、処分方法等に関する詳細は同計画に基づいて処理する。

2 ごみ・災害がれき類の処理体制の整備

仮置場や処分場の候補地選定、分別・処理方法の検討など収集処理体制を整備する。

3 し尿の処理体制の整備

災害用仮設トイレの備蓄及びし尿収集処理のための資機材の確保体制を整備する。

第4章 住民参加による地域防災力の向上

第1節 防災に関する学習等の充実

実施担当：総務防災課、教育振興課、学校教育課、こども課、消防本部

第1 趣旨

住民等に対する防災意識の普及、高揚を図るため、防災にかかる学習の推進に関する事項について定める。

第2 内容

1 住民に対する防災思想の普及

町は、住民の一人ひとりが「自らの生命は、自ら守る。」を基本に、平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう、自主防災思想の普及、啓発の実施に努めるものとする。

2 住民に対する防災知識の普及

町は、各課等の所管業務にかかる以下の事項について広報し、住民の防災、減災に関する意識及び基礎知識の高揚を図るものとする。

(1) 周知方法

- ア 各種防災関連施設の活用
- イ ラジオ、テレビ等マスメディアによる普及
- ウ インターネット・メールによる普及
- エ 標語、図画、作文募集等による普及
- オ 関連資料の収集、展示等による紹介、提供
- カ WEB版のハザードマップをホームページ上で公開

(2) 周知内容

- ア 町の防災対策
 - (ア) 避難場所の設置（種類・所在地等）
 - (イ) 災害情報の伝達（手段・入手方法等）
- イ 風水害等に対する知識と過去の災害事例
 - (ア) 想定している災害の概要
 - (イ) 災害の危険が及ぶ地域
- ウ 災害に対する平素の心得
 - (ア) 浸水、がけ崩れ等の周辺における災害危険性の把握

- (イ) 家屋等の点検
- (ウ) 家族内の連絡手段の確保
- (エ) 火災の予防
- (オ) 心肺蘇生法や AED 等の応急救護知識等の習得
- (カ) 避難経路、避難場所等の確認
- (キ) 3 日分程度の食料、飲料水、物資等の備蓄
- (ク) 非常持出し品の確認（貴重品、小型ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食料、飲料水等）
- (ケ) 自主防災組織の役割分担の確認
- (コ) 災害時要援護者及び外国人への配慮
- (サ) ボランティア活動への参加
- (シ) 地震保険等の災害保険制度への加入

エ 災害発生時の心得

- (ア) 風水害発生時における行動（場所別）
- (イ) 出火防止と初期消火
- (ウ) 自宅及び周辺の被災状況の把握
- (エ) 救助活動
- (オ) テレビ、ラジオ等による情報収集
- (カ) 避難実施時の必要な措置
- (キ) 避難場所での行動
- (ク) 自主防災組織の行動
- (ケ) 自動車運転中及び旅行中等の心得など

3 町職員が防災上習熟すべき事項

- (1) 町職員は、各々の業務を通じ、また研修等により以下の事項の習熟に努めるものとする。

- ア 町の防災体制と防災上処理すべき業務
- イ 災害発生時の動員計画と各自の担当業務
- ウ 各関係機関との連絡体制と情報活動
- エ 関係法令の運用
- オ 災害発生原因についての知識
- カ 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点等

- (2) 町は、兵庫県及び猪名川町地域防災計画を基本に、災害応急対策にかかる共通マニュアルの整備など全職員に対し、災害時における各自の行動の周知徹底に努めるものとする。

4 消防団員が防災上習熟すべき事項

消防団の強化・活性化を図るため、施設・設備を充実するとともに、青年・女性層の団員の参加促進を図る。

消防団は、消防団員が郷土愛護の精神により地域の安全確保に積極的に取り組むため、講習会や訓練を通じて、火災、風水害、地震災害、特殊災害等の基礎知識と、これらに対する消防活動の知識及び技術を習得させるよう努めるものとする。

また、平常時から消防本部や自主防災組織と連携を図り、災害時の協力支援体制を強化するよう努めるものとする。

5 児童、生徒に対する防災教育

町教育委員会は、児童、生徒に対し、防災教育の推進に努めるものとする。

(1) 防災教育担当者会の設置、運営

(2) 安全教育の充実

教師用マニュアルの活用等

(3) 教職員の指導力の向上

研修会の実施等

(4) 人間教育を原点とした防災教育の推進

副読本の活用、防災教育推進地区の選定等

(5) 学校におけるボランティア教育の推進

ボランティアの理念等についての学習機会の充実と実践的活動の促進

(6) 図書館における調べ学習

第2節 自主防災組織の育成

実施担当：総務防災課、消防本部

第1 趣旨

住民が地域において、自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成強化に関する事項について定める。

第2 内容

1 実施機関等

(1) 町は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の育成、推進に努める。

その際、町は消防本部と密接に連携し、協力するものとする。

(2) 町は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、自主防災組織への積極参加について、理解と協力を求める。

2 活動

自主防災組織の参加者は、町及び町消防本部と十分に協議し、自らの規約、防災計画を定めて活動を行うものとする。

(1) 計画内容

ア 組織の編成と任務分担を定め、役割の明確化を行うこと。

- イ 防災知識の普及、災害教訓の伝承に関すること。
- ウ 防災訓練に関すること。
- エ 情報の収集、伝達に関すること。
- オ 出火防止、初期消火の方法、体制に関すること。
- カ 救出、救護の活動内容、医療機関への連絡に関すること。
- キ 避難指示の方法、災害時要援護者対応、避難経路、避難場所、避難所の運営協力等の避難誘導、避難生活に関すること。
- ク 食糧、飲料水の確保、炊き出し等に関すること。
- ケ 防災資機材の備蓄、調達、保管管理等に関すること。

(2) 自主防災組織の編成

ア 任務分担による班編成

指揮、連絡、情報、警備、消火、救出救護、避難誘導、給食給水、その他、地域上必要と考えられる班の編成を行う。

イ 構成上の留意事項

- (ア) 女性の参加と昼夜に分類した方式での結成を検討する。
- (イ) 地域の事情その他必要に応じて水防、巡視等の班の検討を行う。
- (ロ) 事業所等の自衛消防組織や従業員の参加について検討を行う。
- (ハ) 地域的片寄りの防止と専門家、経験者等の活用を図る。

(3) 自主防災組織の活動内容

ア 平常時の活動

- (ア) 風水害等防災に関する知識の向上
- (イ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連携
- (ロ) 地域内の危険度の把握
- (ハ) 地域内の消防水利の確認
- (ニ) 家庭内の防火、防災上の措置
- (ホ) 地域における情報収集、伝達体制の確認
- (ヘ) 避難所、医療施設等の確認
- (セ) 防災資機材の整備、管理
- (ソ) 防災訓練の実施等
- (ジ) リーダーとなる人材の育成

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止と初期消火
- (イ) 負傷者の救助
- (ロ) 地域住民の確認
- (ハ) 情報の収集、伝達

(カ) 避難誘導、避難生活の指導

(キ) 給食、給水

(ク) 他地域への応援等

ウ その他

自主防災組織は、自治会単位で組織するとともに、幼年消防クラブ等民間の防火組織と連携を図るものとする。また、平常時から消防本部や消防団との連携を図り、災害時の協力支援体制を強化するよう努めるものとする。

3 育成強化対策

町は、県に協力して、自主防災組織の育成の促進と活動の活性化を図り、指導の強化に努めるものとする。

(1) 自主防災組織育成計画を作成し、自主防災組織に対する意識の高揚を図り、育成指導に努めるものとする。

ア 県が実施する自主防災組織育成強化対策行事への参加

イ 啓発資料の作成と情報の提供

ウ 各種講演会、懇談会等の実施

エ 各組織（コミュニティ）への指導、助言と訓練、研修会と実施

オ 顕彰制度の活用

カ 活動拠点施設の整備（整備補助制度の活用）

(2) 町は、町内のコミュニティ組織である自治会を主体にその育成に努めるとともに、個人の防災力の向上を図り、地域の防災リーダーとなる人材を確保する。

(3) 町は、以下に該当する地域を推進地区として位置づけ、早急に育成を図るものとする。

ア 人口の密集地域

イ 災害時要援護者の比率が高い地域

ウ 木造家屋集中地域

エ 消防水利不足地域

オ 過去の災害で大被害が発生した地域

カ その他防災上必要であると認められる地域

第3節 防災訓練の実施

実施担当：総務課、総務防災課、企画財政課、税務課、農業環境課、地域交流課、住民課、保険課、福祉課、こども課、都市政策課、建設課、上下水道課、教育振興課、学校教育課、消防本部

第1 趣旨

防災関係機関等が単独又は共同して行う防災訓練の内容について定める。

第2 内容

町は、災害時又は災害が発生するおそれのある場合に備えて、実践的な対応力の養成と関係機関及び住民の活動力の向上を図るため、地域防災リーダーを育成し、各種訓練を実施して防災対策の充実強化に努めるものとする。

1 総合防災訓練

- (1) 参加機関は、阪神北県民局、川西警察署、隣接市町、隣接消防機関、その他防災関係機関、自主防災組織、各種団体、ボランティア、町内企業等とする。
- (2) 被害想定は、地震を主として実施する。
- (3) 内容は、災害対策本部の設置、情報の収集伝達、災害広報、避難誘導、救出救護、交通規制、救援物資輸送、消防活動、水防活動、ライフライン復旧等とする。

2 個別防災訓練

- (1) 町は、町内防災関係機関又は、災害相互応援協定市町、その他の防災関係機関等と単独又は共同で各種訓練を実施するものとする。
- (2) 被害想定は、風水害を主として実施する。
- (3) 訓練は、図上訓練と実施訓練に大別し、職員の動員、情報の収集伝達、水防消防、災害救助等とし、その他、各種訓練の基礎訓練を含有するものとする。

3 地域の防災訓練

- (1) 町は、町内の自主防災組織、学校、事業所等に対し、消防本部が主となり、防災意識の高揚と技術の向上を図るための防災訓練の指導を行う。
- (2) 訓練は、情報の収集伝達、救出・救助、消火、心肺蘇生法等の応急救護、避難誘導、給食、給水等の単独又は連携したものとする。

第4節 企業等の地域防災活動への参画促進

実施担当：総務防災課、消防本部、地域交流課

第1 趣旨

町内の企業が、当該地域の防災活動で果たすべき役割と内容について定める。

第2 内容

1 災害時に企業等が果たす役割

- (1) 従業員、顧客の安全
- (2) 経済活動の維持
- (3) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

2 企業等の平常時対策

町は、平常時から町内企業等に対し、「防災」を主眼に災害時における企業の役割について理解と協力を求め、以下の事項の実施の指導・助言を行うものとする。

- (1) 自衛消防組織の育成
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 地域の防災訓練への参加
- (4) 防災マニュアル（災害時の行動マニュアル）の作成
- (5) 防災体制の整備
- (6) 事業継続計画の作成
- (7) AED の設置

3 事業所の自衛消防組織

- (1) 町は、町内事業所において、消防法に基づく自衛消防組織の設置対象事業所に対して指導し、防災への理解と協力の推進に努める。
- (2) 消防計画作成については、予防、学習訓練、応急対策に係る計画の作成を実施する。
- (3) 自衛消防組織の活動
 - ア 平常時
 - (ア) 防災訓練
 - (イ) 施設及び設備等の訓練整備
 - (ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施
 - イ 災害時
 - (ア) 情報の収集伝達
 - (イ) 出火防止及び初期消火
 - (ウ) 避難誘導
 - (エ) 救出、救護

第5節 地区防災計画の策定

実施担当：総務防災課

第1 趣旨

地区居住者等が地区特性に応じて行う防災活動に関する計画（地区防災計画）について定める。

第2 内容

1 計画の内容

地区防災計画には、計画の対象範囲、地区の活動体制、防災訓練の内容、物資備蓄の内容、相互支援の方法等について定める。

2 計画の策定

地区居住者等は、猪名川町防災会議に地区防災計画を定めるよう提案することができる。（計画提案）

居住者等から提案が行われた場合、町防災会議は居住者等の自発的な防災活動の内容を尊重して計画を定めるものとする。

第5章 調査研究体制等の強化

第1節 気象観測体制の整備

実施担当：総務防災課、消防本部

第1 趣旨

町内における気象観測施設の整備等について定める。

第2 内容

1 観測体制

町内7地域に設置している雨量計及び河川水位計の観測データを表示する気象観測システムの運用及び観測データと災害の傾向を調査分析し、災害の予防に努める。

また、猪名川町消防本部（猪名川町紫合字古津側山4-10）には、温度計、湿度計、気圧計、雨量計、風向計、風速計等の観測機器が設置されており、気象観測システムを補完するため、精度の維持に努める。

2 雨量・水位計測機器設置箇所

(1) 雨量計設置箇所

- ア 島計測地点 （島字柘鳴美地内）
- イ 笹尾計測地点 （六瀬ほしのさと小学校屋上）
- ウ 柏梨田計測地点 （柏梨田字高関地内）
- エ 槻並計測地点 （槻並字田畑地内）
- オ 下阿古谷計測地点（下阿古谷字明神前地内）
- カ 原計測地点 （松尾台4丁目地内）
- キ 差組計測地点 （差組向イ地内）

(2) 水位計設置箇所

- ア 島計測地点 （島字柘鳴美地内）
- イ 笹尾計測地点 （笹尾字ヘイソヘ地内）
- ウ 柏梨田計測地点 （柏梨田字高関地内）
- エ 槻並計測地点 （槻並字田畑地内）
- オ 下阿古谷計測地点（下阿古谷字明神前地内）
- カ 原計測地点 （松尾台4丁目地内）
- キ 差組計測地点 （差組向イ地内）

第6章 その他の災害の予防対策の推進

第1節 大規模火災の予防対策の推進

1-1 出火防止・初期消火体制の整備

実施担当：消防本部

第1 趣旨

町内における出火防止、初期消火体制の整備について定める。

第2 内容

1 組織

本町は、常備消防である消防本部、消防署及び非常備消防である消防団の2組織が、火災予防の重責を担っている。

2 火災予防対策

(1) 一般予防計画

ア 予防消防行政、立入検査等を強化するとともに、広報活動により、防火思想の普及徹底と予防消防の根本である警戒心の高揚に努めるものとする。

また、消防法に定める予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態把握を行うとともに、火災予防指導の強化に努めるものとする。

イ 地域の自主防災組織、事業所における防火防災組織を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減に努めるものとする。

ウ 火気使用設備、器具の所有者、使用者に対し、猪名川町火災予防条例に基づき出火の予防に努めさせるものとする。

(2) 建築物の火災予防

ア 都市計画区域において、火災発生時の延焼等の危険性を軽減し、町の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路、公園等の都市空間、防火水槽等の防災施設の整備に努めるものとする。

また、発展する町の将来に備えて、防火地域等の指定、耐火構造建築物の延焼防止の基準の整備、さらに危険物等の施設や工場等の危険性の高い施設への各用途地域内における設置制限等火災予防に関する規制について、研究、検討に努めるものとする。

イ 建築物の新築等について、防火上の見地からその計画を審査し、各々の建築物について、あらかじめ火災予防についての指導に努めるものとする。

(3) 不特定多数の者が出入りする特定防火対象物の火災予防

ア 防火基準適合表示等の交付

旅館、ホテル等の施設において防火上一定の基準に適合するものには、申請に基づき防火基準適合表示マークを交付し、利用者の安全を図る体制の確立に努めるものとする。

イ 消防法令違反に対する是正指導の推進

スプリンクラー設備等の重要な消防用設備等の設置違反に対して、是正の指示を行い、適正な状態が長期間保てるよう指導に努めるものとする。

(4) 林野火災予防対策

ア 広域的、総合的消防防災体制の確立

近接市町及びその他の防災関係機関と相互の連携を密にし、林野火災等の発生防止及び火災による損害を軽減して、森林資源の確保と国土の保全に努めるものとする。

イ 出火防止対策

林野火災の多くが失火であることから、法令に基づき林野火災注意報・警報を適時発令し、出火防止に努めるものとする。

ウ 火災発生時の被害の軽減を図るため、林野火災の特性に対応し得る消防用資機材の整備に努めるものとする。

エ 兵庫県消防防災航空隊等の派遣要請

林野火災が発生した場合、必要に応じ兵庫県消防防災航空隊等のヘリコプターを活用した広域応援の要請について適切に対処する。

オ 自衛隊の派遣要請

林野火災において、県が自衛隊の出動を要請した場合の消防用資機材については、町において貸与するものとする。

また、これらの資機材について森林組合等と災害発生時の緊急調達の協議を推進するものとする。

(5) 防火管理者等の育成と活用

ア 学校、病院、工場等の消防関係法令で定める防火管理者選任義務対象物について、防火管理者の選任及び消防計画の作成、避難訓練の実施を徹底させるものとする。

イ 防火管理者、防災管理者、消防設備士、消防設備点検資格者を養成、指導し、総合的な防災管理体制の整備に努めるものとする。

(6) 特殊危険物の予防対策

放射性物質等の特殊危険物について、あらかじめ、取扱所等における具体的な予防対策を講じさせるものとする。

(7) 化学消火資機材の整備

化学消火資機材については、年次計画により整備に努めるものとする。

なお、消防本部が保有している化学消火資機材の内容、数量は「資料編／資料 8-4（１）」のとおりである。

第 2 節 危険物等取扱施設事故の予防対策の推進

2-1 危険物取扱施設の予防対策の実施

実施担当：消防本部

第 1 趣旨

危険物（石油等）による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物取扱事業所等の予防対策及び予防指導について定める。

第 2 内容

1 危険物取扱事業所等

- (1) 危険物取扱事業所等は、消防法及び消防法に基づく関係法令を遵守するとともに、自己の責任において保安対策を推進し、危険物の災害予防に万全を期することとする。
- (2) 危険物取扱事業所等は、危険物施設（消防法別表により第 1 類から第 6 類に分類されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所、取扱所の建築物、工作物等）の規模に応じて、以下の人員を配置することとする。

ア 危険物保安監督者の選任

危険物取扱者免状所有者中、指導力及び危険物に関する知識の豊富な者を消防法第 13 条の規定に基づき、危険物保安監督者に選任し、貯蔵取扱関係者に対する指導、監督の徹底を図る。

イ 危険物保安統括管理者の選任

危険物施設の規模により事務所の所長、工場長等危険物の保安に関する業務を統括管理する者を消防法第 12 条の 7 に基づき危険物保安統括管理者に選任し、その責務の認識の徹底を図る。

ウ 危険物施設保安員の選任

消防法第 14 条に基づき、危険物施設保安員を選任し、構造及び設備に係る保安の業務を行う。

- (3) 危険物取扱事業所等は、以下の保安対策を実施することとする。

ア 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防除するための自主保安体制の確立及び従業員教育の実施に努めることとする。

イ 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱っている事業所等は、相互に連絡協調して防災体制を確立し、相互援助、避難等の自主的な組織活動を行うこととする。

ウ 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討することとする。

2 消防本部

(1) 消防本部は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を行う。

(2) 消防本部は、監督行政庁の立場から以下の保安対策を実施することとする。

ア 危険物施設の把握と防災計画の策定

常に危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

イ 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して関係法令を遵守させ、危険物保安管理体制を強化させる。

ウ 消防体制の強化

危険物施設における火災等に適切に対処するため、事業所ごとに危険物の性質、数量等に応じた警防計画を策定し、それに基づく訓練を定期的の実施するとともに、隣接市との相互応援協定の締結を推進する。

エ 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、危険物に関する関係法令、製造所等の技術基準、危険物の性質、災害防ぎょの具体的方法、危険物施設事故対応マニュアル等について視聴覚教育を含む専門教育を的確に実施し、災害発生時の対応能力を向上させる。

2-2 高圧ガス取扱施設の予防対策の実施

実施担当：消防本部

第1 趣旨

高圧ガスによる災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため高圧ガス関係事業所等の予防対策及び予防指導について定める。

第2 内容

1 防災体制の整備

事業所は、災害発生時に冷静かつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(1) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(2) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で町消防本部へ連絡するための緊急時の連絡、広報体制を確立する。

(3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

(4) 相互応援体制の確立

大規模災害が発生し、一つの事業所では対応できない場合に備えて、関係事業所及び防災関係機関相互において防災関係要員、資機材等の応援体制を確立する。

2 防災資機材の整備

(1) 県及び消防本部は、事業所に対して防災資機材等の整備促進を図るとともに、その管理について指導する。

(2) 県及び消防本部は、事業所に対し、効果的な防災資機材等の整備充実を指導するとともに、報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の種類及び数量の把握に努める。

(3) 事業所は、防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

(4) 事業所は、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

3 保安教育の実施

(1) 関係団体は、高圧ガスに関する各種講習会を開催し、事業所に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させることに努める。

(2) 事業所は、従業員等に対し定期的に保安教育を実施し、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図る。

(3) 主な教育項目は、以下のとおりとする。

ア 関係法令

イ 高圧ガスに関する知識

ウ 防災組織

エ 運転マニュアル、各種規程

オ 異常時の措置基準

カ 事故事例と対策

キ 救急措置、方法

4 防災訓練の実施

(1) 町及び関係機関は、高圧ガスにかかる災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が実施できるように総合防災訓練の実施に努める。

(2) 事業所は、取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所内で防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(3) 主な訓練項目は以下のとおりとする。

ア 緊急通信・通報・伝達訓練

- イ 非常招集動員訓練
- ウ 救助・避難訓練
- エ 応急措置実施訓練
- オ 消火訓練
- カ 広報訓練

5 防災技術の研修

関係機関及び事業所は、高圧ガスの特性に応じた防災技術の研修及び情報の把握に努める。

2-3 毒物・劇物取扱施設の予防対策の実施

実施担当：消防本部

第1 趣旨

毒物又は劇物の保管施設等からの流失等による保健衛生上の危険を防止するための予防対策について定める。

第2 内容

1 組織

毒物及び劇物取締法に定める物品の取扱い及び指導等については、兵庫県地域防災計画に定めるところであり、町としては消防法危険物については消防関係法令で、その他の物品については、関係法令の許容範囲のなかで指導を行い、本款趣旨の徹底に努めるものとする。

2 防護資機材の整備

防護資機材については、年次計画により整備に努めるものとする。

なお、町消防本部が保有している防護資機材の内容、数量等は「資料編／資料 8-5」のとおりである。

2-4 放射性物質取扱施設の予防対策の実施

実施担当：総務防災課、消防本部

第1 趣旨

放射性物質（放射性同位元素、核燃料物質等）による災害の発生及び被害の拡大を防止するための予防対策について定める。

第2 内容

1 放射性物質取扱事業所の防災体制の整備

放射性物質取扱事業者は、関係法令を遵守し、安全管理に万全を期するものとする。

- (1) 施設の不燃化等の推進
- (2) 放射線による被曝予防対策の推進
- (3) 施設等における放射線量の把握
- (4) 自衛防災対策の充実
- (5) 通報体制の整備
- (6) 放射性物質取扱業務関係者への教育訓練の実施
- (7) 放射線保護資機材の整備

2 防護資機材の整備

予防対策を実施する各機関は、必要により放射線測定器、放射線防護服等の整備に努めるものとする。

なお、町消防本部が保有している防護資機材の内容、数量等は「資料編／資料 8-5」のとおりである。

3 県、その他の関係機関の防災体制の整備

兵庫県地域防災計画の定めるところによる。

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針

第1 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を敏速、かつ適確に実施するため、町及びその他の関係機関の緊急時の組織体制、情報収集伝達体制の確立と、防災関係機関等との連携を包括した応急活動体制を確立する。

第2 災害応急活動の展開

災害応急活動体制の確立に伴い、災害現場における効率的な活動展開のため、以下の事項を重点とする。

- (1) ボランティア等の支援の受入れ
- (2) 住民に対して災害に係る広報広聴活動
- (3) 災害の活動と被害の防止のための水防、消防等の活動
- (4) 人命救助活動と救急医療活動
- (5) 避難対策、食糧、飲料水、生活必需物資等の供給、応急仮設住宅の提供、保健衛生対策、生活救援等の被災者に対する救援・救護活動
- (6) 災害防ぎょ、救助、救援等活動に関する支援活動及び交通規制等の緊急輸送体制の確保活動
- (7) 被災者の生活確保のためのライフライン、交通網等の応急復旧活動
- (8) 学校等における児童、生徒の安全確保と教育機能の早期回復への活動
- (9) 二次災害防除活動

第3 その他の災害応急対策活動の推進

大火災、危険物等事故、突発重大災害の応急対策についても、前記2の災害応急活動の展開に定める重点事項を基本として対策活動を実施する。

第4 災害応急対策時の活動原則

災害応急活動の体制と内容

区 分	災害応急活動の体制	災害応急活動の内容		
発災直後	・災害対策要員の確保（初動体制の確保） ・被害情報の収集・伝達 ・災害対策本部の設置 ・関係機関への応援要請	住民への 情報提供	・人命救助、救急医療 ・水防消防活動による被害防止と災害防除 ・避難情報の発信 ・食料、物資等の供給	・交通規制 ・緊急輸送

次段階	猪名川町地域防災計画に定める各担当部門の活動体制	住民等への 広聴活動 ボランティア等の受け入れ	・保険、衛生対策 ・仮設住宅の確保 ・教育機能回復 ・生活救護対策	・二次災害への対策 ・ライフライン、交通施設の復旧
-----	--------------------------	-------------------------------	--	--

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 組織の設置

実施担当：総務防災課

第1 趣旨

猪名川町の風水害等発生時等の防災組織体制について定める。

第2 内容

1 猪名川町災害対策本部

(1) 設置者及び設置場所

設置者は、町長であり、設置場所は猪名川町役場第2庁舎災害対策本部室とし、災害等により支障が生じた場合は、消防本部作戦室に設置し業務を継続実施する。

(2) 設置基準

ア 町域に気象業務法に基づく気象予警報等が発令され、町域内に災害発生のおそれがあるとき。

イ その他、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、特にその対策及び防災の推進を図る必要があるとき。

(3) 閉鎖基準

ア 災害応急対策に備えるため設置した場合で、災害発生のおそれが解消したと認められるとき。

イ 災害応急対策が概ね終了したと認めるとき。

(4) 組織及び運営

ア 災害対策基本法、猪名川町災害対策本部条例及び猪名川町災害対策本部設置要綱の定めるところによる。

イ 町に災害対策本部を設置するに至らない災害等の場合にあっては、防災準備体制により対処するものとする。

(5) 設置及び廃止の通知

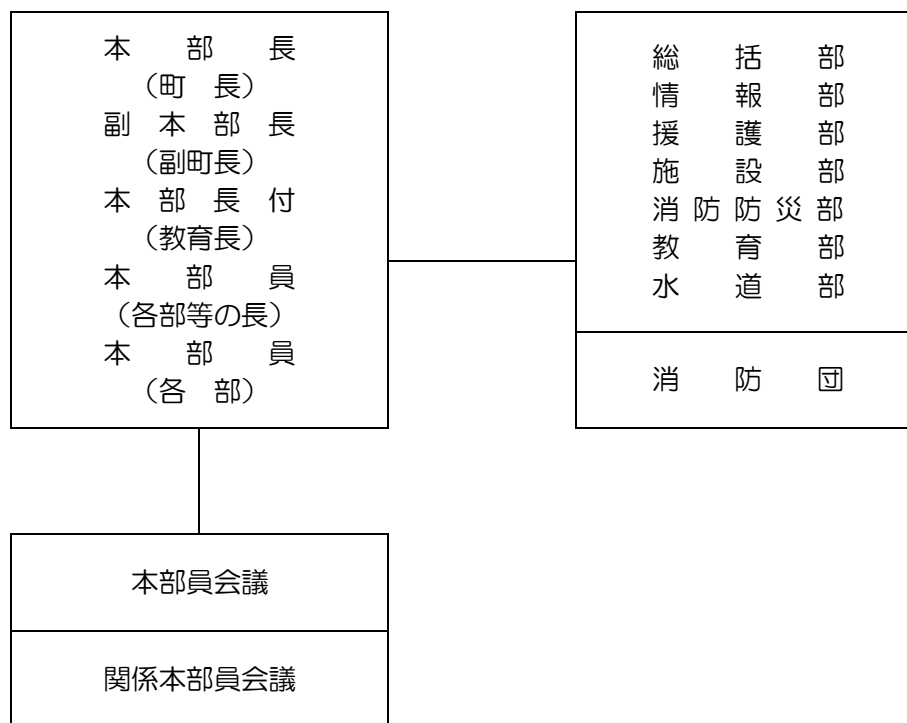
町は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、兵庫県関係機関、町に係る防災関係機関及び報道機関にフェニックス防災システムへの入力をもって通知するものとする。

(6) 組織体系と事務分掌

災害対策本部の組織体系及び事務分掌は以下のとおり。

ア 組織体系

猪名川町災害対策本部組織図



イ 事務分掌

- (ア) 本部長（町長）は、災害対策本部の事務を統括する。
- (イ) 副本部長（副町長）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (ロ) 本部長付（教育長）は、本部長を補佐する。
- (ハ) 関係本部員（企画総務部長、生活部長、地域振興部長、まちづくり部長、教育部長、消防長、議会事務局長）は、副本部長を補佐するとともに、災害予防及び災害応急対策の実施について、関係本部員会議で協議の上、その事務を処理する。
- (ニ) 総括部長は、副本部長を補佐し、副本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (ホ) 総括部長以下各部長は、所属部員を指揮監督し、所管事務の執行にあたる。
- (ヘ) 部付は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (ヘ) 学校の校長に事故があるときは、教頭がその職務を代行する。

なお、災害対策本部における部署ごとの事務分掌及び消防団の事務分掌は、「資料編／資料 6-4」のとおりである。

第2節 動員の実施

実施担当：総務防災課、消防本部

第1 趣旨

猪名川町及び町に係るその他の防災関係機関における風水害等発生時等の職員動員（招集、配備）体制について定める。

第2 内容

災害対策本部の活動を行うため町職員を指令に基づいて動員する。

1 配備体制

配備体制は、以下の4種類とし、本部長が状況を判断して決定する。

配備体制はすべての部に発令することを原則とするが、必要に応じて特定の部に対して発令することもある。

猪名川町災害対策本部配備体制図

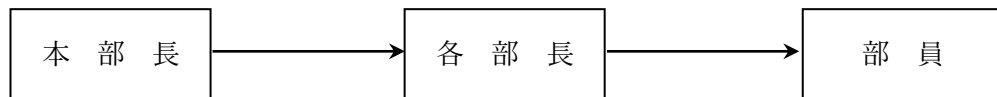
体制	発令基準及び配備事由	配備職員
準備体制 (準備指令)	・防災指令の発令が予想されるとき ・気象予警報が発令され、町域に災害の発生の恐れがあるとき ・災害の発生により情報収集の必要性が生じたとき	関係部員により情報の収集にあたる。 第1号配備体制に該当の職員は、職場又は自宅待機とする。
第1号(非常)配備体制 (第1号防災指令)	・気象警報が発令され、災害発生が確実に予想され、又は小規模の災害が発生したとき ・その他予期し得ない災害が発生したとき	各部所属職員の4割程度を配備し、情報収集及び被害調査対策を行う。 第2号配備体制に該当する職員は、職場又は自宅待機とする。
第2号(非常)配備体制 (第2号防災指令)	・中規模の災害発生が予測され、又は発生したとき	各部所属職員の7割程度を配備し、防災活動にあたる。 第3号配備体制に該当する職員は、職場又は自宅待機とする。
第3号(非常)配備体制 (第3号防災指令)	・大規模の災害の発生が予測され、又は、発生したとき	各部所属職員の全員を配備し、防災活動の万全を期する体制とする。

2 伝達方法

(1) 勤務時間内の場合

本部の配備体制については、本部長の指示に基づき以下の順序で伝達する。

災害対策本部の指示系統図



(2) 勤務時間外の場合

部員の緊急招集は本部長の命に基づき、以下のとおり伝達する。

ア 伝達手段については、有線電話又は携帯電話及び職員参集メールを第一とし、消防救急デジタル無線（消防団用受令器を含む）を第二とし、また、伝達系統は、各部等において定める連絡網によるものとする。

イ 各部員は緊急事態の発生を知った場合は、状況判断を行い速やかに本部に連絡し、自発的に登庁し配備体制の強化に努めなければならない。

(3) 各部員は、配備命令を受けたときは、以下のとおり対処するものとする。

ア 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備につくものとする。

イ 勤務時間外に配備命令を受けた場合において、自身又は家族の被災等のため配備につくことができないときは、速やかにその旨を所属長に連絡しなければならない。

ウ 勤務時間外に配備命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに協力、参加し、その旨を所属長に連絡しなければならない。

エ 勤務時間外に配備命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため配備につくことができないときは、最寄りの町の機関に赴き、その機関の長の指示に従って職務に従事し、速やかに所属長に連絡しなければならない。

オ 消防団員等として既に防災業務に従事しているときに配備命令があった場合は、活動中である旨を速やかに所属長に連絡しなければならない。この場合であっても、第3号配備体制の指示であるときは、可能な限り当該業務を引継ぎ指定部署につくよう努めるものとする。

3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における風水害発生時等の動員体制については、各機関が定めるところによる。

4 その他の災害対策要員

(1) 災害対策要員の確保

町は、災害応急対策を実施するため、技術者等が不足し、又は緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を発し、技術者その他の災害対策要員の確保を図るものとする。

(2) 日本赤十字社奉仕団等の動員

町は、災害応急対策を実施するため、必要に応じて日本赤十字社奉仕団及び自治会、婦人会等の自主防災組織等に協力を求め、災害対策要員の確保を図るものとする。

第3節 情報の収集・伝達

3-1 気象予警報等の収集、伝達

実施担当：総務防災課

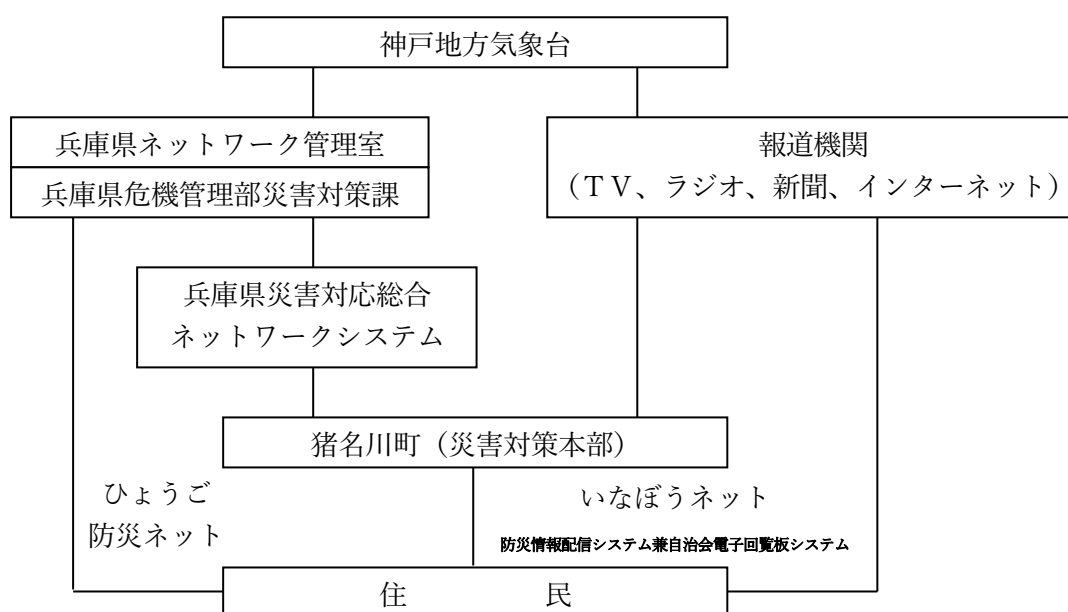
第1 趣旨

災害時における気象予報等の収集、伝達を防災関係機関が連携して迅速、的確に行うために必要な事項を定める。

第2 内容

1 伝達系統

気象予警報等の伝達系統図



2 災害対策本部が行う情報収集、伝達方法

(1) 気象予警報等の収集、伝達

ア 災害対策本部は、直接又は県災害対策本部等を通じて、気象台が発表する情報等を速やかに収集する。

イ 猪名川町気象観測システム及び兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）により、降雨状況、河川水位情報等を収集する。

ウ 情報収集は、移動系無線（IP 無線機）、有線電話、兵庫県衛星通信ネットワーク及びフェニックス防災システムを主とし、消防無線及びラジオ、テレビの放送等でこれを補う。

(2) その他の災害情報等の収集伝達方法

ア 水防法に基づく水位の状況等の情報は、猪名川町水防計画の定めるところによる。

イ 異常現象の通報

(7) 気象、地象、水象その他の異常現象を発見した者は、電話等により速やかに災害対策本部、又は警察官に通報するものとする。

(1) 通報を受けた警察官は直ちに災害対策本部へ通知するものとする。

(9) 災害対策本部は異常現象の通報を受けたときは、直ちに関係機関に連絡し、早急にこれに対する応急対策を行うものとする。

(3) 住民への伝達

ア 災害対策本部は、必要と認める気象、地象、水象その他の異常現象等の情報に限らず、予想される事態及びこれらに対してとるべき措置等も併せて周知するものとする。

イ 気象、地象、水象その他の異常現象等の情報は、報道機関が自主的に行うことにより、一般的な周知効果が得られるが、特殊な情報又は特定地域のみに対する情報は以下のいずれかの方法を重視して行い周知徹底を図る。また、これらの方法は、町広報紙やハザードマップ、町ホームページ等により住民に対してあらかじめ周知を図る。

(7) サイレン、警鐘の使用による周知

(1) 電話、ファクシミリ等有線通信機器の利用による周知

(9) 広報車及び拡声装置付車両の利用による周知

(1) 有線通信途絶時には、消防無線（消防団用受令器を含む）、水道無線の利用による周知

(4) 屋外情報表示板及び町内掲示板の利用による周知

(4) 災害情報用テレガイド（766-8484）の利用による周知

(4) 町気象情報による気象状況の周知（町ホームページ）

(7) 臨時刊行印刷物の配布による周知

(7) いなぼうネット（ひょうご防災ネット）による周知

(1) 緊急速報メール（エリアメール）による周知

(4) 地上デジタルテレビのデータ放送（L アラートの利用）による周知

(7) 町 Facebook による周知

(4) 防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システムによる周知

(4) 災害対策本部の組織内への伝達

ア 気象情報等の伝達は、注意報、警報及びその他重要なものについて行うものとする。

イ 勤務時間内にあっては電話、ファクシミリ、庁内 LAN 及び印刷物で行い、勤務時間外について、必要と認める者に有線電話、携帯電話により伝達を行う。

ウ 関係者は、勤務時間外の対策本部設置に備えてテレビ、ラジオ、インターネット等の情報に配慮し、状況により本部に連絡し、情勢を把握し必要に応じて態勢下に入るものとする。

3-2 災害情報等の収集、伝達

実施担当：総務防災課、総務課、企画財政課、農業環境課、建設課、都市政策課、
上下水道課、教育振興課、学校教育課、消防本部

第1 趣旨

災害時における被害状況及び災害応急対策実施状況等の収集、伝達及び応急対策の指示伝達を防災関係機関が連携して迅速、的確に行うために必要な事項を定める。

第2 内容

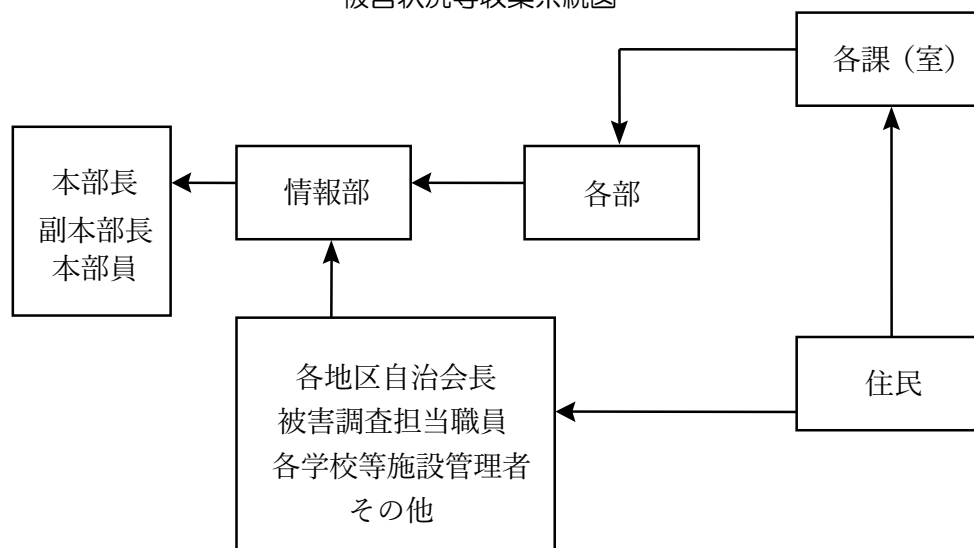
1 被害情報の収集伝達

(1) 被害状況の収集

ア 災害対策本部に自治会長及び住民等から報告のあったもの及び対策本部の各部においてそれぞれ収集したものを、総括部において取りまとめるものとする。

イ 被害状況の調査（報告）に関して調査（報告）すべき場合、内容、要領方法等は、それぞれ本部員会議で定めるところにより実施し、被害の判定基準により実施するものとする。

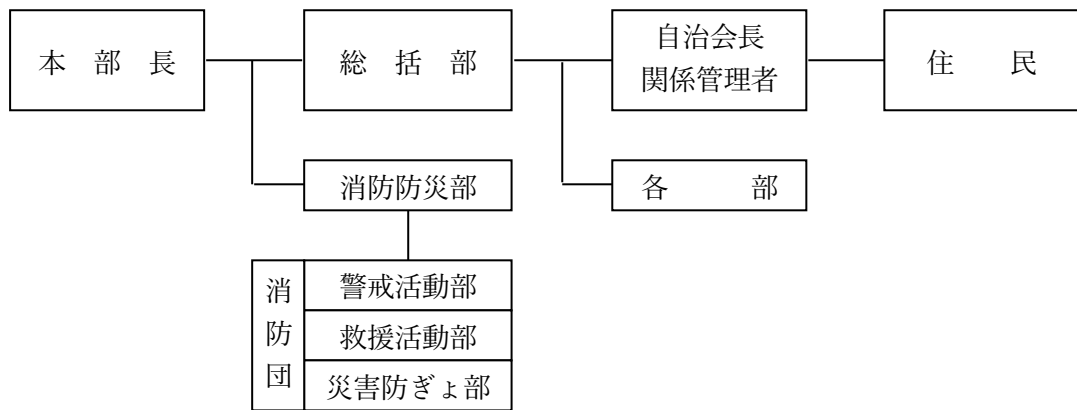
被害状況等収集系統図



(2) 応急対策実施状況の収集及び応急対策の指示

災害発生に伴う応急対策の実施状況の収集及び応急対策に関する必要な指示は、本部長から総括部及び消防防災部が担当して系統的行うものとする。

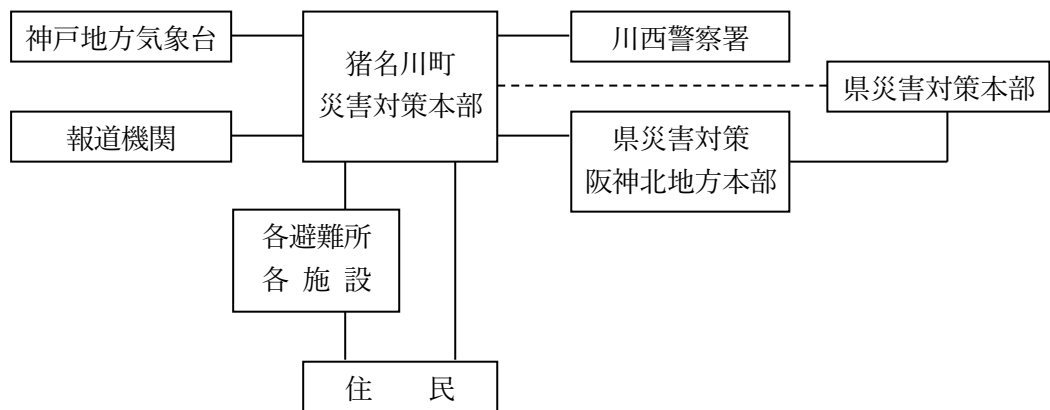
応急対策の指示系統図



(3) 災害情報の伝達

総括部は収集された災害情報を適宜整理し、本部長の意を受け住民に伝達するものとする。

災害情報の伝達系統図



(注) 緊急を要する場合については ----- 線の伝達によることがある。

2 災害情報の報告

(1) 町は、以下の災害が発生したときは、県に災害情報を報告するものとする。

ア 災害救助法の適用基準に合致する災害

イ 災害対策本部を設置した災害

ウ 前記のア又はイに定める災害になるおそれのある災害

エ 自らの町内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害

オ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの

カ 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

キ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

ク 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

(2) 報告系統及び手段

ア 町は県に災害情報報告を行う場合は迅速、的確なる伝達を行うために、フェニックス防災システムの防災端末に入力することとし、必要に応じて有無線電話やファクシミリ、兵庫県衛星通信ネットワークシステム等を活用して実施するものとする。

イ 「火災・災害等即報要領」による即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等、地震の場合は震度 5 以上）を覚知したときは、第 1 報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

ウ 通信の不通等により、県へ報告が不能な場合は、内閣総理大臣（窓口消防庁）に災害情報を報告する。

この場合にも県との連絡確保に努め、連絡の確保後直ちに同様の報告を行うものとする。

エ 町は県等への報告、連絡を行うため、上記(ア)による手段が不可能な場合は、通信可能地域への職員派遣等あらゆる手段を用いて伝達実施に努めるものとする。

(3) 報告内容

ア 町は、同時多発火災又は多数の死傷者の発生に伴う、消防機関への通報（電話、駆け付け）が殺到した場合は、直ちに消防庁及び県（災害対策阪神北地方本部経由）へそれぞれ報告するものとする。

イ 災害概況速報

町は、報告すべき災害を覚知した場合は直ちに第 1 報を、県災害対策阪神北地方本部を経て県に報告する。

なお、発災当初段階においての被害状況の把握不完全な状況下では人的被害、建築被害、土砂災害発生状況等の情報収集に加え、被害規模の概括的情報の報告とする。

また、災害が町の対応力のみでは十分な対応が不可能な規模であると予想される場合は、早急に県災害対策阪神北地方本部を経て県に報告するものとする。

ウ 被害情報速報

町は、被害情報を収集し、「被害状況速報」により、県災害対策阪神北地方本部を経て県に速報するものとする。

エ 災害確定報告

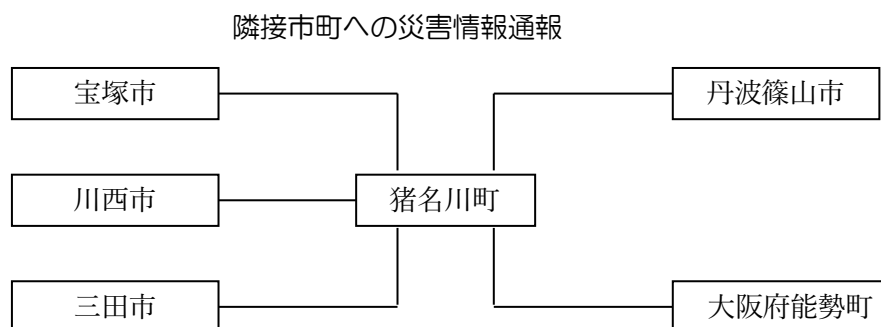
町は、応急措置の完了後、速やかに県災害対策阪神北地方本部を経て県に文書で報告するものとする。

オ その他

県への報告において、県災害対策阪神北地方本部への連絡不能の場合及び緊急時には、直接県災害対策本部へ報告するものとする。

3 隣接市町への災害情報通報

- (1) 河川の破堤等、緊急を要する災害情報の隣接市町への通報体制については、県災害対策本部への報告内容に準ずるものとする。



- (2) 連絡方法については、原則をフェニックス防災システム及び有線電話とし、不通の場合は、兵庫県衛星通信ネットワークシステム又は消防救急デジタル無線を用いて実施する。

4 支援要請

町が、大災害により単独での応急活動あるいは行政事務の執行困難な場合の支援要請経路については以下のとおりとする。

- (1) 県への応援要請については前記 1-(3) 災害情報の伝達系統により実施する。
- (2) 隣接市町及び災害相互応援協定市町への支援要請については、前記 3 災害情報連絡網の確保に定めるところにより実施する。

3-3 災害情報連絡網の確保

実施担当：総務防災課、消防本部

第 1 趣旨

災害時において防災関係機関が気象予報等や災害情報等を収集、伝達するための情報連絡網の確保について必要な事項を定める。

第 2 内容

- 1 災害時における通信は、有線電話、携帯電話、ファクシミリ、電子メール、フェニックス防災システム及び兵庫県衛星通信ネットワークを主とし、これらによる通信困難等の支障発生時は、消防系無線又は、災害対策基本法による非常通信制度により実施する。
- 2 非常通信の利用については、災害に関する予警報の伝達及び応急措置の実施に関し、緊急かつ特別の必要があるときは、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条に基づき、以下の方法により通信施設を優先的に利用し又は使用することにより通信連絡を確保するものとする。

- (1) 公衆電気設備の優先利用

ア 非常通信及び緊急通信

災害の予防若しくは応急対策等に必要な事項を内容とした市外通話は非常通話として、また、非常通話以外に公共の利益のために緊急に通話することを要する事項を内容とする市外通話は、他の市外通話に優先して接続される。

イ 非常電報及び緊急電報

アと同内容の電報はそれぞれ非常電報又は緊急電報として他の電報に先だって伝達及び配達される。

ウ 有線電気通信法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる者が設置する、有無線電気通信設備の使用

以下に掲げる者が設置する有無線電気通信設備を使用することができる。

ただし、災害対策基本法第 57 条に規定する警報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた方法により行うものとする。

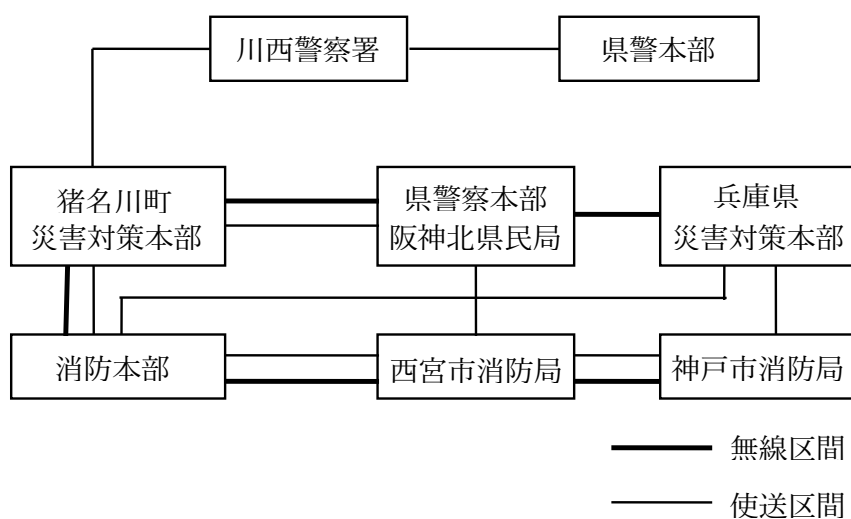
- (ア) 警察事務を行うもの
- (イ) 消防事務を行うもの
- (ロ) 気象事務を行うもの
- (ハ) 水防事務を行うもの
- (ニ) 軌道（鉄道）事務を行うもの
- (ホ) 電気事務を行うもの
- (ヘ) 自衛隊事務を行うもの

エ 非常電報及び緊急電話

電波法第 52 条に定める非常無線通信に該当するものについては、兵庫地区非常無線通信経路計画に基づき、近畿地方非常無線通信協議会の通信施設を活用する。

- (ア) 警察通信設備
- (イ) NTT 西日本無線通信施設
- (ロ) 各私鉄通信施設
- (ハ) 市町村無線通信 NTT 西日本株式会社兵庫支店設備（消防無線を含む）
- (ニ) アマチュア無線局
- (ホ) 国土交通省通信施設
- (ヘ) 関西電力送配電通信施設
- (ヘ) 県無線通信施設

無線の通信経路図



無線の通経路

区 間	総合 信頼度	役場から の距離	非常通信経路 (発着信局)	県庁迄 の距離	計画
猪名川町	A	12km	(昼間のみ) 川西警察署……………県警本部	27km	県
	A	-	(県衛星通信 NW) 猪名川町役場……………県庁	29km	町
	A	2km	(県衛星通信 NW) 消防本部……………県庁	30km	町
神戸市	A	2km	(消防主運用波) 消防本部……………西宮市消防局	30km	町
	A	18km	(消防主運用波) 西宮市消防局……………神戸市消防局	16km	町

(2) 通信途絶時における措置及び応急対策

通信途絶時の措置及び応急対策

障害区分	措置及び応急対策
有線電話 の途絶	災害現場及び連絡所等の重点地点には災害対策用として水道系又は消防系の無線局を臨時配置し、専任取扱者を付け非常通信の正確性を確保する。
無線局の 電源対策	配備無線局は車載型移動局を原則とするが、携帯型にあっては、予備電池又は小型発電機により 2 次電源の確保を行い、非常通信の確実性の向上を行う。

(3) 有線電気通信法第 8 条の規定による有線電気通信設備の使用

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通通信、若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するときは、一般に有線電気通信設備の設置者は、その設備を他人の通信用に供してもよいことになっているので、設置者の協力を得て通信連絡を確保するものとする。

(4) 水道系及び消防系無線の使用

指示、命令、予警報及び各種情報の伝達、及び応急措置の実施に関し、緊急かつ特別の必要がある場合に使用する。

なお、水道系及び消防系無線の一覧は、「資料編／資料 8-8」のとおりである。

(5) アマチュア無線による通信使用

有線電話、電報、有線放送等有線による通信手段が途絶した場合、アマチュア無線局の協力を得て情報収集等の通信手段を確保する。

3-4 被災者台帳の作成

実施担当：総務防災課、税務課、福祉課、消防本部

第 1 趣旨

被災者の公平な支援を効率的に実施するため、被災者の被害状況や支援実施状況、支援に当たったの配慮事項等を集約した被災者台帳の作成及び共有・活用に必要な事項を定める。

第 2 内容

1 台帳情報の利用・提供

(1) 町による内部利用

町は、被災者の援護の実施に必要な限度で台帳の情報を内部利用できる。

(2) 本人への提供

町は、被災者本人に対して台帳の情報を提供できる。

(3) 本人が同意した者への提供

町は、被災者本人が自身の台帳情報を提供することについて同意した者（民間事業者、被災者支援を行う NPO、社会福祉協議会、民生委員等の被災者支援を行う団体等）に対して台帳の情報を提供できる。

(4) 他の地方公共団体への共有

町は、兵庫県等の関係地方公共団体からの求めに応じて、被災者の援護に必要な範囲で台帳の情報を提供ができる。

2 台帳の作成方法

(1) 作成主体

猪名川町の町長及び職員が作成主体となる。

(2) 掲載対象者

猪名川町の地域に係る災害の被災者で、何らかの被害を受けた者を対象とする。なお、猪名川町の住民以外で災害発生時に町内に所在していた者も対象とする。

(3) 利用する情報

町が保有している情報や被災者からの各種支援制度に係る受給申請等の際に得られた情報を利用する。また、必要に応じて他の地方公共団体等に情報提供を求めこれを利用できる。

3 台帳の記載・記録内容

(1) 個人の氏名、生年月日、男女の別、住所（住民基本台帳の情報）

(2) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況

(3) 各種支援制度による支援の実施の状況

(4) 要配慮者であるときはその旨及び要配慮者に該当する事由

(5) その他

ア 電話番号その他の連絡先（携帯電話のメールアドレス等）

イ 世帯の構成

ウ 罹災証明書の交付の状況

エ 台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合は、その提供先

オ 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

カ 被災者台帳の作成に当たり個人番号を活用した場合は、その個人番号

キ 上記以外に町長が必要と認める事項

4 台帳情報提供に係る申請と情報の提供

(1) 申請書の提出

台帳情報の提供を受けようとする者は、町長に対し、必要事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(2) 情報の提供

町は、台帳情報の提供に関する申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるとき等を除き、申請者に台帳情報を提供できる。

第4節 防災関係機関との連携促進

4-1 自衛隊への派遣要請

実施担当：総務防災課

第1 趣旨

災害時に人命及び財産の保護のため、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する手続き及び派遣内容について定める。

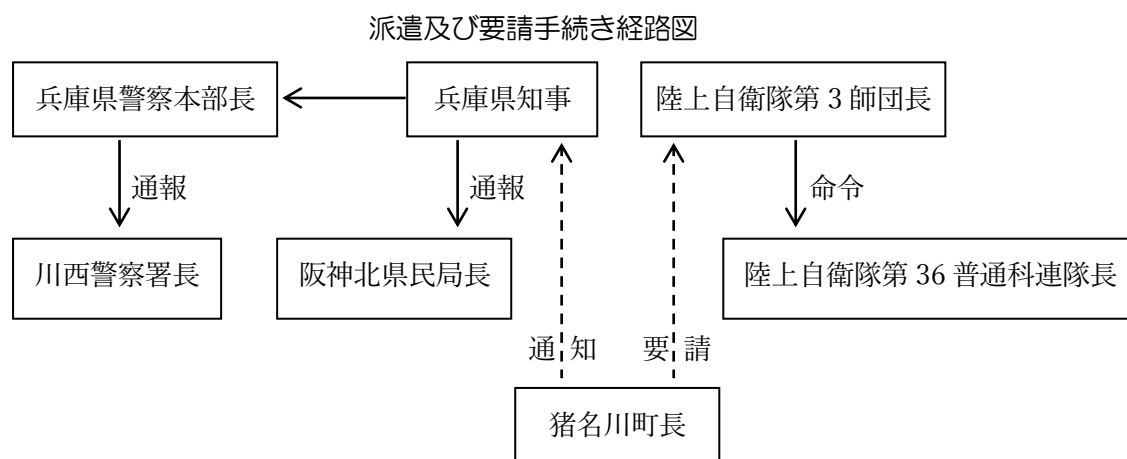
第2 内容

1 災害派遣要請の方法

(1) 町長→自衛隊（要請）、町長→県知事（通知）

町長は災害時、人命又は財産保護のため自衛隊の災害派遣要請の必要があると認める場合は、以下の事項をあきらかにして自衛隊の派遣要請を行うよう求めるものとする。また、自衛隊への通知をしたときは、速やかに、その旨を県知事に通知する。

- (ア) 災害状況及び派遣要請理由
- (イ) 派遣希望時間
- (ウ) 派遣希望区域及び活動内容
- (エ) 要請責任者の職、氏名
- (オ) 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- (カ) 派遣地への最適経路
- (キ) 連絡場所及び現場責任者氏名及び標識又は誘導地点及びその表示



(2) 要請先等

陸上自衛隊に関しては、原則として第3師団長へ要請するとともに、第36普通科連隊長にも通報する。

自衛隊への災害派遣の要請先

区 分	宛 先	所在地
陸上自衛隊	第3師団長 第36普通科連隊長	伊丹市広畑1丁目1番 伊丹市緑ヶ丘7丁目1番1号
航空自衛隊	(第3師団長経由)	

自衛隊への災害派遣の連絡先

区 分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
自衛隊	第3師団 (第3部防衛班)	TEL (072) 781-0021 内線 3733	TEL (072) 781-0021 内線 3301
		FAX (072) 781-0021 内線 3724	FAX (072) 781-0021 内線 3724
	第36普通科連隊 (第3科)	TEL (072) 782-0001 内線 4030・4031・ 4032	TEL (072) 782-0001 内線 4004 (当直司 令)
		FAX (072) 782-0001 内線 4034	FAX (072) 782-0001 内線 4034
兵庫県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) FAX(078)362-9911~9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災・危機管理班)	(078)362-9988 FAX (078)362-9911 ~9912	(078)362-9900 FAX (078)362-9911 ~ 9912

(3) 任務分担

ア 町は派遣要請に伴い以下の事項を実施する。

- (ア) 作業実施期間中の現場責任者の設定
- (イ) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備
- (ロ) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

イ 県は町からの通知を受け、必要であれば現場責任者を現地に派遣し、町と自衛隊間の折衝及び調整を行うものとする。

2 撤収要請

町長は自衛隊に対し、災害派遣要請方法に準じて撤収の連絡を行うものとする。

3 経費の負担

町は原則として、自衛隊の救援活動に要した以下の経費を負担するものとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊装備に係るものを除く）。

4 自主派遣

防衛大臣又はその指定する者は、特に緊急な事態で、要請を待つ時間がない場合は、要請がなくても例外的に部隊などを派遣することができる。

部隊などの長が自主派遣する基準は、別途「防衛省防災業務計画」に基づいて定める。

4-2 関係機関との連携

実施担当：総務防災課、消防本部

第1 趣旨

災害応急対策の実施にあたり、国、県、他市町をはじめ防災関係機関、団体等の連携に関する事項について、以下のとおり定める。

第2 内容

- 1 国、県及び指定地方行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請は「兵庫県地域防災計画」の定めるところにより実施する。

なお、大規模災害により町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、土地等の使用・収用権限及び応急措置に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部について、知事及び指定行政機関の長等が代行する。

- 2 警察、消防に係る災害応急対策の実施の要請については「兵庫県地域防災計画」の定めるところにより実施する。
- 3 他市町長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）及び指定地方行政機関の長や他市町に対する長期にわたる職員派遣要請及び知事のあっせんについては、災害対策基本法第29条、第30条第1項、地方自治法第252条の17の規定により実施する。

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第1節 災害ボランティアの派遣・受入れ

実施担当：福祉課、総務防災課

第1 趣旨

大規模な災害が発生し、救護活動が広範囲又は長期に及ぶ場合、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合における災害ボランティアの派遣、受入れについて定める。

第2 内容

- 1 災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊）の受入れ

町は、町域で大規模災害等が発生し、必要があると認めるときは、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにした上で、県に対しひょうご・フェニックス救援隊-「HEART-PHOENIX」の派遣を要請する。

2 災害ボランティアの受入れ

(1) 受入れ窓口等の開設

町は、町域で大規模災害等が発生した場合、災害救援専門ボランティア以外に、主として以下の活動についてボランティアの協力を得ることとし、猪名川町文化体育館（兵庫県川辺郡猪名川町白金 1 丁目 74 番地 24）に受入窓口を設ける。

ただし、猪名川町文化体育館において、受入れ窓口の開設に支障が生じる場合は、猪名川町社会福祉協議会と協議のうえ受付及び紹介窓口を設けるものとする。

ア 災害情報、生活情報等の収集、伝達

イ 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動

ウ 救援物資、資機材の配分、輸送

エ 軽易な応急、復旧作業

オ 災害ボランティアの受入事務

(2) ボランティアの受入れにともなう整備事項

町内自治会、自主防災組織、日本赤十字社奉仕団等、住民団体の受入れ、災害応急対策実施に伴い災害対策本部への支援を行うため、以下の活動について、町内、住民団体の協力を依頼するものとする。

ア 自治会・自主防災組織

(ア) 罹災世帯調査に対する協力

(イ) 救援物資等の配布に対する協力

(ウ) その他応急救助の実施に対する協力

イ 日本赤十字社奉仕団

(ア) 救援活動に対する協力

(イ) 炊出し等に対する協力

(3) 町は、町域での災害発生に伴いボランティアの受入れについて以下の事項の提供に努める。

ア ボランティア登録と証明書の発行、交付

イ 活動拠点、宿所、給食、移動手段の提供

ウ 傷害保険の提供

エ ボランティア活動として必要な資金の援助

オ 防災資機材の貸出し

カ その他ボランティア活動の環境整備

(4) ボランティアの受入れにともない、行政とボランティアの両者間に入り作業の円滑実施を行うためのコーディネーター等を設ける。

(5) 災害ボランティアの確保と調整

町は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等と、支援活動の

全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

協力依頼を行うボランティアグループは、日本赤十字社、社会福祉協議会等の協力を得て受入れを行い、個人参加のボランティアも、ボランティアグループに準じて受入れを行う。

また、災害時におけるボランティア効果を十分に活かすため、行政とボランティア間に平時から良好な関係を維持するべく、連絡経路及び連絡機構等の設置に努めるものとする。

第2節 災害情報等の提供と相談活動の実施

2-1 災害広報の実施

実施担当：企画財政課、総務防災課

第1 趣旨

災害時に被災者をはじめとする住民に対して、各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策について定める。

第2 内容

1 基本方針

(1) 広報の内容

町は災害情報のみならず、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置について積極的に広報するものとし、内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して実施する。

被災者のニーズに応じた多様な内容を提供するよう努めるものとする。

ア 被災状況と応急措置の状況

イ 避難の必要性の有無

ウ 交通規制及び各種輸送機関の運行状況

エ ライフラインの状況

オ 医療機関の状況

カ 感染症対策活動の実施状況

キ 食糧、生活必需品の供給状況

ク その他、住民や事務所がとるべき措置

(火災、地すべり、危険物品施設等に対する対応、電話、交通機関の利用制約、食糧、生活必需品の確保)

(2) 広報の方法

町は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努める。

- ア 広報車及び拡声装置付車両等の活用
- イ 公共掲示板の活用
- ウ 防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システム（LINE、電子メール、固定電話、ファクシミリ）
 - エ 携帯電話（ひょうご防災ネット）の活用
 - オ 災害情報用テレガイド（766-8484）の活用
 - カ 臨時刊行印刷物の発行、配布
 - キ 新聞紙面購入による災害関連情報の提供
 - ク 消防系無線、水道系無線及びアマチュア無線の活用
 - ケ 各機関の広報紙及びミニコミ誌等への情報提供
 - コ 県提供のテレビ、ラジオ番組への情報提供
 - サ 兵庫県消防防災航空隊ヘリコプターの活用
 - シ ポータルサイト・サーバ運営事業者の通信設備を活用した情報提供
 - ス インターネット（町ホームページ）、SNS 等の活用
 - セ 避難支援等関係者による周知

2 町における広報

(1) 災害時の広報体制

災害時には、災害対策本部事務分掌に定める総括部において情報の一元化を図る。

(2) 災害情報の収集

- ア 災害情報の収集については、「第3編・第2章・第3節『情報の収集・伝達』」の定めるところにより行う。
- イ 収集した資料を最大限に活用し、災害現場での現地取材を主として行い被害情報等の撮影記録及び他機関収集記録について提供を求めその他関係資料等の収集等に積極的に努めるものとする。

3 広報の実施

広報の実施については、前記、1 基本方針「(1)広報の内容」「(2)広報の方法」により行う。

- (1) 報道機関との連携を重視し、災害情報や応急対策等についてその都度、速やかに発表する。
- (2) 住民に対する広報は報道機関を通じて必要な情報、注意事項及び応急対策など周知徹底を図るとともにテレビ、ラジオ等情報メディアの効果的活用に努める。その他、以下の対象について、一般広報とは別に情報伝達ルートを確立して広報を実施するよう努める。

- ア 避難所等
- イ 町外避難者
- ウ 障がいのある人、高齢者等の災害時要援護者
- エ 外国人

- (3) 浸水想定区域内に位置する地下街等や要配慮者利用施設、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設への広報は、一般広報に加え、当該施設に直接 FAX、電話若しくは必要に応じて戸別に口頭伝達を行う。

2-2 災害放送の要請

実施担当：総務防災課、企画財政課

第1 趣旨

災害時における放送要請について、以下のとおり定める。

第2 内容

1 災害時における放送要請

町長は災害時において、災害に関する通知、要請、伝達又は警告に放送局を利用することが適切と考えるときは、やむを得ない場合を除き県を通じて行うものとする。県（県広報課）への放送要請を行う場合は、以下の事項を明らかにして要望するものとする。

なお、原則として文書で行い、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によるものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送希望日時
- (4) その他放送上必要な事項

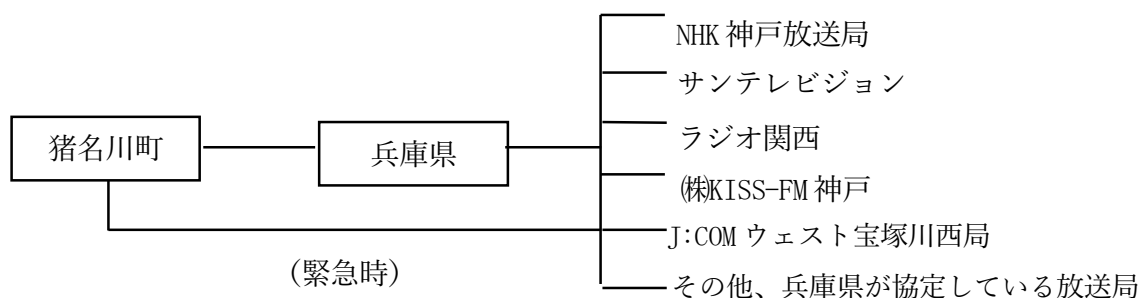
2 緊急放送の要請

町長は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で多くの人命、財産を保護するため避難指示等緊急に住民に対して周知する必要がある場合の緊急警報放送の要請は、やむを得ない場合を除き県に要請するものとする。

- (1) 緊急警報放送により放送要請をすることができる事項は以下のとおりとする。

- ア 住民への警報、通知等
- イ 災害時における混乱を防止するための指示等
- ウ 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

緊急警報放送の要請経路図



2-3 各種相談の実施

実施担当：税務課、住民課、福祉課

第1 趣旨

被災者又は関係者からの医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動について定める。

第2 内容

町は、被災者のための相談窓口を設け、住民からの相談又は要望事項を聴取し、早急に所管課又は関係機関と連絡調整のうえ、速やかに解決を図るよう努めるものとする。

2-4 安否情報の提供

実施担当：総務防災課、住民課、福祉課

第1 趣旨

災害発生時に、被災地に所在していた者の安否を親類縁者等に対して知らせ、精神の安寧等を図り福祉の増進を図るために猪名川町が実施する安否情報の提供について定める。

第2 内容

1 情報の収集・回答対象及び照会・回答主体

(1) 収集・回答対象

猪名川町の地域に係る災害により何らかの被害を受けた被災者を対象とし、死傷者のほか身体的な被害を被らなかった避難者、避難指示を受けた者、自主避難した者等も含める。なお、町の住民以外で災害発生時に町内に所在していた者（法人は除く）も対象に含める。

(2) 照会主体

被災者の親族等のほか、被災者の勤務先企業や被災者が在籍する学校などの教育機関その他の団体による照会も行することができる。

(3) 回答主体

被災地である猪名川町の町長及び職員が回答主体となる。

2 情報の照会方法

(1) 照会の方法

書面による照会のほか、猪名川町役場の窓口における口頭による照会、電話による照会もできる。

(2) 照会に当たり明らかにしなければならない事項

ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

イ 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ 照会をする理由

(3) 照会者の本人確認方法

運転免許証、健康保険資格確認書（資格確認書）、マイナンバーカード、在留カード又は特別永住者証明書等の提示又は提出により行い、対面以外の照会の場合は、これらの写しをFAX等により送信する。

3 提供する情報

(1) 照会者が当該照会に係る被災者と同居の親族の場合

照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況（生死の別を含む）又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報を提供できる。

(2) 照会者が同居以外の親族の場合

照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況（生死の別を含む）又はその他安否の確認に必要と認められる情報について提供できる。

(3) 照会者が職場・学校の関係者等の場合

照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況（生死の別を含む）について提供できる。

(4) 照会者が知人・被災者の安否情報を必要とすることが認められる者の場合

被災者について保有している安否情報の有無を提供できる。

5 情報の収集方法

(1) 猪名川町内部での情報の活用

ア 猪名川町が運営主体である避難所の入所者名簿

イ 避難行動要支援者名簿に基づいて行った安否確認の結果

(2) 外部機関からの情報の収集

ア 傷病者を収容する民間医療機関、遺体を収容する兵庫県警察本部

イ 旅客名簿を保有する運送事業者、宿泊者名簿を保有する旅館業者

ウ 児童生徒の安否情報を保有する教育機関

エ 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、児童相談所、福祉事務所等
（配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害者である場合）

第3節 水防活動の実施

実施担当：建設課、総務防災課

第1 趣旨

洪水等に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するための水防活動について定める。

第2 内容

水防の責任、水防体制及び活動、住民への周知方法、情報連絡先及び使用通信施設、輸送及び水防設備の確保、警察署との協定、隣接水防管理団体との協力応援、避難のための立退、水防記録については、別冊猪名川町水防計画の定めるところによる。

第 4 節 救援・救護活動等の実施

4-1 災害救助法の適用

実施担当：総務防災課、総務課、税務課、企画財政課、住民課、保険課、福祉課、
こども課、建設課、都市政策課、上下水道課、教育振興課、学校教育課、
消防本部、農業環境課、地域交流課、産業労働課

第 1 趣旨

町は、兵庫県、日本赤十字社兵庫県支部、その他関係機関及び住民等の協力のもと災害救助法の適用に関する事項について定める。

第 2 内容

1 適用基準

町長は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、以下の各号のいずれかに該当するときは、県民局長及び警察署長と十分連絡をとり知事に対して上申する。

- (1) 町内で住家の滅失世帯数が 60 世帯以上であること（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号）
- (2) 県の地域内で住家が滅失した世帯数が 2,500 世帯以上に達し、かつ町の区域内で住家の滅失世帯数が 30 世帯以上であること（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号）
- (3) 県の区域内で住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号）
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって以下のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号）

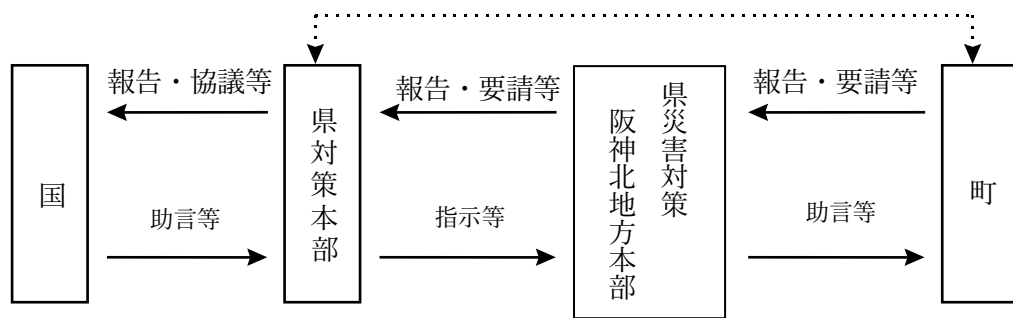
ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 被災者に対する食糧若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊な技術を必要とすること。

2 適用手続

町長は、町における災害の規模が前記 1 に定める基準に該当し又は該当する見込みがある場合は、以下の報告系統により被害状況等を知事に報告しなければならない。

被害状況等の報告等系統図



(注) ……は、緊急の場合及び補助ルートとする

3 救助の内容

町は、災害が大規模となり知事の権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務の一部を行おうとするときは、知事が、町長の行うこととする事務の内容及び期間を町長に通知する。

町は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、町長が行うこととされた救助の事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務の内緊急を要する事務を実施する。

その実施の細目は以下のとおりで、救助の程度、方法及び期間等の災害救助基準は、「資料編／資料 3-1」のとおりである。

ただし、この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施する。

- (1) 避難所の供与
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 災害にかかった者の救出
- (7) 災害にかかった住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 障害物の除去

4 救助の実施

災害救助法に基づく救助は、以下のとおり実施する。

(1) 物資の供給

災害予防計画第 3 章第 8 節「防災資機材の整備」及び災害応急対策計画第 3 章第 4 節第 6 款「物資の供給」により実施する。

(2) 応急仮設住宅の建設

災害応急対策計画第3章第4節第7款「住宅の確保」により実施する。

(3) 救助に関し必要な業者等の把握

猪名川町商工会加入業者、猪名川建設協会加入業者及び猪名川町上下水道工事指定工事店と災害時への支援について、本計画により協約を締結し、実施する。

(4) 救助に関する報告等の情報伝達

災害応急対策計画第2章第3節「情報の収集・伝達」により実施する。

4-2 人命救出活動の実施

実施担当：消防本部

第1 趣旨

災害のため生命・身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出・保護するための対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

- (1) 町は、救出活動を実施することとする。なお、災害救助法が適用された場合における被災者の救出、捜索は知事の委任を受けて町長が実施する。
- (2) 町長は、町において救出等の作業困難なときは警察、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (3) 町は、町域内における関係機関の救出活動の調整を行う。
- (4) 町は、救出活動が困難な場合は、県に対し以下の事項を明らかにして、救出活動の実施の支援要請を行う。しかし、県への連絡不能のときは、自衛隊に状況を通知するものとする。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他必要な事項

2 救出隊の編成及び組織

- (1) 町は、本計画に定める「救出班の編成」「保有資機材」に基づき、職員の動員と負傷者等の救出を実施する。
- (2) 消防本部及び消防団は、災害の規模及び地域その他の状況を勘案し、関係機関（警察署等）又は地元団体の協力を得て各部と連携を保ち、第1次行動は消防本部が行い、被害の状況により消防団をもって増強し実施するものとする。

なお、必要により兵庫県広域消防相互応援協定による県内消防本部及び緊急消防援助隊等の支援を要請する。

ア 消防本部の編成

消防本部の編成と指揮系統

総括指揮者	指揮者		隊編成
消防長	(消防長)		通信指令
	署 長	本 署	指揮隊
			消防隊 2 隊
			救助隊 1 隊
			救急隊 2 隊
	北出張所		消防隊 2 隊
			救急隊 1 隊

イ 消防団の編成

消防団の編成と指揮系統

消防団長	警戒活動部長（副団長）	災害の位置及び規模を考慮し、消防団長が指定する。
	救援活動部長（副団長）	
	災害防ぎょ部長（副団長）	

ウ 自主防災組織、事業所、住民等

自主防災組織、事業所の自衛消防組織、住民等は以下により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

- (7) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (1) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (9) 警察、消防機関等への連絡

3 実施の方法

実施の方法及び実施基準等については、災害救助法を適用する分については同法により、同法によらない分については同法に準じて行う。

(1) 災害救助法による実施基準

ア 災害にかかった者の救出

- (7) 災害にかかった者の救出は、災害のために現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。
- (1) 災害にかかった者の救出のために支出する費用の範囲は、船艇その他救出のために必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
- (9) 災害にかかった者の救出を行う期間は、災害の発生の日から 3 日以内とする。

(2) 救助用活動資機材

町が保有している人命救出活動用の資機材及び機器の概要は、「資料編／資料 8-5」のとおりである。

4-3 避難対策の実施

実施担当：総務防災課、税務課、地域交流課、住民課、保険課、福祉課、こども課、
教育振興課、学校教育課、消防本部

第 1 趣旨

災害による避難のための立退きの指示等及び避難所の開設・運営等について定める。

第 2 内容

1 指示等の実施機関

(1) 避難の指示等

高齢者等避難開始の発令及び避難のための立退きの指示は以下の者が行う。

ア 高齢者等避難開始の発令及び避難の指示

災害全般について ————— 町長、町長がその全般又は大部分の事務を行うことが
できなくなった時は知事(災害対策基本法第 60 条)

イ 避難の指示

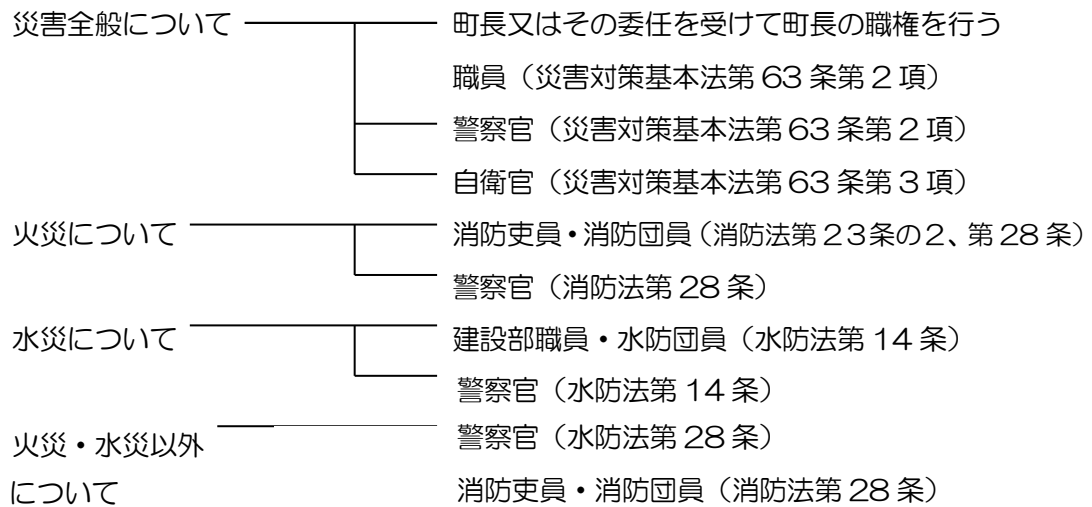
洪水について ————— 知事又はその命を受けた職員(水防法第 22 条)
水防管理者(水防法第 22 条)

地すべりについて ————— 知事又はその命を受けた職員
(地すべり等防止法第 25 条)

災害全般について ————— 警察官(災害対策基本法第 61 条)
(警察官職務執行法第 4 条)
自衛官(自衛隊法第 94 条)

(2) 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行うこととする。



2 避難の実施

(1) 指示等

ア 高齢者等避難及び避難指示

- (ア) 町長は、人的被害の発生のおそれが高く、事態の推移によっては避難指示発令の可能性があるときは、住民に対して高齢者等避難を発出し、避難に向けた準備を呼びかけることとする。また、避難行動要支援者名簿も活用して、高齢者や障がいのある人等の要援護者に高齢者等避難を伝達し、早めの段階で避難支援者とともに自主的な避難行動を開始することを求めることとする。
- (イ) 町長は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めることとする。
- (ロ) 町長は災害が発生する恐れがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し段階的に避難情報の発令ができる（避難指示等の発令に際して、県と気象庁が発表する土砂災害警戒情報の発表状況について十分注意する）。また、避難の切迫及び避難の状況等により急を要するときは避難指示若しくは緊急安全確保等の避難情報の発令をすることとする。
- (ハ) 町長は、高齢者等避難を出したとき及び避難のための立退きを指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかにその旨を知事に報告するとともに、警察等関係機関に通報する。
- (ニ) 警察官は、町長が避難情報の発令ができないと認めるとき、又は町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることができる。

警察官は、避難の指示をした場合、すみやかにその旨を町長に通知する。

- (カ) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難させることとする。
- (キ) 町長は、災害発生時に国や県等の関係機関と直接連絡をとり、避難指示等を発令するにあたり助言を求めることができる体制を構築しておくこととする。
- (ク) 町長は避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を住民等に周知するとともに知事に報告する。

また、指示を行ったときに通報した関係機関にもその旨を通報する。

イ 指示等の内容

町長は、避難の指示を行う際、以下に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。

- (ア) 避難の指示が出された地域名
- (イ) 避難の方法（避難所への避難、屋内での待機、上階への移動等）
- (ウ) 避難経路及び避難先
- (エ) 避難時の服装、携行品
- (オ) 避難行動における注意事項

ウ 指示の伝達方法

町長は、直ちに、防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システムによる配信、広報車等による広報や警察官、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。

(2) 警戒区域の設定

ア 設定の基準（災害全般）

- (ア) 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合においては、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。
- (イ) 警察官は、町長（権限を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。
- (ウ) 災害派遣を命じられた自衛官は、町長その他の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

イ 規制の内容及び実施方法

- (ア) 町長は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講ずることとする。
- (イ) 町長は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパト

ロールを実施することとする。

3 指示等の基準

内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 26 年 4 月）、兵庫県の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（水害・土砂災害編）」（平成 26 年 6 月）を参考にし、以下の水位・雨量基準をもとに、猪名川町の避難勧告に係る判断・伝達マニュアルを別途作成することに努める。

(1) 組織的避難を要する場合

- ア 火災の延焼拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合
- イ 豪雨の襲来が予想され、又は発生した場合
- ウ 洪水の襲来が予想され、又は襲来した場合
- エ 地すべり等、大規模な地盤被害が予想され、又は発生した場合
- オ 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難する必要がある場合

(2) 高齢者等避難基準

笹尾地区水位計が 2.0m、又は柏梨田地区水位計が 2.5m に達する見込みがあり、以下のいずれかに該当するとき。

- ア 24 時間雨量が 100mm を超し、今後も降雨が予測されるとき。
- イ 3 時間雨量が 70mm を超し、今後も降雨が予測されるとき。
- ウ 今後 2 時間の総雨量が 40mm 以上予測されるとき。

(3) 避難指示基準

笹尾地区水位計が 2.5m、又は柏梨田地区水位計が 3.0m に達する見込みがあり、以下のいずれかに該当するとき。（いずれにも該当しなくとも、状況等を総合的に判断し、避難指示を発令する場合もありうる。）

- ア 24 時間雨量が 100mm を超え、今後 2 時間の総雨量が 20mm 以上予測されるとき。
- イ 3 時間雨量が 70mm を超え、今後 2 時間の総雨量が 20mm 以上予測されるとき。
- ウ 今後 2 時間の総雨量が 40mm 以上予測されるとき。

(4) 緊急安全確保基準

避難指示を発令した後、人的被害が見込まれるとき、又は現に災害が発生し、その現場に残留者があるとき。

(5) 土砂災害における避難指示基準

土砂災害警戒情報が発表され、気象等の状況から土砂災害が発生するおそれが強まったとき。また、急を要する場合は立ち退きを指示する。

4 避難の誘導

- (1) 町は、消防、警察、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努める。

(2) 町は、あらかじめ名簿等により災害時要援護者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。

(3) 町は、徒歩で避難できる場合、避難に自家用車をできる限り使用しないよう指導する。

(4) 住民は、あらかじめ自らの地域の一時避難地、指定避難所の場所と避難経路を把握しておくこととする。

なお、避難地、避難所と避難経路は、「資料編／資料 7-1」のとおりである。

(5) 住民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かうこととする。また、火災等の危険が高い地域では、広域避難所の確保にも努め、状況によっては広域避難地で安全を確認してから避難所へ向かうこととする。

5 避難所の開設・運営等

避難所の運営について、避難所の設置・運営に係る町の責任の明確化と初動体制の整備、町、学校、地域コミュニティ相互の役割分担と連携強化、避難所運営にあたる教員の防災に関する知識の涵養を基本原則とする。

また、町は、避難所の開設及び運営に関して、町及び住民がそれぞれ担うべき役割を明確にし、避難所での救援・救護活動の実施についてまとめた「猪名川町避難所運営マニュアル」を必要があると認めるときは、見直し及び改訂を行うこととする。

(1) 対象者

災害によって現に被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れがある者等

(2) 避難所の開設

ア 町は、被災者が一定期間滞在できる体制を整備した指定避難所を開設する。ただし、災害の場所及び状況等により、以下の施設外の場所を指定して避難所を開設する場合がある。なお、町は、避難所の場所について、標識、ハザードマップ、ホームページ、広報紙の掲載等により住民に周知徹底を図ることとする。

また、学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定にあたって、教育委員会及び当該学校と町（防災担当部局）は十分協議し、「学校における避難所運営業務及び町防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平素からの協力・連携体制の充実に努めることとする。

イ 町は、避難所での生活に特別な配慮が必要な高齢者・障がいのある人等の災害時要援護者が安心して生活できる福祉避難所を開設する。

ウ 町は、想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合等には、立地条件や施設の耐水性等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を、避難所として位置付けることができることとする。

(3) 設置期間

町は、災害の状況、仮設住宅の建設状況等を勘案のうえ、県と協議して設置期間を定めることとする。

(4) 避難所の設備

ア 町は、避難所の指定にあたり、施設の現状や整備計画等を勘案のうえ、地域の実情に応じて貯水槽、倉庫、通信設備等の整備や食糧、物資の備蓄等の計画的な実施に努める。

イ 避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がいのある人等の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努める。

(5) 避難所の運営

ア 町は、あらかじめ避難所ごとの担当職員を居住地にも配慮して定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営に努める。

イ 災害救助法第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、以下の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。

(ア) 施設等開放区域の明示

(イ) 避難者誘導・避難者名簿の作成

(ロ) 情報連絡活動

(ハ) 食糧・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配

(ニ) ボランティアの受入れ

(ホ) 炊き出しへの協力

(ヘ) 避難所運営組織づくりへの協力

(ニ) 重傷者への対応

ウ 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、町に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。

エ 町は、避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にする。

オ 町は、ボランティア活動について、ボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

カ 町は避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難者生活に必要な物品の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を行う。

キ 町は、必要により、警察と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施することとする。なお、町で対応が困難な場合は、県に要請することとする。

ク 町は、保健、衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるように努める。

(6) 避難状況の報告

避難場所に派遣された要員は、避難者数、避難者の健康状態その他必要な事項について本部長（町長）に連絡する。

また、町外避難者の把握に努め、避難者数や所在情報その他必要な事項について本部長（町長）に連絡する。

(7) 避難所の衛生対策

ア 仮設トイレの確保

町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理することとする。その確保が困難な場合は、県にあっせんを依頼することとする。

イ 入浴・洗濯対策

町は、仮設風呂や洗濯機を設置管理することとする。その確保が困難な場合は、県に民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を依頼することとする。

4-4 食糧の供給

実施担当：総務防災課、税務課、地域交流課、住民課、保険課、福祉課、こども課、教育振興課、学校教育課

第1 趣旨

災害における被災者等に対する食糧の供給対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

- (1) 町は、被災者等への食糧の供給を実施するものとする。
- (2) 防災関係機関は、防災要員に対する食糧の供給を実施するものとする。
- (3) 町は、広域にわたる大災害が発生した場合は、状況により、県に食糧の供給のあっせんを依頼するものとする。
- (4) 住民は、自ら3日分の食糧を備蓄し、災害発生時に活用するものとする。

2 供給対象者

- (1) 避難所等に収容されている被災者
- (2) 住家が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は、床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
- (3) 病院、宿泊施設等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

3 品目

品目は、主として以下のものが考えられるが、実施については、高齢者、乳幼児のニーズにも配慮することとする。

- (1) 炊出し用米穀、ビスケット、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食類
- (2) 即席めん、味噌、醤油、漬物、ハム、ソーセージ、調理缶詰等の副食類

4 食糧の供給要請

町は、被災者等への食料の供給が困難な場合、必要に応じ以下の事項を示して、県へ供給あっせんを要請するものとする。

- (1) 供給あっせんを必要とする理由
- (2) 主食、副食の必要な品目、数量
- (3) 引渡しを受ける場所、担当責任者
- (4) 荷役作業従事者の派遣の必要の有無
- (5) その他参考事項

5 食糧の供給について、猪名川町において実施する事項

(1) 実施責任

町は、災害時に被災者等に食糧の供給を行う必要を認めた場合は、本款第2の内容により実施し、災害救助法が適用された場合は、被災者に対するものについては、町長が県知事の委任を受けて実施する。

(2) 食糧の備蓄、調達

食糧の備蓄については、災害予防計画第3章第16節「備蓄体制等の整備」の中で示すとおりであり、目標備蓄を18,000食とする。

【備蓄食糧の数量設定について】

$2,000 \text{ 人} \times 3 \text{ 日分 (9 食)} = 18,000 \text{ 食}$

(発災直後の避難者数想定 1,703 人 + 災害対応職員 260 人 = 1,963 人)

食糧の調達については、災害予防計画第3章第16節「備蓄体制等の整備」第2・6(2)の食糧、物質等調達町内事業者から、必要量を調達し、調達可能な場合は、4「食糧の供給要請」に定める内容により、県知事に要請する。

(3) 炊出し場

猪名川町学校給食センターを主とし、その他必要に応じて各避難所に臨時設置する。

(炊飯システム 300kg/h × 1 セット、副食用 2,000 個/h × 3 台、1,500 個/h × 1 台)

(4) 供給方法

対象者、品目については、2及び3に定めるとおりとし、避難所では、責任者を通じて行い、その他の罹災者には直接又は、小売販売業者を指定して供給する。

(5) 輸送方法

避難所等の被災者には、調達業者車両による輸送を実施する。

なお、県より町の防災拠点までの搬送は、兵庫県地域防災計画の定めるところによるものとする。

4-5 応急給水の実施

実施担当：総務防災課、上下水道課

第1 趣旨

災害時における被災者等に対する給水対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

- (1) 町は、被災者等へ飲料水及び生活水の供給を実施することとする。
- (2) 住民は、自ら3日分の飲料水を備蓄、災害発生時に活用することとする。

2 給水対象

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者。

3 給水量

町は災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させることとする。

4 給水方法及び広報

- (1) 町は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努めることとする。
- (2) 町は、必要な人員、資機材が不足するときは、相互応援協定による要請のほか、県に以下の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業等の応援を要請することとする。

ア 給水を必要とする人員

イ 給水を必要とする期間及び給水量

ウ 給水する場所

エ 必要な給水器具、薬品、水道資機材等の品目別数量

オ 給水車両借り上げの場合は、その必要台数

カ その他必要な事項

- (3) 病院、救護所等へは、最優先で給水する。

- (4) 非常用水源については、兵庫県企業庁多田浄水場、伏見台低区配水池、白金高区配水池、笹尾浄水場、清水東水源井とする。

期間別の給水量・用途内訳・給水方法

内容 時系列	期 間	1人あたり 水量 (リットル/日)	水量の 用途内訳	給水方法と 応急給水量の想定

第1次 給水	災害発生から 3日間	1.5	生命維持のため 最小限必要量	自己貯水による利用と併せ 水を得られなかった者に対 する応急拠点給水
第2次 給水	4日目から 10日まで 11日目から 20日まで	3~20 20~100	調理、洗面等最低 限生活に必要な 水量 最低限の浴用、洗 濯に必要な水量	自己防災組織を中心とする 給水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に 設置する仮設拠点給水
第3次 給水	21日目から 完全復旧まで	100~ 被災前水量	通常給水とほぼ 同量	仮設配管からの各戸給水共 用栓の設置

※期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

- 5 給水用資機材については、以下のとおりであり、計画的に資機材の調達に努める。

給水タンク車（2,000 リットル） 1 台

アルミ軽合金製 2,000 リットルタンク 2 個

プラスチック製 1,000 リットルタンク 6 個

組立式給水タンク 1,000 リットルタンク 1 個

ポリタンク（20 リットル）、ビニール袋（18 リットル）

- 6 水道施設の応急復旧対策

町管工事業協同組合の出動を求め、復旧対策を実施する。

なお、大災害により処理能力を超えると判断される場合は、県及び災害時相互応援協定市町に支援を要請するものとする。

4-6 物資の供給

実施担当：総務防災課、税務課、地域交流課、住民課、保険課、福祉課、こども課、
教育振興課、学校教育課

第1 趣旨

災害時における被災者等に対する緊急物資の供給対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

4-4「食糧の供給」に準じて実施する。

2 供給対象者

- (1) 住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他、生活上必要な最小限度の家財を失した者
- (3) 生活必需物資が無く、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 品目

被災した日から直ちに必要となるものに重点をおくとともに、災害時要援護者に対して配慮するものとする。

生活必需品については、災害予防計画第3章第16節「備蓄体制等の整備」に定めるとおりであり、その他応急復旧用のシート、テント、鋼材、セメント等とする。

4 緊急物資の供給要請

- (1) 町は、災害により緊急物資が不足し、必要が生じた場合は、県に対し以下の事項を可能な限り明示して、供給を要請する。

- ア 供給を必要とする理由
- イ 必要な緊急物資の品目、数量
- ウ 引渡しを受ける場所、責任者
- エ 連絡課及び担当課
- オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- カ その他参考事項

- (2) 町は、業務完了までの間、緊急物資の在庫量の把握を行う。

5 輸送方法

4-4「食糧の供給」に準じて実施する。

6 配分

4-4「食糧の供給」に準じて実施する。

7 物資の供給について、猪名川町において実施する事項

- (1) 実施責任

町は、災害時に被災者等に緊急物資の供給を行う必要を認めた場合は、本項の内容により実施し、災害救助法が適用された場合は、被災者に対するものについて、町長が県知事の委任を受けて実施する。

(2) 物資の備蓄、調達

物資の備蓄については、災害予防計画第3章第16節「備蓄体制等の整備」第2・6(1)で定めるとおりで、物資の調達については、災害予防計画第3章第16節「備蓄体制等の整備」第2・6(2)で定めるとおりとする。

(3) 供給の方法

対象者、品目については、本款第2に定めるとおりとする。

(4) 輸送の方法

4-4「食糧の供給」に準じて実施する。

(5) 配分の方法

町は、被災者への配分を行うことを原則とし、物資の用途、数量、被災者数により実施する。

4-7 住宅の確保

実施担当：総務防災課、都市政策課、建設課、福祉課

第1 趣旨

災害時における被災者等への住宅の確保対策について定める。

第2 内容

1 住宅対策の主な種類と順序

(1) 災害直後

- ア 避難所の設置
- イ 空家の活用
- ウ 緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
- エ 仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去
- オ 建築基準法による建築制限、禁止区域指定
- カ 住宅復旧資材の値上がりの防止及び資材の手当、あっせん

(2) (1)に引続き実施すべき対策

- ア 日本生活金融公庫による災害復興住宅の復興融資及びマイホーム新築資金貸付け（特別貸付け）
- イ 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- ウ 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- エ リ災都市借地借家法に基づく地区指定

オ 土地区画整理法による土地区画整理の設計及び事業実施

カ 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施

キ 民間住宅の復興に対する支援

2 応急仮設住宅の建設

(1) 実施機関

町は、建設した応急仮設住宅の管理を実施するとともに、被災建物の日常生活に欠くことのできない部分への応急修理を実施する。

また、必要に応じ高齢者、障がいのある人等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

なお、大規模災害等で、町による対応が困難と考えられる場合は、県による建設が検討される。

(2) 入居基準

ア 住家が全焼、全壊又は流出した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自己資金による住宅確保困難な者

(3) 設置戸数

災害救助法による応急仮設住宅の設置戸数は、全焼、全壊、流出世帯の合計数の 30%以内を原則とする。

(4) 供給方法

建設業者の選定及び建設資材・必要資機材の調達は、猪名川建設業協会に委託する。

(5) 設置場所

町は、平時から確保している建設候補地を、応急仮設住宅の設置場所として提供する。

(6) 住宅の構造

高齢者、障がいのある人向けの仮設住宅等、可能な限り入居者の状況や利便性の配慮に努めるものとする。

(7) 入居者の認定

ア 町は、自己資力で、住宅の応急修理不可能者を対象に認定する。

イ 町は、高齢者、障がいのある人の優先入居等、災害時要援護者への配慮に努めるものとする。

(8) 管理

町において通常の管理を行うものとする。

(9) 生活環境の整備

ア 町は仮設住宅等の整備とあわせて、集会施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりの促進に努める。

イ 町は、地域の状況により、商業施設、医療施設の整備を行うとともに福祉、医療サービスが必要な独居高齢者、障がいのある人等に対してケースワーカーの配置、手話通訳者、実情に応じたきめ細かい対応に努めるものとする。

3 空家住宅等の確保

町は、公営住宅等の空き部屋がある場合はあっせんに努めるものとする。

また、必要に応じて、民間賃貸住宅の借り上げを行いあっせんに努めるものとする。

4 住宅の応急修理

(1) 町は、住宅が半壊、又は半焼した者のうち、自己資力による住宅の応急修理不能者に対し、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活維持のための必要な部分について応急修理を実施するものとする。

(2) 町は、建設業者不足や建築資機材の調達困難な場合は、県に対し可能な限り以下の事項を連絡し調達を依頼するものとする。

ア 被害戸数（半壊、半焼）

イ 修理必要戸数

ウ 調達を必要とする資機材の品目、数量

エ 派遣を必要とする建築業者数

オ 連絡責任者

カ その他参考となる事項

5 住宅等に流入した土石等障害物の除去

(1) 町は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し障害物の除去を実施するものとする。

(2) 町は、対応が困難なときは県に対し、可能な限り以下の項目を示して応援を求めるものとする。

ア 除去を必要とする住家戸数

イ 除去に必要な人員

ウ 除去に必要な期間

エ 除去に必要な機械器具の品目別数量

オ 除去した障害物の集積場所の有無

カ その他参考となる事項

6 公営住宅法による災害公営住宅建設及び既設公営住宅復旧事業

「兵庫県地域防災計画」の定めるところによる。

7 住宅相談窓口の設置

町は、本計画、第3章第2節第2款「各種相談の実施」の定めるところにより、住宅相談対策窓口を設ける。

4-8 救急医療の提供

実施担当：住民課、消防本部

第1 趣旨

災害により、短時間に集団的に発生する傷病者に対する初期救急医療体制について、事故発生等責任機関、警察、町、医療機関、その他関係機関の協力のもとに、本計画を以下のとおり定める。

第2 内容

1 実施機関

救急医療の実施機関

業 務	担当機関		
	路上で事故等が発生した場合		
	一般道路上の場合	鉄道上の場合	工場・鉱山等の場合
発見・通報	事故等発見者	事故等発見者	事故等発見者
関係機関へ連絡	第1報受信機関 (警察) (消防)	事故発生責任機関 第1報受信機関 (事故等発生責任機関) (警察) (消防)	事故発生責任機関 第1報受信機関 (労働基準局) (警察) (消防)
現場における 傷病者の救出	警察 消防	事故等発生責任機関 (警察) (消防)	事故等発生責任機関 (警察) (消防)
現場から医療施設 への傷病者の搬送	警察 消防	事故等発生責任機関 消防	事故等発生責任機関 消防
医師団医療関係者 の出動要請	事故等発生責任機関 (町) (県)	事故等発生責任機関 (町) (県)	事故等発生責任機関
現場及び搬送中 の救急措置	医療関係者及び救急 隊員	医療関係者及び救急隊員	医療関係者及び救急 隊員
傷病者の収容	救急指定病院 その他の医療機関 事故等発生責任機関 町	事故等発生責任機関	事故等発生責任機関
死体の収容	事故等発生責任機関 町		
関係機関への 協力(出動)要請	警察 消防 県 事故等発生責任機関	事故等発生責任機関 町 県	事故等発生責任機関 (町) (県)

2 実施方法

(1) 負傷者の発見、通報及び関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等発生責任機関から第1報を受信した機関は、事故等の状況(日時、場所、原因、死傷者の数)を必要に応じ(1に掲げる機関)に直ちに連絡するものとする。

(2) 現場における負傷者等の救出

救出を要する負傷者に関する通報を受信した救出担当機関は、災害の規模・内容等を考慮のうえ、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出にあたるものとする。

(3) 現場から医療施設への負傷者等の搬送

ア 事故等の通報を受信した救出担当機関は、事故等の規模、内容等を考慮のうえ、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出にあたるものとする。

イ 救急自動車等が不足する場合は、以下の応急措置を講じるものとする。

(ア) 病院等の患者搬送車の活用を行う。

(イ) その他の車両を応急的に調達した車両の活用を行う。

(ウ) 隣接市町の応援を要請する。

ウ 搬送担当機関は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、速やかに県に出動を要請するものとする。

(4) 医療関係者の出動要請及び現場及び搬送中の救急措置

ア 事故等発生責任機関は、事故等の規模、内容を考慮のうえ、医療機関に対し、医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の負傷者等に対する救急措置の万全を期するものとする。

イ 町は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は、事故等発生責任機関等から要請があり、必要と認めたときは、医療関係者を現場に出動させるものとする。

(5) 負傷者等の収容

ア 負傷者等の収容については、事故等発生責任機関が特に指示する場合を除き、以下の施設の活用を図るものとする。

(ア) 2次救急医療機関

(イ) 救急告示病院・診療所

(ウ) その他の医療施設

(エ) 公民館、学校に設置された救護所及び救護センター

(オ) 猪名川霊照苑(死者の場合)

イ 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、すみやかに警察に連絡し、死体検分その他所要の処理を行わなければならない。

(6) 関係機関への協力要請

災害の規模、内容等により必要があるときは、時機を失うことなく関係機関に協力を要請するものとする。

(7) 災害の現場における諸活動の調整

災害の規模、内容により必要があるときは、関係機関（1に掲げる機関）を構成員とする「事故等対策連絡本部」を現地に設置し、諸活動の調整を図ることとする。

なお、その区分は、おおむね以下のとおりとする。災害現場での諸活動の調整者

区 分	陸上で事故等が発生した場合		
	一般路上の場合	鉄道上の場合	工場とその他の場合
諸活動の調整にあたるもの	警察又は町の現場の指揮者	事故等発生責任機関の現場指揮者	同左

(8) 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは、同法により、その他のものについては事故等発生責任機関の負担とするものとする。

4-9 医療・助産対策の実施

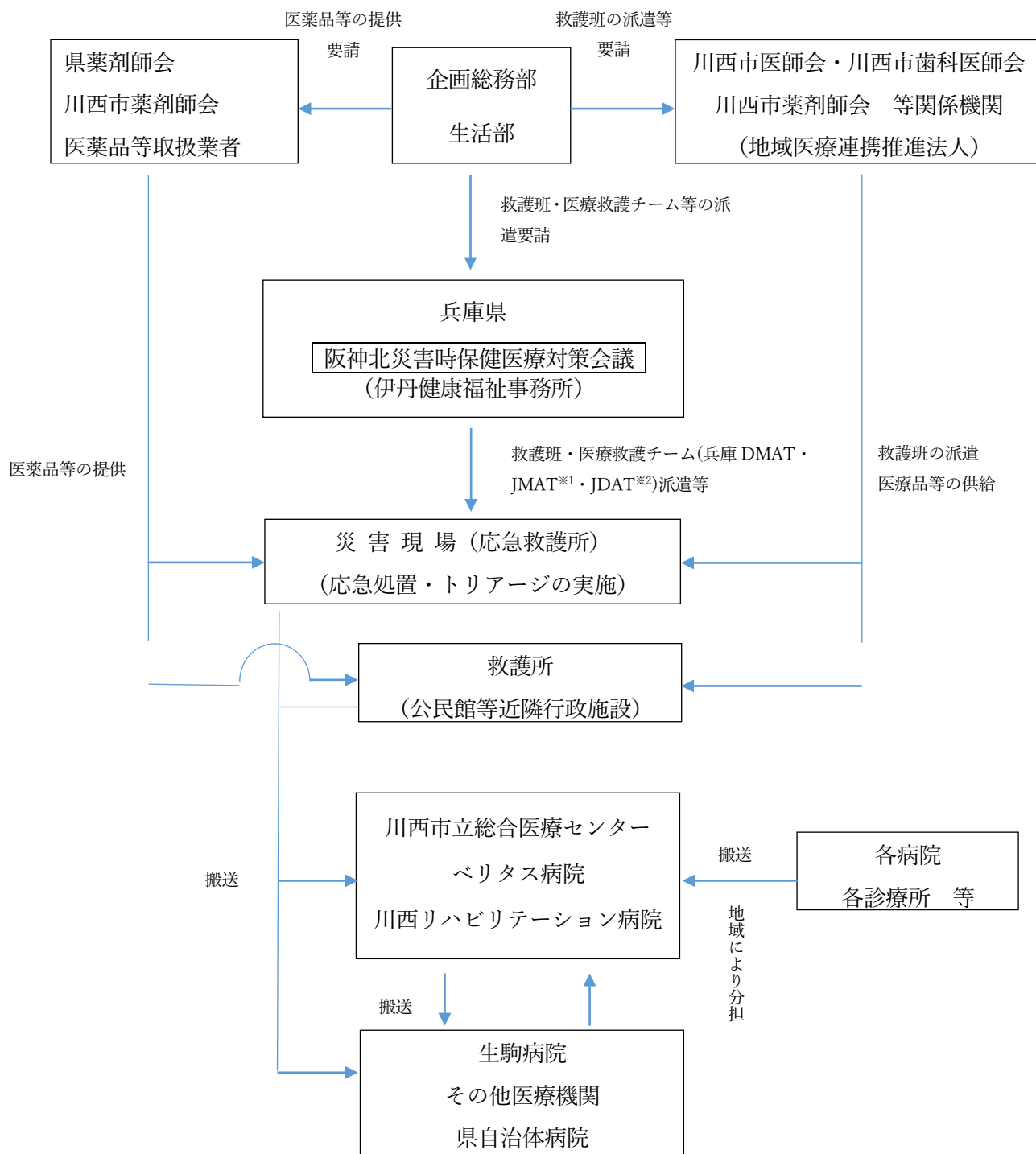
実施担当：住民課、消防本部

第1 趣旨

災害のため地域の医療、助産機能が喪失、不足した場合や医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合、この計画の定めるところによる。

1 医療、救護の体系

実施担当：生活部、消防本部



2 救護班の編成及び出動

(1) 救護班の編成

救護班は、地域医療連携推進法人 川西・猪名川地域ヘルスケアネットワークを通じて、川西市医師会、川西市歯科医師会、川西市薬剤師会などの関係機関と連携し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師などで編成する。

(2) 救護班の出動

救護班は、災害対策本部の指示によって出動する。ただし、災害現場からの要請があった場合、又は急を要すると認められる情報を入手した時は災害対策本部の指示を待たずに出動することができる。この場合、速やかに災害対策本部に報告する。

救護班の構成人員が不足している場合は、災害対策本部から各関係機関へ要請する。

(3) 救護班の業務

救護班が行う業務内容は原則として次のとおりとする。

ア 負傷者への対応

(ア) トリアージ（被災負傷者、病人の治療優先順位に基づく分類）

(イ) 死亡の確認

(ウ) 広域救急医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(エ) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療

(オ) 傷病者に対する応急措置

イ 妊産婦への対応

助産救護

3 医療助産活動の基準

(1) 医療

ア 医療は、病院、診療所又は各医院にて行えない場合に限り、救護班によって行う。

イ 医療は、次に掲げる事項の範囲内で行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、その他診療

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

(2) 助産

助産は、次に掲げる事項の範囲内で行う。

ア 分べんの介助

イ 分べん前及び分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

4 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合は、町長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、県の通知を待ついとまがない場合には、知

事による救助の補助として実施することとする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて町長が行う。

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

救助の種類	対象	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	災害発生の日から 14日以内 [但し厚生労働大臣の同意を得て 期間の延長あり]	患者等の移送費は 別途計上
助産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べん した者であって災害の ため助産の途を失った 者(出産のみならず、 死産及び流産を含み現 に助産を要する状態に ある者)	分べんした日から 7日以内 [但し厚生労働大臣の同意を得て 期間の延長あり]	妊婦等の移送費は 別途計上

※ 費用の限度額等については、別に定める。

5 応援要請

災害の規模により、町の対応のみでは医療助産の万全を期することができないと判断した場合は、広域応援・協力計画により応援を要請する。

(1) 救護班の派遣要請

救護班の派遣が必要と判断する場合は、企画総務部、生活部を通じて兵庫県へ派遣要請を行う。

[兵庫県の救護班体制]

- ア 兵庫 DMAT
- イ 災害拠点病院
- ウ 日本赤十字社兵庫県支部
- エ 県立病院
- オ 国立病院機構
- カ 公立病院
- キ 私的医療機関による
- ク 県外災害拠点病院

※1 JMAT (Japan Medical Association Team)

被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援することを目的に、日本医師会が組織し、医師・看護師・薬剤師・事務員等で構成される災害医療チーム。被災地・避難所の状況把握と改善、医療・

健康管理など、急性期以降の避難所・救護所における医療が主な活動。

兵庫県は、必要により県医師会及び県歯科医師会に設置される災害救護本部に、JMAT 兵庫の派遣を要請する。

※2 JDAT (Japan Dental Alliance Team)

日本災害歯科支援チーム JDAT は、災害発生後おおむね72時間以内以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の普及を支援することを目的として創設。

(2) 兵庫県から委嘱された災害医療コーディネーターや救急告示病院等と連携し、救急医療活動を行う。

※災害医療コーディネーターとは、災害拠点病院の医師、各地域の医療関係者等が委嘱され、DMAT 及び救護班の派遣及び受入調整、関係機関との連携により災害医療の確保を図る役割を担う。

(3) 救護所の設置

猪名川町文化体育館（猪名川町白金1丁目74-24、766-7400）に災害時救護所を設け、収容人員は150人とする。

また、必要により六瀬総合センター（猪名川町笹尾字黒添22-1、768-0001）に災害時救護所を設け、収容人員は20人とする。

なお、激甚災害が指定された場合は、救護所等の臨時医療施設の消防用設備等の設置義務の規定及び医療法の許可・届出の規定は適用されない。

(4) 傷病者搬送体制

傷病者の搬送は消防本部が実施する。なお、道路の寸断や交通渋滞のため、救急車での搬送が困難な場合は、ヘリコプターによる傷病者搬送を兵庫県へ要請する。

(5) 医薬品の供給

救護所等で使用する薬剤、治療材料等が不足する場合は、企画総務部、生活部を通じて川西市薬剤師会、兵庫県、県薬剤師会へ供給、斡旋を要請する。

[疾患別の主な医薬品]

区分	期間	主な医薬品
救急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	感冒薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

6 医療助産用資器材の確保

(1) 医療助産用資器材の調達

救護所等で使用する薬剤、治療材料等は、伊丹健康福祉事務所と連携し、また、川西市医師会、川西市歯科医師会及び川西市薬剤師会の協力を得るとともに、下記医療助産資器材取扱機関及び応援協定締結事業者等から調達する。

なお、町内の医療機関は「資料編/資料6－7」、町が備蓄している医療用資器材、助産用資器材は「資料編/資料8－7」のとおりである。

4-11 健康対策の実施

実施担当：住民課、保険課、福祉課

第1 趣旨

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策について定める。

第2 内容

1 巡回健康相談の実施

- (1) 町は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行うものとする。
- (2) 町は、県の応援を得て、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するものとする。
- (3) 町は、保健、医療、福祉等のサービスの提供について、福祉関係者、かかりつけ医師、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行うものとする。
- (4) 町は、巡回健康相談の実施にあたり、県と連携して災害時要援護者をはじめ被災者の健康状況の把握に努めるものとする。

2 巡回栄養相談の実施

- (1) 町は、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、巡回栄養相談等を実施するものとする。
- 町は、巡回栄養相談の実施にあたり、県と連携して災害時要援護者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努めるものとする。

4-12 入浴サービス対策の実施

実施担当：住民課、保険課、福祉課

第1 趣旨

災害により入浴施設が使用不可能となり、衛生及び健康上の問題が発生する恐れがある場合における、入浴サービスの提供及び応急仮設風呂等の設置について定める。

第2 内容

1 入浴の確保

大型浴槽を有する施設が使用可能な場合、施設管理者の協力を求め、入浴サービスを実施する。

なお、町内の施設が使用不能の場合は、隣接市の大型浴槽を有する施設等に協力を求める。

2 仮設風呂の設置

必要に応じて避難所となっている学校教育施設等の敷地内に仮設風呂を設置する。

仮設風呂施設の建設は、事業所又は自衛隊等に要請する。

4-13 精神医療の実施

実施担当：福祉課

第1 趣旨

災害時における精神障がいのある人に対する保健・医療サービスの確保と PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法について定める。

第2 内容

1 精神科救護所の設置

(1) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、精神科救護所を設置し、被災精神障がいのある人の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の発症・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行うこととする。

(2) 県（健康福祉事務所）とともに町は、精神科救護所の管理運営を行うとともに、コーディネーションセンター等を設け、精神科救護所を中心とした精神保健活動の調整を図ることとする。

(3) 町は、時に災害による心理的影響を受けやすい高齢者等に対し、継続的なケアを行うなど、きめ細かな配慮をすることとする。

2 精神科夜間診療体制の確保

町は、夜間における避難所等での精神疾患の発症・急変に対応するため、精神科夜間診療対応窓口を設置し、県内の精神病院の協力の下、夜間の入院患者受入れも含め、県とともに精神科夜間診療体制の確保に努めることとする。

3 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

町は県とともに、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、情報の提供や知識の普及に努めることとする。

4 こころのケアセンターの設置

町は、被災の状況等を踏まえ、被災者の精神的不安等に長期的に対応するとともに、被災精神障がいのある人の地域での生活を支援するため、地域に根ざした精神保健活動の拠点となるこころのケアセンターを被災地域に設置するよう努めることとする。

4-14 食品衛生対策の実施

実施担当：住民課

第1 趣旨

災害時における食品の衛生管理について定める。

第2 内容

1 食中毒の防止及び食中毒発生時の対応方法

「兵庫県地域防災計画」の定めるところに従い県が実施する業務に協力するものとする。

2 食品衛生に関する広報

町は、梅雨期、夏期等を中心に災害時に食品衛生に関する広報等を行い、中毒の未然防止に努めるものとする。

4-15 愛玩動物の収容対策の実施

実施担当：農業環境課

第1 趣旨

災害で被災、放置された愛玩動物の収容対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

獣医師会及び動物愛護団体等と連携協力して動物の救援本部を設置し、指導、助言のもと愛玩動物の収容対策を実施するものとする。

2 実施方法

- (1) 飼養されている動物に対する餌の支給
- (2) 負傷した動物の収容、治療
- (3) 放浪動物の収容・保管
- (4) 飼育困難動物の一時保管
- (5) 収容動物の情報収集及び提供
- (6) 死亡した動物の収集処分
- (7) その他動物（野生動物を含む）に関する相談

3 その他

町は動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ情報を提供するものとする。

4-16 遺体の火葬等の実施

実施担当：住民課

第1 趣旨

災害による犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。

第2 内容

1 実施機関

町は犠牲者の遺体の搜索、処理及び火葬等を実施するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合は、救助の実施に関する知事の職権を町長が実施することとする。

2 死体の搜索

(1) 死体の搜索は災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものである。

(2) 死体の搜索を行う期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

3 死体の収容班の編成

町は、医師及び現業臨時（葬儀業者等）の雇用により業務にあたる。

4 死体の処置方法

(1) 発見された死体は速やかに警察官に引渡す。

(2) 警察官に引渡された死体及び警察官が発見した死体については、警察官が検死、その他所要処理を行った後遺族に引渡す。

(3) 遺族が不明又は引取人のない場合は、死体を一時保管所に収容し、24時間を経過したときは行旅死亡人の取扱いとして処置する。

(4) 死体輸送車等必要な資機材は、その都度町において調達し配備する。

(5) 遺体の保存のため、民間業者の協力によりドライアイス及びひつぎ等の確保に努める。

5 死体収容所

死体収容所は、猪名川霊照苑（2階多目的ホール約135㎡・67体収容）とし、猪名川霊照苑の収容数を超える場合は、他の公共施設又は町内の寺院と調整し、収容するものとする。

6 死体の埋火葬

町は大規模災害により多数の犠牲者が発生し、町の火葬能力を超えると判断される場合には、県に応援を求め遺体の火葬が速やかに実施できるよう努める。

なお、激甚災害が指定された場合は、墓地埋葬法に規定する埋火葬の許可に関する規定は適用されない。

4-17 生活救援対策の実施

実施担当：福祉課、総務防災課

第 1 趣旨

災害による被災者の生活の安定を促進するための援助対策について定める。

第 2 内容

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 町は、「猪名川町災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び援護資金の貸付を行うこととする。

(2) これらの支給措置の早期実施を図るため、発災後速やかに被災状況を調査し、被災台帳を作成するなど、罹災証明等の交付体制を整備することとする。

2 災害弔慰金

住民が死亡したときは、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下本項において「法」という。）及び同施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定により、その者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

災害弔慰金の概要

対象災害	自然災害 ・猪名川町内において住居が 5 世帯以上滅失した場合 ・兵庫県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合 ・兵庫県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合
受給者	配偶者、子、父母、祖父母
支給額	生計維持者：500 万円、その他の者：250 万円
費用負担	国：1/2、兵庫県：1/4、猪名川町：1/4

3 災害障害見舞金

住民が災害により負傷し又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民に対し、災害障害見舞金を支給する。

災害障害見舞金の概要

対象災害	自然災害 ・猪名川町内において住居が 5 世帯以上滅失した場合 ・兵庫県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合 ・兵庫県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合
受給者	重度の傷害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者

支給額	生計維持者：250万円、その他の者：125万円
費用負担	国：1/2、兵庫県：1/4、猪名川町：1/4

4 災害援護資金

町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の住民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

- (1) 償還期間は10年とし、措置期間は3年（令第7条第2項で定める場合は5年）とする。
- (2) 利率は年3%（延滞の場合を除く）とし、措置期間は無利子とする。
- (3) 償還方法は、元利均等償還の年賦又は半年賦とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者はいつでも繰上償還することができる。

災害援護資金の概要

対象災害	兵庫県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
受給者	災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
1世帯あたり貸付限度額	① 療養に要する期間が1ヵ月以上である世帯主の負傷がありかつ以下のいずれかに該当する場合 ア 被害金額がその家財の価値の概ね3分の1以上の損害がない場合、及び住居の損害：150万円 イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合：250万円 ウ 住居が半壊した場合：270万円 エ 住居が全壊した場合：350万円 ② 世帯主の負傷がなくかつ以下のいずれかに該当する場合 ア 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合：150万円 イ 住居が半壊した場合：170万円 ウ 住居が全壊した場合（エの場合は除く）：250万円 エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合：350万円
費用負担	国：2/3、兵庫県：1/3

5 災害見舞金（弔慰金）の給付

町長は、町内に発生した災害によるり災者に対し、被害の程度に応じ見舞金を給付する。

災害見舞金の額

被災の程度	見舞金	摘 要
全焼 家屋の全壊 流失	50,000円	家屋の被害度50%以上をいう。
半焼 大規模半壊 家屋の半壊 一部損壊	20,000円	家屋の被害度10%以上50%未満をいう。

床上浸水		
死 亡	50,000 円	負傷後に於て死亡した者を含む。
重 症	20,000 円	治療 1 か月以上の者

6 罹災証明及び罹災届出証明書

(1) 申請

災害により被災した被災者は、家屋又は物品等に損害があった場合「災害による罹災証明書等交付申請書」を、罹災後 2 ヶ月以内に被害の程度が証明できる資料を添付して提出することとする。ただし、当該期限を経過したことにつき、やむを得ない理由があると町長が認めた時には、罹災後 2 ヶ月を経過した後も申請することができる。

被災者より住家の罹災証明書の発行が求められた場合は、被害の程度を調査し、審査するものとする。

(2) 判定及び発行

「災害による罹災証明書等交付申請書」が提出された場合は、被害の程度を調査し、災害に係る住家の認定基準運用指針（令和 2 年 3 月内閣府）の基準に基づき、審査及び判定を行い、「罹災証明書」又は「罹災届出証明書」を遅滞なく発行するものとする。

7 救援物資

(1) 受け入れ

ア 町は、兵庫県に対し、受け入れを希望する品目をとりまとめ報告する。

イ 町は、救援物資を受け入れる収集拠点として、以下の場所を指定する。

猪名川町文化体育館（兵庫県川辺郡猪名川町白金 1 丁目 74 番地 24）

(2) 配分

ア 町は、仕分けに際し、ボランティアの活用や専門業者への委託などの方法により、迅速な処理に努める。

イ 町は、被災者に対し、物資を配付することとする。

第 5 節 災害廃棄物対策の実施

5-1 災害がれき類対策の実施

実施担当：農業環境課クリーンセンター

第 1 趣旨

災害により発生した災害がれき類の処理の対策について定める。

第2 内容

1 実施責任

町は、災害廃棄物を速やかに収集・処理するとともに、災害に伴い発生する環境汚染等の対策を行う。

災害廃棄物は、一般廃棄物として対処することとし、災害廃棄物処理計画に基づいて処理する。

なお、激甚災害が指定された場合は、環境大臣が指定する廃棄物処理特例地域においては、廃棄物処理の許可に関する規定は適用されない。

2 処理措置

- (1) 損壊建物数等の情報を収集し、災害がれき類処理の必要性を把握し、県に連絡するものとする。
- (2) 災害がれき類の処理は長時間を要する場合があるので、災害の規模に応じて仮置場を確保設定する。
- (3) 災害がれき類の処理については、速やかに実施するため、土木建設業者等を臨時雇用して処理班を編成し、業務を実施する。
- (4) 災害による損壊建造物の災害がれき類のうち、危険なもの又は通行上支障あるものから優先的に撤去することとする。
- (5) 町は計画的処理を行うため、速やかに全体処理量の把握に努めるものとする。

3 支援要請

- (1) 町は、近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。
- (2) 災害がれき類の処理量が町の処理能力を超えると判断される場合は、災害時の相互応援協定市町に支援を求めるものとする。

4 資機材の保有、調達

災害がれき類の処理に必要な資機材は、災害対策本部において計画的に整備を進める。

5-2 ごみ処理対策の実施

実施担当：農業環境課クリーンセンター

第1 趣旨

災害により発生したごみ処理対策について定める。

第2 内容

町は被災地におけるごみ収集処理について、速やかに実施するものとする。

1 災害発生後の対応

- (1) 避難所等の人員、場所の確認を行い、当該避難所におけるごみの処理の必要性及び処理見込みの把握に努める。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込の把握を速やかに行い、必要に応じ仮置場の確保に努める。

2 処理作業過程

- (1) 避難者の生活に支障を生じることのないよう避難所等の生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により多量に発生したごみについては、3～4 日以内に収集を開始し、7～10 日以内には収集完了となるように努める。
- (2) 生活ごみ等の早期処理不能の場合は一時的な保管場所の確保とその管理について衛生上、十分に配慮することとする。
- (3) 処理は、焼却、破碎及び資源化の方法により実施する。

3 収集処理方法

- (1) 災害時に発生するごみの早急処理を行うため清掃班を編成し対策の実施に努める。
清掃班は町職員、許可業者及び委託業者をもって編成する。
- (2) 収集、処理用資機材
災害により発生したごみの処理量が現有資機材の処理能力を超える場合は、関連業者等から人員、資機材の借上調達を行うものとする。
なお、町が保有しているごみ収集・処理用資機材は、「資料編／資料 8-8」のとおりである。

4 処理施設の応急復旧

町は、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に応急復旧に努めるものとする。

5 県への支援要請

- (1) 町は、生活ごみ等の収集・処理に必要な人員、資機材等の処理能力が不足する場合は、災害応急対策活動相互応援の協定市町及び近隣市町等に応援を求めるものとし、さらに不足する場合は、県に対して応援要請を行うものとする。
- (2) 町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。

5-3 し尿処理対策の実施

実施担当：農業環境課クリーンセンター、上下水道課

第 1 趣旨

災害により発生したし尿の処理対策について定める。

第2 内容

町は被災地域におけるし尿処理について24時間以内に実施するよう努めるものとする。

1 災害発生後の対応

- (1) 避難所等の避難人員及び場所の確認を行い、下水道の復旧状況等を確認のうえ、当該避難所等の仮設便所の必要数やし尿収集処理見込みの把握に努める。
- (2) し尿処理施設の被害状況、稼働見込みの把握を行い、必要に応じて避難所等へ仮設便所を設けるものとする。

また、あらかじめ仮設便所の備蓄と確保について計画的な推進に努める。

なお、町が備蓄している仮設便所の内容は、「資料編／資料8-8」のとおりである。

- (3) 仮設便所の管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上の配慮に努める。

2 収集、処理方法

- (1) 災害時のし尿の早期収集のため清掃班を編成し、対策の実施に努める。清掃班は、業者に委託して実施する。

- (2) 処理方法は通常の収集処理型式で実施する。

なお、町が保有しているし尿処理用資機材は、「資料編／資料8-8」のとおりである。

- (3) 収集、処理用資機材

災害により発生したし尿の処理量が現有資機材の処理能力を超える場合は、関連業者等から人員、資機材の借上調達を行うものとする。

3 し尿処理施設の応急復旧

町は、し尿処理施設に被害が生じた場合は早急に応急復旧に努めるものとする。

4 県等への支援要請

町は、し尿の収集・処理に必要な人員、資機材等の処理能力が不足する場合は、災害応急対策活動相互応援協定市町及び近隣市町に応援を求めるものとし、さらに不足する場合は県に対して応援要請を行うものとする。

第6節 環境対策の実施

実施担当：農業環境課、上下水道課

第1 趣旨

災害による工場、事業所等からの有害物質の漏洩や廃棄物処理に伴う大気汚染の防止対策について定める。

第2 内容

- (1) 被害状況の把握

町は、町域内の工場・事業所と連絡をとり、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等の必要な情報を迅速、的確に収集し、県及び関係機関等へ連絡する。

(2) 応急対策

町は、前記の県への連絡後は、兵庫県地域防災計画の定めるところにより、県に協力して対策を実施し、住民の安全確保に努めるものとする。

第7節 交通・輸送対策の実施

7-1 交通の確保対策の実施

実施担当：建設課

第1 趣旨

災害時における安全かつ円滑な交通の確保対策について定める。

第2 内容

1 交通応急対策

災害により道路、橋りょう等に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合交通の安全と災害時における交通を確保し、輸送の便を図るために実施する。

(1) 被災地内の交通規制

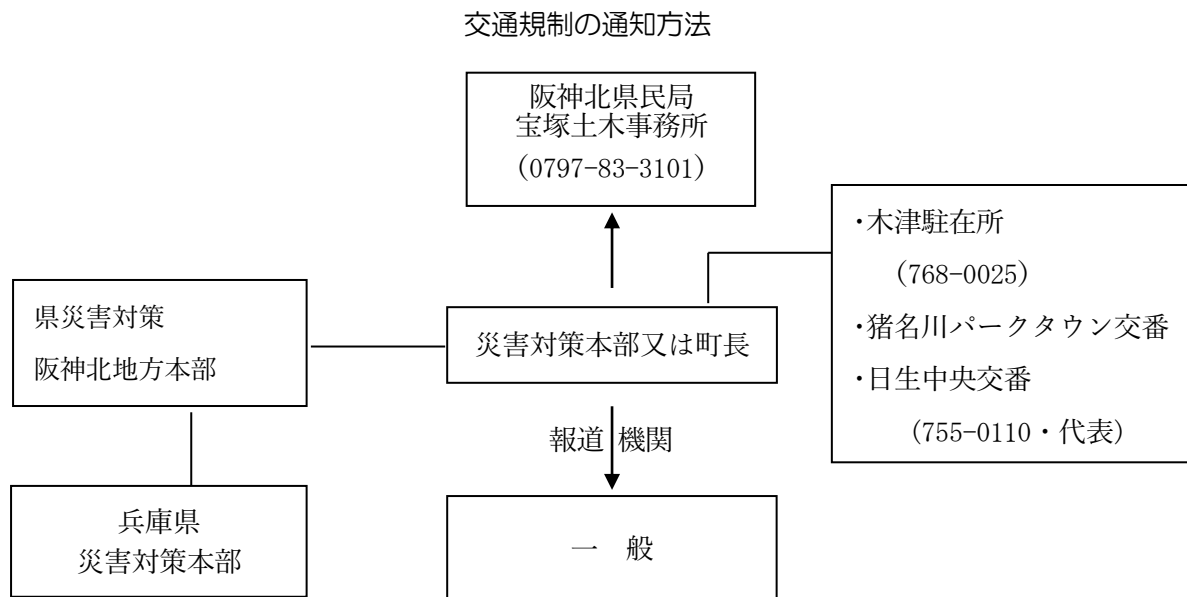
災害等により、交通施設、道路等に危険な状況が予想され、又は発見したときもしくは通報等により承知したときは、以下の区分により、速やかに必要な規制を行うものとする。

ただし、道路管理者と警察関係機関は、密接な連絡のもとに、適切な処置をとるものとする。

交通規制の役割分担

区 分	実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	県知事 猪名川町	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認めるとき	道路法 46 条
警 察	公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがあるとき	災害対策 基本法 76 条 道路交通法 4 条～6 条

なお、災害対策本部又は町長より(1)の規制を行うときは、その内容を以下の図により通知するとともに一般に周知させるものとする。



(2) 道路交通の確保対策（町道及び県道）

ア 危険箇所が発生した場所は、直ちに所管警察署に連絡のうえ、交通の規制を行うと同時に、これにかかる迂回路の指定等の措置をとり、道路交通の確保に努める。

イ 災害箇所については、早急に仮復旧等の応急措置を行うものとする。

(3) 緊急通行車両の確保対策

災害応急対策活動に資するため、町は緊急通行車両として対象となる車両を、県及び県公安委員会に対して事前届出する。

(4) 災害対策基本法に基づいた道路管理者による措置命令及び措置

ア 道路管理者は、災害が発生し、立ち往生車両や放置車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法の規定により、区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者が当該措置を取らなかったり、現場にいない場合においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行うことができる。とともに当該措置をとるため、やむをえない程度において、車両その他の物件を破損することができる。また、当該措置のためにやむを得ない必要がある場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分をすることができる。

イ 国土交通大臣は道路管理者である県及び町に対して、兵庫県知事は、道路管理者である町に対して、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法の規定により、区間を指定し、運転者等に対して同様の命令を行うことを指示することができる。また、県公安委員会は、道路管理者に当該措置を要請することができる。

(5) 緊急輸送道路における電柱等による道路占用の禁止（道路法第37条第1項）

電柱等の倒壊によって緊急通行車両の通行や地域住民等の避難に支障を来たすなど災害発生時の被害の拡大を防止するため、道路管理者は、その管理する緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止することとする。

7-2 緊急輸送対策の実施

実施担当：総務防災課、建設課

第1 趣旨

災害時のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送対策について定める。

第2 内容

1 緊急輸送時の基本的事項

(1) 実施機関

- ア 災害防災関係機関は、それぞれ緊急輸送を実施するものとする。
- イ 町は、指定地方公共機関である輸送業者等に協力を要請し、輸送手段の確保を図るほか、県知事に対して被災者の運送要請を行うものとする。

(2) 緊急輸送活動の基本方針

ア 輸送にあたっての配意事項

- (ｱ) 人命の安全
- (ｲ) 被害の拡大防止
- (ｳ) 災害応急対策の円滑な実施

イ 輸送対象

(ｱ) 第1段階

- a 救助、救急、医療等の人命救助活動に従事する人員、医療品等の物資
- b 国、県、市、町の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動対策に必要な人員、物資
- c 後方医療期間への転送負傷者等

(ｲ) 第2段階

- a 第1段階の続行
- b 食糧、飲料水等の生命維持に必要な物資
- c 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(ｳ) 第3段階

- a 第2段階の続行
- b 災害復旧に必要な人員及び物資
- c 生活必需品

(3) 輸送路等に関する状況の把握

町は、災害発生時における緊急輸送路確保のため、所轄警察署、関連道路管理者と密接な連携を保ち、常に道路状況の確保に努めるとともに、災害発生時には直ちに道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見と改修を行い、必要により所轄警察署の協力により交通規制等を実施し、緊急輸送路の確保に努める。

2 緊急輸送対策

町は「兵庫県地域防災計画」に定める緊急輸送対策の実施について、陸上、空中部門について支援を行う。

(1) 陸上支援については、本計画に定めるもののほか、町域の誘導その他について実施する。

(2) 空中支援については、ヘリコプター臨時離着陸場の確保と物資等の搬入出荷役要員を確保する。

3 被災地としての緊急輸送時の措置

(1) 町域内における緊急輸送については、原則として本計画に定めるものとし輸送手段については町有車両を主に実施する。

(2) 避難等により他市町への緊急輸送を行う場合は原則として、本計画に定めるものとし、輸送手段については、輸送業者等に依頼して実施する。

(3) 緊急輸送を他機関に依頼した場合の受入れ措置としては、本計画の定めるところによる。

7-3 兵庫県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請

実施担当：総務防災課、消防本部

第1 趣旨

町内に大災害が発生し、ヘリコプターによる活動の必要を認める場合は、兵庫県に対し、消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を求めるものとする。

第2 内容

1 使用目的

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 情報収集活動
- (5) 災害応急対策活動

2 運航

「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」（資料編／資料 2-8）、「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」（資料編／資料 2-9）によるほか、「兵庫県地域防災計画」の定めるところによる。

3 緊急運航要請

(1) 要請手続

消防長名により、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書によりファクシミリ等で兵庫県防災監に要請を行う。

(2) 要請要領

電話会議によるヘリコプター要請

ア 固定電話又は携帯電話から電話会議サービスに電話をかける。

イ 災害発生場所、臨着場（飛行場外離着陸場）等の位置情報は、必ず兵庫県マッフル地図で報告する。

ウ 電話会議システムの運用時間は、原則 8：45～17：30 までとする。

エ 時間外については、神戸市消防局司令課 078-333-0119 に電話する。

オ 17 時以降であっても日没時間内であれば、直接、航空隊に出動可否の確認を取る。
出動可能であれば、電話会議で要請する。

(3) 要請時の連絡事項

ア 支援を求める理由及び目的地

イ 現地責任者氏名

ウ 人命救助、医薬品の緊急輸送などの内容

エ 人命救助の場合、被救助者の性別、年齢等

オ 離着陸場との連絡方法

(4) 町において措置する事項

ア 離着陸場に必要な人員配置を行い、危険防止の措置を実施する。

イ 離着陸場に至る交通機関等の確保を行う。

ウ 現地責任者を離着陸場に待機させ、必要に応じて、機長等の連絡にあたるものとする。

エ 緊急搬送の場合、患者の航空機搬送について医師の承認を明示するものとし、搬送同乗については、医師又は看護婦 1 人とする。

(5) 災害対策用ヘリコプター離着陸場

ア 猪名川町総合公園（猪名川町白金 1 丁目 74）

イ 猪名川町スポーツセンターグラウンド（猪名川町万善字十貫 25-1）

ウ 大島であい公園（猪名川町島字前田 3）

エ 猪名川町消防防災広場（猪名川町差組字米山 154-4）

（資料：「兵庫県航空機使用管理要綱」「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」）

第 8 節 ライフラインの応急対策の実施

8-1 電力の確保

実施担当：関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

第 1 趣旨

災害により機能が停止した電力の早期復旧のための対策について定める。

1 防災体制の確立

(1) 対策組織の設置

ア 地域における防災体制

関西電力の各支社及び関西電力送配電の各本部が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長及び本部長を対策組織長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。

神戸地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

(ｱ) 神戸地域非常災害対策総本部

(ｲ) 神戸地域送配電非常災害対策本部

(ｳ) 神戸地域送配電警戒本部

※送配電とは関西電力送配電のことをいう。

(2) 総本部の設置基準

総本部の設置基準は、次のとおりとする。

ア 次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。

(ｱ) 神戸地域内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合

(ｲ) 神戸地域内に大津波警報が発表された場合

(ｳ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

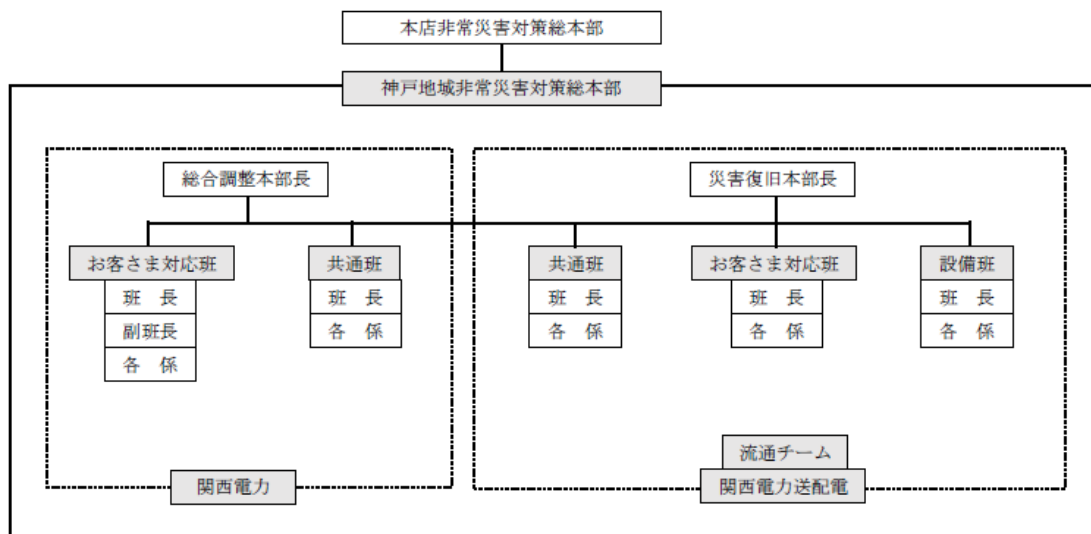
(ｴ) 南海トラフ域を震源とする M7.9 以上の海溝型地震が発生した場合

(ｵ) 神戸地域内で 70,000kW 以上の供給支障事故が発生した場合

イ 総本部の設置については、関西電力の長と関西電力送配電の長が協議し、決定する。

(ｱ) 非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあって、関西電力と関西電力送配電が連携して、対応していくことが必要と認められる場合

(ｲ) その他必要な場合



(3) 体制の確立

関西電力及び関西電力送配電は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。

- ア 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。
- イ 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。

2 災害復旧に関する事項

(1) 災害時における情報の収集、報告

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

ア 一般情報

(ア) 気象、地象情報

- (イ) 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）
- (ロ) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）
- (ハ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 関西電力及び関西電力送配電の被害情報

- (ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- (イ) 停電による主な影響状況
- (ロ) 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

- (イ) 従業員等の被災状況
- (オ) その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(3) 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力の総務室長、地域にあっては関西電力送配電の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

(4) 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

ア 広報活動

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第2編2章5-1第2-3(2)に定める広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ・ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(5) 対策組織要員の確保

ア 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。

ウ 復旧要員の広域運営

関西電力及び関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

(6) 災害時における復旧用資機材等の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

ア 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 対策組織相互の流用

(ロ) 他電力会社等からの融通

イ 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力及び関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ 復旧用資材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

(7) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(8) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(9) 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して関西電力及び関西電力送配電が自衛隊による支援を受けられるように依頼する。

(10) 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(f) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(I) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

3 災害復旧に関する事項

(1) 復旧計画

ア 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

(ア) 復旧応援要員の必要の有無

(イ) 復旧要員の配置状況

(ロ) 復旧用資機材の調達

(ハ) 復旧作業の日程

(ニ) 仮復旧の完了見込

(ホ) 宿泊施設、食糧等の手配

(ヘ) その他必要な対策

イ 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

(2) 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

8-2 都市ガスの確保

実施担当：大阪ガスネットワーク株式会社

第1 趣旨

災害により機能が停止したガスの早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

1 応急対策

災害が発生した場合は、社内規定に基づき災害対策本部を設置し、社内各部門の連絡協力のもと災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部の設置

兵庫地区の供給エリア内で風水害等による災害の発生あるいは災害の発生が予想される場合は、兵庫事業部内に災害対策本部を設置する。

(2) 応急対策要員の確保

災害時は社内規定に基づき、緊急呼出し装置等により必要要員を招集するとともに必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるように動員体制を確立する。

(3) 情報の収集伝達

ア 情報の収集

風水害等は、気象情報の収集に努め、本社で集約された情報は、直ちにグループ会社へ伝達されて、必要な措置を講ずるシステムを実施する。

イ 関係機関との情報交換

災害対策本部は、担当エリアのガス施設、お客様施設の被害状況を調査するとともに、その状況と応急対策実施状況等を、専用線等により防災関係機関に対して伝達する。また必要に応じて大阪ガスより連絡要員を防災関係機関へ派遣する。

(4) 復旧資機材の確保

普段から必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量の確保を行う。

(5) 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全装置に関する各種情報の広報を実施する。

(6) 危険防止対策

都市ガスが生活に欠くことができない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続する必要がある。

このために、被害箇所の緊急修繕に努めるが、都市ガスにより二次災害の恐れがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、事前にガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を実施する。

2 復旧対策

(1) 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命にかかわる箇所及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから実施する。

(2) 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスが単独で復旧を図ることが困難である場合は、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者からの協力を要請する。

3 猪名川町担当部門

猪名川町域におけるガス施設の災害防止、復旧活動等については以下の部署が担当する。

大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部（神戸市中央区港島中町 4-5-3）

電話：078-303-8600

FAX：078-303-7864

4 他機関との協力体制

復旧を促進するため、猪名川町をはじめとする地域防災機関、報道機関、道路管理者、交通管理者、埋設管理者、地域団体と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもと災害対策を推進する。

8-3 LPガスの確保

実施担当：株式会社ミツワ

第1 趣旨

災害により機能が停止したLPガス施設の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

- 1 地域内で発生したLPガスのガス漏れ等による災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生した場合に際し、消費者等からの通報に応じて、以下のことを実施する。
 - (1) LPガス漏洩現場への緊急出動と漏洩防止措置
 - (2) 防災事業所（兵庫県高圧ガス地域防災協議会LPガス部会）への応援要請及び関係機関への通報
 - (3) LPガス漏洩現場における火災の消火活動や周辺地区への広報
 - (4) 関係要員の緊急招集による動員態勢の確立

8-4 電気通信設備の確保

実施担当：NTT 西日本株式会社

第1 趣旨

災害により機能が停止した電気通信設備の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

1 担当機関の所在地、名称

NTT 西日本株式会社の災害時の担当機関

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
NTT 西日本株式会社 兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番	078-393-9 440	078-326-7 363

2 災害時の活動体制

災害時により、電気通信施設が被災発生した場合、又は被災するおそれがある場合は、NTT 西日本(株)が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

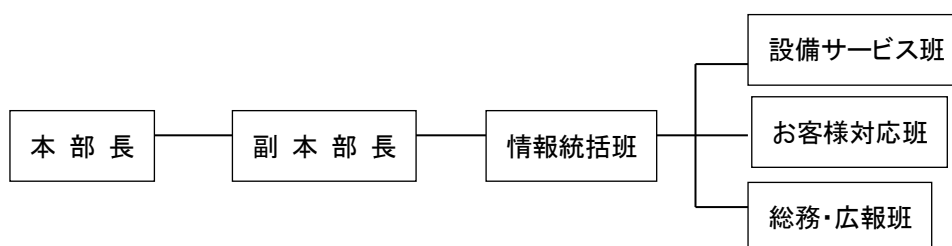
3 災害対策本部の設置

災害が発生し、また発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

4 災害対策本部の組織及び所掌事項

(1) 組織体制

NTT 西日本株式会社の災害時の組織体制



(2) 所掌事項

〔情報統括班〕	災害対策本部の各班を掌握し、災害対策業務全般の運営を行う。 また、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整。
〔設備サービス班〕	被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施
〔お客様対応班〕	ユーザへの対応
〔総務・広報班〕	社員の安否確認及び避難指示、労務対応、健康管理、 後方支援、兵站活動、報道対応

5 電気通信サービスの確保

災害により、電話線などの通信施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、NTT 西日本(株)が、以下のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

(1) 通信混乱防止

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(2) 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

(3) 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、地震により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じることとする。

ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保

イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成

ウ 電話回線網に対する切替措置、伝送器切替措置等の実施

エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成

オ 非常用可搬型デジタル交換装置の運用

カ 臨時・災害時用公衆電話の設置

キ 停電時における公衆電話の無料化

(4) 通信の利用と広報

震災により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。

ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。

イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。

ウ 被害状況に応じた案内トーキを挿入する。

エ 一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）。

オ NTT 西日本株式会社兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

カ 「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」でのふくそう緩和を実施する。

(7) 提供の開始

- a 地震、噴火等災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話などが増加し、被災地への通話がつながりにくい状況（輻輳）になっている場合に開始する。

- b 被災者は、本人・家族等の安否情報等を「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（web171）」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等は、その内容を聴取、又は閲覧して安否等を確認する。

(f) 伝言の条件

- 「災害用伝言ダイヤル（171）」
 - a 登録できる電話番号（被災地電話番号）：
加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号
 - b 伝言録音時間：1 伝言あたり 30 秒間
 - c 伝言保存期間：提供終了まで
 - d 伝言蓄積数：1 電話番号あたりの伝言数は 1～20 伝言で、提供時に知らせる。
- 「災害用伝言板（web171）」
 - a 接続条件：インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
 - b アクセス URL： <https://www.web171.jp>
 - c 伝言登録数：伝言板（伝言メッセージボックス）あたり 20 件まで
(20 件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される)
 - d 伝言板（伝言メッセージボックス）数：
 - 利用者情報なしの場合：1 件
 - 利用者情報ありの場合：最大 20 件 ※利用者情報は事前に登録が必要
 - e 伝言保存期間：最大 6 ヶ月
 - f 登録可能な伝言：定型文及びテキスト情報（1 伝言あたり 100 文字）
 - g 伝言のセキュリティ：伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能
 - h 伝言通知機能：利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる

(g) 伝言通知容量

約 800 万伝言

(h) 提供時の通知方法

- a テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリアなどを知らせる。
- b 電話がかかりにくくなっている場合は、「輻輳メッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤルをご利用して頂きたい旨の案内」を流す。
- c 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレットなどを配備する。
- d 行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

(i) 提供開始日

・災害用伝言ダイヤル（171）：平成 10 年 3 月 31 日

・災害用伝言板（web171）：平成 24 年 8 月 30 日

(5) 大規模災害等における復旧順位と応急復旧の目標

大規模災害によって電気通信設備に甚大な被害を受けた場合は、被害の全容を迅速に把握するとともに、次のサービスの復旧順位、応急復旧の目標により、効果的な復旧活動に努める。

復旧順位	通信役務の提供先	対象サービス	応急復旧 ・ 目標期間	応急復旧作業
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関	・需要通信に用いるサービス ・モバイル通信サービス	業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービス（人名救助に関わるサービス）は 24 時間以内 その他サービスは 3 日以内	【第一段階】 ・優先度の高い通信ビル機能の維持 ・災害対策機器等を活用したサービス復旧 ・避難所への災害時公衆電話の取付け 【第二段階】 ・電気通信設備全体の被害調査 ・広域支援体制を確立 ・被害調査を踏まえた垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止 ・復旧用資材の調達手配 ・サービスの復旧
第二順位	輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給に直接関係がある機関			
第三順位	水道の供給に直接関係がある機関、ガスの供給に直接関係がある機関、選挙管理機関、新聞社等の機関、金融機関、その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体			
第四順位	全ての利用者	・住民の帰還、家屋の復旧状況等の社会ニーズに合わせた全てのサービス	可能な限り迅速に行う 長くても 10 日以内 ※	

※激甚な災害等発生時は被災状況により最大約 2 ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合は約 2 週間、東日本大震災時は約 1 ヶ月、能登半島地震時は固定約 3 週間、モバイル約 2 週間）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

8-5 水道の確保

実施担当：上下水道課

第 1 趣旨

災害により機能が停止した水道の早期復旧のための対策について定める。

第 2 内容

水道事業者は、以下のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害発生直後の対応

ア 応急対策人員の動員

災害発生直後にあらかじめ定めるところにより、応急対策人員を動員し災害対策を実施することとする。

イ 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（取水、浄水、送水、配水、給水施設）の被害状況及び地域の断水区域における被害状況の調査を実施することとする。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行うこととする。

ウ 県等への応援要請

応急復旧に必要な人員、資機材が不足する場合は、町防災担当部門と連携し、速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく支援要請を行うとともに、県を通じて国、県内市町及び関係機関への広域的な支援を要請するものとする。

(2) 復旧過程

ア 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧にあたる工事班編成（人員、資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示することとする。

イ 施設毎の復旧方法

(ア) 取水及び浄水施設

応急復旧にあたり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械、電気及び計装設備などの大規模な被害については、状況に応じ設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処することとする。

(イ) 送配水施設及び給水管

配水池、ポンプ場については、(ア)と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進めることとする。

a 第 1 次応急復旧

主要な管路の応急復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第 1 次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が

困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消することとする。

b 第2次応急復旧

第1次応急復旧により、ほぼ断水地域が解消した段階で引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

ウ 復旧の記録

災害の被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報、記録写真等を整えることとする。

エ 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供することとする。

8-6 下水道の確保

実施担当：上下水道課

第1 趣旨

災害により機能が停止した下水道の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

1 町は、以下のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害発生直後の対応

ア 被害状況の把握

ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施することとする。

イ 被害状況の調査と点検

災害発生後、以下の事項に留意して、速やかに被害状況の調査及び点検を行い、排水機能の支障や二次災害の恐れのあるものについては、平行して応急対策を実施することとする。

a 二次災害の恐れのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査、点検を実施する。

b 調査、点検漏れの生じないよう、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。

c 調査、点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

イ 他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員、資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

(2) 復旧過程

被災箇所の応急復旧にあつては、その緊急度を考慮し、工法、人員、資機材等も勘案のうえ、全体の応急復旧計画を策定して実施することとする。

ア 施設毎の応急措置、復旧方法

(ア) 管路施設

a 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じることとする。

b マンホール等からの溢水

排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の下水道管、又はループ配管等を利用して緊急排水する。

可搬式ポンプを利用して他の下水道の污水管渠、排水路等へ緊急排水する。

分流式下水道の污水管渠からのいっ水については、土のうで囲む等の措置を講じたうえ、排水路に誘導して緊急排水する。

イ 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被害状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供することとする。

第9節 教育対策の実施

実施担当：教育振興課、学校教育課、こども課

第1 趣旨

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに設置する町災害対策本部教育部について定めるとともに、災害時の教育対策について定める。

第2 内容

1 教育対策

(1) 災害時における学校の基本的な役割は、まず、児童、生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は町が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、可能な範囲で協力することとする。

(2) 応急教育の実施のための措置

ア 児童、生徒の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、県教育事務所を通じて県教育委員会に報告することとする。

(ア) 災害の状況に応じ休校、短縮授業、二部授業、分散授業の措置をとる。

(イ) 児童生徒の通学の安全を期するための適切な措置と指導を行う。

(ウ) 児童生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導を行う。

(I) 学校給食の応急措置

- a 学校給食の実施にあつては、その実施校数、人員、給食種別（完全給食、補食給食等）及び実施機関について所定の様式で県教育委員会へ報告する。
- b 応急給食の実施にあつては衛生管理に万全を期し、食中毒等の事故が発生しないよう十分に注意する。
- c 風水害等の災害の発生によって、学校給食の運営が極めて困難となった場合等は、すみやかに県教育委員会へ報告する。

イ 被災状況により以下の措置を講ずることとする。

- (7) 適切な教育施設の確保
- (I) 授業料の免除や奨学金制度の活用
- (i) 災害時における児童生徒の転校手続き等の弾力的運用

(I) 職員（教員）被災時の対策

- a 複式授業の実施
- b 昼夜二部授業
- c 近隣市町からの人的な支援要請
- d 非常勤講師又は臨時講師の発令
- e 教育委員会事務局職員の応援

ウ 災害救助法に基づく措置

- (7) 町は、学校及び教育委員会の協力を受け、学用品の調達及び配分を行うこととする。
 - a 対象
住居が全焼、全壊、流失、半壊、半焼等により就学上支障のある児童生徒
 - b 学用品の品目
教科書、教材、文房具、通学用品
- (I) 町教育委員会は災害により補給を要する教科書等の状況についての報告を県教育委員会へ行う。

(3) 心の健康管理

ア 被災児童生徒への心のケア

- (7) 教職員によるカウンセリング
- (I) 電話相談等の実施
- (i) 児童相談所等の専門機関との連携
- (I) 図書館における読み書き等の児童サービス

(4) 教育施設の応急復旧対策

町は、災害発生後速やかに被災状況を調査し、応急復旧等必要な措置を講ずることとする。

ア 町立学校

- (7) 町は、被害状況を教育事務所を經由して県教育委員会へ報告することとする。

(イ) 町は、状況により一時的な復旧工事や間接的な復旧を行うこととする。

イ 社会教育施設

(ア) 町の施設管理者は被害状況を県教育委員会へ報告することとする。

(イ) 町の施設管理者は状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行うこととする。

(ウ) 町は、被害状況を教育事務所を経由して県教育委員会へ報告することとする。

ウ 指定文化財

国、県、町指定文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、町教育委員会を経由して県教育委員会へ報告することとする。

(5) 学校の防災機能の強化

教育委員会は、学校が災害時にその機能を損なうことのないよう防火性の強化、設備、備品の安全管理、ライフラインの整備、情報通信基盤の整備、学校給食施設の機能強化等を推進することとする。

なお、避難所として指定を受けた学校の整備については、必要により町と十分に協議調整を図ることとする。

(6) 防災教育の推進

第4章・第1節「防災に関する学習等の充実」を参照

第10節 農林関係対策の実施

実施担当：農業環境課

第1 趣旨

風水害等による影響を受けやすい農林業について、災害時の対策について定める。

第2 内容

1 農林業技術応急指導

町は、被害農林産物に対する緊急技術指導を行うため、県農業改良普及センター普及員の派遣を依頼することとする。

2 家畜防疫対策

(1) 町は、県農業共済組合連合会家畜診療所とともに畜舎及び家畜の被害状況を把握することとする。

(2) 町は、県農業共済組合連合会家畜診療所とともに、救命治療の実施体制を整備し、獣医師及び動物用医薬品の確保を図ることとする。

(3) 町は、家畜の被害状況を勘案し、死亡家畜の処分施設、場所の確保を県家畜保健衛生所に依頼する。

(4) 町は、汚染物等の流出の危険がある畜舎に対し、県家畜保健衛生所の指導のもと、流出阻止及び消毒の実施を指導することとする。

- (5) 町は、家畜保健衛生所に依頼し、発生のおそれのある疾病についてのワクチン接種を行うこととする。

3 飼料確保対策

- (1) 町は、農業協同組合等を通じて流通飼料について業界団体に対して、輸送経路を確保して農家に遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送を行うよう指導することとする。
- (2) 町は、県農業改良普及センターとともに、自給飼料について排水対策、収穫時期の調整、サイレーシ（家畜用飼料）への変更等状況に応じた適切な肥培管理を行うよう農家に指導することとする。

4 流通対策

町は、災害発生時において情報収集に努める。また、関係機関と協力し、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努めることとする。

(1) 畜産

- ア 町は、集出荷施設等の被災状況を把握し、生産者団体情報を提供することとする。
- イ 町は、県農業共済組合連合会家畜診療所と協力し、被災家畜の予後を判定し、農家に緊急出荷を指導することとする。
- ウ 町は、農業協同組合等生産者団体に、出荷先の被害状況等を勘案して出荷経路の確保及び出荷先変更、又は、貯蔵施設等への一時保管及び出荷時期等を農家に指導することとする。

5 林業種苗

生産者は、町又は県の指導のもと、苗床の排水と流入した土砂の除去、土壌の理化学性を改善するための、堆肥及び土壌改良剤の施用を行うこととする。

6 主要作物

町は、県及び農業関係団体と協力して、生産者へ以下の対策の徹底を図ることとする。また、農業等資機材取扱業者は、以下の対策の実施に要する資材の確保に努めることとする。

(1) 水稻

- ア 強風時の深水による被害の軽減
- イ 水没苗の処理、排水、泥土の除去、病虫害の防除
- ウ 倒伏した田の湛水の中止及び成熟期に近い倒伏稲の早期収穫
- エ 被害激甚地における他作物への植替え

(2) 麦

- ア 排水溝のさらえによる排水の促進
- イ 発芽不良ほ場における多肥による分けつ促進
- ウ 出穂期における赤かび病の防除
- エ 穂発芽等による品質低下の防止のための、適期刈取りと迅速な乾燥調整

(3) 大豆

ア 暴風網による被覆、株元への培土

イ 排水溝のさらえによる排水の促進

ウ 病害虫防除の徹底

(4) そば

ア 多雨によるほ場からの排水と河川・水路からの逆流の防止

イ 成熟期における倒伏・脱粒防止のための早期収穫と迅速な乾燥調整

7 野菜

町は、県及び農業関係団体と協力して、情報収集に努めるとともに、以下の対策が速やかに実施されるよう指導の徹底をおこなうこととする。

(1) 排水の徹底

(2) 適切な薬剤散布

(3) 長雨期における雨上がり後の周到的な灌水

(4) 施肥（追肥）の減量と吸肥性のよい液肥の使用

(5) 収穫物の除水滴、除湿の徹底

8 特用作物

町は、県及び農業関係団体と協力して、生産者へ以下の対策の徹底を図ることとする。また、農薬等取扱業者は、以下の対策の実施に要する資材の確保に努めることとする。

(1) 明きょ等による排水の促進

(2) 病害虫防除の徹底

9 果樹

町は、県及び農業関係団体と協力して、生産者へ以下の対策を図ることとする。また、農業等取扱業者は、以下の対策の実施に要する資材の確保に努めることとする。

(1) 明きょ等による排水の促進

(2) 主幹や、主枝が裂けたものの補強・切断

(3) 折損した結果枝の切除

(4) 倒伏木の支柱等による補強

(5) 侵食により露出した根の覆土

(6) 病害虫防除の徹底

10 花き

町は、県及び農業関係団体と協力して、生産者へ以下の対策の徹底を図ることとする。

(1) 温室、ハウス等の応急措置

(2) 病害虫防除の徹底

(3) 早期排水の励行とマルチや高畦栽培の導入

(4) 支柱やネットによる誘引の補強、補修

11 しいたけ

- (1) ハウスの補強
- (2) 寒冷紗（ネット）やビニールの固定
- (3) 土砂崩れのおそれのある林地以外の活用（ほだ場）
- (4) 流水に流される可能性のある場所以外の活用（ほだ場）
- (5) 水に浸かったほだ木の洗い直シート原木の消毒

農林業は、自然環境や気象によって大きな影響を被りやすく、風水害以外にも干害、冷夏など、多様な災害の発生が考えられるので、関係機関と連携して対策を講じることとする。

実施担当：総務防災課、建設課、都市政策課、農業環境課

降雨等による水害、土砂災害等に備えた二次災害防止施策について定める。

1 連絡体制



ア 町指定（地方）公共機関のうち関係機関、県、町等は、総合土砂災害対策推進連絡会を活用して総合的な土砂災害対策を推進することとする。

ウ 町は、それぞれの管理する箇所以下の緊急対策を実施することとする。

148

(イ) 観測機器の設置の推進

(ロ) クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策

エ 町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を図ることとする。

オ 町は、地すべり防止区域において異常等が発見された場合、県と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行うこととする。

カ 町は、急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所について、地域防災計画の中で情報の収集・伝達方法、災害に関する予報・警報の発令と伝達方法、避難対策、被害の拡大防止対策を定めることとする。

(2) 道路

ア 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握することとする。

イ 管理者は、危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や住民への周知を図ることとする。

ウ 管理者は、緊急輸送路について重点的に検討し、状況により復旧、確保を図ることとする。

エ 管理者は、危険箇所を対象にした応急復旧工事を早期に実施することとする。

(3) 河川

ア 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況を把握のうえ、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の応急復旧を実施することとする。

イ 管理者は、危険箇所について、関係機関への連絡や住民への周知を図るとともに、応急工事の実施や警戒避難体制の整備に努め、災害発生のおそれのある場合は、速やかに適切な対応を図ることとする。

(4) ため池

ア 管理者は、ため池パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。

イ 管理者は、それぞれの管理する箇所で以下の緊急対策を実施することとする。

(ア) 緊急復旧資機材の点検・補強

(イ) ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削

ウ 町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

(5) 森林防災対策

ア 町は、防災合同パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。

イ 町は、それぞれの管理する箇所で以下の緊急対策を実施することとする。

(ア) 緊急復旧資材の点検・補強

(イ) 危険性の高い箇所について、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去

ウ 町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を図ることとする。

(6) 農業土木施設対策

ア 施行中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努めることとする。

イ 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行うこととする。

(7) 宅地防災対策

ア 町は、宅地防災パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。

イ 町は、それぞれの管理する箇所で以下の緊急対策を実施することとする。

(ア) ビニールシート等の応急措置

(イ) 宅地防災相談等の開設

ウ 町は、民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

(8) 建築物の防災対策

ア 町は、応急危険度判定のための判定実施本部を設置し、県に応急危険判定士の派遣を要請するものとする。

イ 応急危険判定士は「地震被災建築物の被災度調査、判定シート」を使用して外観目視を行い、判定標識を調査建物に貼付するものとする。

ウ 町は、公共施設等、町にかかる施設の被害状況の早期把握に努め、状況に応じた応急対策を講じる。

(9) 都市公園

ア 管理者は緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握し、必要により応急復旧工事等を実施するものとする。

イ 管理者は、速やかに点検結果及び応急対策について、県に報告するものとする。

(9) 危険物施設対策

町、消防本部は危険物等施設の立入検査等を実施し、必要により適切な措置を「第3章・第11節『危険物施設等の応急対策の実施』」により実施する。

3 住民への広報

町は、災害に関する情報の収集と提供に努め、「第2章・第3節『情報の収集、伝達』」及び「第3章・第2節『災害情報等の提供と相談活動の実施』」により、実施するものとする。

4 避難対策

避難については、「第3章・第4節・4-3『避難対策等の実施』」により実施するものとする。

5 防犯対策

(1) 警察は、災害が発生し又は発生する恐れがある時は、災害の種別、規模、被害状況等に応じて災害警備体制をとる。

(2) 警察は、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、町内の治安の維持、犯罪の予防等に努めることとする。

第4章 その他の災害の応急対策の推進

第1節 大規模火災の応急対策の推進

実施担当：消防本部、総務防災課

第1 趣旨

大規模な火災等の災害が発生した場合において、その鎮圧、被害の拡大防止に努め、住民の生命、身体、財産を保護するための消火活動について定める。

第2 内容

1 消火活動の実施

速やかに町内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うこととする。特に大規模な災害の場合は、最重要防ぎょ地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。

2 相互応援協定の運用

町は、その消防責任を果たすため、隣接市町との防災応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努めることとする。

3 災害時における救急業務

災害時における要救助者の緊急輸送等について、まず隣接市町等に応援を求め、第二手段として町内の医療機関、その他関係機関の協力を求めることとする。

4 町の消防計画

町は、大規模火災発生時の消防力の効果的な運用を図るため、以下のとおり活動体制を確立することとする。

(1) 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防ぎょ活動の重点目標を以下のとおりとする。

- ア 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
- イ 危険物施設に対する防ぎょ
- ウ 広域避難地に通じる避難路の火災に対する防ぎょ
- エ 救助・救急
- オ 情報活動
- カ 広報

(2) 消防計画に定める基本的事項

大規模火災に対処するため、消防計画に定める基本的事項を以下のとおりとする。

- ア 町災害対策本部との業務分担に関する事項

- イ 消防本部、消防団の業務分担に関する事項
- ウ 職員の動員と編成・配置
- エ 通信網の確保に関する措置
- オ 情報収集等に関する体制
- カ 町災害対策本部との連絡等に関する事項
- キ 警察機関をはじめ関係機関との連絡等に関する事項
- ク 重点防ぎょに関する方針
 - (ア) 密集地の火災・危険物施設の事故等に対する措置
 - (イ) 避難路の防ぎょに対する措置
 - (ウ) 救助・救急に関する措置
- ケ 広報に関する措置

5 住民等の活動

(1) 火気使用者

災害発生時に火気を使用している者は、出火を防止するため、可能な限り、直ちに必要な措置をとるとともに、出火のおそれがある場合には近隣の応援を求めるなど延焼防止に努めることとする。

(2) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等に当たることとする。

(3) 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関に協力するよう努めることとする。

6 消防相互応援協定

(1) 災害応急対策活動の相互応援に関する協定（阪神 7 市 1 町応援協定）

尼 崎 市	尼崎市長	宝 塚 市	宝塚市長
西 宮 市	西宮市長	川 西 市	川西市長
芦 屋 市	芦屋市長	三 田 市	三田市長
伊 丹 市	伊丹市長	猪名川町	猪名川町長

(2) 兵庫県広域消防相互応援協定

県下 24 消防本部

(3) 災害応急対策活動の相互応援に関する協定

丹波篠山市	丹波篠山市長	猪名川町	猪名川町長
-------	--------	------	-------

(4) 能勢町・猪名川町・豊中市消防相互応援協定

能勢町	能勢町長	猪名川町	猪名川町長
-----	------	------	-------

豊中市 豊中市長

(5) 伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定

伊丹市 伊丹市長

川西市 川西市長

宝塚市 宝塚市長

猪名川町 猪名川町長

(6) 宝塚市・川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定書

宝塚市 宝塚市長

猪名川町 猪名川町長

川西市 川西市長

第2節 危険物等の事故の応急対策の推進

2-1 危険物事故の応急対策の実施

実施担当：消防本部、総務防災課、住民課、保険課、上下水道課

第1 趣旨

災害時における危険物（石油等）の保安及び応急対策について定める。

第2 内容

1 消防法に定める危険物（石油等）

当該事業所等が、関係機関及び消防本部に通報のうえ、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、町、その他関係機関が総合的な対策を実施することとする。

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、直ちに以下の措置をとることとする。

ア 連絡通報

(ア) 責任者は、発災時に直ちに町及び消防本部に連絡するとともに、必要に応じて、付近住民及び近隣企業に通報することとする。

(イ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報することとする。

イ 初期防ぎよ

責任者は各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防ぎよを行うこととする。なかでも特に火災の延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方途を講ずることとする。

ウ 医療機関

企業内救護班は、応急救護を実施することとする。

エ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施することとする。

オ 住民救済対策

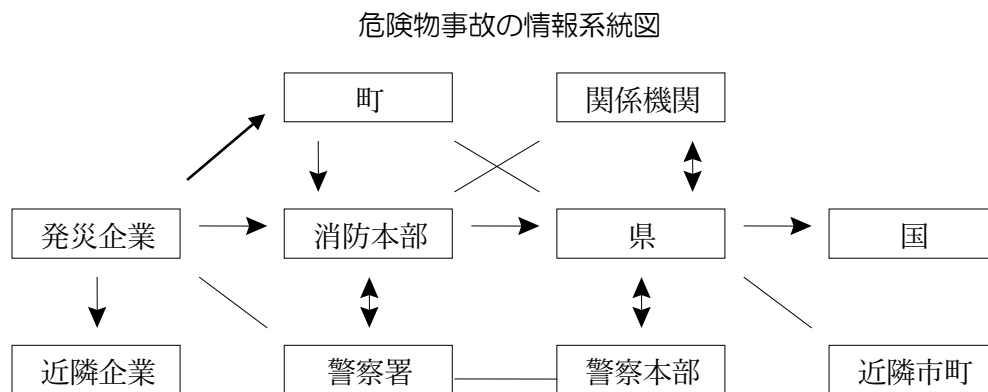
企業は、被災地区の僅少なものについて、企業自体の補償で救済することとする。

(2) 県、町その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び町地域防災計画及び関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに以下の応急対策を実施することとする。

ア 災害情報の収集及び報告

消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うこととする。



イ 災害広報

町、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行うこととする。

ウ 救急医療

当該事業所、警察、消防本部、県、医療機関、その他関係機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施するものとする。

エ 消防応急対策

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施するものとする。

オ 避難

町長は、所轄警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難場所の開設及び避難所への収容を行うものとする。

カ 自衛隊、日本赤十字社等の出動

町は、必要により自衛隊及び日本赤十字社等の出動要請を行うものとする。

キ 公共機関応急対策

関西電力及び関西電力送配電、N T T、大阪ガス及び大阪ガスネットワークその他の公共機関は、県地域防災計画の定めるところにより、それぞれ必要により、応急対策を実施するものとする。

ク 給水

町は、地域防災計画の定めるところにより、必要により飲料水を供給するものとする。

ケ 住民救済対策

企業、県、町その他関係機関は、合同して住民の救済対策を講じることとする。なお被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによるものとする。

コ 災害原因の究明

県、警察、労働基準局、消防機関、学識経験者は災害の発生原因の究明に当たることとし、高度な技術を要する場合は、国の派遣する学術調査団の原因究明を待って、公式発表を行うものとする。

2-2 高圧ガス事故の応急対策の実施

実施担当：消防本部、総務防災課

第 1 趣旨

高圧ガスに関する災害時における応急措置及び被害拡大防止措置について定める。

第 2 内容

当該事業所等が、消防本部等に通報のうえ、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、町等が総合的な対策を実施することとする。

1 緊急通報

- (1) 高圧ガス関係事業所は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、町、消防本部、警察、海上保安庁）に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図ることとする。

2 災害対策本部等の設置

事業所は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施するものとする。

3 応急措置の実施

事業所及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施するものとする。

- (1) 状況により、設備を緊急運転停止

- (2) 火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水
- (3) ガスが漏洩した場合、緊急遮断等の漏洩防止措置
- (4) 状況により立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
- (5) 状況により防災要員以外の従業員の退避
- (6) 発災設備以外の設備の緊急総点検
- (7) 交通規制措置

4 防災資機材の調達

- (1) 事業所は、防災資機材が不足又は保有していない場合、直ちに近隣の事業所等から調達するものとする。
- (2) 県、消防本部は、事業所による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達するものとする。
- (3) 警察、消防本部は、防災資機材の緊急輸送に協力するものとする。

5 被害の拡大防止措置及び避難

- (1) 事業所は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努めることとする。
- (2) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議するものとする。
- (3) 町は、必要に応じ避難の指示を行うものとする。

2-3 火薬類事故の応急対策の実施

実施担当：消防本部、総務防災課

第1 趣旨

火薬類に関する災害時における応急措置及び被害の拡大防止措置について定める。

第2 内容

当該事業者等が消防本部等に通報のうえ、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、町等関係機関が総合的な対策を実施するものとする。

1 緊急通報

- (1) 事業者は、火薬類施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、町、消防本部、警察）等に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図るものとする。

2 災害対策本部等の設置

事業者は、火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに現地に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連絡して応急対策を実施するものとする。

3 応急措置の実施

事業者は、防災関係機関との連絡を密にし、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずることとする。

(1) 消費場所における応急措置

ア 火薬類の使用者は、土砂崩れ・鉄砲水等により火薬類が土中に埋没した場合、火薬類が存在するおそれがある場所を赤旗等で標示し、見張人を置き、関係者以外を立入禁止とすることとする。なお、土砂を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は、廃棄するものとする。

イ 火薬類の使用者は、雷が消費場所周辺に発生すれば、発破作業を中止することとし、雷雲の発生、接近を察知するため、作業前に気象情報を把握するとともに、発破場所に雷検知器又はラジオを持ち込むこととする。

(2) 運転中における応急措置

ア 運搬者は、火薬類の運搬作業中に事故等が発生した場合、安全な場所に車両又は、火薬類を移動させ、火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収し火薬類の盗難防止のため、警戒監視するものとする。

イ 運搬者は、車両に損傷を受けたとき緊急措置が必要な場合、荷送人又は、運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受けることとする。荷送人は必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬庫占有者等への保管委託等を行うものとする。

4 避難

町は、必要に応じ避難の指示を行うものとする。

避難については、「第3章・第4節・4-3『避難対策の実施』」の定めるところによる。

2-4 毒物・劇物事故の応急対策の実施

実施担当：消防本部、総務防災課

第1 趣旨

毒物・劇物に関する災害時における応急措置及び被害の拡大防止措置について定める。

第2 内容

当該事業所等が健康福祉事務所等に通報のうえ、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、町、関係機関等が総合的な対策を実施するものとする。

1 事業所等の通報

事業所は、毒物・劇物が流失し付近住民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合に、健康福祉事務所、消防本部、警察等へ緊急通報を行うものとする。

2 応急措置

消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努めるものとする。

3 避難

町長は、必要があれば避難の指示を行うものとする。（避難場所については、町地域防災計画で定めるところによる）

第3節 原子力等放射性物質事故への対策

3-1 原子力等放射性物質事故の応急対策の推進

実施担当：生活安全課、消防本部

第1 趣旨

放射性物質に係る事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、住民を放射線から守るため、第一次的責任者である放射性物質を取扱う業者のほか、防災関係機関は、緊密な協力のもとにこの計画の定めるところにより、各種応急対策を迅速に実施し、住民の生命、命、身体、財産を保護するとともに、住民の不安を解消するために必要な事項を定めるものとする。

なお、放射線に関する基礎的な知識を文部科学省が発行する文献から整理したものを「資料編／資料 13-2」に示す。

第2 災害の範囲

- 1 放射性物質の事業所外運搬において、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外に放出される事態が発生し、住民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合（以下「事業所外運搬災害等」という。）
- 2 放射性同位元素又は放射線が異常な水準で放射性同位元素取扱事業所外に放出される事態が発生し、住民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合（以下「放射性同位元素取扱事業所災害等」という。）
- 3 放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質が発見される事態が発生し、住民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合（以下「不法廃棄等事案」という。）
- 4 町外における原子力災害等の発生により、町内において社会不安が高まる事態が発生し、住民の生命、身体及び財産被害が生じ、又は生じるおそれがある場合（以下「町外原子力災害等事案」という。）

第3 災害予防対策

- 1 活動・連携体制の整備

総括部は、災害発生において協力を要請する予定の機関に対し、あらかじめ相互応援が可能なように平時から連携の強化に努めるものとする。

- (1) 災害発生時には、兵庫県、文部科学省等の省庁及びその他関係機関に対して、必要な情報連絡が行えるよう情報連絡体制を整備する。
- (2) 近隣市町及び協定市町とは、保有する資機材、保管担当部局等の情報を積極的に交換する。
- (3) 援護部は、放射線被ばくを受けた者、又は被ばくを受けたおそれのある者の収容機関を把握する。

2 保安全管理体制の徹底

- (1) 放射性物質取扱事業所は、住民の安全を確保するため関係法令を遵守し、放射性物質事故災害の防止に努めるものとする。
- (2) 事業者は、放射性物質事故災害の予防に係る計画、資機材等の整備及び点検、従業員に対する防災教育の実施、事故発生時における通報、応急措置及び避難対策を実施するための防災組織の整備を図る。
- (3) 事業者は、施設等において放射線の異常漏洩等が発生した場合は、直ちに消防本部等に状況を報告するものとする。

3 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

ア 平素から緊急時の情報収集及び連絡体制を整備しておくこととし、以下の資料を備えるものとする。

(ア) 関係機関の名称、所在地、電話、ファックス番号等の一覧表

(イ) 関係機関同士の連絡経路

イ フェニックス防災システム及びデジタルカメラと携帯電話を利用した電送装置等の使用方法に習熟し、兵庫県及び災害対策本部への災害情報、災害現場写真を伝達する体制を整備するものとする。

ウ 防災無線を利用した情報収集、連絡の整備を行うものとする。

(2) 情報の分析整理

兵庫県等の実施の各種セミナー、講演会への参加を通じて以下の専門的な知識を習得し、情報の分析、整理に努める。

ア 放射線の性質、単位等の基礎的な事項に関すること

イ 対象原子力災害等の対策体制及び組織に関すること

ウ 原子力施設等の概要に関すること

エ 対象原子力災害等とその特性に関すること

オ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

カ モニタリング実施方法及び機器に関すること

- キ 防災対策上の諸設備に関すること
- ク 緊急時に講じる対策の内容に関すること
- ケ 放射性緊急被ばく医療（応急処置を含む）に関すること
- コ 過去の事故及び対処事例に関すること
- サ その他緊急時対応に関すること（除染の基礎技術等）

(3) 住民に対する防災意識の普及・啓発

町は、住民に対して行う知識の普及及び啓発のため、県及び防災関係機関及び原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者の協力を得て研修会等を実施し知識の普及・啓発を図る。

4 災害応急体制の整備

(1) 救援・救護体制の整備

消防防災部は、放射性同位元素取扱事業所の立地状況等を踏まえ、以下に掲げる消防活動体制の整備に努めるものとする。

ア 防護資機材（放射線測定資機材・放射線防護資機材を含む。）の整備

なお、町が保有している放射性物質事故用の防護資機材の内容、数量は、「資料編／資料 8-4（3）」のとおりである。

イ 職員の研修・訓練（放射線測定、放射線防護〔除染含む〕、放射線による影響等に関する研修・訓練を含む。）

(2) 防災訓練の実施

町は、放射性物質事故災害を想定した訓練を適宜行う。

第4 災害応急対策

1 基本方針

(1) 事業所外運搬災害等の場合

ア 核燃料物質等の事業所外運搬の場合

町は特定事象発生の通報があった場合は、直ちに、応急対策の実施に備え、必要な体制を整えるとともに、情報の収集・伝達に努めるものとする。原子力緊急事態宣言が行われた場合には、直ちに、災害対策本部を設置するとともに、災害広報、避難対策、緊急時医療対策、飲料水等の摂取制限、社会秩序の維持対策等の応急対策を実施するものとする。

イ 放射性同位元素等に係る事業所外運搬の場合

町は放射性同位元素に関し、地震、火災その他の災害が起ったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生を覚知した場合は、直ちに応急対策の実施に備え、必要な体制を整えるとともに、情報の収集・伝達に努めるものとする。また、応急対策を実施するため、又は応急対策に備えるため必要があると認めるときは、直ちに、災害対策本部を設置するとともに、災害広報、避難対策、緊急時医療対策、飲料水等の摂取制限、社会秩序の維持対策等の応急対策を実施するものとする。

(2) 放射性同位元素取扱事業所災害等の場合

(1) イと同様に対応するものとする。

(3) 不法廃棄等事案の場合

町は、必要に応じ、災害広報等の応急対策を実施するものとする。

(4) 町外原子力災害等事案の場合

町は、必要に応じ、災害広報等の応急対策を実施するものとする。

なお、町による応急対策の流れは、「資料編／資料 11-1」のとおりである。

2 情報の収集・伝達

(1) 事業所外運搬災害等の第一報の情報伝達

ア 核燃料物質等の事業所外運搬の場合

町は、以下に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

(ア) 核燃料物質を輸送する車両において、火災の発生した場合(発生するおそれがあるものを含む。)及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があった場合。

(イ) 原子力災害対策特別措置法第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が消防本部等にあった場合。

The diagram illustrates the organizational structure and connections of the Nuclear Power Disaster Management Organization (原子力防災管理者) and its various branches and related entities.

Central Entity: 原子力防災管理者 (Nuclear Power Disaster Management Organization) (原子力事業者) (Nuclear Power Operator)

Direct Connections (Horizontal Arrows):

- 官邸 (内閣官房) (Prime Minister's Office)
- 内閣府 (Cabinet Office)
- 経済産業省 (Ministry of Economy, Trade and Industry)
- 文部科学省 (Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology)
- 国土交通省 (Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism)
- 消防庁 (Fire and Disaster Management Agency)
- 警察庁 (National Police Agency)
- 海上保安庁 (Japan Coast Guard)

Local and Regional Connections:

- 兵庫県 (Hyogo Prefecture)
 - 猪名川町 (Inogawa Town)
 - 消防本部 (Fire Department)
 - 隣接市 (Adjacent City)
 - 県警察本部 (Prefectural Police Department)
 - 神戸海上保安部 (Kobe Maritime Security Department)
 - 神戸海運管理部 (Kobe Maritime Management Department)

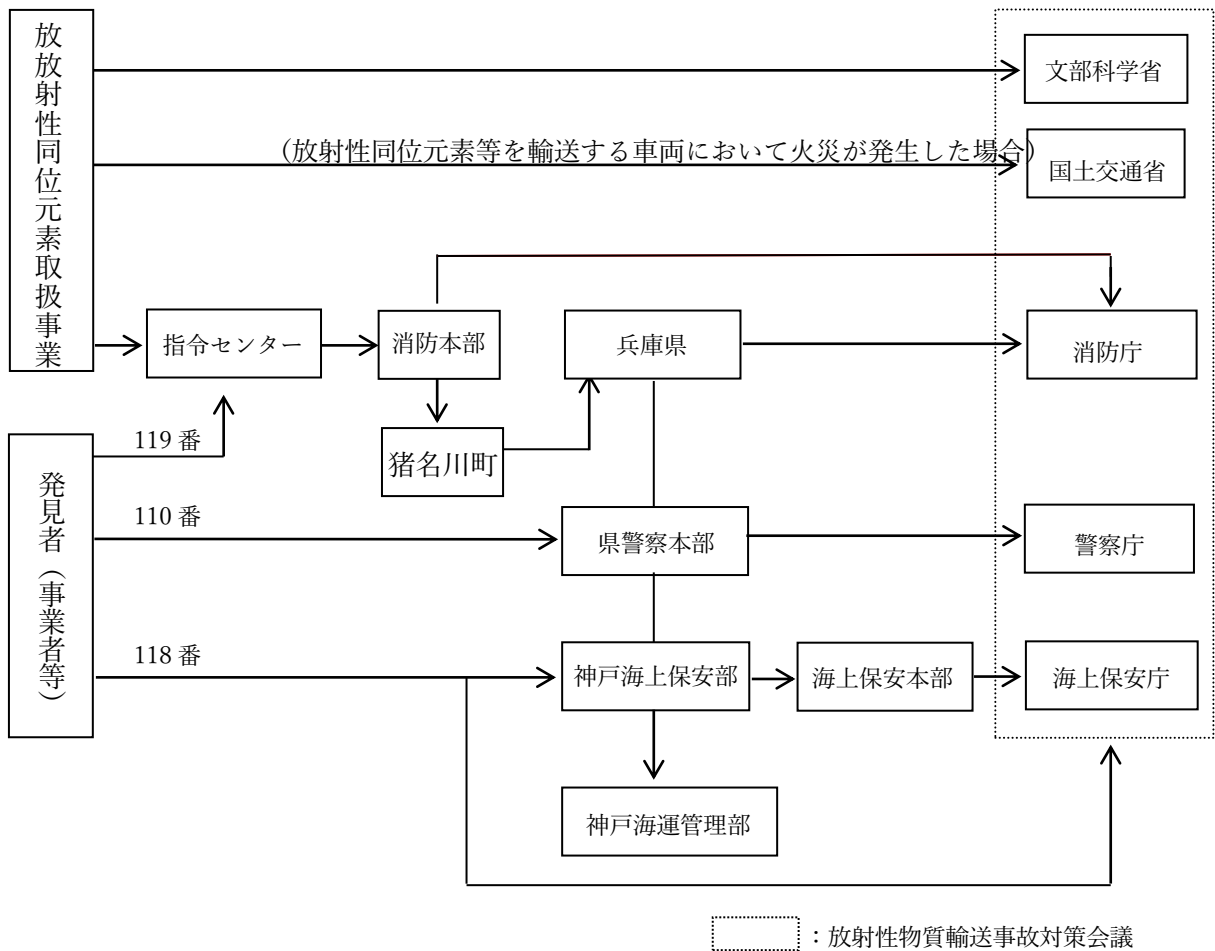
Internal Flow (Vertical and Diagonal Arrows):

- From 原子力事業者 (Nuclear Power Operator) to 消防本部 (Fire Department) and 県警察本部 (Prefectural Police Department).
- From 消防本部 (Fire Department) to 消防庁 (Fire and Disaster Management Agency).
- From 県警察本部 (Prefectural Police Department) to 警察庁 (National Police Agency).
- From 神戸海上保安部 (Kobe Maritime Security Department) to 海上保安本部 (Maritime Security Department) and 海上保安庁 (Japan Coast Guard).
- From 神戸海運管理部 (Kobe Maritime Management Department) to 神戸海上保安部 (Kobe Maritime Security Department).

イ 放射性同位元素等の事業所外運搬の場合

162

放射性同位元素等の事業所外運搬災害等の情報伝達系統図



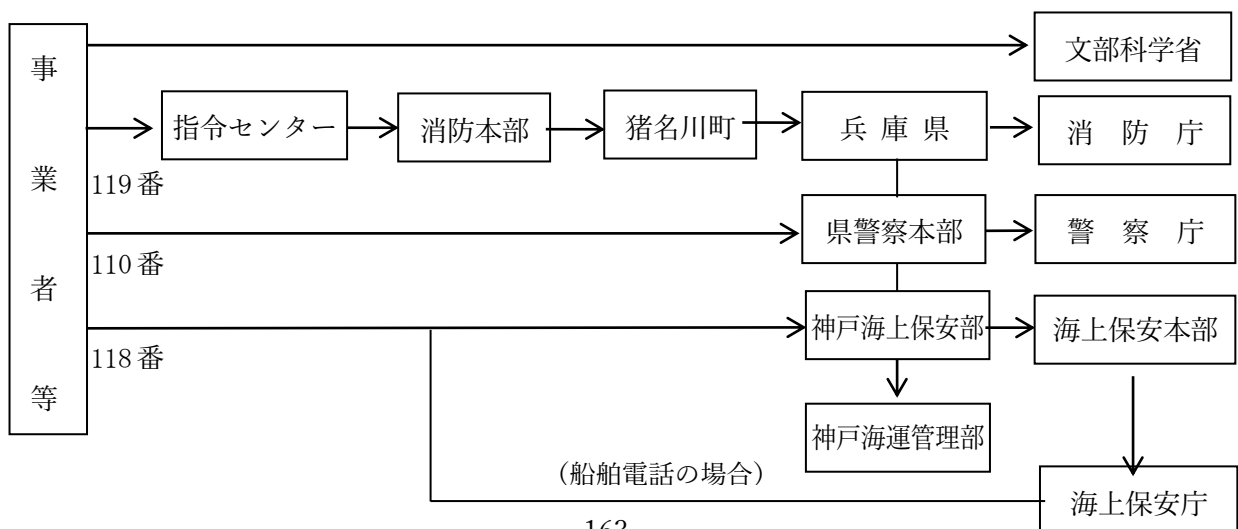
(2) 放射性同位元素取扱事業所災害等の第一報の情報伝達

「(1)イ 放射性同位元素等の事業所外運搬の場合」に準じて対応するものとする(ただし、国土交通省への通報は要しない)。

(3) 不法廃棄等事案発生時の情報伝達

「(1)イ 放射性同位元素等の事業所外運搬の場合」に準じて対応するものとする。

不法廃棄等事案発生時の情報伝達系統図



(4) 災害情報等の収集、報告等

ア 収集の方法

町は、対象原子力災害等の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集するものとする。

イ 報告基準

町は、以下の種類の対象原子力災害等が発生したときは、県に災害情報等を報告するものとする。

(ア) 災害対策本部を設置したもの

対象原子力災害による被害に対して国の特別の財政的援助を要するもの

(イ) 対象原子力災害等の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度のもの

(ウ) (ア)に定める災害になるおそれのある対象原子力災害等など

ウ 報告系統

町は、県に災害情報を報告するものとする。

町は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して直接災害情報を報告するものとする。ただし、その場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県に対して報告するものとする。

エ 災害情報の伝達手段

(ア) 町は、対象原子力災害等の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力するものとする。

(イ) 町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに町域の災害情報を取りまとめ、防災端末に入力するものとする。

(ウ) 町は、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用するものとする。

(エ) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、NTT 西日本株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用するものとする。必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保するものとする。

(オ) 全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして伝達するものとする。

オ 報告内容

(ア) 緊急報告

a 町は、事務所の周辺の状況を〔庁舎緊急報告〕の様式により、県（災害対策本部が設置されている場合は災害対策本部、地方本部経由。以下「県（災害対策本部、地方本部経由）」という。）へ衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で通報するものとする。

また、防災端末設置機関は、原則として防災端末（事務所被害報告の機能を活用）により報告するものとする。

- b 町は、多くの死傷者が発生する等消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告するものとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告するものとする。

(イ) 災害概況即報

町は、報告すべき対象原子力災害等を覚知したときは、直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、対象原子力災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的信息も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告するものとする。

特に、対象原子力災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることが出来ない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告するものとする。

(ロ) 被害状況即報

町は、被害状況に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）に報告するものとする。

県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、町は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告するものとする。

(ハ) 災害確定報告

町は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行うものとする。

なお、報告区分別の報告系統及び使用様式は、「資料編／資料 11-2・12-1」のとおりである。

カ 災害状況等の収集伝達計画

町における被害状況及び応急対策実施状況の収集ならびに応急対策の指示伝達は、第3編・第2章・第3節「情報の伝達・伝達」による。

キ 支援要請

町は、大規模な被害により単独に応急活動を実施することが困難となった場合の主な応援要請系統をあらかじめ定めておくものとする。

(ア) 対象原子力災害等発生時などの通信手段の確保

兵庫衛星通信ネットワーク

町は、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系）を使用して関係機関との通信を確保するものとする。

4 活動体制の確立

(1) 災害対策本部（放射性物質事故災害対策本部）の設置基準

町長は、以下の場合放射性物質事故災害対策本部を設置するものとする。組織及び事務分掌は第 2 編・第 3 章・第 1 節の「組織体制の整備」の関係規定を準用する。本部を設置した場合は、県に報告する。

ア 放射性物質事故が発生し、多大な被害が生じた場合又はそのおそれがある場合において、災害応急措置を実施し、又は災害応急対策に備えるため、必要があると認められるとき。

イ その他不測の事態が生じ又は生じるおそれがあるため、必要があると認められるとき。

(2) 放射性物質事故災害対策本部の設置場所

ア 放射性物質事故災害対策本部は、町本庁舎 2 階第 1 会議室に設置する。

イ 必要に応じて、事故現場に近い利便の場所に現地災害対策本部を設置する。

(3) 職員の動員

大規模な放射性物質事故災害が発生し、多数の人員を確保する必要があるときは、第 2 編・第 3 章・第 1 節の組織体制の整備の職員配備体制に基づき実施する。

(4) 応援要請

ア 自衛隊への派遣要請

町長は、知事に対して自衛隊の派遣要請の要求を実施する場合は、阪神北県民局長及び川西警察署長等と十分連絡をとるものとする。

イ 広域的な応援要請

本町単独で対応できない災害規模の場合、「災害応急対策活動の相互応援に関する協定」等に基づき、関係市町に対して応援を要請する。

また、県を通じて他の自治体の応援を要請する。

5 災害応急活動の実施

(1) 緊急時モニタリング等について

核燃料物質等の事業所外運搬災害等の場合及び放射性同位元素等の事業所外運搬災害等の場合に、事故等の通報を受けて出動した消防本部は放射線量の測定を実施したときは、その結果を県、町に連絡するものとする。

不法廃棄事案及び町外原子力災害等事案の場合についても同様とする。

(2) 災害情報等の提供と相談活動の実施

ア 災害広報の実施

放射性物質事故災害が発生した場合、災害等の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、各機関が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。この場合、町は、被害状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等について積極的に広報するものとする。

広報の方法は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めるものとする。

イ 各種相談の実施

町は、被災者のための相談窓口を設け、住民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図るものとする。

(3) 救援・救護活動の実施

ア 避難対策の実施

町長は、内閣総理大臣指示があったときは、指示内容に基づき、屋内退避等の区分に応じた措置をとるものとする。

その他の場合にあっては、町長は、事業者等が行う緊急時モニタリング結果等に基づき、被害予想地区の住民に対し、指示の内容、指示の伝達方法、警戒区域の設定、避難誘導、避難所の開設・運営、屋内退避等の区分に応じた措置をとるものとする。

イ 救急・救助対策の実施

(7) 現場における負傷者等の救出等

a 救出担当機関は、救出にあたってモニタリングを行うなど職員の十分な汚染・被ばく管理を行いつつ、救出を行うものとする。

b 救出担当部は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出に当るものとする。なお、救出にあたっては、事業者側の放射線管理の専門家等と連携を図るものとする。

(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送

a 搬送担当部は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ搬送にあたるものとする。なお、搬送にあたっては、放射能測定等により負傷者の状態把握に努めるとともに、職員の十分な汚染・被ばく管理を行うものとする。

b 搬送担当機関は、放射線に被ばくした者（被ばくしたおそれのある者を含む。）、放射性物質により汚染された者（汚染されたおそれのある者を含む。）（以下「汚染・被ばく者等」という。）等を搬送する場合は、以下の事項に留意するものとする。

(a) 職員の二次汚染を防ぐため、搬送に従事する職員は、ゴム手袋、帽子、汚染防止衣、マスク等を着装する。

(b) 機材等の二次汚染を防ぐため、担架等に直接触れないようにビニール毛布等を使用する。また、救急車等の床をビニールシート等でカバーする。

(c) 過度の被ばく又は汚染を受けたと判断される負傷者の搬送にあたっては、頭部を三角巾で、体幹四肢をビニールシート（濡れているとき）・毛布等で包み、直接身体に触れないよう注意する。なお、負傷者の発汗・過剰保温に留意する。

(9) 医療関係者の出動要請ならびに搬送中の救急措置

町は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事業者等から要請があり、必要と認めたときは、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者を現場へ出動させるものとする。なお、その際には放射線管理の専門家が同行又は合流するものとする。

ウ 消火活動の実施

(7) 放射性物質の輸送中の事故に伴う火災に対する消火活動

a 消防本部の措置

- (a) 消火にあたっては輸送責任者等関係機関との連携を図るとともに、現場における情報収集活動を行なうものとする。
- (b) 国の専門家等が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応するものとする。
- (c) 消防活動の実施にあたっては、防護服、自給式呼吸器等の着装、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の個人被曝測定用具の所持等により消防隊員の汚染又は被ばくを最小限にとどめるよう配慮するものとする。また、必要に応じ、汚染検査と除染を行うものとする。

(イ) 放射性同位元素取扱事業所の火災に対する消火活動

a 消防本部の措置

- (a) 放射性同位元素取扱事業所の火災は、放射線による被ばくや放射性同位元素による汚染のおそれがあることから、消防活動の実施にあたっては事業者の協力を求めるとともに、あらかじめ作成した警防計画や以下の点に留意するものとする。
 - ・火災が放射線施設等に係るものか否か、又は放射線施設等への延焼危険の有無
 - ・放射性同位元素の拡散危険の有無
 - ・要救助者の有無
 - ・放射線量
- (b) 消防警戒区域を設定するにあたっては、風向や放射線レベルに関する施設側の意見を考慮の上、一般の警戒区域より広く設定するものとする。
- (c) 職団員の安全管理及び汚染の拡大防止を図るため、施設管理者に対して概ね 1 mSv/hr 以上の放射線が検出された範囲を基準として、放射線危険区域の設定を求めるものとする。
- (d) 危険区域への進入にあたっては、防護服とともに自給式呼吸器等を着装するとともに、放射線測定器等の個人被ばく測定用具を所持するものとする。危険区域から退出する前に、必ず汚染検査を行うことを原則とし、その結果必要があれば除染を行うものとする。

エ 飲料水、飲食物の摂取制限等

町は、県の指示により飲料水等の摂取制限を実施したときは、万一、住民の備蓄飲料水等では不足すると認められる場合は、第3編・第3章・第4節・4-4「食料の供給」及び4-5「応急給水の実施」に基づき、関係住民への応急措置を講じるものとする。

(4) 放射性物質による汚染の除去

ア 事業所外運搬災害等及び放射性物質取扱事業所災害等の場合

(7) 町は、事業者による速やかに汚染物質の除去及び除染が行われるよう汚染物質の一時保管場の提供等の必要な協力を努めるものとする。

(1) 町は、国の専門家等の助言をふまえ、事業者による除去及び除染作業の確認を行うものとする。

イ 不法廃棄等事案の場合

(7) 放射性物質が発見された場所の管理者（以下、管理者という。）は、国、県、町その他関係機関と緊密に連携し縄張り、立入禁止措置等危険防止のために必要な措置を講じるものとする。

(1) 管理者は、当該放射性物質の除去等を行うものとする。この際、国、県、町、その他の関係機関は、必要な協力を行うものとする。

(5) 災害時要援護者支援対策の実施

災害時要援護者への支援対策は、第2編・第3章・第10節『災害時要援護者対策の強化』に基づき実施する。

(6) 社会秩序の維持対策

町は、県等関係機関と協力し治安の確保、流言飛語、悪質商法等の防止を行うものとする。

第5 復旧計画

1 各種制限措置の解除

(1) 町は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由のない限り、応急対策として実施された、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置を解除するものとする。

(2) 町は、各種制限措置が全て解除されたときは、当該地域における安全が回復した旨を発表するものとする。

2 風評被害等の影響の軽減

町は、国、県はもとより、各マスメディアの協力を得ながら、的確な情報提供により、対象原子力災害等による風評被害等の未然防止を図るものとする。

万一、風評被害等が発生した場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のために、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等の施策に十分な配慮を行うものとする。

3 心身の健康相談体制の整備

心身の健康相談については、第3編・第3章・第4節・4-13「精神医療の実施」に基づき実施する。

3-2 原子力災害時における広域避難受入れ

実施担当：総務防災課

1. 概要

重大な原子力災害時に福井県高浜町からの避難者を本町が受入れることについて、関西広域連合による平成26年（2014年）3月策定の原子力災害に係る広域避難ガイドラインに定められている。有事の際には、最大で高浜町民286世帯719人を本町の3施設で一時避難先として、おおむね1ヶ月程度を目安に受入れる計画である。

2. 受入れ避難所（町内3カ所）と高浜町世帯・人口（R3年11月1日現在）

関西広域連合「原子力災害に係る広域避難ガイドライン（H26年度策定）」に基づいた、避難受入れ施設と避難者数は下表のとおり。

施設名	高浜町		
	世帯数	人口	地区名
スポーツセンター	129	341	横町
文化体育館	105	283	子生・坂田 坂田グリーンタウン・笠原・岩神
生涯学習センター	48	103	紫水ヶ丘

3. 特記事項

- ・国（原子力災害対策本部）から関西広域連合を通じて、指示があった場合に広域避難が実施され、高浜町民が本町へ避難する。
- ・安定ヨウ素剤の事前配布が済んでいるPAZ（5km圏内）、UPZ（30km圏内）の住民が、状況に応じて避難する。
- ・避難所の開設はおおむね1ヶ月を目安とし、避難所運営については高浜町住民が主体的に行う。
- ・被ばくの抑制と汚染拡大防止のために、綾部PAでスクリーニング及び除染を行う。
- ・原子力災害に係る広域避難の受入れ、その他被災者支援に掛かる費用については、原子力損害の賠償に関する法律、原子力事業者による賠償、災害救助法のいずれかにより補償される。
- ・別途定める「原子力災害発生時における広域避難に関する避難受入マニュアル（猪名川町、三田市、宝塚市策定）」に基づいて、福井県高浜町住民を受入れる。

第4節 大規模事故災害の応急対策の推進

実施担当：総務防災課、企画財政課、地域交流課、住民課
福祉課、建設課、消防本部

第1 趣旨

この計画は、航空災害、鉄道災害及び道路災害等の大規模事故災害が町内で発生した場合の対策について必要な事項を定めることにより住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2 災害の範囲

- 1 航空運送事業者の運航する航空機の墜落等により多数の死傷者等が発生した場合（以下「航空災害」という。）
- 2 鉄道における列車の衝突、脱線、転覆等により多数の死傷者等が発生した場合（以下「鉄道災害」という。）
- 3 道路構造物の被災、道路上での大きな交通事故等により多数の死傷者等が発生した場合（以下「道路災害等」という。）
- 4 意図的に大規模事故災害が引き起こされ、多数の死傷者等が発生した場合

第3 災害予防対策

1 活動・連携体制の整備

企画総務部本部班は、災害発生において協力を要請することが予想できる機関に対し、あらかじめ相互応援が可能なように平時から連携の強化に努めるものとする。

- (1) 災害発生時には、兵庫県、神戸海上保安部及びその他関係機関に対して、必要な情報連絡が行えるよう情報連絡体制を整備する。
- (2) 近隣市町及び協定市町とは、保有する資機材、保管担当部局等の情報を積極的に交換する。

2 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

ア 大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、県、町、航空運送事業者、鉄道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・伝達体制の整備を図ることとする。

イ 町は、機動的な情報収集を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、画像情報の収集・伝達システムの整備を推進することとする。

ウ 町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・伝達に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備に努めることとする。

エ 町は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めることとする。

(2) 通信手段の確保

町及び関係機関等は、災害発生時における通信手段を確保するため、以下の事項に留意することとする。

ア 非常通信体制の整備

イ 災害発生時の通信手段の確保に関する体制整備

ウ 通信手段の定期的点検、機器操作習熟のための訓練・研修の実施

エ 通信機器等の平時利用

オ 平時からのフェニックス防災システムの積極的活用

カ 最新の通信・情報処理システムの調査、より効果的な情報収集・伝達システムの研究

3 災害応急活動体制の整備

(1) 職員の体制

ア 町の体制

町は、災害発生時における職員の体制につきあらかじめ決めておくこととする。

イ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、航空運送事業者、鉄道事業者及び道路管理者等の防災組織体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、航空運送事業者、鉄道事業者及び道路管理者等は、平時からそれぞれの機関において実情に応じた職員への非常参集体制の整備を図ることとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

ア 防災関係機関は、平時より連携の強化に努めることとする。

イ 消防本部は、消防の応援について近隣市町間及び全県的な協定の締結を推進する等消防相互応援体制の整備に努めることとする。

(3) 搜索、救急・救助、医療及び消火活動への備え

ア 搜索活動関係（主に航空災害）

町等は、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めることとする。

イ 救急・救助関係

(ア) 町は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めることとする。

(イ) 消防本部は、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画を定めることとする。

ウ 医療活動関係

(ア) 町は、負傷者が多人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等に努めることとする。

(イ) 道路管理者及び町は、災害発生時の第一報（災害発生の場所、規模等）が重要であることから、あらかじめ、以下の機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関との連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めることとする。

- a 空港管理者、鉄道事業者又は道路管理者と医療機関、消防本部及び町
- b 消防本部と医療機関
- c 医療機関相互

(ロ) 医療機関、消防本部は、自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練、化学物質等の特性や資機材の取り扱いに関する研修を行うとともに、個人的防護装備（ヘルメット、防護マスク、防護衣、手袋等）、情報伝達用装備（災害救急医療端末、防災無線、携帯電話、FAX等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の必要に応じた備蓄を検討することとする。

エ 消火活動関係

(ア) 消防本部等は、平時より機関相互の連携の強化を図ることとする。

(イ) 町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるとともに消防本部との連携の強化に努めることとする。

(ロ) 道路管理者、消防本部等は、平時より機関相互の連携強化を図ることとする。

(4) 緊急輸送活動等への備え

ア 緊急輸送活動への備え

(ア) 町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めることとする。

(イ) 町は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地の活用を図り、災害時における航空輸送を確保することとする。

イ 危険物等の流出時における防除活動関係

町、道路管理者等は、危険物等の流出等に的確な防除活動を行うことができるよう資機材の整備促進に努めることとする。

ウ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

(ア) 町は、発災後の経過に応じて被災者の家族等に提供すべき情報について整理しておくこととする。

(イ) 町及び放送事業者等は大規模事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図ることとする。

エ 復旧への備え

(ア) 道路管理者は、施設、整備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備することとする。

- (イ) 道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努めることとする。

オ 再発防止対策の推進

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施することとする。

(5) 雑踏事故の予防

ア 雑踏の特殊性

町は、雑踏が不特定多数の人の集まりで統制を欠き、群集心理に影響されやすく、些細な原因から事故に発展するおそれがあるなどの特殊性を有していることに配慮することとする。

イ 行事等の主催者等の留意事項

- (ア) 行事等の主催者等は、行事等の規模、内容等に応じて実施計画において以下の事項を定めることとする。
- ア 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察官、川西警察署との連絡体制
 - イ 消防本部への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応及び消防本部と連携した救急・救護体制
 - ウ 事故発生時に負傷者を受け入れる医療機関の確保など川西市医師会及び医療機関との協力体制
 - エ 事故発生直後に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先
- (イ) 行事等の主催者等は、行事等の開催等に当たり行事内容、雑踏警備に係る体制や緊急時の救急・救命体制等について消防本部、川西警察署、川西市医師会、医療機関等と連絡調整を行うこととする。
- (ロ) 行事等の主催者等は、行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、消防本部、川西警察署等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期すこととする。
- (ハ) 行事等の主催者等は、行事等の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、川西市医師会等の協力を得て現地への医療関係者の派遣を受けることとする。
- (ニ) 行事等の主催者等は、行事等の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかけることとする。

ウ 消防本部

- (ア) 事故発生時の主催者等の対応体制について、事前に主催者等と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保することとする。

特に緊急車両の進入路を確認するとともに、必要に応じ、その確保を主催者等に要請することとする。また、行事等が町等の境界付近において開催される場合には、隣接消防機関との連携に十分配慮することとする。

- (イ) 川西市医師会、医療機関との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の傷病者が発生した場合に、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた搬送先の医療機関の確保を的確に行うことができるようにすることとする。

行事等の開催中においては、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な情報を収集し、状況を的確に判断できるよう努めることとする。

エ 医療機関等

- (ア) 川西市医師会は、行事等の主催者等から事故発生時に負傷者等を搬送する医療機関、医療関係者の派遣等について協力を求められた場合は、これに協力するよう努めることとする。
- (イ) 川西市医師会から、事故発生時の負傷者等の受け入れ、医療関係者の派遣等について協力を求められた医療機関は、行事等の主催者等、消防本部等と連絡をとり、これに協力するよう努めることとする。

オ 猪名川町

- (ア) 主催者等への周知

町は、関係部局間で調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努めることとする。

- a 行事の開催に当たり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に川西警察署及び消防本部及び川西市医師会及び医療機関と連絡調整を行うこと
- b 事故が発生した場合には、迅速に川西警察署、消防本部、川西市医師会、医療機関及び県（災害対策センター）にその旨通報すること

第4 災害応急対策

1 基本方針

大規模事故災害による被害は、局地的に発生するため、基本的には事業者等及び町が中心となって対応することとする。

防災関係機関は、災害の規模・態様に応じて第4「災害応急対策」に定める応急対策のうち、必要な対策を実施することとする。

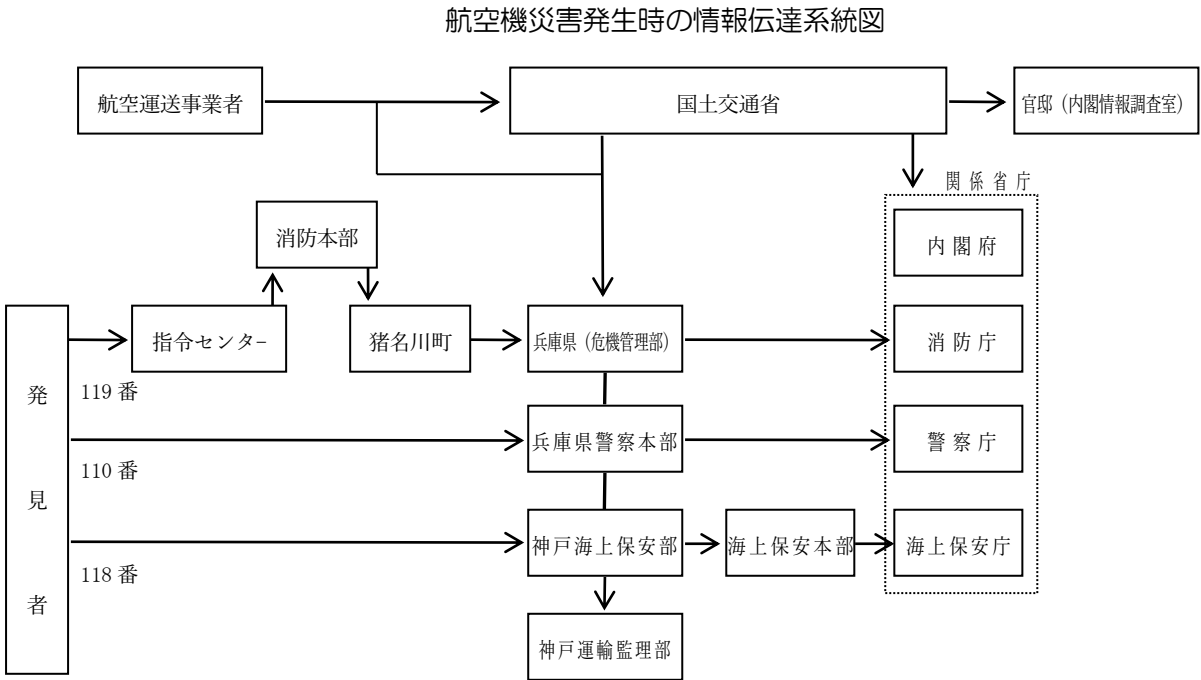
なお、町による応急対策の流れは、「資料編／資料 11-3」のとおりである。

2 情報の収集・伝達

- (1) 航空災害の第一報の情報伝達

ア 猪名川町内での航空機の墜落等

猪名川町内で航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は以下のとおりとする。



注：県内における関係機関（海上保安本部、県警察本部、県、町、消防本部）は相互に情報を交換することとする。

(2) 鉄道災害の第一報の情報伝達

鉄道事業者は、鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとることとする。

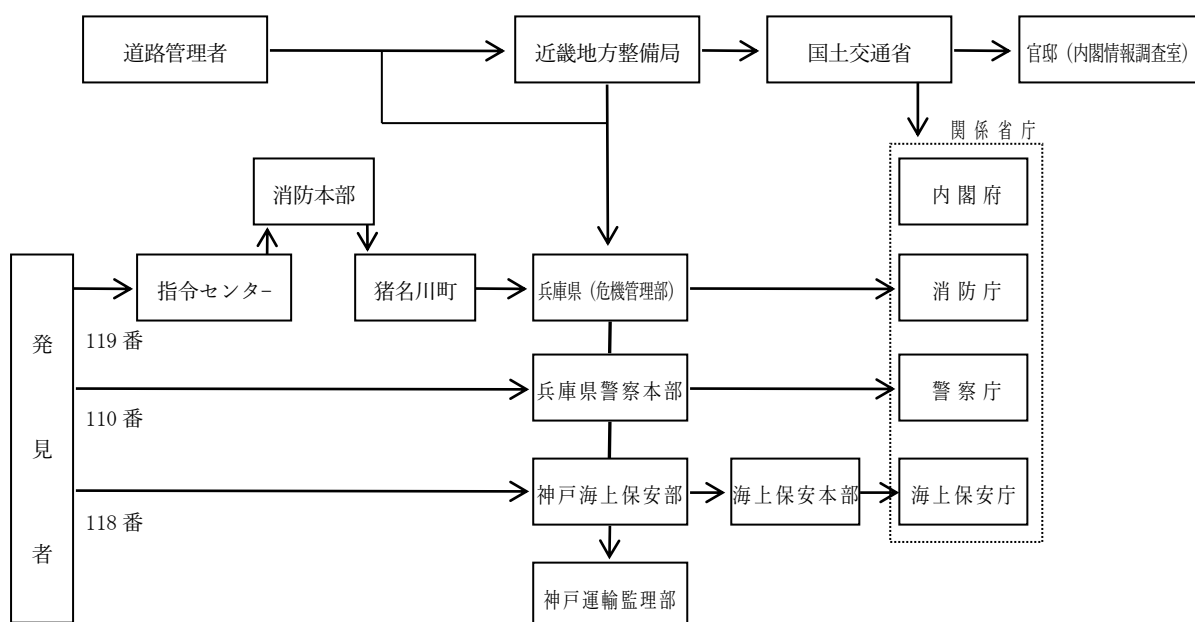
この場合の情報等の伝達系統は以下のとおりとする。

[illegible]

(3) 道路災害等の第一報の情報伝達

この場合の情報等の伝達系統は以下のとおりとする。

道路災害発生時の情報伝達系統図

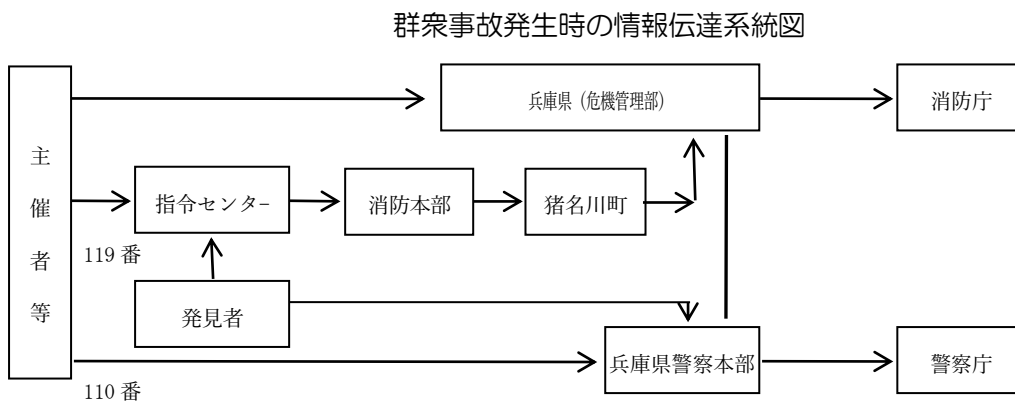


注：県内における関係機関（海上保安本部、県警察本部、県、町、消防本部）は相互に情報を交換することとする。

イ 歩道上等において群集事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は群集事故の発見者（以下主催者等」という。）

は、防災関係機関への通報等的確な対応をとることとする。

この場合の情報等の伝達系統は以下のとおりとする。



注：県内における関係機関（海上保安本部、県警察本部、県、町、消防本部）は相互に情報を交換することとする。

(4) 災害情報等の収集、報告等

ア 収集の方法

県、町は、火災、事故又は災害（以下「災害等」という。）の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下「災害情報等」という。）を収集することとする。

その際、当該災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害等である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めることとする。

イ 報告基準

町は、以下の種類の災害等が発生したときは、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で県に災害情報等を報告することとする。

(ア) 火災

a 交通機関の火災

航空機、列車又は自動車の火災で以下に掲げるもの。

- ・航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- ・列車火災

b その他

特殊な対応態様の火災等の消防上特に報告の必要があると思われるもの。

(例) ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

(イ) 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等の運搬に係る事故のうち、周辺地域住民に影響を与えるもの又はそのおそれがあるもの、その他大規模なもの。

- (例) ・死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）
- ・負傷者が５名以上発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）
 - ・爆発により周辺に被害を及ぼしたもの（及ぼすおそれがあるものを含む。）
 - ・周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの
 - ・海上、河川への危険物等流出事故
 - ・高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
 - ・その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

(ロ) 救急・救助事故

- a 死者５人以上の救急事故
- b 死者が発生して、かつ死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故
- c 要救助者が５人以上の救助事故
- d 覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故
- e その他社会的に影響度が高い救急・救助事故

- (例) ・列車の衝突、転覆等による救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
 - ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

(ハ) 災害

- a 災害救助法の適用基準に合致するもの
- b 災害対策本部を設置したもの
- c 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要するもの
- d 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度のもの
- e a～cに定める災害になるおそれのある災害

ウ 報告系統

町は、県に災害情報等を報告することとする。

町は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して直接災害情報等を報告することとする。ただし、その場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告することとする。

エ 災害情報の収集・伝達手段

- (7) 災害情報等の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力することとする。
- (4) 町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに町域の災害情報等を取りまとめ、防災端末に入力することとする。
- (7) 災害情報等の報告を行う機関は、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用することとする。
- (1) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）を利用することとする。
- 必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。
- (4) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。

オ 報告内容

(7) 緊急報告

- a 町は、以下の場合、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。
- (a) 交通機関の火災（航空機火災（火災の発生のおそれのあるものを含む。）、列車火災）
- (b) 高速道路等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
- (c) 救急・救助事故

死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が 15 人以上発生し又は発生するおそれのある救急・救助事故で以下にあげるもの

- ・列車の衝突、転覆等による救急・救助事故
- ・バスの転覆等による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

- b 町は、多くの死傷者が発生する等、消防本部への通報（電話・来庁を問わない）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

※報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

(1) 災害概況即報

町は、報告すべき災害等を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速や

かに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ連絡することとする。

特に、災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告することとする。

※災害等の規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害等の規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、フェニックス防災システム、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

(ウ) 被害状況即報

町は、被害状況に関する情報を収集し、「被害状況即報」の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告することとする。

(I) 災害確定報告

町は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行うこととする。

なお、報告区分別の報告系統及び使用様式は、「資料編／資料 11-4」のとおりである。

4 活動体制の確立

(1) 災害対策本部（大規模事故災害対策本部）の設置基準

町長は、以下の場合大規模事故災害対策本部を設置するものとする。組織及び事務分掌は第2編・第3章・第1節『組織体制』の整備の関係規定を準用する。本部を設置した場合は、県へ報告する。

ア 航空災害、鉄道災害又は道路災害等が発生した場合において、その状況を勘案して応急対策を実施するため必要があると認められるとき

イ その他不測の事態が生じ又は生じるおそれがあるため、必要があると認められるとき

(2) 大規模事故災害対策本部の設置場所

ア 大規模事故災害対策本部は、町本庁舎2階第1会議室に設置する。

イ 必要に応じて、事故現場に近接した場所に現地対策本部を設置する。

(3) 職員の動員

大規模事故災害が発生し、多数の人員を確保する必要があるときは、第3編・第2章・第2節・第2・1「配備体制」に基づき実施する。

(4) 応援要請

ア 自衛隊への派遣要請

町長は、知事に対して自衛隊の派遣要請の要求を実施する場合は、阪神北県民局長及び川西警察署長等と十分連絡をとるものとする。詳細については、第3編・第2章・第4節・4-1「自衛隊への派遣要請」に基づき実施する。

イ 広域的な応援要請

本町単独で対応できない災害規模の場合、「災害応急対策活動の相互応援に関する協定」等に基づき、関係市町に対して応援を要請する。また、県を通じて他の自治体の応援を要請する。

5 災害応急活動の実施

(1) 捜索、救助、消火及び避難誘導活動

ア 捜索活動

航空災害等において事故現場が不明な場合など必要に応じて、町及び消防本部は、大阪航空局等とともに、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施することとする。

イ 救助活動

(7) 道路管理者は、関係機関と連携して必要な道路啓開を行うとともに、県、町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助の初期活動に資するよう協力することとする。

(イ) 町は、必要に応じ、町地域防災計画に定める「救助・救急活動計画」に基づき、職員の動員と負傷者等の救助を実施することとする。

(ロ) 町は、救出活動が困難な場合、県に、可能な限り以下の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請することとする。

- a 応援を必要とする理由
- b 応援を必要とする人員、資機材等
- c 応援を必要とする場所
- d 応援を必要とする期間
- e その他必要な事項

(ハ) 消防本部は、迅速な負傷者等の救助活動を実施することとする。

(ニ) 被災市町以外の市町等は、被災市町等からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めることとする。

(ホ) 救助活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行することとする。

ウ 消火活動

(7) 道路管理者は、県町等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力することとする。

(イ) 消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに迅速に消火活動を実施することとする。

(ウ) 消防本部は、化学消火薬剤による消火活動を重点的に実施することとする。

特に航空災害の場合にあっては、航空機に積載された緊急用酸素の爆発及び航空燃料の燃焼（油火災）に留意し、的確な消火活動を行うこととする。

(2) 医療活動等の実施

ア 実施方法

(7) 町は、必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど、被災者等に対する保健医療活動を実施することとする。

(イ) 町は、被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への負傷者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合などには現地救護所を設置することとする。

(ウ) 町は、必要に応じ、川西市医師会等にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請することとする。

医師等は、救護班や救急隊員等が傷病者の重傷度や緊急度を理解した上で、治療や搬送を行えるよう、トリアージを実施することとする。

災害現場での治療活動については、止血、被覆、固定、保温など応急的治療を行うこととする。また、生命の危機に直面している負傷者に対しては気道確保や人工呼吸を行うこととする。

(エ) 町、消防本部は、航空災害、特に航空機の墜落等の場合の生存者は多発外傷、広範囲熱傷を主体とする重傷者が多く緊急度が高いことを考慮し、現地への救護班の派遣要請、医療機関への迅速な搬送など適切な措置をとることとする。

(オ) 町、消防本部は、鉄道災害、道路災害等の場合、車両の破損に伴い救出が困難でかつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等適切な措置をとることとする。

(カ) 負傷者等の搬送については、原則として消防本部（指令室）が搬送先医療機関を確保することとし、以下の施設の活用を図ることとする。

その際、必要に応じて災害拠点病院から医療面に関する助言を得て、負傷者の重症度と緊急度に応じた搬送先医療機関の選定に配慮することとする。

- a 救急告示病院・診療所
- b 2次救急医療機関
- c 災害拠点病院
- d その他の医療施設
- e 現地救護所
- f 寺院（死者の場合）

死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに県警察本部（警察署）に連絡し、遺体検分その他所要の処理を行わなければならない。

(ト) 搬送担当機関は、トリアージ結果に従って、搬送を実施することとする。

搬送車両等が不足する場合は、以下の応急措置を講じることとする。

- a 救急指定病院の患者搬送車の活用
- b その他の応急的に調達した車両の活用
- c 隣接市町の応援要請

町及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。

(リ) 町は、救護所等で使用する医薬品を確保することとする。また、医療機関で使用する医薬品に不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行うこととする。

(ロ) 救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しううものは、同法により、その他のものについては、事故発生責任機関の負担とすることとする。

イ 災害拠点病院の活動

(ア) 災害が他の二次医療圏域で発生した場合

- a 被災圏域で対応できない負傷者を受け入れ、治療を行うこととする。
- b 被災圏域へ救護班を派遣することとする。
- c 広域災害・救急医療情報システム端末機を活用し、被災圏域の医療に関する情報を収集し、必要に応じた支援策を講じることとする。

(イ) 災害が自らの二次医療圏域で発生した場合

- a 圏域内の他の医療機関で対応できない患者を受け入れ、治療に当たることとする。
- b 必要に応じて、災害現場へ救護班を派遣することとする。
- c 災害拠点病院の医師等の確保の状況等を考慮して、他の医療機関への転送が適当と判断された負傷者の搬送について消防本部へ要請することとする。
- d 広域災害・救急医療情報システム端末機を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請することとする。

(3) 特殊な治療活動等への対応

ア 多発外傷への対応

(ア) 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応

- a 消防本部等の搬送担当機関は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに川西市医師会に情報提供し、協力を依頼するとともに、救急告示の医療機関、災害対応病院、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送することとする。
- b 搬送担当機関、災害拠点病院、医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があるかと判断した時点で、その状況を県（地域医療情報センター又は県（災害医療システム室））に連絡することとする。

- c 町長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があるとは判断した場合、県消防防災航空隊ヘリコプターの出動待機を求めることとする。

(イ) 二次搬送等

- a 医療機関は、負傷者の容態・数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があるとは判断した場合は、直ちに消防本部に対し、二次搬送の要請をすることとする。

医療機関、消防本部は、必要に応じて地域医療情報センター、災害拠点病院と連携をとり、二次搬送先を決定することとする。

- b 消防本部及び県は、連携して、負傷者の二次搬送を実施することとする。

イ 広範囲熱傷、化学熱傷への対応

(ア) 現場から医療施設への負傷者等の搬送の初動対応

- a 搬送担当機関は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、必要に応じて県消防防災航空隊ヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整えることとする。

- b 搬送担当機関、災害拠点病院、その他の医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があるとは判断した時点で、県（地域医療情報センター又は県（災害医療システム室））に連絡することとする。

- c 町及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があるとは判断した場合、県消防防災航空隊ヘリコプターの出動待機を求めることとする。

(イ) 二次搬送等

- a 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があるとは判断した場合は、直ちに所管の消防本部等へ二次搬送の要請をすることとする。

- b 消防本部及び県は、連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送することとする。

ウ 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

(ア) 原因物質の特定

- a 中毒患者又はそのおそれのある者を発見した消防本部、警察署等は、原因物質の特定が困難な場合は日本中毒情報センター（072-727-2499：24 時間対応）に連絡をとり、原因物質の絞り込みを行うこととする。

- b 消防本部、警察署、医療機関、健康福祉事務所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼することとする。

また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努めることとする。

(イ) 二次搬送等

- a 消防本部、医療機関等は、必要に応じて搬送、受入れに当たって除染を行い、二次災害防止等に努めることとする。
- b 医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、町に解毒剤の確保を依頼することとする。
- c 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部に対し、二次搬送の要請をすることとする。
- d 消防本部及び県は、連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送することとする。

(4) 緊急輸送活動及び代替輸送

ア 被災情報及び交通情報の収集

道路管理者は、道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集することとする。

イ 陸上交通の確保等

道路管理者は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとることとする。

(ア) 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行うこととする。

(イ) 道路の応急復旧作業

道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施することとする。

道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保することとする。

ウ 航空交通の確保等

町は、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設することとする。また、町は、ヘリコプターに緊急物資等を搬入・搬出するために必要な人員を確保することとする。

エ 代替輸送の実施

道路災害発生時において、道路管理者、町は、幹線道路の長時間に亘って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を実施することとする。

既存バス路線の変更等に当たっては、臨時の停留所の数・位置の設定等に関して、交通弱者対策に留意することとする。

(5) こころのケア対策の実施

ア 被災者等のこころのケア対策

町は、必要に応じて、被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行うこととする。

精神的支援を必要とする人には、いながわ健康・医療相談ホットラインの活用、精神科医師又は保健師による訪問やカウンセリングを行い、更に必要に応じて臨床心理士などのこころのケアの専門家の診察等の精神科的関与を行うこととする。

また、必要に応じ、災害後においても、こころのケアの重要性についての啓発を行うこととする。

イ 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

救助機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事した者にはPTSDの症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努めることとする。

また、災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努めることとする。

(6) 遺体の保存、身元確認等の実施

ア 実施機関

(7) 川西警察署は、遺体検分及び遺体の身元確認を行い、その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は町長）に引き渡すこととする。

町等は、警察署の要請に応じて、身元確認作業の場のあっせん、提供等に協力することとする。

(1) 町は、引渡しが行われた後に、必要に応じて遺体の火葬等を実施することとする。

(2) 県は、多数の犠牲者が発生した場合には、町からの要請に基づき、国等の協力を得て、遺体の火葬が速やかに実施できるように努めることとする。

a 広域火葬の実施

県は、県内他市の火葬能力では不十分な場合、直接、又は厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町での火葬の受入れを要請することとする。

町は、県の調整結果に基づき具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送することとする。

b 県は、町からの要請に応じて、民間業者等の協力を得て、ドライアイス、ひつぎ等をあっせんすることとする。

(7) 群集事故の応急対応

ア 関係機関の情報連携

行事等の主催者等、消防本部、川西警察署、県、町、川西市医師会等の関係機関は、群集事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図ることとする。

イ 群集事故発生のおそれがある場合の現場の対応

- (7) 群集の密度、行動等から群集事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行うこととする。
- (1) 消防本部は、群集事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させることとする。

ウ 群集事故発生時の対策

関係機関は、以下に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を実施することとする。

(7) 行事等の主催者等

行事等の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に消防本部、川西警察署、県（防災局）等にその旨通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努めることとする。

(1) 消防本部

- a 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手することとする。
- b 必要に応じて広域応援を他の消防機関又は県に要請することとする。
- c 多数の負傷者が発生した場合川西市医師会へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行うこととする。

(1) 医療機関等

- a 行事等の主催者等及び消防本部と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から群集事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受け入れ体制を整えるよう努めることとする。
- b 川西市医師会は、関係機関から群集事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリージング医師の派遣、現地における医療行為を実施するための医療関係者の派遣等について、協力するよう努めることとする。

(8) 危険物等への対策の実施

ア 危険物等への対策の特殊性

災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施に当たって特別の配慮をすることとする。

イ 責任者等

危険物等の所有者、管理者又は占有者で、その管理について権限を有する者(以下「責任者」という。)又は事故の発見者は、災害発生と同時に、直ちに以下の措置をとることとする。

(ア) 連絡通報

- a 責任者又は発見者は、発災時に直ちに 119 番で通報するとともに、必要に応じて、付近住民等に広報することとする。また、危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努めることとする。
- b 責任者又は発見者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報することとする。

(イ) 初期防除

責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに初期防除を行うこととする。

ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従うこととする。

ウ 県、町その他関係機関

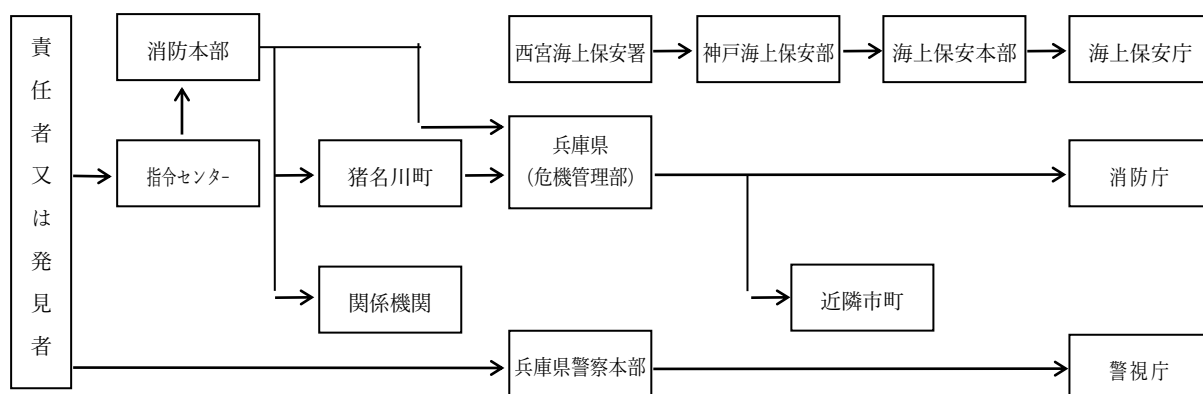
災害の規模、態様に応じ、県及び町地域防災計画及び関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連携・協力のもとに以下の応急対策を実施することとする。

なお、高速自動車道及び自動車専用道路における危険有害物質を運搬するタンクローリー等の車両の事故については、「兵庫県危険物運搬車両事故防止対策指針」を適用することとする。

(ア) 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、町その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うこととする。

群集事故発生時の報告系統図（第 1 報）



(i) 災害広報

町、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、ケーブルテレビ、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行うこととする。

(ii) 危険物等の特定

- a 消防本部、県警察本部、海上保安本部、県その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集することとする。

また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努めることとする。

- b 県、町その他関係機関は、危険物等が特定された後、必要に応じて物質の特性と身体への影響等について、報道機関等を通じた緊急の広報を行うこととする。

(I) 現場の安全確認、患者の移動及び除染

責任者、消防本部、県警察本部、海上保安本部、県、その他関係機関は連携して以下の活動を行うこととする。

- a 危険区域を画するため、警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定すること
- b 負傷者等を汚染された環境から搬出すること
- c 負傷者等の除染を行うこと

消防本部及び警察機関は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動物質の検知及び情報収集活動を実施することとする。

(II) 救急搬送等

消防本部は、医療機関、（財）日本中毒情報センター、県、その他関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送することとする。

(カ) 消防緊急対策

消防本部は、危険物等の火災の特性（爆発を伴う大規模火災の危険性等）に応じた消防活動を迅速に実施することとする。

(キ) 避難

町長は、川西警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への受入れを行うこととする。

(ク) 交通緊急対策

道路管理者、県警察本部は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、周辺道路及び周辺海域の交通対策に万全を期することとする。

(ケ) 住民救済対策

企業、県、町、その他関係機関は、合同して住民の救済対策を講じることとする。

(コ) 風評被害の影響の軽減

a 県、町、その他関係機関は、各マスメディアの協力を得ながら、以下の事項についての的確な情報提供を行うことにより、航空災害、鉄道災害及び道路災害等による風評被害等の未然防止を図ることとする。

(a) 空港、鉄道、道路等の使用又は供用の状況

(b) 被災した構造物等の復旧状況

(c) 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果

(d) その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報

b 万一、風評被害等が発生したと認められる場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等に十分な配慮を行うこととする。

(9) 災害広報の実施

ア 基本方針

(ア) 留意事項

a 町は、被災者及びその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供することとする。

b 町は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合うこととする。

また、情報の発信元を明確にするとともに、出来る限り専門的な用語の使用を避け、住民等が理解しやすい広報に配慮することとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めることとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めることとする。

- c 情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得ることとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるように努めることとする。

- d 町は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員配置等に努めることとする。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うこととする。

(イ) 広報の内容

各機関は、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等について積極的に広報することとする。

各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報することとする。

広報を必要とする内容は、概ね以下のようなものが考えられる。

- a 被災状況と応急措置の状況（災害の発生場所、災害の状況、各防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕）
- b 避難の必要性の有無
- c 危険物等に対する対応
- d 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
- e 相談窓口の設置状況

(ロ) 広報の方法

防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。

- a 各広報実施機関に所属する広報車等の活用
- b 町防災無線の活用
- c ケーブルテレビへの情報提供
- d インターネット、ファクシミリ等による広報
- e 町提供テレビ・ラジオ番組の災害情報番組化

(10) 各種相談の実施

ア 事業者等の相談活動

航空運送事業者、鉄道事業者又は道路管理者は必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員の配置等に努めることとする。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うこととする。

イ 町の相談活動

町は、被災者のための相談窓口を設け、住民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図ることとする。

ウ 安否確認等の窓口の設置

航空運送事業者、鉄道事業者又は道路管理者及び空港管理者、消防本部、警察本部、県及び町は、相互に安否確認等に関する情報を共有するとともに、被災者の家族等の詰所を設けて、必要に応じ、安否確認等の情報を提供することとする。

第5 災害復旧計画

1 基本方針

大規模事故災害により被害を受けた交通関係施設等の復旧については、原則として空港等の設置者、鉄道事業者、道路管理者等の責任により、速やかな施設の復旧に努めることとする。

2 道路関係施設等の復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた復旧物資・資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うこととする。また、可能な限り、復旧予定時期を明示することとする。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧事業

第1節 災害復旧事業の実施

実施担当：総務防災課、総務課、税務課、企画財政課、農業環境課、住民課、保険課、福祉課、こども課、建設課、都市政策課、上下水道課、教育振興課、学校教育課、地域交流課

第1 趣旨

災害発生後の民生の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を円滑に進めるための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項について定める。

第2 内容

1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 砂防設備災害復旧事業
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - カ 道路災害復旧事業
 - キ 下水道災害復旧事業
 - ク 公園災害復旧事業
- (2) 農林業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画

(11) その他の災害復旧事業

2 激甚災害の指定

- (1) 大規模な災害が発生した場合において「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等は以下のとおりである。

ア 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力するものとする。

イ 特別財政援助額の交付手続

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出しなければならない。

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅等災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (ケ) 知的障害者援護施設災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防施設事業
- (ス) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内外）
- (セ) 湛水排除事業

イ 農林業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (キ) 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (7) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- (ロ) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (ハ) 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

エ その他の財政援助措置

- (7) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ロ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (ハ) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- (ニ) 水防資機材費の補助の特例
- (ホ) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (ヘ) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (7) 公共土木施設、公共学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (7) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(3) 局地激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業に関する特別の財政援助

- (7) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ロ) 公立学校施設災害復旧事業
- (ハ) 公営住宅等災害復旧事業
- (ニ) 生活保護施設災害復旧事業
- (ホ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (ヘ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (7) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (7) 知的障害者援護施設災害復旧事業
- (7) 婦人保護施設災害復旧事業
- (7) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (7) 感染症予防事業
- (7) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内外）
- (7) 湛水排除事業

イ 農林業に関する特別の助成

- (7) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

- (ウ) 農林災害復旧事業に対する補助
- ウ 中小企業に関する特別の助成
 - (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - (ウ) 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例
- エ その他の財政援助措置
 - (ア) 公共土木施設、公共学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第2節 被災者の生活支援

実施担当：総務防災課、税務課、農業環境課、地域交流課、福祉課、都市政策課

第1 趣旨

災害により被害を受けた生産基盤及び生活基盤の復旧・再建に対する支援について定める。

第2 内容

1 産業の復旧・再建支援

(1) 農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、日本政策金融公庫により融資することとする。

ア 天災資金

関係機関は、暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に農林漁業の経営等に必要な再生資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

イ 農林漁業セーフティネット資金

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金及び収入減補填資金等を融資することとする。

(2) 中小企業の復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び国民金融公庫の融資、中小企業振興資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行うこととする。

2 住宅の復旧・再建支援

(1) 資金的な支援

ア 災害復興住宅資金

住宅金融公庫は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施、建設資金又は、補修資金の貸付を行うこととする。

イ 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由などで自立して生活を再建することが困難な者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支出する被災者生活再建支援法が平成 10 年 5 月 15 日に成立しており、災害が発生した場合は、その積極的な活用を図ることとする。

(7) 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、以下のいずれかに該当する被害が発生した災害に適用する。

なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。

- a 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- b 10 世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- c 100 世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害
- d a 又は b の市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口 10 万人未満）における自然災害
- e a～c の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口 10 万人未満）における自然災害
- f a もしくは b の市町村を含む都道府県、又はウの都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満）
2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 5 万人未満）

(i) 対象世帯

- a 住宅が全壊した世帯
- b 住宅が半壊又は住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯
- c 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- d 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(ii) 支援金の支給額

支給額は、基礎支援金及び加算支援金の合計額となる

（世帯人数が 1 人の場合は基礎支援金と加算支援金の合計の 3/4 の額）

住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の 被害程度	全 壊 ((i) aに該当)	解 体 ((i) bに該当)	長期避難 ((i) cに該当)	大規模半壊 ((i) dに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の 再建方法	建設・購入	補 修	賃 借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）

(I) 支援金の支給申請

（申請窓口） 町

（申請時の添付書面） a 基礎支援金：罹災証明書、住民票等

b 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

（申請期間） a 基礎支援金：災害発生日から 13 月以内

b 加算支援金：災害発生日から 37 月以内

ウ 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、住宅所有者間の助け合いの仕組みである「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」を実施し、自然災害により被害を受けた住宅の再建・補修等を支援する。

(2) 住宅の建設

ア 公営住宅法による災害公営住宅の建設

災害により町内の相当数の住宅が滅失した場合は、県が国庫補助を受けて災害公営住宅を建設し町が管理することとする。

イ 公営住宅法による既設公営住宅の復旧

災害により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、公営住宅の事業主体が国庫補助を受けて復旧を行うこととする。

第 3 税・使用料等の猶予及び減免

1 町税の納税緩和措置

(1) 期限の延長（地方税法第 20 条の 5 の 2 関係）

被災した納税義務者が町税を納付又は納入できないと認められるときは、災害が収まったあと 2 ヶ月以内に限り、当該期限を延長することができる。

(2) 徴収猶予（地方税法第 15 条関係）

被災した納税義務者が町税を一時に納付又は納入できないと認められるときは、1 年以内において徴収を猶予することができる。

(3) 減免措置

被災した納税義務者に対し、個人町民税及び固定資産税・都市計画税を減免する。

2 使用料の減免

災害により甚大な被害を被り通常の生活を確保することが困難となった者に対し、町行政に係る各種使用料、手数料等の納期限の延長又は減免措置を行う。

兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の概要

区 分		住宅所有者加入	マンション共用部分加入	所有家財加入
運用開始		平成 17 年 9 月 (一部損壊特約は 平成 26 年 8 月～)	平成 19 年 10 月	平成 22 年 8 月
対象の建物 (家財)		全ての私有住宅 (併用住宅、賃貸住宅等 を含む)	マンションの共用部分 (1 棟単位)	全ての住宅の中にある 家財（所有者が異なっ ても加入者は家族の代 表者 1 名）
加入者		住宅の所有者	マンションの管理者等	家族内の代表者
対象災害		暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害		
共済負担金		1 戸につき年額 5,000 円 (一部損壊特約は + 年額 500 円)	年額 2,400 円／戸 ×住戸数 (月額 200 円／戸 ×月数×住戸数)	年額 1,500 円 (加入初年度は月額 500 円(上限 1,500 円))
複数年 一括支払 割引	3 年	1 戸につき 1,000 円	500 円×住戸数	4,200 円
	5 年	1 戸につき 2,000 円	1,000 円×住戸数	6,900 円
	10 年	1 戸につき 5,000 円	2,500 円×住戸数	13,500 円
共済負担金給付金		共済負担金を基金として積み立て、半壊以上の被害を受けた住宅(住戸)1 戸当たり定額で給付(注)		
再建等給付金		全壊・大規模半壊・半壊で再建・購入した時		全壊で補修・購入 50 万円 大規模半壊で補修・購入 35 万円 半壊で補修・購入 25 万円 床上浸水で補修購入 15 万円
		600 万円	300 万円×新築マンションの住戸数(加入時の住戸数が上限)	
補修給付金	全壊で補修	200 万円	100 万円 ×加入時の住戸数	
	大規模半壊で補修	100 万円	50 万円 ×加入時の住戸数	
	半壊で補修	50 万円	25 万円×加入時の住戸数	
	準半壊 (損害割合が 10～20%)	準半壊で建築・購入・補修した場合 25 万円 (一部損壊特約に加入が必要)		

居住確保給付金	全壊・大規模半壊・半壊で再建・購入・補修しない場合		
	10万円	-	
その他運用改善	①複数年一括支払 (H18.9～) ②クレジットカード 支払(H18.9～) ③インターネット 申込み(H18.10～) ④郵便局での加入申込 書の取次ぎ(H19.2 ～)	複数年一括支払	

(注)1 県外での建築・購入の場合は、上記の1/2の給付とする。

2 賃貸住宅等については、その所有者が加入できるが、以下の制約がある。

(1) 県外で建築・購入する場合には給付金の支給対象とならない。

(2) 居住確保給付金は給付対象とならない。

第3節 災害義援金・救援物資の配布

実施担当：福祉課、総務防災課

第1 趣旨

災害による被災者の生活を救援するための災害義援金・救援物資の取扱いについて定める。

第2 内容

1 義援金の募集

災害発生に際し、被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、兵庫県、日本赤十字社兵庫県支部等の関係機関と協議し、共同し、あるいは、協力して募集方法及び期間、広報等を定めて募集を行うこととする。

2 義援金の取扱い

(1) 義援金の受付及び保管

援護部内に義援金の受付窓口を開設し、必要に応じて金融機関に保管するものとする。

(2) 義援金の配布

援護部内に義援金配布委員会を設置し、関係機関と調整の上、公平かつ適切な義援金の配布基準を設定する。

(3) 義援金の交付

義援金の交付は、被災者の申請及び被害調査結果に基づき、被災状況を勘案して実施するものとし、金融機関等への口座振込等により交付するものとする。

3 救援物資

(1) 救援物資の受付及び保管

援護部内に救援物資の受付窓口を開設するとともに、避難所の運営状況等を考慮し、公共建築物に保管場所の確保を行う。

(2) 救援物資の配布

町は、被災者への配分を行うことを原則とし、物資の用途、数量、被災者数により実施する。

第2章 災害復興計画

第1節 復興本部

実施担当：総務防災課

第1 趣旨

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

第2 内容

1 復興本部の設置

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に組織として復興本部を設置することとする。

なお、復興本部には、部等を置くこととするが、その構成と分掌事務については、設置の際に定めることとする。

2 復興本部の組織・運営

復興本部の組織・運営は、阪神・淡路大震災における県復興本部等を例として、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定するものとする。

なお、復興本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

第2節 災害復興計画

実施担当：総務防災課、企画財政課、農業環境課、福祉課、建設課、都市政策課、上下水道課、教育振興課、学校教育課、地域交流課

第1 趣旨

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進することが必要な場合に、町が政府の復興基本方針等に即して策定する円滑かつ迅速な復興を図るための復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

第2 内容

1 復興計画の基本的な考え方

被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに県の被災計画との調整を図り、震災以前の状態を回復するだけではなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定することとする。

2 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進にあたっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画-基本構想-」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していくこととする。

また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため以下の取り組みに配慮する。

- (1) 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体への意見募集
- (2) 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- (3) 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

3 復興計画の策定

(1) 策定上の留意事項

計画策定にあたっては、以下の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

ア 多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。

なお、復興計画の策定にあたっては、高齢者、障がいのある人等の災害時要援護者や女性の参画を促進する。

イ ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や県民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮する。

ウ 阪神・淡路大震災の経験と教訓の活用

震災対策国際総合検証事業の検証結果や復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

(2) 構成例

ア 基本方針

イ 基本理念

ウ 基本目標

エ 施策体系

オ 復興事業計画等

4 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進するうえで、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、以下に例示する分野等の緊急復興計画を策定する。

(1) 生活復興

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定する。

(2) 住宅復興

災害により被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

(3) 都市基盤復興

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフラインを緊急に復旧し、今まで以上に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

(4) 産業復興

災害により著しい被害を受けた地域の産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した市民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

(5) その他

上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。

第 2 部 地震災害対策計画

第2部 地震災害対策計画 目次

第1編	総 則	5
第1節	目的	5
第2節	計画の内容	5
第3節	防災組織の設置	6
第4節	防災関係機関の業務の大綱	6
第5節	住民及び事業者の責務	6
第6節	猪名川町の概況と地震災害	6
第7節	地震発生危険性と被害の特徴	7
第8節	地震災害による被害の想定	12
第2編	災害予防計画	14
第1章	基本方針	14
第2章	堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備	15
第1節	防災基盤・施設等の整備	15
1-1	地震防災緊急事業の推進	15
1-2	防災基盤整備事業の推進	16
1-3	公共施設等耐震化事業の推進	16
第2節	都市の防災構造の強化	17
第3節	建築物等の耐震性の確保	18
第4節	二次災害の防止	19
第5節	地盤災害の防止施設等の整備	20
5-1	砂防施設の整備	20
5-2	地すべり防止施設の整備	20
5-3	急傾斜地崩壊防止施設の整備	20
5-4	治山施設の整備	21
5-5	土地造成等の規制	21
5-6	集落の孤立に備えた対策	21
第6節	河川・ため池施設の整備	21
第7節	交通関係施設の整備	22
7-1	道路施設の整備	22
第8節	ライフライン関係施設の整備	22
8-1	電力施設等の整備	22
8-2	都市ガス施設等の整備	25

8-3	L P ガス施設等の整備	27
8-4	電気通信設備の整備等	27
8-5	水道施設の整備等	28
8-6	下水道施設等の整備	30
第3章	災害応急対策への備えの充実	31
第1節	組織体制の整備	31
第2節	災害対策要員の研修・訓練の実施	32
第3節	広域防災体制の確立	32
第4節	災害対策拠点の整備	32
第5節	防災拠点の整備	32
第6節	情報収集・伝達、広報体制の整備	33
第7節	消防施設・設備の整備	33
第8節	防災資機材の整備	33
第9節	避難対策・避難体制の整備	34
第10節	災害時要援護者支援対策の強化	34
第11節	外国人支援対策の強化	34
第12節	災害ボランティア活動の支援体制の整備	34
第13節	救助・救急体制の整備	35
第14節	緊急輸送体制の整備	35
第15節	災害医療体制の整備	35
第16節	備蓄体制等の整備	35
第17節	応急住宅供給体制の整備	36
第18節	感染症対策、衛生体制の整備	36
第19節	保健・福祉体制の整備	36
第20節	教育対策の環境整備	36
第21節	廃棄物処理体制の整備	37
第22節	被災建物応急危険度判定制度等の整備	37
第4章	住民参加による地域防災力の向上	38
第1節	防災に関する学習等の充実	38
第2節	自主防災組織の育成	39
第3節	防災訓練の実施	39
第4節	企業等の地域防災活動への参画促進	40
第5節	地区防災計画の策定	40
第5章	調査研究体制等の強化	41
第1節	地震観測体制の整備	41

第6章 その他の災害の予防対策の推進	41
第1節 大規模火災の予防対策の推進	41
1-1 出火防止・初期消火体制の整備	41
第2節 危険物等取扱施設事故の予防対策の推進	42
2-1 危険物取扱施設の予防対策の実施	42
2-2 高圧ガス取扱施設の予防対策の実施	42
2-3 毒物・劇物取扱施設の予防対策の実施	44
2-4 放射性物質取扱施設の予防対策の実施	46
第3編 災害応急対策計画	47
第1章 基本方針	47
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	47
第1節 組織の設置	47
第2節 動員の実施	47
第3節 情報の収集・伝達	49
3-1 地震の発生に関する情報の収集、伝達	49
3-2 地震情報の収集、伝達	54
3-3 地震災害情報の収集、伝達	54
3-4 地震災害情報連絡網の確保	54
3-5 被災者台帳の作成	55
第4節 防災関係機関との連携促進	55
4-1 自衛隊への派遣要請	55
4-2 関係機関との連携	55
第3章 円滑な災害応急活動の展開	56
第1節 災害ボランティアの派遣・受入れ	56
第2節 災害情報等の提供と相談活動の実施	56
2-1 災害広報の実施	56
2-2 災害放送の要請	56
2-3 各種相談の実施	56
2-4 安否情報の提供	57
第3節 水防活動の実施	57
第4節 救援・救護活動等の実施	57
4-1 災害救助法の適用	57
4-2 人命救出活動の実施	58
4-3 避難対策の実施	58

4-4	食糧の供給	58
4-5	応急給水の実施	58
4-6	物資の供給	59
4-7	住宅の確保	59
4-8	救急医療の提供	59
4-9	医療・助産対策の実施	59
4-10	感染症対策の実施	60
4-11	健康対策の実施	60
4-12	入浴サービス対策の実施.....	60
4-13	精神医療の実施	60
4-14	食品衛生対策の実施.....	61
4-15	愛玩動物の収容対策の実施	61
4-16	遺体の火葬等の実施.....	61
4-17	生活救援対策の実施.....	61
第5節	廃棄物対策の実施	62
5-1	ガレキ対策の実施	59
5-2	ごみ処理対策の実施	62
5-3	し尿処理対策の実施	62
第6節	環境対策の実施	62
第7節	交通・輸送対策の実施	63
7-1	交通の確保対策の実施	63
7-2	緊急輸送対策の実施	63
7-3	兵庫県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請.....	63
第8節	ライフラインの応急対策の実施.....	63
8-1	電力の確保	63
8-2	都市ガスの確保	64
8-3	L P ガスの確保	65
8-4	電気通信設備の確保	66
8-5	水道の確保	66
8-6	下水道の確保.....	66
第9節	教育対策の実施	66
第10節	農林関係対策の実施.....	67
第11節	公共土木施設等の応急復旧及び余震対策の推進	67
第4章	その他の災害の応急対策	62
第1節	地震火災の消火活動等の実施.....	69

第2節 南海トラフ地震関係	71
第4編 災害復旧・復興計画	72
第1章 災害復旧事業.....	72
第1節 災害復旧事業の実施	72
第2節 被災者の生活支援	72
第3節 災害義援金・救援物資の配布.....	72
第2章 災害復興計画.....	73
第1節 復興本部.....	73
第2節 災害復興計画	73

第 1 編 総 則

第 1 節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、猪名川町の地域にかかる地震災害対策全般について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、町、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより住民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、被害の最小化及び被害の迅速な回復を図り、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第 2 節 計画の内容

第 1 計画の内容及び構成

本計画では、猪名川町の地域に関する防災に関し、町及び関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱及び想定される被害等について定める。

本計画の構成は、次のとおりとする。

- (1) 災害予防計画では、地震災害の発生を未然に防止し又は被害を最小限度にとどめるための処置について定める。
- (2) 災害応急対策計画では、地震災害が発生するおそれがある場合又は地震災害が発生した場合に、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するための措置ならびに応急的救助の措置について定める。

第 2 他計画等との関係

(1) 上位計画

猪名川町の地域に係る地震災害対策に関する基本的かつ総合的な性格を有するものであることから、指定行政機関の長及び指定公共機関が作成する防災業務計画及び兵庫県地域防災計画との整合を図る。

(2) 関連計画等

「風水害等対策計画／第 1 編・第 2 節・第 3・(2)」参照。

(3) 災害救助法等との関係

「風水害等対策計画／第 1 編・第 2 節・第 3・(3)」参照。

第 3 計画の修正

「風水害等対策計画／第 1 編・第 2 節・第 3」参照。

第 4 計画の周知

「風水害等対策計画／第 1 編・第 2 節・第 4」参照。

第 3 節 防災組織の設置

第 1 猪名川町防災会議

「風水害等対策計画／第 1 編・第 3 節・第 1」参照。

第 2 猪名川町災害対策本部

「風水害等対策計画／第 1 編・第 3 節・第 2」参照。

第 4 節 防災関係機関の業務の大綱

第 1 災害予防

「風水害等対策計画／第 1 編・第 4 節・第 1」参照。

第 2 災害応急対策

「風水害等対策計画／第 1 編・第 4 節・第 2」参照。

第 3 災害復旧

「風水害等対策計画／第 1 編・第 4 節・第 3」参照。

第 4 災害復興

「風水害等対策計画／第 1 編・第 4 節・第 4」参照。

第 5 節 住民及び事業者の責務

第 1 住民の果たすべき役割

「風水害等対策計画／第 1 編・第 5 節・第 1」参照。

第 2 自主防災組織の果たすべき役割

「風水害等対策計画／第 1 編・第 5 節・第 2」参照。

第 3 事業者の果たすべき役割

「風水害等対策計画／第 1 編・第 5 節・第 3」参照。

第 6 節 猪名川町の概況と地震災害

第 1 自然的条件

「風水害等対策計画／第 1 編・第 6 節・第 1」参照。

第 2 社会的条件

「風水害等対策計画／第 1 編・第 6 節・第 2」参照。

第3 地震災害

猪名川町史によれば、本町は過去に大きな地震による被害を受けていない。

しかしながら、近畿圏の中部、北部において発生したマグニチュード1以上の地震のうち、その多くは淀川西北部、いわゆる北摂地域と称せられるところである。

なかでも、大阪府池田五月山断層崖と大阪府能勢町妙見山東南の光明山から天台山付近が多く、これらの震源地の分布図をみると猪名川町は、地震発生の多発地帯に属するもので、淀川西北部地震多発地帯の西端になり、震源地も概ね30km以下の浅いところが多い。

また、年毎地震分布をみると、毎年同じような場所に、同じような割合で発生している。

平成6年7月に有無感地震が10回、さらに11月に入り11月9日夜にマグニチュード4.1の地震が発生し、以後約2ヶ月の間に99回の有無感地震（有感15回）が発生し、いずれもマグニチュード1～3程度であり、大きな被害は無かったがこの間、住民は地鳴りを伴う震動により不安な日々を過ごした。

平成7年1月17日午前5時46分に突如として、マグニチュード7.2の兵庫県南部地震が発生し、阪神地区に未曾有の大損害をもたらしたが、本町では被害も比較的少なかった。

しかし、一旦終息したはずの群発地震が、1月末から2月にかけて有感9回を含む10数回が発生し、3月になっても数回と以後数こそ少なくなったが、平成8年1月になり再び活発化し、1月末までに震度1～4の地震が10回発生した。

その後2月以降有感地震の発生はゼロであり、加えてこれまで町内でボーリング調査を行ってきた通産省地質調査所の「大地震への兆候が少ない」との2月に発表された中間報告により、住民の不安は一応の鎮静化が保たれることとなった。

過去に発生した大規模な地震のうち、兵庫県内のいずれかに震度6以上を与えたと推定される地震災害の概要と被害状況は、資料編・資料10-2のとおりである。

第7節 地震発生の危険性と被害の特徴

「兵庫県の地震被害想定」（平成21～22年兵庫県実施）によると、震度5強以上の地震動を発生させ、発生の可能性や本町を含む兵庫県への影響が大きいと想定される地震の発生の危険性と被害の特徴は以下のとおりである。

なお、猪名川町史断層分布図によると、町内には10数本の断層の存在が確認されているが、仁頂寺断層と猪名川断層以外は全て推定であり、過去の大地震発生の文献も存在していない。

第1 地震発生の危険性

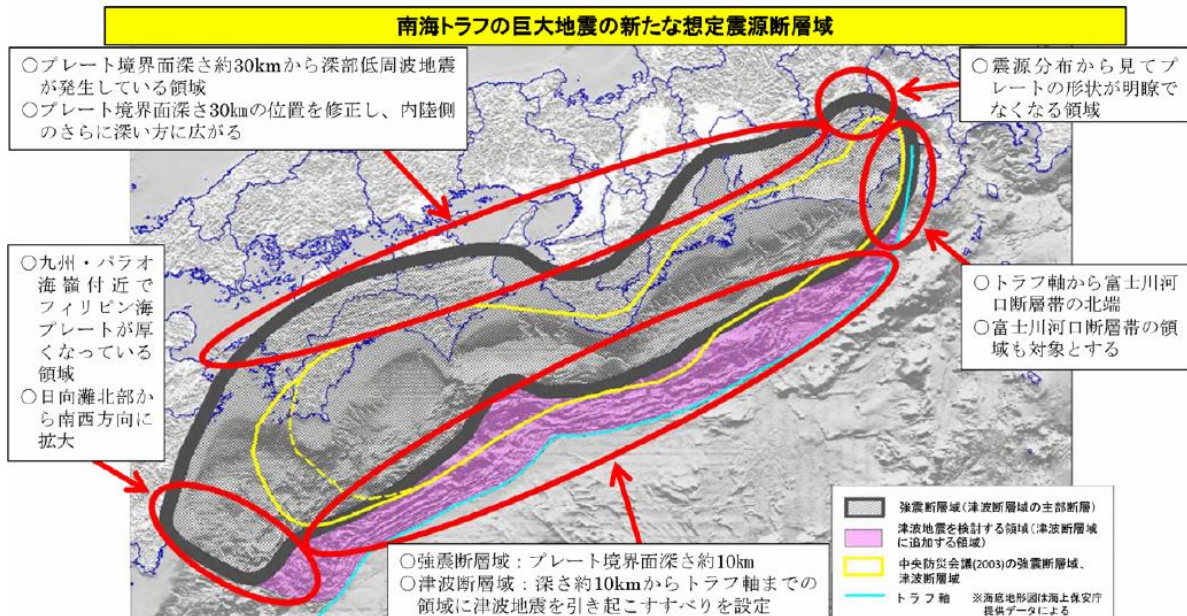
1 海溝型地震

(1) 南海トラフ地震

- ・兵庫県のみならず西日本の広域にわたって強震動をもたらせ、甚大な被害を発生させると予想されている。

- ・古文書等によると、684 年、887 年、1099 年、1361 年、1605 年、1707 年、1854 年、1946 年に発生したことが知られておりサイクルが分かっている地震である。前回の発生からすでに 80 年近くが経過していることから、今後 30 年以内の発生確率 80%程度と極めて高く、近い将来必ず発生すると指摘されている。

南海トラフの位置の想定震源域



2 主要な内陸活断層地震

(1) 上町断層帯地震

- ・市街地を中心に、しかも広域に地震被害が及ぶ。
- ・今後 30 年以内の発生確率 2~3%と高い。

(2) 山崎断層帯地震（那岐山断層帯、山崎断層帯主部（北西部・南東部）、草谷断層）

- ・中山間地および市街地にかけて広域に地震被害が及ぶ。
- ・今後 30 年以内の発生確率は、那岐山断層帯で 0.06~0.1%、主部北西部で 0.1~1%とやや高い。

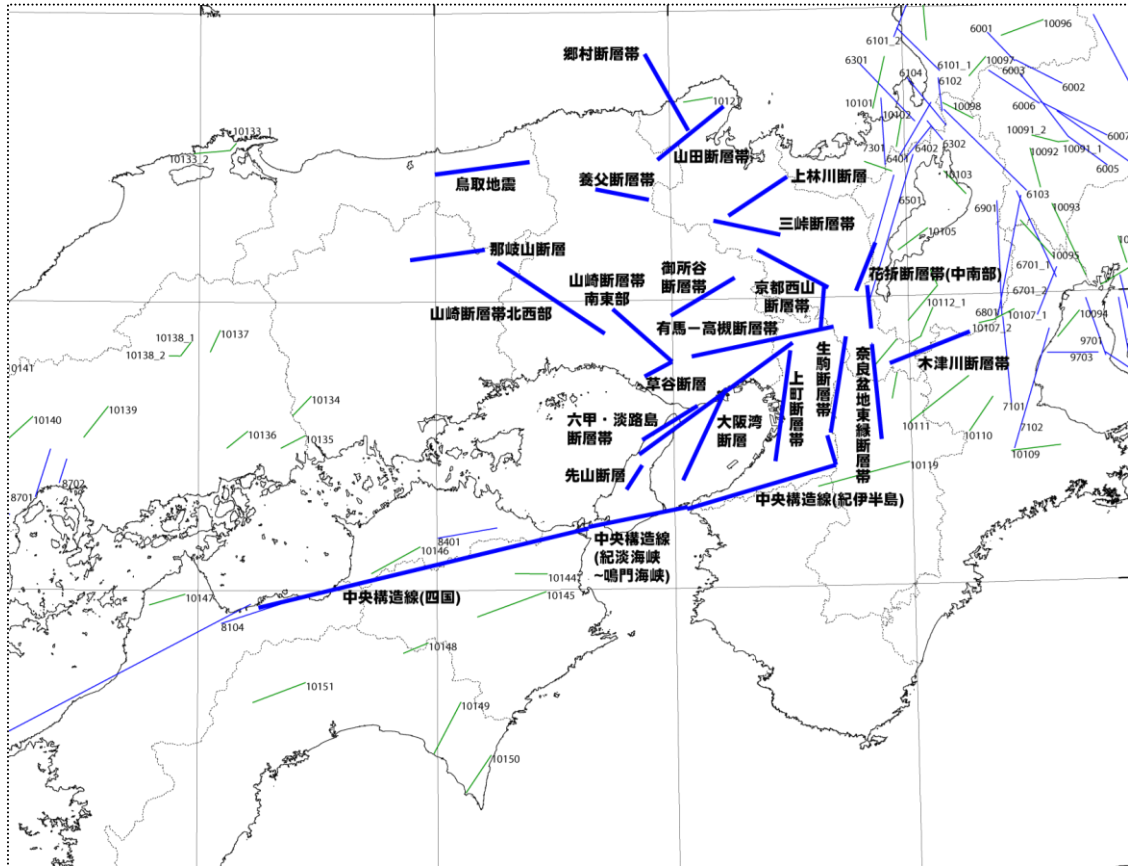
(3) 養父断層帯地震

- ・中山間地を中心とした局所的な地域に被害が集中する。
- ・今後 30 年以内の発生確率は不明。

(4) 中央構造線断層帯地震（紀淡海峡一鳴門海峡）

- ・市街地を中心とした局所的な地域に被害が集中する。
- ・今後 30 年以内の発生確率 0.005~1%。

M7 以上の大地震を発生させる内陸型地震の活断層の分布



マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層における30年以内の地震発生確率
 〈地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価〉

最大発生確率	【県内にある断層】 (県内M7以上の地震、県内震度5強以上)	【県外にある断層】 (県内震度5強以上)
3%以上		○上町断層帯 ○中央構造線断層帯 (四国側) ○奈良盆地東縁断層帯
0.1～3%	○六甲・淡路島断層帯(六甲山地南縁ー淡路島東岸) ○山崎断層帯(主部北西部) ○中央構造線断層帯 (鳴門海峡ー紀淡海峡)	○山崎断層帯(那岐山断層帯) ○生駒断層帯 ○中央構造線断層帯 (紀伊半島側) ○中央構造線断層帯(四国側) ○三峠・京都西山断層帯(京都西山断層帯) ○三峠・京都西山断層帯(三峠断層帯) ○花折断層帯(中南部)

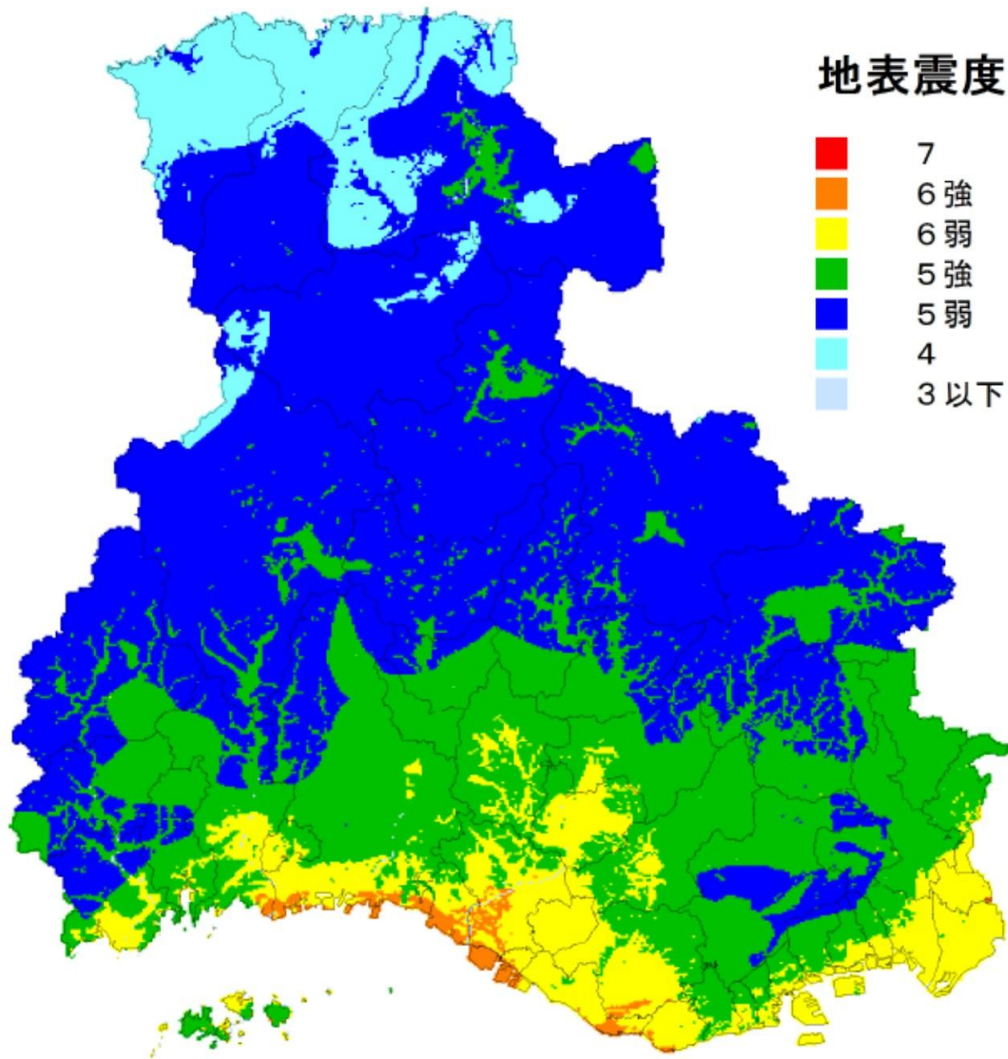
0.1%未満	○有馬－高槻断層帯 ○大阪湾断層帯 ○山崎断層帯（主部南東部）	○中央構造線断層帯（四国側）
ほぼ0% （※1）	○山崎断層帯（草谷断層） ○六甲・淡路島断層帯（淡路島西岸） ○六甲・淡路島断層帯（先山断層）	○山田断層帯（郷村断層帯） ○木津川断層帯 ○中央構造線断層帯（紀伊半島側） ○鹿野－吉岡断層
不明 （※2）	○山田断層帯（主部） ○御所谷断層（※3） ○養父断層（※3）	○三峠・京都西山断層帯（上林川断層） ○中央構造線断層帯（紀伊半島側）

※1 発生確率が0.001%未満

※2 平均活動期間が判明していないため、地震発生確率を求めることができない。

※3 地震調査研究推進本部による長期評価の対象外

南海トラフ地震の震度分布図（平成26年6月「兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定」より）



第2 予想される地震被害の特徴

1 海溝型地震

(1) 南海トラフ地震

- ・ 緊急性を要し、全県、全国規模で甚大な被害が発生する。
- ・ 内陸活断層地震とは異なり、揺れの継続時間が長く振動が長周期となるため、高層建物への影響が懸念され、軟弱地盤では甚大な液状化被害が発生する。
- ・ 津波被害が発生する。

2 主要な内陸活断層地震

(1) 上町断層帯地震

- ・ 県の大都市圏（人口密集地、兵庫県の経済産業活動の中心）の阪神、神戸、東播磨沿岸域に大きな被害を発生させる。
- ・ 兵庫県への影響、さらには震災時の救助、復旧応援の要となる大阪府が甚大な被害を受ける。
- ・ 大阪府のみならず関西圏、中日本、東日本からの応援が著しく停滞するおそれがある。

(2) 山崎断層帯地震（大原・土万・安富・主部南東部）

- ・県中部から西部にかけての都市部や中山間地域を横断する断層であり、広範囲にわたり大きな被害を発生させる。
- ・西日本の東西の主要交通網（鉄道（新幹線）、国道・高速道路（中国道・山陽道））に大きな被害を発生させる。

(3) 養父断層帯地震

- ・県北部の中山間地に大きな被害を発生させる。
- ・日本海沿岸域の東西の主要交通網（鉄道）に大きな被害を発生させる。

(4) 中央構造線断層帯地震（紀淡海峡－鳴門海峡）

- ・淡路島の市街地（地方都市）に大きな被害を発生させる。
- ・離島唯一のアクセス網（明石海峡大橋、鳴門大橋、高速道路）に大きな被害を発生させ、島の孤立化が懸念される。

3 地震の連続発生危険性

中央防災会議、防災対策実行会議の「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援検討ワーキンググループ」によると、「平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、14 日 21 時 26 分のマグニチュード 6.5（暫定値）の地震に続けて 28 時間後の 16 日 1 時 25 分のマグニチュード 7.3（暫定値）の地震が発生したため、益城町を中心に被災地は震度 7 に 2 回見舞われ、死者（震災関連死などを含む）149 名、全壊・半壊家屋 40,021 棟を数える甚大な被害が発生した。」との報告があった。

また、今後、発生が予想されている南海トラフ地震の特徴の一つとしても、複数の巨大地震が発生する可能性が指摘されている。

このことを踏まえ、同規模の地震が数時間から数日間の時間差をおいて連続して発生する可能性があることに注意する必要がある。

第 8 節 地震災害による被害の想定

兵庫県の地震被害想定（平成 21～22 年兵庫県実施）によると、猪名川町及び本町付近で発生が予想される地震による本町の被害想定は、資料編・資料 10-3 のとおりである。

このうち、本町に最も大きな影響をもたらすとされている「猪名川町直下地震」の被害を、本町における地震災害による被害として想定する。

第 1 物的な被害

(1) 全 壊

- ・ 204 棟（揺れ：198 棟、液状化：6 棟）

(2) 半 壊

- ・ 1,097 棟（揺れ：1,097 棟）

(3)焼 失

- 3棟

第2 人的な被害

(1)死 者

- 14人（建物倒壊：13人、火災：1人）

(2)重傷者

- 10人（建物倒壊：10人）

(3)負傷者

- 151人（建物倒壊：151人）

第3 避難者数

(1)発災直後

- 1,703人

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針

第1 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

地震災害による被害を防止し又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図りうる災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項を重点とする。

- (1) 防災基盤・施設等の整備
- (2) 都市の防災構造の強化、建築物等の耐震性の確保、二次災害の防止
- (3) 地盤災害の防止施設等の整備、河川・ため池施設の整備
- (4) 交通関係施設、ライフライン関係施設の整備

第2 災害応急対策への備えの充実

応急対策を効果的に展開する上で必要な平時の備えを充実するため、次の事項を重点とする。

- (1) 組織体制の整備、災害対策要員の研修・訓練、広域防災体制の確立
- (2) 災害対策拠点、防災拠点の整備
- (3) 情報収集・伝達・広報体制の整備
- (4) 消防施設・設備、防災資機材等の整備
- (5) 避難対策、避難体制の整備
- (6) 災害時要援護者支援対策、外国人支援対策の強化
- (7) 災害ボランティア活動支援体制の整備
- (8) 救急・救助体制、緊急輸送体制、災害医療システムの整備
- (9) 備蓄体制等の整備
- (10) 応急住宅供給体制の整備、被災建物応急危険度判定制度等の整備
- (11) 感染症対策、衛生・保健・福祉体制、廃棄物処理体制の整備
- (12) 教育対策

第3 住民参加による地域防災力の向上

自らの命、まちを自ら守る防災の原点に沿ったまちづくりを行うため、次の事項を重点とする。

- (1) 防災に関する学習等の充実
- (2) 自主防災組織の育成、防災訓練の実施
- (3) 企業等の地域防災活動への参加促進
- (4) 地区防災計画の策定

第4 調査研究体制等の強化

災害に対し、よりの確な備えを行うため、次の事項を重点とする。

- (1) 地震観測体制の整備
- (2) 地震災害に関する調査研究の推進

第5 その他の災害の予防対策の推進

地震に伴う大規模火災、危険物等の事故、その他人為的災害等の予防対策について定める。

第2章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

第1節 防災基盤・施設等の整備

1-1 地震防災緊急事業の推進

実施担当：総務防災課、企画財政課、建設課、教育振興課、学校教育課、消防本部

第1 趣旨

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の作成とそれに基づく事業の推進について定める。

第2 内容

1 計画作成者

知事

2 計画年度

令和3年度～令和7年度

3 対象事業

猪名川町地域防災計画で定めている事項のうち、次の施設等の整備等であって、主務大臣の定める基準に適合するもの。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校又は特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) (7)から(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの

- (12) 砂防法第 1 条に規定する砂防設備、森林法第 41 条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (13) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (14) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な無線設備その他の施設又は設備
- (15) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (16) 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (17) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (18) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

4 計画内容

地域の地震被害の危険性等を踏まえた上で、対象施設における長期的な整備目標や今後の必要整備量を把握し、整備の必要性や緊急性を明らかにすることにより、緊急事業としての趣旨を十分踏まえた計画とする。なお、作成にあたっては、長期的な整備目標の記載、各施設の整備状況の把握及び地震防災上の整備の必要性、緊急性の明確化に留意するものとする。

5 事業の実施

町は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災緊急事業の計画的執行に努めるものとする。

1-2 防災基盤整備事業の推進

実施担当：総務防災課、消防本部

第 1 趣旨

地震災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災基盤整備事業計画の作成とそれに基づく事業の推進について定める。

第 2 内容

「風水害等対策計画／第 2 編・第 2 章・第 1 節・1-1・第 2」に準じる。

1-3 公共施設等耐震化事業の推進

実施担当：総務防災課、建設課、教育振興課

第 1 趣旨

地震災害に強い安全なまちづくりを推進するため、公共施設等耐震化事業計画の作成とそれに基づく事業の推進について定める。

第 2 内容

1 対象事業

次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進める必要のある施設を対象とする。

- (1) 地域防災計画上の避難所とされている公共施設及び公用施設
- (2) 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設（庁舎を含む。）
- (3) 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設を含む。）等

2 公共施設等耐震化事業計画

町は、事業の目的、効果、事業量等を記載した公共施設等耐震化事業計画の策定にあたり、あらかじめ県に協議することとする。

3 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、充当することができ、地方債の借入額に対し、地方交付税措置が講じられる。

4 事業の実施

町は、公共施設等耐震化事業計画に基づき、事業の計画的執行に努めることとする。

第 2 節 都市の防災構造の強化

実施担当：建設課、都市政策課、総務防災課

第 1 趣旨

地震に強い都市づくりを進めるため、都市内公共空間の整備と市街地の面的な整備について定める。

第 2 内容

1 水と緑のネットワークの形成

町は、県が行う公園緑地の整備、残存緑地の保全、六甲山系などの山ろく部の緑地保全、整備河川の整備等オープンスペースの確保による水と緑のネットワークの体系的形成に協力するものとする。

2 市街地の緑化・不燃化

町は、緑地協定の締結、緑化助成による生け垣化、宅地内植樹の推進に加え、建築物の安全性の向上とあわせ、市街地区域の面的な防災性能の向上に努めるものとする。

3 防災空間、防災拠点の体系的整備

- (1) 町は、市街地区域を自立的な防災ブロックにより構成し、各ブロック内において防災活動の拠点及び住民の避難地の体系的な整備に努めるものとする。
- (2) 町は、市街地における水と緑のネットワーク軸の一環をなし、被災地には市街地延焼の拡大を防止するための延焼断熱空間として機能する広域防災帯を市街地密度に応じて、東西、南北に整備することにより、市街地を防災面での自立的な防災ブロックに分節することとする。
- (3) 町は、広域防災帯に囲まれた市街地内に、住民主体による地区の防災活動の拠点として、また緊急時の地域住民の避難地としての役割を担うコミュニティ防災拠点（防災安全街区）を概ね小学校校区単位での整備に努めるものとする。
- (4) 町は、広域防災帯によって囲まれた市街地内において防災活動の拠点として、また緊急時の広域避難地としての役割を担う地域防災拠点を、幹線道路との接続性に配慮して整備に努めるものとする。

4 都市の開発の推進

町は、既成市街地及びその周辺のスプロール化（無秩序な拡大）を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路、公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図るものとする。

5 道路施設の整備

町は、道路管理者に対し、災害時の緊急輸送の整備について協力要請を行うものとする。

6 河川施設の整備

町は、河川管理者に対し、避難路、避難地に延焼遮断帯及び防災活動拠点として利用可能な河川整備について、協力要請を行うものとする。

第3節 建築物等の耐震性の確保

実施担当：施設所管課、建設課、都市政策課

第1 趣旨

庁舎、学校等の公共建築物等の防災上重要な施設について、計画的に耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性強化を促進するための対策について定める。

第2 内容

1 公共施設等の耐震化

- (1) 町は、公共施設について、計画的に耐震性の強化に努めるものとする。

- ア 町の応急災害対策の推進に必要な施設
- イ 被災者の生命、身体确保安全確保に必要な施設
- ウ 社会的及び災害時要援護者支援のために必要な施設
- エ 緊急輸送等の円滑化のために必要な施設

オ 地震発生時に避難所となる公共施設

カ 不特定多数の者が利用する公共施設

(2) 町は、県が行うライフライン系統のバックアップ対策について、協力を努めるものとする。

2 一般建築物の耐震性の向上

町は、現在の耐震基準以前の既存の一般建築物について、耐震改修推進計画を策定するなど耐震性の向上を図るものとする。

(1) 既存建築物耐震改修推進計画の検討

(2) 県が実施する耐震指導員養成計画への参加と依頼を行う。

3 建築物の耐震性強化の普及啓発

(1) 町は、建築物の耐震性強化等の普及啓発のためPR活動を行うものとする。

(2) 町は、建築物の防災に関する相談の実施に努めるものとする。

(3) 町は、必要に応じ、消防本部、応急危険度判定士、建築士会その他の団体と協力して、民間住宅、事業所等の防災診断及び耐震診断の実施に努めるものとする。

(4) 町は、建築士会等関係団体に対する建築基準法施行上の協力を要請して遵法精神の高揚に努めるものとする。

第4節 二次災害の防止

実施担当：総務防災課、建設課、都市政策課、上下水道課、消防本部

第1 趣旨

地震災害に強い都市づくりや建築物等の耐震性の向上と併せて、地震による二次災害の発生を防止するための対策について定める。

第2 内容

1 落下物対策

(1) 町は、公共施設について、強化ガラス等の使用により、窓ガラスの飛散防止対策の実施に努めるものとする。

(2) 町は、広面積のガラスを設けている建築物、外壁面に広告物や空調機器を設けている建築物に対し、次の対策の実施に努めるよう求めるものとする。

ア 外壁タイル等の耐震診断の指導

イ 落下物対策のための改修に係る県が行う特別融資制度の普及啓発

(3) その他据付不良の自動販売機、立ち枯れの樹木、その他倒壊のおそれがある物件の所有者、管理者に対して転倒、倒壊防止措置の普及啓発に努めるものとする。

2 ブロック塀の倒壊防止対策

町は、ブロック塀等の倒壊防止対策に努めるものとする。

(1) 県が実施するブロック塀の作製と点検方法及び補強方法の普及啓発に協力を行う。

- (2) ブロック塀の危険箇所調査
- (3) 危険該当ブロック塀の造り替えと生け垣化の奨励
- (4) 建築基準法の遵守と指導

3 防火対策

- (1) 家庭や事業所等における消火器の設置を促進する。
- (2) 元栓閉止やブレーカー遮断などガス漏れ・漏電の防止に関する普及啓発に努める。

4 地割れ・液状化対策

- (1) 上下水道施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設について、地盤の改良や施設の耐震化など地割れや液状化に強い施設づくりを進める。
- (2) 地割れや液状化の危険性や危険箇所に関する普及啓発に努める。

第5節 地盤災害の防止施設等の整備

5-1 砂防施設の整備

実施担当：建設課

第1 趣 旨

地震に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防施設の整備等について定める。

第2 内 容

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第3節・3-1・第2」に準じる。

5-2 地すべり防止施設の整備

実施担当：建設課

第1 趣旨

地震に伴う地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備等について定める。

第2 内 容

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第3節・3-2・第2」に準じる。

5-3 急傾斜地崩壊防止施設の整備

実施担当：建設課

第1 趣旨

地震に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第3節・3-3・第2」に準じる。

5-4 治山施設の整備

実施担当：農業環境課

第1 趣旨

地震に伴う山崩れ等による被害を防止するため、治山施設等の整備について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第3節・3-4・第2」に準じる。

5-5 土地造成等の規制

実施担当：都市政策課

第1 趣旨

地震に伴う崖崩れまたは、土砂の流出等の災害を予防するため、土地造成等の規制について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第3節・3-5・第2」に準じる。

5-6 集落の孤立に備えた対策

実施担当：総務防災課

第1 趣旨

地震に伴う崖崩れや土砂の流出等の災害により孤立した集落の対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第3節・3-6・第2」に準じる。

第6節 河川・ため池施設の整備

実施担当：建設課、農業環境課

第1 趣旨

地震に伴う河川、ため池の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化等について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第2節・2-1～2-2・第2」に準じる。

第7節 交通関係施設の整備

7-1 道路施設の整備

実施担当：建設課

第1 趣旨

地震災害時における多元多重の交通ルートを確保するため、災害に強い道路施設の整備等について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第4節・4-1・第2」に準じる。

第8節 ライフライン関係施設の整備

8-1 電力施設等の整備

実施担当：関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

第1 趣旨

電力施設について、地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

第2 関係機関との相互連携協力体制の構築

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第5節・5-1・第2」に準じる。

第3 地域貢献

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第5節・5-1・第3」に準じる。

第4 電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力および関西電力送配電は、それぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

1 震災対策

経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、下表の基本的な考え方に基づいて各設備の耐震性・耐浪性を確保する。

設備区分	対策の基本的な考え方	
	地震動	津波

		一般的な地震動	高レベル地震動	頻度の高い津波	最大クラスの津波
区分Ⅰ	火力発電設備 ・LNGタンク ・油タンク	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと
	ダム				
区分Ⅱ	発電設備 (区分Ⅰ除く) 流通設備 電力保安通信設備 ※	個々の機能に重大な支障が生じないこと	著しい供給支障が生じないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保されること	個々の機能に重大な支障が生じないこと	設備の被害が電力の供給に与える影響の程度を考慮し、可能な範囲での津波の影響の軽減対策を行う。

※通信事業者から提供を受ける保安通信回線を含む

上記の基本的な考え方を踏まえ、各設備所在地域の地震・津波による被害想定に従い、次の諸対策を実施する。なお、一般的な地震動による液状化に際しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計を行う。

2 地震動への対応

(1) 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱および給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

(4) 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。

また、南海トラフ巨大地震が発生した場合に対処するため、上記対応に加え、自治体等の被害想定を受けて、下記の措置を講ずる。

(5) 流通設備

17 万V以上の送変電設備で広範囲かつ長期間にわたる著しい供給支障が想定される場合は、代替性の確保や多重化等により、津波の影響を緩和する対策を検討する。

3 津波への対応

(1) 送電設備

送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。

(2) 変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。

(3) 配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減および復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

(4) 通信設備

主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

第5 防災業務施設および設備の整備

関西電力及び関西電力送配電は「風水害等対策計画／第2編・第2章・第5節・5-1・第5」に加え、南海トラフ巨大地震が発生した場合に対処するため、自治体等の被害調査を受けて通信手段の途絶が予想される事業所において、衛星携帯電話を配備する。

第6 電気事故の防止

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第5節・5-1・第6」に準じる。

第7 復旧用資機材等の確保および整備

関西電力および関西電力送配電は、「風水害等対策計画／第2編・第2章・第5節・5-1・第7」の事項について、南海トラフ巨大地震が発生した場合に対処するため、広域利用できる体制を整備するとともに、自治体等の被害想定に従い、次の方を実施する。

1 復旧資機材の分散配備

復旧用資機材は分散配備に努めるとともに、置き場が浸水しないことを確認する。

2 食料・医療・医薬品等生活必需品の充実

津波により孤立するおそれのある事業所については、食糧・医療・医薬品等生活必需品について裕度をもった保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

第8 防災訓練、防災教育の実施

関西電力および関西電力送配電は、「風水害等対策計画／第2編・第2章・第5節・5-1・第8」の事項について、南海トラフ巨大地震が発生した場合に対処するため、次の教育・訓練を実施する。

1 防災教育

関西電力および関西電力送配電は、南海トラフ巨大地震により予想される地震動および津波に関する知識や、南海トラフ巨大地震が発生した場合の行動・役割等に関する防災教育を実施し、南海トラフ巨大地震に対する認識を深めることにより、従業員が災害に対し正しく恐れ、備えるよう努めるものとする。

2 防災訓練

関西電力および関西電力送配電は、国が指定する南海トラフ地震防災対策推進地域に所在する事業所において、年1回以上、南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練等を実施する。なお、訓練の実施にあたっては、自治体等の被害想定を反映させた実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第9 他電力会社等の協調

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第5節・5-1・第9」に準じる。

8-2 都市ガス施設等の整備

実施担当：大阪ガス株式会社、Daigas ガス&パワーソリューション株式会社、Daigas エナジー株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社

第1 趣旨

ガス施設について、地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体が停止せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

第2 内容

大阪ガス株式会社、Daigas ガス&パワーソリューション株式会社、Daigas エナジー株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社は、次の内容によりガス施設の整備等を推進するものとする。

1 ガス施設の耐震性向上

(1) 製造設備、ガスホルダー等

製造設備、ガスホルダーの建設に当たっては、ガス事業法、消防法、建築基準法の規制に従って、設計を行っている。さらに動的解析手法を用いて耐震性の検討を実施し、各種法規、基準における入力地震に対しても耐震性を有していることを確認している。

また、これらの耐震機能を維持するため、点検基準を作りこれに従って、点検整備を実施している。

さらに万一の災害時の対策として、ガスホルダーには、緊急遮断弁の設置、消火設備、保安電力設備の設置などを行っている。

(2) ガス導管

ガス導管は、ガス事業法、及び日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づいて設計、施工している。

高圧導管は主として溶接鋼管を使用し、また中圧導管については、溶接鋼管のほか、耐震性にすぐれた機械的接合のダクタイル鋳鉄管を使用している。（施工時の作業管理及び検査に十分な注意をはらっている。）

低圧導管については、新設及び入替時にポリエチレン管、機械的接合のダクタイル鋳鉄管または鋼管を使用している。

震災時に強さが証明されたポリエチレン管をはじめ耐震性に優れたガス管の接続材料などの導入をさらに進める。

2 防災システムの強化

(1) ガス管の「地震被害予測システム」を独自に開発、導入地震計から無線で届いた揺れのデータや事前に入力しておいた地盤情報などからガス管の被害状況を予測するシステムを独自に開発し導入している。

(2) 地震計の設置

地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断用資料とするために、製造所、地区導管部、高圧ステーションなど 258 ヲ所に地震計を設置している。地震計の情報は無線により本社に集約できるようにしている。

(3) 保安用通信設備

本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動電話は、すべて無線化されており、本社、製造所、地区導管部、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。

無線通信網をより強固なものにするために、通信システムを多重化している。また、ポータブル衛星通信設備を 6 ヲ所に配備している。さらに万全を期するためバックアップ設備の設置計画。どんな時にも都市ガスの供給状態を把握し、保安体制をコントロールできるようにしている。

(4) 災害応急復旧用無線電話

当社は指定公共機関に指定されており、本社を含めて各府県の事業所に設置しており、有線不通時にも社内の通信連絡はもちろん、各地域の災害対策機関との通信も確保されている。

(5) 導管網ブロック化

大規模地震の際に、ガスの供給を継続することによって、二次災害発生の恐れがある地域についてはガスの供給を一次的に停止し、他の地域に対してはガスの供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。

(6) 緊急時のガス供給停止システムを強化

緊急時に遠隔操作でガスの供給をストップできるシステム、さらに、設定された基準値以上の揺れを感知すると自動的に各家庭の都市ガス供給を停止するシステムを設置している。

(7) マイコンメーターの設置

大地震発生時は、全家庭に設置した家庭用マイコンメーターで自動的にガスを遮断して、お客様の設備の安全を確保する。

(8) 復旧作業を効率化する技術を向上

管内テレビカメラを始め、ガス管の損傷箇所をより早く正確に見つける技術、カギ管の中に入った水、土砂をすばやく取り除く技術などの改良、開発を進めている。

(9) 病院などへの代替エネルギー供給

病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対して、より早く計画的に供給できるよう体制を整備する。

3 防災体制の整備

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第5節・5-2・第2・2」に準じる。

8-3 LPガス施設等の整備

実施担当：株式会社ミツワ

第1 趣旨

LPガス施設について地震による被害を防止し、被災後の迅速な復旧を行うための対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第5節・5-3・第2」に準じる。

8-4 電気通信設備の整備等

実施担当：NTT 西日本株式会社

第1 趣旨

電気通信施設について、地震による被害を防止し、被災後の迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

第2 内容

1 通信施設の耐震化

(1) 建物及び鉄塔

独自の構造設計指針により、耐震設計の実施及び建築基準法で定める基準に満足するように設計する。また、診断及び補強も実施する。

(2) 所内設備

ア 機械設備

建物に設備している交換伝送設備等は、振動による倒壊、損傷を防止するためハリ、壁及び床等に支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないように固定し、耐震補強を実施する。

イ 電力設備

電力設備は、受電設備、整流装置、信号電源装置、蓄電池及び自家発電装置から構成されている。これらの装置は、耐震対象に指定され、建物へ支持金物により固定し、また、蓄電池には耐震枠による移動防止等の対策を講じる。さらに、発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震を実施する。

ウ 通信設備

(7) とう道（共同溝を含む）網の拡充

(i) 通信ケーブルの地中化を推進

(ii) 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実

(I) 災害対策機関の通信回線は、当該加入者との協議により加入者伝送路の2ルート化を推進

(ii) 主要な伝送路を多ルート構成、あるいはループ化

(iii) 中継交換機及びIP網設備の分散設置

2 災害対策用機器及び資材等の配備

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第5節・5-4・第2・2」に準じる。

3 防災体制

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第5節・5-4・第2・3」に準じる。

8-5 水道施設の整備等

実施担当：上下水道課

第1 趣旨

水道施設について、地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず、迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

第2 内容

1 水道施設の耐震化

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という）は、重要度の高い基幹施設等について耐震性の診断を行い、その結果に基づき耐震性強化計画を作成し、施設の新設・拡張とあわせて計画的に整備をすすめることとする。

(1) 重要度の高い基幹施設

- ア 浄水場、配水池等の構造物
- イ 主要な管路

(2) 防災上重要な施設

- ア 避難所、救急病院
- イ 社会福祉施設

(3) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な施設

- ア 情報伝送設備
- イ 遠隔監視、制御設備
- ウ 自家発電設備

2 水道施設の保守点検

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第5節・5-5・第2・2」に準じる。

3 水道施設の新設等

水道事業者等は、耐震性診断、立地条件等を勘案のうえ、管路の設置に努めることとする。

- (1) 耐震性の高い管材料の採用
- (2) 伸縮可能継手の採用

4 断水対策

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第5節・5-5・第2・4」に準じる。

5 凶面の整備

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第5節・5-5・第2・5」に準じる。

6 系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討することとする。

また、隣接都市間等においても、協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域ネットワークの整備を行うことを検討することとする。

7 災害時用の資機材の整備

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第5節・5-5・第2・7」に準じる。

8 教育訓練及び平時の広報

地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平常時から、次の事項を中心とした防災に係る教育訓練等を実施することとする。

- (1) 職員に対する教育及び訓練

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第5節・5-5・第2・8・(1)」に準じる。

(2) 住民に対する平常時の広報及び訓練

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第5節・5-5・第2・8・(2)」に準じる。

8-6 下水道施設等の整備

実施担当：上下水道課

第1 趣旨

下水道施設について、地震による被害を受けにくく、被災しても、機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

第2 内容

1 下水道システム全体としての震災対策

下水道施設管理者は、地震発生時においても下水道システムが全体として機能を有効に働かすことができるよう、重要幹線管渠等のネットワーク化を推進することとする。

2 下水道施設の耐震化

下水道施設管理者は、次の指針等に基づき下水道施設の耐震設計を行うこととする。

(1) 下水道施設の地震対策指針と解説－2014年版－（社）日本下水道協会）

(2) 下水道施設の地震対策マニュアル（2014年版、（社）日本下水道協会）

3 下水道施設の保守点検

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第5節・5-6・第2・2」に準じる。

4 災害時用の資機材の整備

「風水害等対策計画／第2編・第2章・第5節・5-5・第2・3」に準じる。

第3章 災害応急対策への備えの充実

第1節 組織体制の整備

実施担当：総務防災課

第1 趣旨

猪名川町の平時からの防災組織体制について定める。

第2 内容

1 猪名川町の防災組織体制

町は、町域における総合的な防災対策の推進のため、平時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるものとする。

(1) 猪名川町防災会議

「風水害等対策計画／第2編・第3章・第1節・第2・1・(1)」に準じる。

2 猪名川町の災害対策要員等の確保体制

町は、災害発生時の初動体制に万全を期し、緊急必要時の災害対策要員等の確保に努める。

(1) 災害監視、即応体制の確立

「風水害等対策計画／第2編・第3章・第1節・第2・2・(1)」に準じる。

(2) 参集可能職員の確保

ア 配備体制

「風水害等対策計画／第2編・第3章・第1節・第2・2・(2)・ア」に準じる。

イ 配備基準

(ア) 連絡員体制

町内で震度3の地震を観測し、地震に伴う被害が予測されるとき。

(震度3の地震が観測されれば連絡員として防災担当職員は情報収集にあたる)

(イ) 準備体制

町内で震度4の地震を観測したとき

(ロ) 第1号非常配備体制

町内で震度5弱の地震を観測したとき

(ハ) 第2号非常配備体制

町内で震度5強以上の地震を観測したとき

(ニ) 第3号非常配備体制

町内で震度6弱以上の地震を観測したとき

ウ 配備指示

「風水害等対策計画／第2編・第3章・第1節・第2・2・(2)・ウ」に準じる。

3 防災組織体制の推進

「風水害等対策計画／第2編・第3章・第1節・第2・3」に準じる。

4 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等との連帯強化

「風水害等対策計画／第2編・第3章・第1節・第2・4」に準じる。

第2節 災害対策要員の研修・訓練の実施

実施担当：総務防災課

第1 趣旨

町及び町関連施設の職員の災害対応能力向上のための研修、訓練について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第2編・第3章・第2節・第2」に準じる。

第3節 広域防災体制の確立

実施担当：総務防災課

第1 趣旨

大規模及び広域的な地震災害に対処するための体制整備について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第2編・第3章・第3節・第2」に準じる。

第4節 災害対策拠点の整備

実施担当：総務防災課

第1 趣旨

猪名川町の防災対策活動の中核拠点となる、災害対策本部に用いる室等の整備について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第2編・第3章・第4節・第2」に準じる。

第5節 防災拠点の整備

実施担当：総務防災課

第1 趣旨

地震災害時における防災拠点としての機能を果たす地域防災拠点、コミュニティ防災拠点の整備について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第2編・第3章・第5節・第2」に準じる。

第6節 情報収集・伝達、広報体制の整備

実施担当：総務防災課

第1 趣旨

地震災害時における情報の収集・伝達手段及び住民への広報体制について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第2編・第3章・第6節・第2」に準じる。

第7節 消防施設・設備の整備

実施担当：消防本部

第1 趣旨

町における消防力の整備、強化を促進するための対策について定める。

第2 内容

1 総合的な消防計画の策定

町は、地震災害に対応する、総合的な消防計画の策定に努める。

2 庁舎の耐震性向上

町は、消防署等が地震災害時の応急対策拠点となることを考慮し、庁舎の強度の向上を図ることとする。

3 施設・設備の整備

「風水害等対策計画／第2編・第3章・第7節・第2・2」に準じる。

第8節 防災資機材の整備

実施担当：総務防災課、消防本部

第1 趣旨

地震災害対策に必要な防災資機材等の整備について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第2編・第3章・第8節・第2」に準じる。

第9節 避難対策・避難体制の整備

実施担当：総務防災課、教育振興課、学校教育課、消防本部

第1 趣旨

地震災害時に町民が安全かつ速やかに避難するために必要な避難対策及び避難体制の整備について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第2編・第3章・第9節・第2」に準じる。

第10節 災害時要援護者支援対策の強化

実施担当：福祉課、総務防災課

第1 趣旨

高齢者、障がい者や乳幼児等の災害時要援護者、特に避難行動要支援者に対し、地震災害時に迅速、的確な対応を図るための体制整備について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第2編・第3章・第10節・第2」に準じる。

第11節 外国人支援対策の強化

実施担当：地域交流課

第1 趣旨

外国人に対する日常の情報提供及び地震災害時の情報伝達等について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第2編・第3章・第11節・第2」に準じる。

第12節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

実施担当：総務防災課、福祉課

第1 趣旨

大規模な地震災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動の支援体制の整備について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第2編・第3章・第12節・第2」に準じる。

第 13 節 救助・救急体制の整備

実施担当：総務防災課、消防本部

第 1 趣旨

町における救助・救急体制の整備とあわせ、地域による救助能力向上や関係機関との連携による搬送能力強化のための整備について定める。

第 2 内容

「風水害等対策計画／第 2 編・第 3 章・第 13 節・第 2」に準じる。

第 14 節 緊急輸送体制の整備

実施担当：総務防災課、建設課

第 1 趣旨

地震災害時における災害応急活動に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制の整備について定める。

第 2 内容

「風水害等対策計画／第 2 編・第 3 章・第 14 節・第 2」に準じる。

第 15 節 災害医療体制の整備

実施担当：住民課

第 1 趣旨

多数の負傷者等に対する応急医療や、避難所、仮設住宅等における医療対策を想定した地震災害医療体制の整備について定める。

第 2 内容

「風水害等対策計画／第 2 編・第 3 章・第 15 節・第 2」に準じる。

第 16 節 備蓄体制等の整備

実施担当：総務防災課、住民課、上下水道課

第 1 趣旨

地震災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。

第 2 内容

「風水害等対策計画／第 2 編・第 3 章・第 16 節・第 2」に準じる。

第 17 節 応急住宅供給体制の整備

実施担当：総務防災課、都市政策課、建設課、福祉課

第 1 趣旨

地震災害時に速やかに応急仮設住宅を供給するため必要な体制の整備について定める。

第 2 内容

「風水害等対策計画／第 2 編・第 3 章・第 17 節・第 2」に準じる。

第 18 節 感染症対策、衛生体制の整備

実施担当：住民課、総務防災課

第 1 趣旨

地震災害による環境衛生条件の悪化等を防止するため必要な整備について定める。

第 2 内容

「風水害等対策計画／第 2 編・第 3 章・第 18 節・第 2」に準じる。

第 19 節 保健・福祉体制の整備

実施担当：住民課、保険課、福祉課

第 1 趣旨

保健・福祉等が連携した総合的な福祉サービスを展開するため必要な整備について定める。

第 2 内容

「風水害等対策計画／第 2 編・第 3 章・第 19 節・第 2」に準じる。

第 20 節 教育対策の環境整備

実施担当：教育振興課、学校教育課、こども課

第 1 趣旨

地震災害時に迅速かつ適切な教育を児童・生徒に行うため必要な体制の整備について定める。

第 2 内容

「風水害等対策計画／第 2 編・第 3 章・第 20 節・第 2」に準じる。

第 21 節 災害廃棄物処理体制の整備

実施担当：総務防災課、農業環境課クリーンセンター、上下水道課

第 1 趣旨

地震災害時に家庭等から出る災害廃棄物を迅速に処理するため必要な体制の整備について定める。

第 2 内容

「風水害等対策計画／第 2 編・第 3 章・第 21 節・第 2」に準じる。

第 22 節 被災建物応急危険度判定制度等の整備

実施担当：総務防災課

第 1 趣旨

余震などによる建築物の倒壊、部材の落下などにより生ずる二次災害を防止するため、被災した建物の危険度の判定を実施するための制度について定める。

第 2 内容

1 判定士の養成

町は、県が実施する養成計画に町職員等を派遣し、判定士の養成を計画的に実施する。

2 実施計画

(1) 実施主体

町は、応急危険度判定の実施を行う場合は、判定実施本部を設置し、県に応急危険度判定士の派遣を要請するものとする。

(2) 対象

大規模な地震により被災した建物等。

(3) 方法

ア 外観目視による調査を原則とし、「地震被災建物の被災度調査、判定シート」をあらかじめ作成し、活用するものとする。

イ 町は、判定標識をあらかじめ作成し、調査結果に基づいて、調査建物に貼付するものとする。

ウ 結果に基づいては、判定実施本部及び判定実施支援本部へ報告するものとする。

第4章 住民参加による地域防災力の向上

第1節 防災に関する学習等の充実

実施担当：総務防災課、こども課、教育振興課、学校教育課、消防本部

第1 趣旨

住民等に対する防災意識の普及、高揚を図るため、防災にかかる学習の推進に関する事項について定める。

第2 内容

1 住民に対する防災思想の普及

「風水害等対策計画／第2編・第4章・第1節・第2・1」に準じる。

2 住民に対する防災知識の普及

町は、各課等の所管業務にかかる次の事項について広報し、住民の防災、減災に関する意識及び基礎知識の高揚を図るものとする。

(1) 周知方法

「風水害等対策計画／第2編・第4章・第1節・第2・2・(1)」に準じる。

(2) 周知内容

ア 町の防災対策

「風水害等対策計画／第2編・第4章・第1節・第2・2・(2)・ア」に準じる。

イ 地震等に対する知識と過去の災害事例

「風水害等対策計画／第2編・第4章・第1節・第2・2・(2)・イ」に準じる。

ウ 災害に対する平素の心得

「風水害等対策計画／第2編・第4章・第1節・第2・2・(2)・ウ」に準じる。

エ 災害発生時の心得

「風水害等対策計画／第2編・第4章・第1節・第2・2・(2)・エ」に準じる。

3 町職員が防災上習熟すべき事項

「風水害等対策計画／第2編・第4章・第1節・第2・3」に準じる。

4 消防団員が防災上習熟すべき事項

「風水害等対策計画／第2編・第4章・第1節・第2・4」に準じる。

5 児童、生徒に対する防災教育

「風水害等対策計画／第2編・第4章・第1節・第2・5」に準じる。

第2節 自主防災組織の育成

実施担当：総務防災課、消防本部

第1 趣旨

住民が地域において、自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成強化に関する事項について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第2編・第4章・第2節・第2」に準じる。

第3節 防災訓練の実施

実施担当：総務防災課、企画財政課、農業環境課、地域交流課、住民課、保険課、福祉課、こども課、税務課、建設課、都市政策課、上下水道課、教育振興課、学校教育課、消防本部

第1 趣旨

防災関係機関等が単独又は共同して行う防災訓練の内容について定める。

第2 内容

町は、災害時又は災害が発生するおそれのある場合に備えて、実践的な対応力の養成と関係機関及び住民の活動力の向上を図るため、防災ボランティアを育成し、各種訓練を実施して防災対策の充実強化に努めるものとする。

1 総合防災訓練

- (1) 参加機関は、阪神北県民局、川西警察署、隣接市町、隣接消防機関、その他防災関係機関、自主防災組織、各種団体、ボランティア、町内企業等とする。
- (2) 主として地震災害を想定して実施する。
- (3) 内容は、災害対策本部の設置、情報の収集伝達、災害広報、避難誘導、救出救護、交通規制、救援物資輸送、消防活動、水防活動、ライフライン復旧等とする。

2 個別防災訓練

- (1) 町は、町内防災関係機関又は、災害相互応援協定市町、その他の防災関係機関等と単独又は共同で各種訓練を実施するものとする。
- (2) 地震災害を想定して実施する。
- (3) 訓練は、図上訓練と実施訓練に大別し、職員の動員、情報の収集伝達、水防消防、災害救助等とし、その他、各種訓練の基礎訓練を含有するものとする。

3 地域の防災訓練

「風水害等対策計画／第2編・第4章・第3節・第2・3」に準じる。

第4節 企業等の地域防災活動への参画促進

実施担当：総務防災課、消防本部

第1 趣旨

町内の企業が、当該地域の防災活動で果たすべき役割と内容について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第2編・第4章・第4節・第2」に準じる。

第5節 地区防災計画の策定

実施担当：総務防災課

第1 趣旨

地区居住者等が地区特性に応じて行う防災活動に関する計画（地区防災計画）について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第2編・第4章・第5節・第2」に準じる。

第5章 調査研究体制等の強化

第1節 地震観測体制の整備

実施担当：総務防災課、消防本部

第1 趣旨

町内及び近隣における地震発生時の迅速な初動体制の構築に資するための地震観測体制の整備について定める。（兵庫県地域防災計画より）

第2 内容

1 町内観測施設

県設置（気象庁）の計測震度計を消防本部に設けて観測を行う。

- ・猪名川町消防本部（猪名川町紫合字古津側山 4－10）

第6章 その他の災害の予防対策の推進

第1節 大規模火災の予防対策の推進

1-1 出火防止・初期消火体制の整備

実施担当：消防本部

第1 趣旨

猪名川町における出火防止、初期消火体制の整備について定める。

第2 内容

1 組織

本町は、常備消防である消防本部、消防署及び非常備消防である消防団の2組織が、火災予防の重責を担っている。

2 火災予防対策

(1) 一般予防計画

「風水害等対策計画／第2編・第6章・第1節・1－1・第2・2・(1)」に準じる。

(2) 建築物の火災予防

「風水害等対策計画／第2編・第6章・第1節・1－1・第2・2・(2)」に準じる。

(3) 不特定多数の者が出入りする特定防火対象物の火災予防

「風水害等対策計画／第2編・第6章・第1節・1－1・第2・2・(3)」に準じる。

(4) 防火管理者等の育成と活用

「風水害等対策計画／第2編・第6章・第1節・1-1・第2・2・(5)」に準じる。

(5) 特殊危険物の予防対策

「風水害等対策計画／第2編・第6章・第1節・1-1・第2・2・(6)」に準じる。

(6) 化学消火資機材の整備

「風水害等対策計画／第2編・第6章・第1節・1-1・第2・2・(7)」に準じる。

第2節 危険物等取扱施設事故の予防対策の推進

2-1 危険物取扱施設の予防対策の実施

実施担当：消防本部

第1 趣旨

危険物（石油等）による災害を予防し、また、地震災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物取扱事業所等の予防対策及び予防指導について定める。

第2 内容

1 危険物施設の保全及び耐震性の強化

(1) 危険物施設（消防法別表により第1類から第6類に分類されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所、取扱所の建築物、工作物等）について、その事業者等は施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、施設地盤の状況を調査し耐震性の強化に努めることとする。

(2) 関係機関は、危険物施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、各種タンクの水張、水圧の検査、完成検査、立入による検査等を行い、基準に適合しない場合は、ただちに改修、移転等を行なわせることとする。

2 保安体制の整備

(1) 危険物取扱事業所等

「風水害等対策計画／第2編・第6章・第2節・2-1・第2・1」に準じる。

(2) 消防本部

「風水害等対策計画／第2編・第6章・第2節・2-1・第2・2」に準じる。

2-2 高圧ガス取扱施設の予防対策の実施

実施担当：消防本部

第1 趣旨

高圧ガスによる災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため高圧ガス関係事業所等の予防対策及び予防指導について定める。

第2 内容

1 施設の保全及び耐震性の強化

関係事業所は、以下の施設について、保全対策及び耐震性の強化を推進することとする。

(1) 塔槽類

高圧ガス保安法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせることとする。

(2) 圧縮機及びポンプ

本体と駆動部は同一の基礎上に乗せ、不等沈下を防止することとする。

(3) 配管

機器との接続部や埋設配管の地上立ち上がり部など、強い応力のかかる部分には可とう性を持たせることとする。

(4) 防液堤

必要な容量を確保し耐震構造とするほか、配管貫通部が地震動により損傷を受けない構造とすることとする。

(5) 消火設備

利用等による水源の分散のほか、配管のループ化を検討することとする。

(6) 計装関係

自動制御装置及び緊急遮断装置は、フェイル・セーフ構造とする。また、操作パネルには、地震時にも操作ができるよう手すり等を設けることとする。

(7) 通報設備

緊急時の連絡及び伝達を速やかに実施するため、構内電話、構内放送、無線設備等を設置することとする。

2 保安体制の整備

(1) 防災体制の整備

ア 高圧ガス関係事業所

自己の責任において、高圧ガスの災害の予防に努めることとする。

(イ) 防災体制の整備

「風水害等対策計画／第2編・第6章・第2節・2-2・第2・1」に準じる。

(ロ) 保安教育の実施

「風水害等対策計画／第2編・第6章・第2節・2-2・第2・3」に準じる。

(ハ) 防災技術の研修

「風水害等対策計画／第2編・第6章・第2節・2-2・第2・5」に準じる。

(ニ) 防災訓練の実施

「風水害等対策計画／第2編・第6章・第2節・2-2・第2・4」に準じる。

イ 県その他関係機関

監督行政庁の立場から、災害予防対策を実施することとする。

(2) 防災資機材の整備

「風水害等対策計画／第2編・第6章・第2節・2-2・第2・2」に準じる。

2-3 毒物・劇物取扱施設の予防対策の実施

実施担当：消防本部

第1 趣旨

毒物又は劇物の保管施設等からの流失等による保健衛生上の危険を防止するための予防対策について定める。

第2 内容

1 施設の保全及び耐震性の強化

- (1) 毒物・劇物取扱施設で、消防法、高圧ガス保安法による規制を受けている施設については、毒物・劇物取扱事業者は、関係2法に基づき、施設の基準や定期点検等の規定を遵守するとともに、施設の保全及び耐震性の強化に努めることとする。
- (2) 関係機関は、前2法に基づき、毒物・劇物取扱施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、完成検査、立入による検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転等を行わせることとする。
- (3) 関係機関は、前2法により規制を受けない施設の実態把握に努めるとともに毒物・劇物取扱事業者は、毒物・劇物取締法に規定する登録基準等に適合する施設を維持させるとともに、関係機関は、立入指導又は、文書等により適正な取扱い及び危険防止のための応急措置を講じるよう指導に努めることとする。

2 保安体制の整備

(1) 防災体制の整備

県その他の関係機関による毒物及び劇物取締法に定める物品の取扱い及び指導等については、兵庫県地域防災計画に定めるところによる。

ア 毒物・劇物取扱事業者に対し、毒物又は、劇物によって住民の保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるときは、直ちに健康福祉事務所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、危険防止のための応急措置を講じるよう指導することとする。

イ 毒物・劇物を取扱う者のうち、事業所ごとに届出を要する者（電気メッキ事業者、金属処理事業者、運送事業者）に対しても、同様の指導を行うこととする。

ウ 毒物・劇物を業務上取扱う者のうち、届出を要しない者に対しては、文書等により適正な取扱い及び危険防止のための応急の措置を講じるよう指導することとする。

また、町は消防法危険物については消防関係法令で、その他の物品については、関係法令の許容範囲のなかで指導を行い、本項の趣旨の徹底に努めるものとする。

(2) 防護資機材の整備

防護資機材については、年次計画により整備に努めるものとする。

なお、消防本部が保有している防護資機材の内容、数量等は資料編・資料 8-4 のとおりである。

2-4 放射性物質取扱施設の予防対策の実施

実施担当：総務防災課、消防本部

第1 趣旨

放射性物質（放射性同位元素、核燃料物質等）による災害の発生及び被害の拡大を防止するための予防対策について定める。

第2 内容

1 施設の保全及び耐震性の強化

- (1) 放射性物質取扱事業者は、放射性物質取扱施設（使用施設、貯蔵施設、廃棄施設等）について、関係法令の規定に基づき、施設の基準等の規定を遵守するとともに施設地盤の状況等を調査し、耐震性の強化に努めることとする。
- (2) 関係機関は、関係法令の規定に基づき、立入検査を行うとともに、基準に適合しない場合は、ただちに改修、移転等を行わせることとする。

2 保安体制の整備

(1) 防災体制の整備

ア 放射性物質取扱事業所

関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に万全を期するものとする。

- (ア) 施設の不燃化等の推進
- (イ) 放射線による被曝の予防対策の推進
- (ウ) 施設等における放射線量の把握
- (エ) 自衛防災体制の充実
- (オ) 通報体制の整備

イ 県その他の関係機関

放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質取扱事業所等の把握及び安全管理等の指導、教育、訓練の実施等に努めることとする。

(2) 防護資機材の整備

予防対策を実施する各機関は、必要により放射線測定器、放射線防護服等の放射線防護資機材整備に努めるものとする。

なお、町消防本部が保有している防護資機材の内容、数量等は資料編・資料 8-4 のとおりである。

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針

第1 迅速な災害応急活動体制の確立

「風水害等対策計画／第3編・第1章・第1」に準じる。

第2 災害応急活動の展開

「風水害等対策計画／第3編・第1章・第2」に準じる。

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 組織の設置

実施担当：総務防災課

第1 趣旨

猪名川町の地震災害発生時等の防災組織体制について定める。

第2 内容

1 猪名川町災害対策本部

(1) 設置者及び設置場所

「風水害等対策計画／第3編・第2章・第1節・第2・1・(1)」に準じる。

(2) 設置基準

ア 町域で震度5弱以上の地震を観測したとき。

イ 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、町域にもかなりの地震が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき。

ウ その他、不測の事態が生じ又は生じるおそれがあると認められるとき。

(3) 閉鎖基準

「風水害等対策計画／第3編・第2章・第1節・第2・1・(3)」に準じる。

(4) 組織及び運営

「風水害等対策計画／第3編・第2章・第1節・第2・1・(4)」に準じる。

第2節 動員の実施

実施担当：総務防災課、消防本部

第 1 趣旨

猪名川町及び町に係るその他の防災関係機関における地震災害発生時等の職員動員（招集、配備）体制について定める。

第 2 内容

災害対策本部の活動を行うため町職員を指令に基づいて動員する。

1 配備体制

配備体制は、次の 4 種類とし、本部長が状況を判断して決定する。

配備態勢はすべての部に発令することを原則とするが、必要に応じて特定の部に対して発令することもある。

猪名川町災害対策本部配備体制図

態 勢	発令基準及び配備事由	配備職員
準備体制 (準備指令)	- 地震の発生により、情報収集の必要が生じたとき。 - 防災指令の発令が予想されるとき。	関係部員により情報の収集にあたる。 第 1 号配備体制に該当の職員は、職場又は自宅待機とする。
第 1 号(非常)配備体制 (第 1 号防災指令)	- 大規模地震対策特別措置法第 9 条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、町域にもかなりの震度が予想されるとき。 - 震度 5 弱の地震が発生したとき。	各部所属職員の少数の人数を配備し情報収集及び被害調査対策を行う。 第 2 号配備体制に該当する職員は、職場又は自宅待機とする。
第 2 号(非常)配備体制 (第 2 号防災指令)	震度 5 強以上の地震が発生したとき。	各部所属職員の約半数の人員を配備して防災活動にあたる。 第 3 号配備体制に該当する職員は、職場又は自宅待機とする。
第 3 号(非常)配備体制 (第 3 号防災指令)	- 震度 6 以上の地震が発生したとき。 - 地震により、大災害の発生が予想され、又は発生したとき。	各部所属職員の全員を配備し、防災活動の万全を期する態勢とする。

2 伝達方法

「風水害等対策計画／第 3 編・第 2 章・第 2 節・第 2・2」に準じる。

3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の動員

「風水害等対策計画／第 3 編・第 2 章・第 2 節・第 2・3」に準じる。

4 その他の災害対策要員

「風水害等対策計画／第 3 編・第 2 章・第 2 節・第 2・4」に準じる。

第3節 情報の収集・伝達

3-1 地震の発生に関する情報の収集、伝達

実施担当：総務防災課、消防本部

第1 趣旨

地震発生時における情報の収集、伝達を防災関係機関が連携して迅速、的確に行うために必要な事項を定める。

第2 内容

- 1 神戸地方気象台は、気象庁から発表される地震及び津波に関する情報を気象庁の連絡網により入手し、その内容が、防災機関等が行う防災活動の迅速な立ち上がりや、報道機関の協力による住民への周知など、県内の一般公衆の利便を増進させると判断した場合に情報を作成・発表することとする。地震及び津波に関する情報の種類及び内容等については、以下の表のとおりである。

地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 （地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分

情報	合等※ ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	以内に発表※。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ^(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 3m を超える場合	10m 超 (10m < 予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想される津波の最大波 ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	3m (1m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

				注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
--	--	--	--	-------------------------------

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

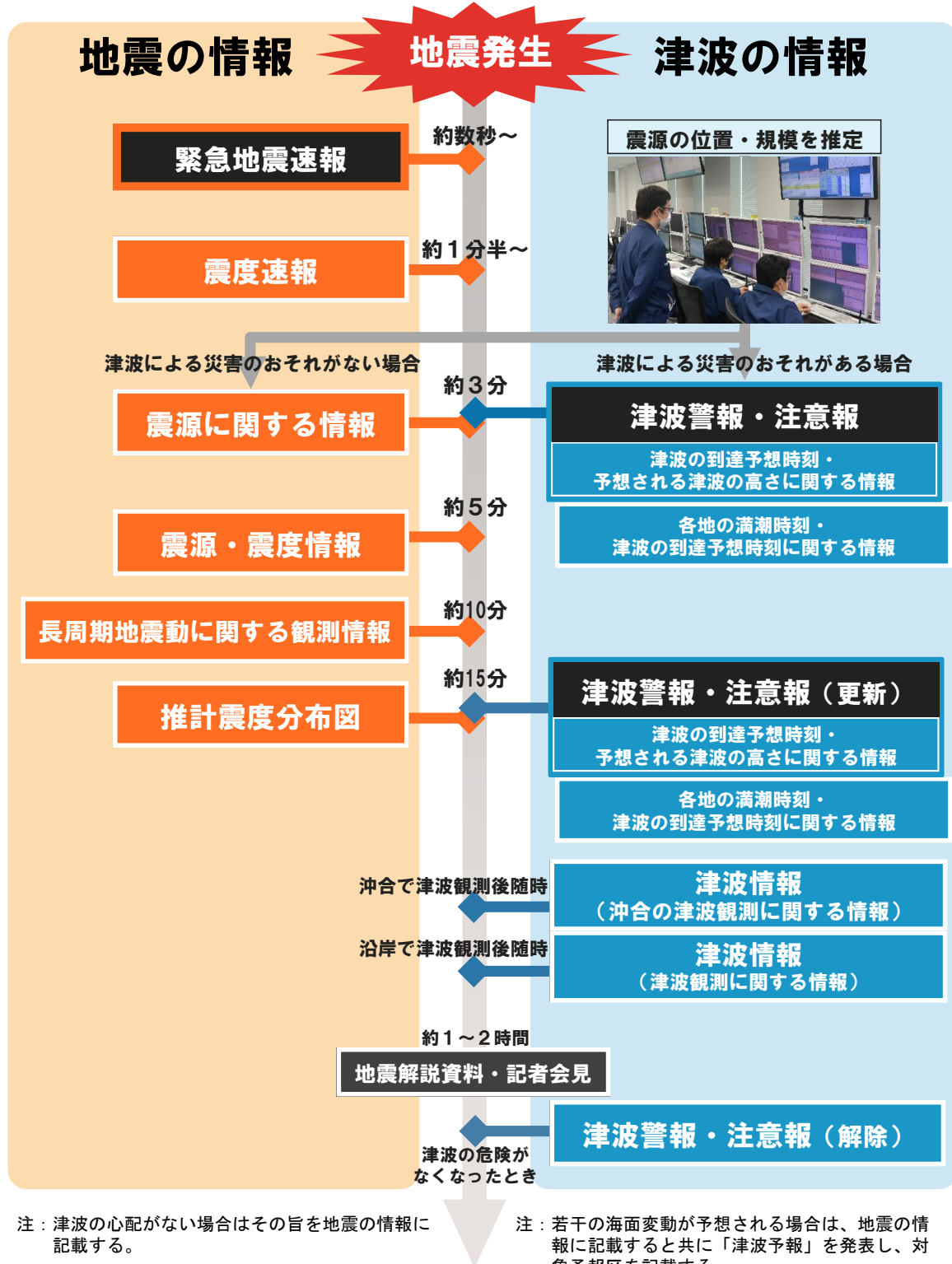
情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

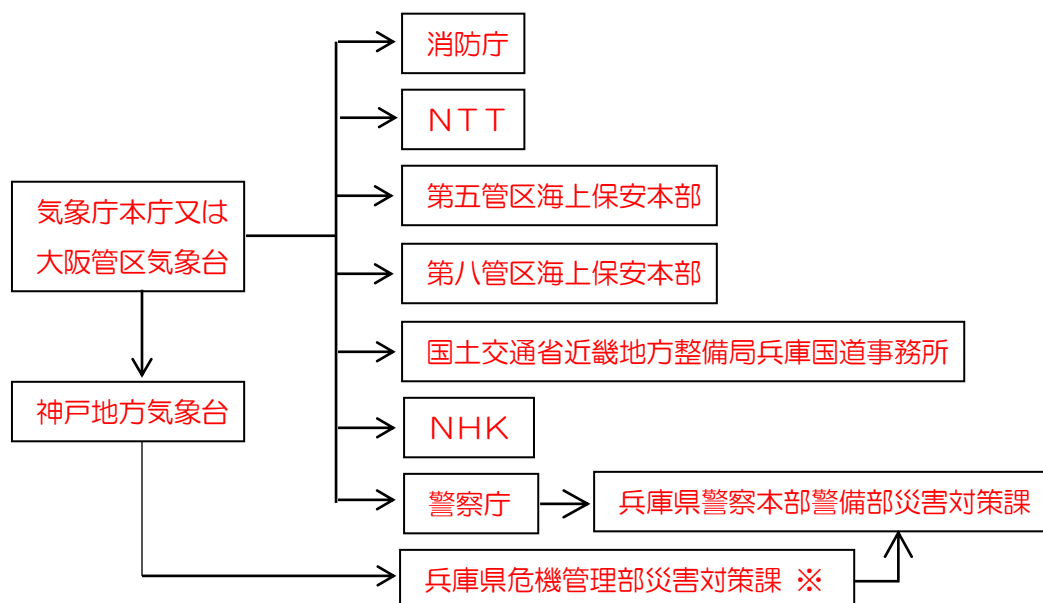
津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

地震及び津波に関する情報



気象庁は、津波警報等を発表した場合、次の機関に通知することとする。兵庫県には神戸地方気象台を経由して通知する。



※ 受信した情報等はフェニックス防災システムを使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。

2 地震調査研究推進本部（事務局－気象庁）からの発表

地震調査研究推進本部は、気象庁、国土地理院、大学等の関係機関の観測結果を集約し、分析、評価して広報を実施している。

3 地震予知連絡会（事務局－国土交通省・国土地理院）からの発表

地震予知連絡会は、地震に関する予知情報等の発表を行っている。

4 緊急地震速報

平成 19 年 10 月 1 日から開始された緊急地震速報について、NHKや民放各局を通じて報じられる情報の利用について PR を図るとともに、防災関係機関等が実施する防災訓練等への活用を促進する。

また、役場をはじめ町内各施設において、緊急地震速報の受信設備等の導入や、周辺地域への情報伝達等、共有化にむけて検討を進める。

※気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード 3.5 以上若しくは長周期地震動階級 1 以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

3-2 地震情報の収集、伝達

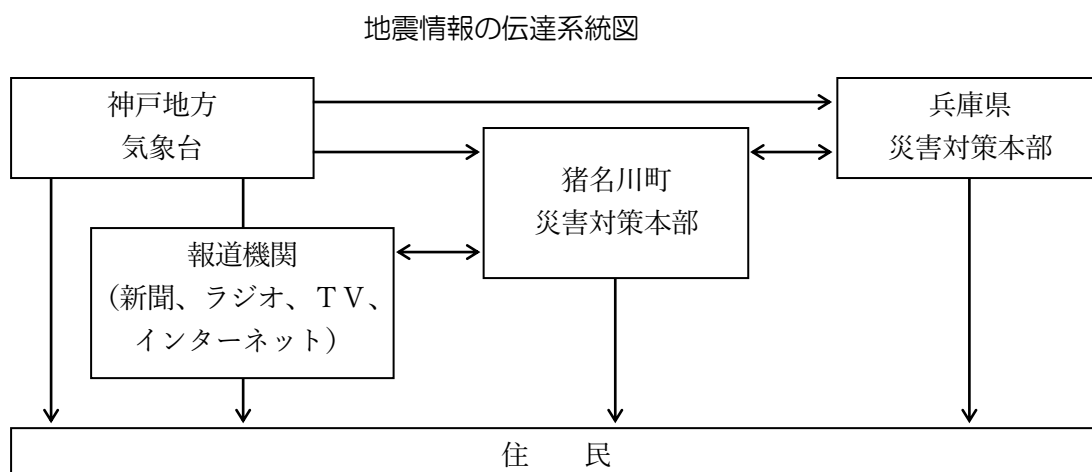
実施担当：総務防災課、消防本部

第1 趣旨

地震災害時における被害状況及び災害応急対策実施状況等の収集、伝達及び応急対策の指示伝達を防災関係機関が連携して迅速、的確に行うために必要な事項を定める。

第2 内容

1 伝達系統



2 災害対策本部が行う情報収集、伝達方法

「風水害等対策計画／第3編・第2章・第3節・3-1・第2・2」に準じる。

3-3 地震災害情報の収集、伝達

実施担当：総務防災課、企画財政課、農業環境課、建設課、都市政策課、
上下水道課、教育振興課、学校教育課、消防本部

第1 趣旨

地震災害時における被害状況及び災害応急対策実施状況等の収集、伝達及び応急対策の指示伝達を防災関係機関が連携して迅速、的確に行うために必要な事項を定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第2章・第3節・3-2・第2」に準じる。

3-4 地震災害情報連絡網の確保

実施担当：総務防災課、消防本部

第1 趣旨

地震災害時において防災関係機関が災害情報等を収集、伝達するための情報連絡網の確保について必要な事項を定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第2章・第3節・3-3・第2」に準じる。

3-5 被災者台帳の作成

実施担当：総務防災課、税務課、福祉課、消防本部

第1 趣旨

被災者の公平な支援を効率的に実施するため、被災者の被害状況や支援実施状況、支援に当たっての配慮事項等を集約した被災者台帳の作成及び共有・活用に必要な事項を定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第2章・第3節・3-4・第2」に準じる。

第4節 防災関係機関との連携促進

4-1 自衛隊への派遣要請

実施担当：総務防災課

第1 趣旨

地震災害時に人命及び財産の保護のため、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する手続き及び派遣内容について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第2章・第4節・4-1・第2」に準じる。

4-2 関係機関との連携

実施担当：総務防災課、消防本部

第1 趣旨

地震災害の応急対策の実施にあたり、国、県、他市町をはじめ防災関係機関、団体等の連携に関する事項について、次のとおり定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第2章・第4節・4-2・第2」に準じる。

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第1節 災害ボランティアの派遣・受入れ

実施担当：福祉課、総務防災課

第1 趣旨

大規模な地震災害が発生し、救護活動が広範囲又は長期に及ぶ場合、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合における災害ボランティアの派遣、受入れについて定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第1節・第2」に準じる。

第2節 災害情報等の提供と相談活動の実施

2-1 災害広報の実施

実施担当：企画財政課、総務防災課

第1 趣旨

地震災害時に被害者をはじめとする住民に対して、各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第2節・2-1・第2」に準じる。

2-2 災害放送の要請

実施担当：企画財政課、総務防災課

第1 趣旨

地震災害時における放送要請について、次のとおり定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第2節・2-2・第2」に準じる。

2-3 各種相談の実施

実施担当：税務課、住民課、福祉課

第 1 趣旨

地震災害時における被災者または関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動について定める。

第 2 内容

「風水害等対策計画／第 3 編・第 3 章・第 2 節・2-3・第 2」に準じる。

2-4 安否情報の提供

実施担当：総務防災課、住民課、福祉課

第 1 趣旨

地震災害時における被災者または関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動について定める。

第 2 内容

「風水害等対策計画／第 3 編・第 3 章・第 2 節・2-4・第 2」に準じる。

第 3 節 水防活動の実施

実施担当：建設課

第 1 趣旨

地震に伴う洪水等に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するための水防活動について定める。

第 2 内容

「風水害等対策計画／第 3 編・第 3 章・第 3 節・第 2」に準じる。

第 4 節 救援・救護活動等の実施

4-1 災害救助法の適用

実施担当：総務防災課、税務課、企画財政課、住民課、保険課、福祉課、こども課、建設課、都市政策課、上下水道課、教育振興課、学校教育課、消防本部、地域交流課

第 1 趣旨

町は、兵庫県、日本赤十字社兵庫県支部、その他関係機関及び住民等の協力のもと災害救助法の適用に関する事項について定める。

第 2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第4節・4-1・第2」に準じる。

4-2 人命救出活動の実施

実施担当：消防本部

第1 趣旨

地震災害のため生命・身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出・保護するための対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第4節・4-2・第2」に準じる。

4-3 避難対策の実施

実施担当：総務防災課、地域交流課、住民課、保険課、福祉課、こども課、
教育振興課、学校教育課、消防本部

第1 趣旨

地震災害による避難のための立退きの勧告及び避難所の開設及び避難所への収容保護について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第4節・4-3・第2」に準じる。

4-4 食糧の供給

実施担当：総務防災課、税務課、地域交流課、住民課、保険課、福祉課、こども課、
教育振興課、学校教育課

第1 趣旨

地震災害における被災者等に対する食糧の供給対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第4節・4-4・第2」に準じる。

4-5 応急給水の実施

実施担当：総務防災課、上下水道課

第1 趣旨

地震災害時における被災者等に対する給水対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第4節・4-5・第2」に準じる。

4-6 物資の供給

実施担当：総務防災課、税務課、地域交流課、住民課、保険課、福祉課、こども課、
教育振興課、学校教育課

第1 趣旨

地震災害時における被災者等に対する緊急物資の供給対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第4節・4-6・第2」に準じる。

4-7 住宅の確保

実施担当：都市政策課、建設課、総務防災課、福祉課

第1 趣旨

地震災害時における被災者等への住宅の確保対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第4節・4-7・第2」に準じる。

4-8 救急医療の提供

実施担当：住民課、消防本部

第1 趣旨

地震災害により、短時間に集団的に発生する傷病者に対する初期救急医療体制について、事故発生等責任機関、警察、町、医療機関、その他関係機関の協力のもとに、本計画を次のとおり定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第4節・4-8・第2」に準じる。

4-9 医療・助産対策の実施

実施担当：住民課

第1 趣旨

地震災害のため町の医療機能が被災し、その機能が喪失、不足した場合や混乱した場合における医療及び助産対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第4節・4-9・第2」に準じる。

4-10 感染症対策の実施

実施担当：総務防災課、住民課、こども課、教育振興課、学校教育課

第1 趣旨

地震災害発生時に伝染病の流行を未然に防止するための感染症対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第4節・4-10・第2」に準じる。

4-11 健康対策の実施

実施担当：住民課、保険課、福祉課

第1 趣旨

地震災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第4節・4-11・第2」に準じる。

4-12 入浴サービス対策の実施

実施担当：住民課、保険課、福祉課

第1 趣旨

地震災害により入浴施設が使用不可能となり、衛生及び健康上の問題が発生する恐れがある場合における、入浴サービスの提供及び応急仮設風呂等の設置について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第4節・4-12・第2」に準じる。

4-13 精神医療の実施

実施担当：福祉課

第1 趣旨

地震災害時における精神障がい者に対する保健・医療サービスの確保と PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第4節・4-13・第2」に準じる。

4-14 食品衛生対策の実施

実施担当：住民課

第1 趣旨

地震災害時における食品の衛生管理について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第4節・4-14・第2」に準じる。

4-15 愛玩動物の収容対策の実施

実施担当：農業環境課

第1 趣旨

地震災害で被災、放置された愛玩動物の収容対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第4節・4-15・第2」に準じる。

4-16 遺体の火葬等の実施

実施担当：住民課

第1 趣旨

地震災害による犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第4節・4-16・第2」に準じる。

4-17 生活救援対策の実施

実施担当：福祉課、総務防災課

第1 趣旨

地震災害による被災者の生活の安定を促進するための援助対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第4節・4-17・第2」に準じる。

第5節 災害廃棄物対策の実施

5-1 災害がれき類対策の実施

実施担当：農業環境課クリーンセンター

第1 趣旨

地震災害により発生した災害がれき類の処理の対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第5節・5-1・第2」に準じる。

5-2 ごみ処理対策の実施

実施担当：農業環境課クリーンセンター

第1 趣旨

地震災害により発生したごみ処理対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第5節・5-2・第2」に準じる。

5-3 し尿処理対策の実施

実施担当：農業環境課クリーンセンター、上下水道課

第1 趣旨

地震災害により発生したし尿の処理対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第5節・5-3・第2」に準じる。

第6節 環境対策の実施

実施担当：農業環境課、上下水道課

第1 趣旨

地震災害による工場、事業所等からの有害物質の漏洩や廃棄物処理に伴う大気汚染の防止対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第6節・第2」に準じる。

第7節 交通・輸送対策の実施

7-1 交通の確保対策の実施

実施担当：建設課

第1 趣旨

地震災害時における安全かつ円滑な交通の確保対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第7節・7-1・第2」に準じる。

7-2 緊急輸送対策の実施

実施担当：総務防災課、建設課

第1 趣旨

地震災害時のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第7節・7-2・第2」に準じる。

7-3 兵庫県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請

実施担当：総務防災課、消防本部

第1 趣旨

町内に大規模な地震災害が発生し、ヘリコプターによる活動の必要を認める場合は、兵庫県に対し、消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を求めるものとする。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第7節・7-3・第2」に準じる。

第8節 ライフラインの応急対策の実施

8-1 電力の確保

実施担当：関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

第1 趣旨

地震災害により機能が停止した電力の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第8節・8-1・第1-1～第1-3」に準じる。

8-2 都市ガスの確保

実施担当：大阪ガスネットワーク株式会社

第1 趣旨

地震災害により機能が停止したガスの早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

1 応急対策

災害が発生した場合は、社内規定に基づき災害対策本部を設置し、社内各部門の連絡協力のもと災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部の設置

兵庫地区の供給エリア内で地震等による災害の発生あるいは災害の発生が予想される場合は、兵庫事業部内に災害対策本部を設置する。

(2) 応急対策要員の確保

災害時は社内規定に基づき、緊急呼出し装置等により必要要員を招集するとともに必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるように動員体制を確立する。

(3) 情報の収集伝達

ア 情報の収集

地震等は、被害情報の収集に努め、本社で集約された情報は、一斉無線連絡装置により、直ちにグループ関係会社へ伝達されて、必要な措置を講ずるシステムを実施する。

イ 関係機関との情報交換

災害対策本部は、担当エリアのガス施設、お客様施設の被害状況を調査するとともに、その状況と応急対策実施状況等を、専用線等により防災関係機関に対して伝達する。また必要に応じて大阪ガスより連絡要員を防災関係機関へ派遣する。

(4) 復旧資機材の確保

普段から必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量の確保を行う。

(5) 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全装置に関する各種情報の広報を実施する。

(6) 危険防止対策

都市ガスが生活に欠くことができない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続する必要がある。

このために、被害箇所の緊急修繕に努めるが、都市ガスにより二次災害の恐れがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、事前に確立されているスーパードロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を実施する。

2 復旧対策

(1) 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命にかかわる箇所及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから実施する。

(2) 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスが単独で復旧を図ることが困難である場合は、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者からの協力を要請する。

3 猪名川町担当部門

猪名川町域におけるガス施設の災害防止、復旧活動等については下記の部署が担当する。

大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部（神戸市中央区港島中町 4-5-3）

電話：078-303-8600

FAX：078-303-7864

4 他機関との協力体制

復旧を促進するため、猪名川町をはじめとする地域防災機関、報道機関、道路管理者、交通管理者、埋設管理者、地域団体と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもと災害対策を推進する。

8-3 LPガスの確保

実施担当 株式会社ミツワ

第1 趣旨

地震災害により機能が停止したLPガス施設の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

- 1 地域内で発生したLPガスのガス漏れ等による災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生した場合に際し、消費者等からの通報に応じて、次のことを実施する。

- (1) LP ガス漏洩現場への緊急出動と漏洩防止措置
- (2) 防災事業所（兵庫県高圧ガス地域防災協議会 LP ガス部会）への応援要請及び関係機関への通報
- (3) LP ガス漏洩現場における火災の消火活動や周辺地区への広報
- (4) 関係要員の緊急招集による動員態勢の確立

8-4 電気通信設備の確保

実施担当：NTT 西日本株式会社

第1 趣旨

地震災害により機能が停止した電気通信設備の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第8節・8-4・第2」に準じる。

8-5 水道の確保

実施担当：上下水道課

第1 趣旨

地震災害により機能が停止した水道の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第8節・8-5・第2」に準じる。

8-6 下水道の確保

実施担当：上下水道課

第1 趣旨

地震災害により機能が停止した下水道の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第8節・8-6・第2」に準じる。

第9節 教育対策の実施

実施担当：教育振興課、学校教育課、こども課

第1 趣旨

町域に地震災害が発生し、または発生するおそれがあるときに設置する町災害対策本部教育部について定めるとともに、災害時の教育対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第9節・第2」に準じる。

第10節 農林関係対策の実施

実施担当：農業環境課

第1 趣旨

地震災害時の農林業に関する対策について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第10節・第2」に準じる。

第11節 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策の推進

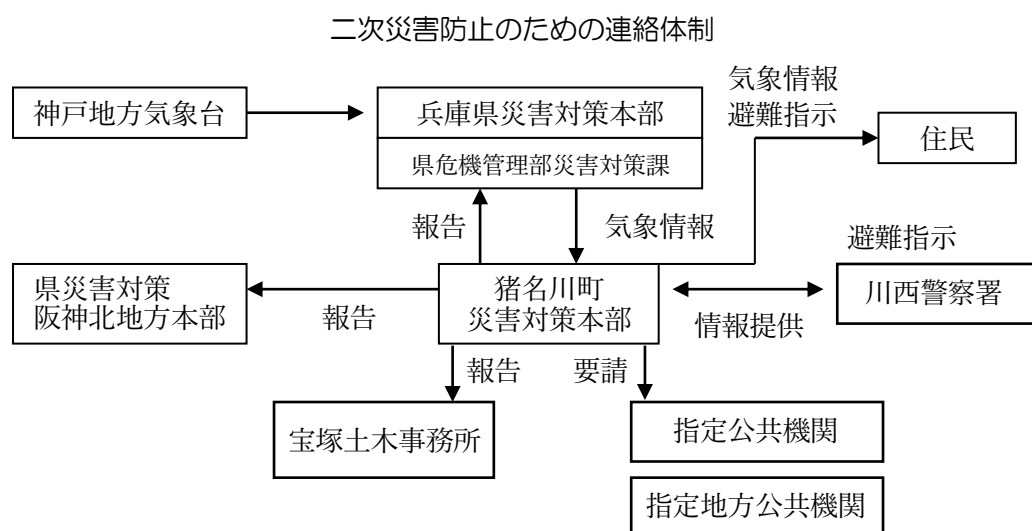
実施担当：総務防災課、建設課、都市政策課、農業環境課

第1 趣旨

地震の本震により損傷を受けた施設等について、余震活動によりさらにその破壊が進み、危険性が高くなることから、こうした危険を防止する対策について定める。

第2 内容

1 連絡体制



2 警戒調査

町は、地震の余震発生にともない随時、町域のパトロールを行い、危険性及び被害の増加について警戒調査を行うものとする。

3 災害対策

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第11節・第2・2」に準じる。

4 住民への余震情報等の提供

町は、余震に関する情報の収集と提供に努め、「災害応急対策計画／第2章・第3節『情報の収集、伝達』」及び「第3章第2節『災害情報等の提供と相談活動の実施』」により、実施するものとする。

5 避難対策

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第11節・第2・4」に準じる。

6 防犯対策

「風水害等対策計画／第3編・第3章・第11節・第2・5」に準じる。

第4章 その他の災害の応急対策

第1節 地震火災の消火活動等の実施

実施担当：消防本部

第1 趣旨

地震に伴う大規模な火災が発生した場合における消火活動について定める。

第2 内容

1 消火活動の実施

消防本部は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速で重点的な部隊の配置を行うこととする。特に大規模な震災の場合は、最重要防ぎょ地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。

2 地震災害が発生し、現有の人員、資機材等では、消火活動及び災害応急対策が困難であると判断した時は、法律、相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体及び関係機関へ応援要請を行う。

(1) 隣接市町との消防相互応援協定

ア 災害応急対策活動の相互応援に関する協定（阪神7市1町応援協定）

イ 災害応急対策活動の相互応援に関する協定（丹波篠山市）

ウ 能勢町・猪名川町・豊中市消防相互応援協定

エ 伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定

オ 宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定書

(2) 兵庫県広域消防相互応援協定

県下 24 消防本部

(3) 知事への応援要請

町長は、大規模な災害の発生により、必要な場合は、消防相互応援協定のほか災害対策基本法第68条の規定により、知事に応援要請を依頼し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

(4) 緊急消防援助隊

消防長は、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、災害の状況並びに本町の消防力を考慮して、大規模な消防の応援が必要であると判断した場合は、町長の承認を得て応援要請を行う。要請後の対応については猪名川町緊急消防援助隊受援計画に定める。

(5) 他機関との連携

ア 消防本部は、警察と相互に協力することとする。

イ 町長は、必要に応じ災害対策基本法第 68 条の 2 項の規定により、知事に自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとする。

3 災害時における救急業務

災害時における要救助者の緊急搬送等について、まず隣接市町等に応援を求め、第二手段として町内の医療機関、その他関係機関の協力を求めることとする。

4 町の消防計画

町は、大規模火災発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確立することとする。

(1) 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防ぎよ活動の重点目標を次のとおりとする。

ア 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止

イ 危険物施設に対する防ぎよ

ウ 救助・救急

エ 情報活動

オ 広報

(2) 消防計画に定める基本的事項

大規模火災に対処するため、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。

ア 町災害対策本部との業務分担に関する事項

イ 消防本部、消防署、消防団の業務分担に関する事項

ウ 職員の動員と編成・配置

エ 通信網の確保に関する措置

オ 情報収集等に関する体制

カ 町災害対策本部との連絡等に関する事項

キ 警察機関をはじめ関係機関との協力

ク 重点防ぎよに関する方針

ケ 密集地の火災・危険物施設の事故等に対する措置

コ 救助・救急に関する措置

サ 広報に関する措置

5 住民等の活動

(1) 火気使用者

地震発生時に火気を使用している者は、出火を防止するため、可能な限りただちに必要な措置をとるとともに、出火のおそれがある場合には近隣の応援を求める等、延焼防止に努めるものとする。

(2) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等に当たるものとする。

- (3) 住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関に協力するよう努めるものとする。

第2節 南海トラフ地震関係

実施担当：総務防災課

第1 趣旨

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、

有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 - 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧事業

第1節 災害復旧事業の実施

実施担当：総務防災課、税務課、企画財政課、農業環境課、地域交流課、住民課、保険課、福祉課、こども課、建設課、都市政策課、上下水道課、教育振興課、学校教育課

第1 趣旨

地震災害発生後の民生の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を円滑に進めるための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第4編・第1章・第1節・第2」に準じる。

第2節 被災者の生活支援

実施担当：総務防災課、税務課、地域交流課、福祉課、都市政策課

第1 趣旨

地震災害により被害を受けた生産基盤及び生活基盤の復旧及び再建に対する支援について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第4編・第1章・第2節・第2」に準じる。

第3節 災害義援金・救援物資の配布

実施担当：福祉課、総務防災課

第1 趣旨

地震災害による被災者の生活を救援するための災害義援金・救援物資の取扱いについて定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第4編・第1章・第3節・第2」に準じる。

第2章 災害復興計画

第1節 復興本部

実施担当：総務防災課

第1 趣旨

地震災害により著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第4編・第2章・第1節・第2」に準じる。

第2節 災害復興計画

実施担当：総務防災課、企画財政課、農業環境課、福祉課、建設課、都市政策課、
上下水道課、教育振興課、学校教育課

第1 趣旨

地震災害により著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進することが必要な場合に、町が政府の復興基本方針等に即して策定する円滑かつ迅速な復興を図るための復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

第2 内容

「風水害等対策計画／第4編・第2章・第2節・第2」に準じる。

第 3 部 水防計画

猪 名 川 町 水 防 計 画

目 次

第 1 章	総則	1
第 2 章	水防の責任	1
第 3 章	水防機構と事務（作業）分担	2
第 1 節	機構	2
第 2 節	事務分担	2
第 4 章	水防体制及び活動	3
第 1 節	水防体制	3
第 2 節	非常配備の種類	3
第 3 節	非常配備につく時期及び解除	3
第 4 節	出動	4
第 5 節	水防解除	4
第 6 節	気象の観測・監視及び報告	5
第 7 節	危険箇所の監視	6
第 5 章	住民に対する周知方法	12
第 6 章	情報連絡先	14
第 7 章	輸送及び水防設備の確保	14
第 8 章	警察署との協定	15
第 9 章	隣接水防管理団体との協力応援	15
第 10 章	避難のための立退	15
第 11 章	水防記録	16
第 12 章	報告	16
付表 1	水防の機構	18
付表 2	水防本部事務分掌	19
付表 3	町内河川一覧表	22
付表 4	関係機関電話番号表	24
付表 5	水防施設資機材表	25

第 1 章 総則

この計画は水防法（以下「法」という）第 3 条に基づき、第 1 条の目的を達成するために、管内の河川等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防のための消防機関の活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な器具資材等の整備と運用等についての実施大綱を示したものである。

なお、この計画を災害対策基本法第 42 条第 2 項に基づく水防に関する防災計画とする。本計画における定義は、法第 2 条の定義によるものである。

第 2 章 水防の責任

1 水防管理団体の責任

水防組織、水防施設、器具資材を整備し区域内の水防を十分に果さなければならない。（法第 3 条）

2 兵庫県水防本部の責任

県下における水防体制と組織の確立強化を図ると共に、水防管理団体が行う水防が十分行われるようにその指導に努めなければならない。（県水防計画第 2 章第 1 節）

3 気象庁の責任

気象庁長官は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社、その他の報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。（法第 10 条）

4 国土交通大臣又は兵庫県知事の責任

国土交通大臣又は兵庫県知事は、各々の指定した河川、海岸について洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を発令しなければならない。（法第 10 条の 2 及び 3）

5 官署及び事業所等の責任

水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう、専用通信施設の使用について協力しなければならない。（法第 27 条）

6 住民の責任

常に気象状況等に注意し、やむを得ない場合があるときは水防に従事する等協力しなければならない。（法第 24 条）

第 3 章 水防機構と事務（作業）分担

第 1 節 機構

町内における水防を統轄するため、水防本部を設置し本部事務所を猪名川町役場内に置く。

災害対策本部が町に設置されたときは、この「水防本部」の組織は「猪名川町災害対策本部」にそのままの形で吸収される。

1 水防の機構

付表 1 のとおり

2 本部の設置

町長は次の場合、水防本部を設置する。

- (1) 水防指令を発令したとき
- (2) 水防に係る気象警報及び水防警報が発令されたとき
- (3) その他、水防に係る災害が発生し、又は、発生する恐れがある場合で、その対策、もしくは防災上必要なとき

第 2 節 事務分担

本町における水防担当者の事務（作業）分担は付表 2 の水防本部事務分掌のとおりとする。ただし、分担の課においては、各班を応援するものとする。又、班員以外の者は本部長の指示により応援するものとする。

1 水防担当区域

水防区域は、各消防分団管轄区域を分団の水防区域とし、以外の区域は、消防本部の直轄区域とする。

2 水防連絡会

町内の水防体制を強化し、水防活動が円滑に行われるよう次の諸団体で水防連絡会を組織し、水防管理者が必要に応じ随時開催する。

- (1) 宝塚土木事務所
- (2) 阪神北県民局
- (3) 川西警察署
- (4) 消防本部
- (5) 消防団

第4章 水防体制及び活動

第1節 水防体制

気象台及び県水防本部から水防に関する注意報及び警報の発令があったとき、又は水防活動の必要があると認めたときは水防体制に入るものとする。

第2節 非常配備の種類

1 水防準備体制

水防指令の発令が予想されるとき、関係本部員による情報の収集、調査を行う。

2 第1号非常配備体制

所属人員のうち概ね3割の人員をもって、主として情報連絡に当り事態の推移によって直ちに招集その他の活動ができる体制とする。

3 第2号非常配備体制

所属人員のうち概ね6割の人員をもって、水防事態が発生すればそのまま水防活動が出来る体制とする。

4 第3号非常配備体制

全所属人員をもって当る体制とする。

第3節 非常配備につく時期及び解除

非常配備につく時期及び解除については、下記基準により本部から指令する。

1 待機及び準備

第1号指令（第1号非常配備体制につくべき指令）

今後の気象情報と水位に注意し、警戒を必要とするが具体的な水防活動に至るまでかなりの時間的余裕があると認められるとき指令する。

2 出動指令

(1) 第2号指令（第2号非常配備体制につくべき指令）

ア 河川の水位が通報水位に達し、なお、上昇のおそれがあり、水防事態の発生が予想されるとき

イ 町域に小規模の水防事態が発生したとき

(2) 第3号指令（第3号非常配備体制につくべき指令）

ア 河川の水位が警戒水位に達したとき

イ 町域に水防事態が発生し、第 2 号非常配備体制では処理しかねるとき

ウ 水防警報が発せられたとき

3 解除

水位が通報水位以下に減じたとき、又は他に危険が全くなかったとき。

第 4 節 出動

1 出動準備

河川の水位が通報水位に達し、今後の雨量の増大が予想されるとき水防本部長は水防準備を命ずる。

2 作業出動

本部長は次の場合、地域振興部長、まちづくり部長、消防防災部長に命じ関係部員を出動させ、警戒配備につかせるものとする。なお、必要に応じて消防団統括部長に命じ、消防団員の出動を求めることができる。

(1) 河川の水位が警戒水位に達したとき

(2) ため池の危険が切迫したとき

(3) 水防警報が発せられたとき

(4) その他危険な状態が生じたとき

3 居住者出動

法第 29 条第 1 項第 5 号に基づき水防のため、緊急の必要があるときは本部長等の命により、区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができるものとする。

4 自衛隊出動

非常事態下において県知事を通じて自衛隊の出動を要請する。ただし、急を要する場合は後刻知事に報告するものとする。

第 5 節 水防解除

河川の水位が通報水位以下に減じ、水害の危険がなくなったとき、あるいは水防活動の必要がなくなったとき水防体制を解除し住民等に周知する。

第 6 節 気象の観測・監視及び報告

1 雨量・水位の観測及び報告

現在、町内の雨量計の設置場所は 3 箇所、水位計の設置箇所は 3 箇所であり下記のとおりである。降雨、水位の観測データは無線（携帯電話回線）による収集を行っており、観測データは町が委託する業者のサーバーで管理している。

当町の機器管理者である総務防災課は次の事項について、必要に応じ観測データを報告するものとする。

(1) 時間降雨量 10mm を超えたときから、10mm を超えるごとに、雨量を報告する。なお、降雨が止んだときは、総雨量の報告を行なう。

(2) (1) 以外であっても、本部長が必要と判断した場合は、雨量の観測報告を求めることができるものとする。

(3) 水位計の監視については、次のとおりとし状況を本部長に速報しなければならない。

ア 通報水位に達したときから、この水位が下がるまでの間の各時間の水位

イ 警戒水位に達したとき

ウ 最高水位とそれに達した時刻

エ 警戒水位を下回ったとき

オ 通報水位を下回ったとき

(4) 雨量計の設置場所

ア. 柏梨田地区（柏梨田橋付近）

イ. 笹尾地区（六瀬ほしのさと小学校）

ウ. 島地区（大島小学校グラウンド裏）

(5) 水位計の設置場所

区分 \ 所在地	柏梨田地区 (柏梨田橋付近)	笹尾地区 (笹尾滑橋付近)	島地区 (大島小学校グラウンド裏)
通報水位	2. 0m	1. 5m	1. 5m
警戒水位	2. 5m	2. 0m	2. 0m

2 風速等の観測及び報告

町内の風向・風速計の設置場所は、下表のとおりであり、台風時には風向・風速を観測し水防本部はその状況を把握しなければならない。

(1) 風向・風速計の設置場所

所属	所在地	管理者	電話番号
消防本部	猪名川町紫合字古津側山 4-10	消防長	766-0119

第 7 節 危険箇所の監視

水防本部長の命を受けた者及び消防団員は、水防活動が予測される場所及び平時において、河川ため池その他危険箇所の巡視を行い、異常事態を発見、又は発生したときは、直ちに水防本部長に連絡しなければならない。

(1) 地すべり防止区域

「兵庫県水防活動要綱」による

宝塚土木事務所

整理 番号	箇所名	河 川 名			位 置			面 積 (h a)	地す べり 防止 区域 の指 定
		水系名	幹川名	溪流名	郡市	町	大字		
301- 1	上肝川	猪名川	野尻川	肝川	川辺郡	猪名川町	上肝川	11.4	
2	古 岩	猪名川	柏原川	権現川	川辺郡	猪名川町	柏原	88.1	
3	柏原東	猪名川	柏原川	柏原川	川辺郡	猪名川町	柏原	9.43	S 52. 10.13
4	柏 原	猪名川	柏原川	柏原川	川辺郡	猪名川町	柏原	8.85	S 41. 8.11

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

区域名	所在地	面積	告示年月日	告示番号	備考
広根	猪名川町広根字東山	0.77Ha	H5.4.13	兵庫県告示第698号	
伏見台 3丁目	猪名川町伏見台3丁目、内馬場	0.66ha	R3.2.9	兵庫県告示第135号	伏見台 3丁目

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（人家5戸以上等の箇所）

番号	箇所名	大字小字名	崩壊危険箇所 の延長 (m)	傾斜度 (度)	斜面高さ (m)
1	杉生(1)	杉生奥山	120	40	50
2	杉生靴掛	杉生靴掛	180	39	64
3	杉生岩神	杉生岩神	225	38	36
4	山ノ子	西畑山ノ子	100	34	42
5	前田奥山	杉生前田奥山	200	35	64
6	鎌倉(1)	鎌倉	320	37	215
7	島垣内	島垣内	125	32	56
8	清水(1)	清水柘鳴美	220	38	80
9	小平井	清水小平井	165	30	80
10	仁頂寺垣内	仁頂寺垣内	255	38	28
11	旭ヶ丘(1)	旭ヶ丘	110	32	55
12	旭ヶ丘(2)	旭ヶ丘	90	32	38
13	旭ヶ丘(5)	旭ヶ丘	45	40	30
14	旭ヶ丘(3)	旭ヶ丘	85	41	130
15	旭ヶ丘(4)	旭ヶ丘	320	34	215
16	清水東	清水東東後田	200	32	90
17	清水東平田	清水東平田	200	34	100
18	清水前谷	清水前谷	210	34	50
19	清水(2)	清水山添	105	37	46
20	掛谷	笹尾掛谷	120	30	30
21	笹尾	笹尾東田	180	30	30
22	ヘイソヘ	笹尾ヘイソヘ	220	37	60
23	尼岡ノ下	笹尾尼岡下	150	39	50
24	林田家廻	林田家廻	195	30	42
25	林田下川	林田下川	150	30	14
26	林田南山	林田南山	110	34	26
27	木津(2)	木津茶垣内	135	36	100
28	木津(3)	木津東山	165	31	40
29	木津(1)	木津細ヶ平井	220	35	24
30	神前	万善神前	140	30	20
31	万善北殿	万善北殿	160	30	30
32	屏風浦	北田原屏風浦	155	82	26
33	北野道東	北野道東	180	34	30
34	中島垣内	中島垣内	115	58	44
35	槻並田畑	槻並田畑	215	32	90

36	寺下	民田寺下	175	32	28
37	下阿古谷向山	下阿古谷向山	195	34	110
38	伏見台 (2)	伏見台 4 丁目	180	34	50
39	内馬場東垣内	内馬場東垣内	180	32	14
40	銀山三丁目	銀山三丁目	160	35	52
41	白金 (1)	白金 2 丁目	170	40	36
42	白金 (2)	白金 2 丁目	145	35	44
43	猪渕	猪渕岩屋	315	30	36
44	若葉 (1)	若葉 2 丁目	140	35	20
45	若葉 (2)	若葉 2 丁目	120	35	20
46	つつじが丘	つつじが丘 1 丁目	175	35	32
47	上野	上野町廻	100	46	20
48	広根	広根東山	260	43	20
49	人石	肝川人石	290	55	24
50	肝川西ノ前	肝川西ノ前	110	52	32

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ (人家 1~4 戸の箇所)

番号	箇所名	大字小字名	崩壊危険箇所 の延長 (m)	傾斜度 (度)	斜面高さ (m)
1	柏原宮ノ上	柏原宮ノ上	95	30	40
2	柏原小北	柏原小北	60	32	40
3	柏原下西	柏原下西	75	68	12
4	柏原宮ノ脇	柏原宮ノ脇	100	36	18
5	柏原中尾	柏原中尾	175	55	24
6	柏原中林	柏原中林	10	40	26
7	鍛冶屋	柏原鍛冶屋	110	36	26
8	木戸ノ口	柏原木戸ノ口	65	36	160
9	柏原小谷	柏原古谷	150	36	80
10	柏原南	柏原南	95	32	60
11	柏原鳥ヶ平	柏原鳥ヶ平	205	55	90
12	杉生奥山台 (1)	杉生奥山台	45	39	30
13	杉生奥山台 (2)	杉生奥山台	95	37	30
14	杉生東 (1)	杉生東	40	30	22
15	杉生東 (2)	杉生東	55	30	30
16	杉生西	杉生西	245	35	26
17	新田平井	杉生新田平井	60	33	34
18	杉生奥山	杉生奥山	100	34	76
19	杉生北谷 (1)	杉生北谷	120	33	60
20	杉生北谷 (2)	杉生北谷	120	38	60
21	杉生 (2)	杉生大野	155	30	70
22	杉生一岩	杉生一岩	75	31	24
23	杉生丸畑	杉生丸畑	120	32	110
24	杉生岩神	杉生岩神	155	37	70
25	栖ノ子	杉生栖ノ子	180	53	60
26	畑ヶ田	西畑畑ヶ田	70	32	18
27	島柿瀬 (1)	島柿瀬	35	37	40
28	島柿瀬 (2)	島柿瀬	85	38	50

29	島柿瀬 (3)	島柿瀬	35	50	32
30	島若城	島若城	205	37	40
31	永正庵	杉生永正庵	80	32	48
32	長谷森	杉生長谷森	140	30	44
33	鎌倉 (2)	鎌倉出口	110	32	90
34	清水広瀬 (1)	清水広瀬	45	34	32
35	島西山 (1)	島西山	38	37	32
36	島西山 (2)	島西山	105	36	72
37	島井上 (1)	島井上	70	68	120
38	島井上 (2)	島井上	25	43	40
39	清水広瀬 (2)	清水広瀬	25	33	40
40	清水広瀬 (3)	清水広瀬	55	30	54
41	清水北谷	清水北谷	40	30	10
42	仁頂寺後谷 (1)	仁頂寺後谷	85	36	34
43	仁頂寺後谷 (2)	仁頂寺後谷	50	32	46
44	清水前谷 (1)	清水前谷	70	37	46
45	清水前谷 (2)	清水前谷	70	30	100
46	清水前谷 (3)	清水前谷	40	34	20
47	寺ノ前	清水寺ノ前	70	34	100
48	清水笹尾	清水笹尾	40	32	100
49	笹尾宮ノ前	笹尾宮ノ前	40	72	100
50	西平井	笹尾西平井	75	34	10
51	笹尾東田	笹尾東田	125	36	56
52	林田池尻	林田池尻	85	32	34
53	林田東良	林田東良	40	30	16
54	田中廻	朽原田中廻	90	57	64
55	朽原	朽原柏ノ木	135	32	120
56	風呂尻	木津風呂尻	80	30	16
57	鳴海	木津鳴海	100	31	20
58	木津川向	木津川向	50	37	30
59	対津	万善対津	125	30	20
60	加味垣内	槻並加味垣内	70	48	16
61	南アジャリ	万善南アジャリ	45	34	74
62	北田原岩屋	北田原岩屋	155	82	10
63	掛ヶ坂	北田原掛ヶ坂	180	38	72
64	北田原宮ノ西	北田原宮ノ西	80	34	16
65	北田原東畑	北田原東畑	120	34	78
66	北田原谷口	北田原谷口	185	30	80
67	寺前	南田原寺前	70	30	22
68	北野南垣内	北野南垣内	60	38	6
69	清沢	槻並清沢	75	33	54
70	間明田 (1)	槻並間明田	70	34	52
71	大仁部	槻並大仁部	45	34	66
72	間明田 (2)	槻並間明田	100	32	100
73	広代	槻並広代	40	32	40
74	槻並北垣内	槻並北垣内	60	33	60
75	大海	槻並大海	50	45	50
76	久保ノ奥	槻並久保ノ奥	150	31	30

77	前久保	槻並前久保	80	34	26
78	田中垣内 (1)	槻並田中垣内	90	50	34
79	田中垣内 (2)	槻並田中垣内	75	36	24
80	槻並宮ノ前	槻並宮ノ前	95	35	50
81	槻並宮ノ森	槻並宮ノ森	50	37	58
82	槻並横尾	槻並横尾	115	30	20
83	上阿古谷奥西	上阿古谷奥西	125	30	30
84	庵ノ下	上阿古谷庵ノ下	80	37	38
85	越中垣内	上阿古谷越中垣内	100	38	40
86	田ヶ谷	上阿古谷田ヶ谷	90	35	84
87	畑ヶ芝	上阿古谷畑ヶ芝	50	32	24
88	能勢谷	上阿古谷能勢谷	45	34	28
89	畑ヶ前	上阿古谷畑ヶ前	65	35	45
90	一反田 (1)	民田一反田	115	32	56
91	一反田 (2)	民田一反田	90	36	62
92	松ヶ谷	民田松ヶ谷	60	34	92
93	南前田 (1)	下阿古谷南前田	50	30	30
94	南前田 (2)	下阿古谷南前田	135	30	70
95	南前田 (3)	下阿古谷南前田	80	34	36
96	黒末	下阿古谷黒末	90	36	32
97	岩鼻	下阿古谷岩鼻	90	30	80
98	明神ヶ谷口	下阿古谷明神ヶ口	80	33	50
99	内馬場東垣内	内馬場東垣内	125	32	66
100	銀山新町 (1)	銀山新町	40	30	24
101	銀山新町 (2)	銀山新町	55	38	60
102	銀山新町 (3)	銀山新町	60	39	26
103	銀山新町 (4)	銀山新町	85	42	60
104	銀山本町 (1)	銀山本町	65	36	34
105	銀山本町 (2)	銀山本町	180	40	86
106	銀山笹原 (1)	銀山笹原	60	40	8
107	銀山笹原 (2)	銀山笹原	120	35	40
108	飛詰	広根飛詰	65	32	24
109	火打山	広根火打山	55	40	10
110	下天田	肝川下天田	190	36	32
111	下堀曾	広根下堀曾	80	56	16
112	柏梨田高関	柏梨田高関	140	30	12
113	釜床	上野釜床	60	38	28
114	才ノ本	差組才ノ本	40	30	24
115	六石山	差組六石山	45	33	30
116	人石	肝川人石	30	34	20
117	畔田	肝川畔田	100	31	20
118	堂ノ向井	肝川堂ノ向井	75	35	20
119	川端	肝川川端	145	36	20

(5) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ (人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所)

番号	箇所名	大字小字名	崩壊危険箇所 の延長 (m)	傾斜度 (度)	斜面高さ (m)
----	-----	-------	----------------------	------------	-------------

1	木戸ノ口 (1)	柏原木戸ノ戸口	255	40	180
2	木戸ノ口 (2)	柏原木戸ノ戸口	120	35	160
3	柏原栗林	柏原栗林	530	40	70
4	松ヶ本	西畑松ヶ本	390	40	130
5	堀切	西畑堀切	120	40	130
6	杉生北谷	杉生北谷	280	35	84
7	杉生靴掛 (1)	杉生靴掛	45	35	40
8	杉生靴掛 (2)	杉生靴掛	240	40	70
9	杉生一岩	杉生一岩	142	35	86
10	杉生一ノ谷	杉生一ノ谷	225	45	110
11	杉生大野	杉生大野	65	45	14
12	唾ヶ平井	杉生唾ヶ平井	370	35	130
13	山ノ子	西畑山ノ子	160	35	88
14	島若城	島若城	58	45	40
15	前田奥山	杉生前田奥山	53	35	48
16	鎌倉出口 (1)	鎌倉出口	265	40	140
17	鎌倉出口 (2)	鎌倉出口	540	40	116
18	鎌倉深田	鎌倉深田	280	45	100
19	鎌倉向所 (1)	鎌倉向所	230	45	120
20	鎌倉向所 (2)	鎌倉向所	290	35	140
21	島井上	島井上	120	40	150
22	清水広瀬	清水広瀬	75	30	56
23	小平井	清水東小平井	150	35	90
24	鎌倉森ノ本	鎌倉森ノ本	267	45	80
25	東吉谷	清水東東吉谷	280	40	150
26	清水馬場	清水馬場	300	45	114
27	清水東畑 (1)	清水東畑	850	40	190
28	清水東畑 (2)	清水東畑	135	30	96
29	清水東畑 (3)	清水東畑	115	35	80
30	笹尾黒添エ	笹尾黒添エ	145	40	66
31	朽原東山	朽原東山	255	40	194
32	島向	木津島向	205	35	84
33	南アジャリ (2)	万善南アジャリ	230	35	104
34	南アジャリ (1)	万善南アジャリ	100	40	72
35	掛ヶ坂	北田原掛ヶ坂	395	40	26
36	間明田	槻並間明田	205	45	64
37	広代 (1)	槻並広代	460	40	116
38	広代 (2)	槻並広代	220	45	80
39	槻並北垣内 (1)	槻並北垣内	220	30	66
40	槻並北垣内 (2)	槻並北垣内	215	35	80
41	槻並宮ノ前	槻並宮ノ前	65	40	90
42	槻並宮ノ森 (1)	槻並宮ノ森	130	40	58
43	槻並宮ノ森 (2)	槻並宮ノ森	140	40	54
44	清水垣内	上阿古谷清水垣内	245	35	70
45	寺垣内	上阿古谷寺垣内	95	45	36
46	田ヶ谷	上阿古谷田ヶ谷	110	35	60
47	畑ヶ前 (1)	上阿古谷畑ヶ前	130	35	60
48	畑ヶ前 (2)	上阿古谷畑ヶ前	110	35	50

49	一反田	民田一反田	105	35	46
50	松ヶ谷	民田松ヶ谷	140	40	60
51	畑ヶ芝	上阿古谷畑ヶ芝	380	30	100
52	南前田	下阿古谷南前田	125	30	80
53	伏見台Ⅲ	伏見台4丁目	190	35	82
54	蔭ヶ谷	内馬場蔭ヶ谷	430	40	66
55	銀山三丁目	銀山三丁目	130	35	68
56	銀山本町	銀山本町	240	40	40
57	銀山大口(1)	銀山大口	150	35	80
58	銀山大口(2)	銀山大口	130	35	80
59	銀山大口(3)	銀山大口	240	30	44
60	神ノ子辻(1)	広根神ノ子辻	260	45	50
61	神ノ子辻(2)	広根神ノ子辻	235	35	42
62	神ノ子辻(3)	広根神ノ子辻	220	45	50
63	猪渕隠岩(1)	猪渕隠岩	70	40	30
64	猪渕隠岩(2)	猪渕隠岩	345	30	80
65	猪渕隠岩(3)	猪渕隠岩	330	40	66
66	猪渕南ヶー	猪渕南ヶー	560	45	70
67	つつじが丘	つつじが丘5丁目	260	40	66
68	奥ノ谷捨	広根奥ノ谷捨	155	40	40
69	堂ノ本	上野堂ノ本	480	40	34
70	オノ本(1)	差組オノ本	110	45	84
71	オノ本(2)	差組オノ本	360	45	104

○位置図は総務防災課、建設課で保管

(6) がけ崩れ等で危険な道路

路線名	危険予想事項
町道差組肝川1号線	がけ崩れ及び落石
町道木津槻並線	〃
町道阿古谷民田線	〃

第5章 住民に対する周知方法

水防指令、気象、水位の状況、出動、避難、解除、その他水防上必要な項についての伝達方法は、次により行う。

(1) 伝達

ア サイレン、警鐘の使用による周知

イ 電話、ファクシミリ等有線通信機器の利用による周知

ウ 広報車及び拡声装置付車両の利用による周知

エ 有線通信途絶時には、消防無線（消防団用受令器を含む）、水道無線及びアマチュア無線の利用による周知

オ 屋外情報表示板及び町内掲示板の利用による周知

- カ 災害情報用テレガイド（766－8484）の利用による周知
- キ 町気象情報による気象状況の周知（町ホームページ）
- ク 臨時刊行印刷物の配布による周知
- ケ いなぼうネット（ひょうご防災ネット）による周知
- コ 緊急速報メール（エリアメール）による周知
- サ 地上デジタルテレビのデータ放送（Lアラートの利用）による周知
- シ 無線スピーカー（猪名川町防災情報システム）による放送
- ス 防災情報配信サービスによる周知

（2）水防信号

	警鐘信号	サイレン信号
第 1 信号	． 休止． 休止． 休止	約 5 秒 15 秒 約 5 秒 15 秒 約 5 秒 15 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第 2 信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約 5 秒 6 秒 約 5 秒 6 秒 約 5 秒 6 秒 — 休止 ○— 休止 ○— 休止
第 3 信号	○—○—○—○ ○—○—○—○	約 10 秒 5 秒 約 10 秒 5 秒 約 10 秒 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第 4 信号	乱打	約 1 分 5 秒 約 1 秒 5 秒 約 1 秒 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
備考	1 信号は適宜な時間、継続すること。 2 必要があれば警報、サイレン信号を併用してもよい。 3 危険が去ったときは、口頭によって周知させるものとする。	

（注）第 1 信号 河川では量水標が通報水位に達したとき知らせるもの。

（出動を予期して待機）

第 2 信号 水防餉係者が直ちに出動すべきことを知らせるもの。

第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの。

第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

第 6 章 情報連絡先

連絡先一覧表

連絡先	所在地	責任者	通信連絡方法
水防本部	猪名川町上野字北畑 11-1	町長	766-0001
猪名川町消防本部（署）	猪名川町紫合字古津側山 4-10	消防長	766-0119
猪名川町消防署北出張所	猪名川町鎌倉字横大道 20-1	消防長	769-0119
猪名川町消防団	猪名川町紫合字古津側山 4-10	団長	766-0119
兵庫県庁（災害対策課）	神戸市中央区下山手通 5-10-1	知事	078-362-9988
宝塚土木事務所	宝塚市旭町 2-4-15	所長	0797-83-3101
阪神農林振興事務所	三田市天神 1-10-14	所長	079-562-8912
国土交通省猪名川工事事務所	池田市上池田町 2-2-39	所長	072-751-1111
川西警察署	川西市丸ノ内町 1 番 1 号	署長	072-755-0110
陸上自衛隊 第 36 普通科連隊	伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	連隊長	072-782-0001
陸上自衛隊 第 3 師団司令部	伊丹市広畑 1 丁目 1	師団長	072-781-0021
隣接水防管理者	川西市中央町 12 番 1 号	川西市長	072-740-1111
隣接水防管理者	宝塚市東洋町 1 番 1 号	宝塚市長	0797-71-1141
隣接水防管理者	三田市三輪 2 丁目 1-1	三田市長	079-563-1111
隣接水防管理者	丹波篠山市北新町 41	丹波篠山市長	079-552-1111
隣接水防管理者	豊能郡能勢町宿野 28 番地	能勢町長	072-734-0001
阪神北県民局	宝塚市旭町 2-4-15	局長	0797-83-3124

第 7 章 輸送及び水防設備の確保

1 車輛表

種類 所属	普通自動車			軽自動車		マイクロ バス	計
	貨物	特殊	乗用	貨物	乗用		
水防本部	15	27	12	18	11	1	85

2 水防施設資器材

参考資料 別表のとおり。

第 8 章 警察署との協定

水防管理者は、水防上、警察署と次の事項について協定する。

- (1) 警察電話の使用について（法第 27 条第 2 項）
- (2) 警察区域の監視について（法第 21 条第 2 項）
- (3) 警察官の出動について（法第 22 条）
- (4) 避難、立退きの場合の措置について（法第 29 条）
- (5) その他相互援助協定に基づき住民保護と秩序維持等のため警察官の協力を要請する。

第 9 章 隣接水防管理団体との協力応援

次の水防管理団体と水位、その他情報の交換、又は水防のため緊急の必要があるときは、水防法第 23 条の規定及び災害応急対策活動の相互応援に関する協定書に基づき相互に応援するものとする。

水防管理団体	所在地	通信方法	協定年月日
川 西 市	川西市中央町 12 番 1 号	072—740—1111	H5. 5. 1
宝 塚 市	宝塚市東洋町 1 番 1 号	0797—71—1141	H5. 5. 1
三 田 市	三田市三輪 2 丁目 1-1	079—563—1111	H5. 5. 1
丹波篠山市	丹波篠山市北新町 41	079—552—1111	S 50. 8. 18
能 勢 町	豊能郡能勢町宿野 28 番地	072—734—0001	H4. 3. 7

第 10 章 避難のための立退

- 1 洪水等水害により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し避難のため立ち退くべきことを指示し、又、準備をさせることができる。
 - (1) この場合においては、当核地区を管轄する警察署にその旨を通知しなければならない。（法第 29 条）
 - (2) 水防上、緊急を要するときはまちづくり部長並びに消防防災部長が指示することができる。
 - (3) この場合には、速やかに水防本部長に報告しなければならない。
- 2 避難及び立退き先については、猪名川町地域防災計画風水害等対策計画第 3 編災害応

急対策計画第4節第3款避難対策の実施により実施する。

第11章 水防記録

水防管理者は次の水防記録を作成し保管する。

- (1) 水防実施状況報告書
- (2) 法第23条第1項の応援を求めた理由
- (3) 法第24条の水防従事者又は、雇入れた者の住所氏名及び出動時間並びにその理由
- (4) 法第25条の堤防、その他施設の決壊状況
- (5) 法第28条により収用又は、購入の器具資材所有者及びその事由並びに使用場所
- (6) 法第28条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所
- (7) 法第28条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びに事由
- (8) 法第29条の立退き指示の事由及びその状況
- (9) 警察署の援助状況
- (10) 現場指揮者の職、氏名
- (11) 自衛隊援助の場合はその状況
- (12) 公務により死亡し、負傷し、または病気にかかった者の職、氏名及び手当
- (13) 水防作業に使用した材料及び数量
- (14) 水防工法
- (15) 警戒中の水位観測表
- (16) 水防訓練の概要

第12章 報告

1 知事への報告

水防管理者は次の事項を7日以内に報告するものとする。

(河川関係は、宝塚土木事務所を経由。ため池関係は、阪神農林振興事務所を経由。)

- (1) 前章の(1)、(4)、(5)、(8)、(11)及び(12)の項目
- (2) その他必要と認める事項

2 宝塚土木事務所長への報告

- (1) 通報水位、警戒水位、最高水位に達したとき及び警戒水位から減水したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 水防警戒を解除したとき

- (4) 堤防等に異常を発見したとき及びこれに対する措置
- (5) 法第 23 条第 1 項による他の消防機関又は水防団の応援を求めたとき
- (6) 法第 25 条による堤防その他施設の決壊状況
- (7) 法第 29 条による立退き指示の事項
- (8) その他緊急報告を必要とする事項

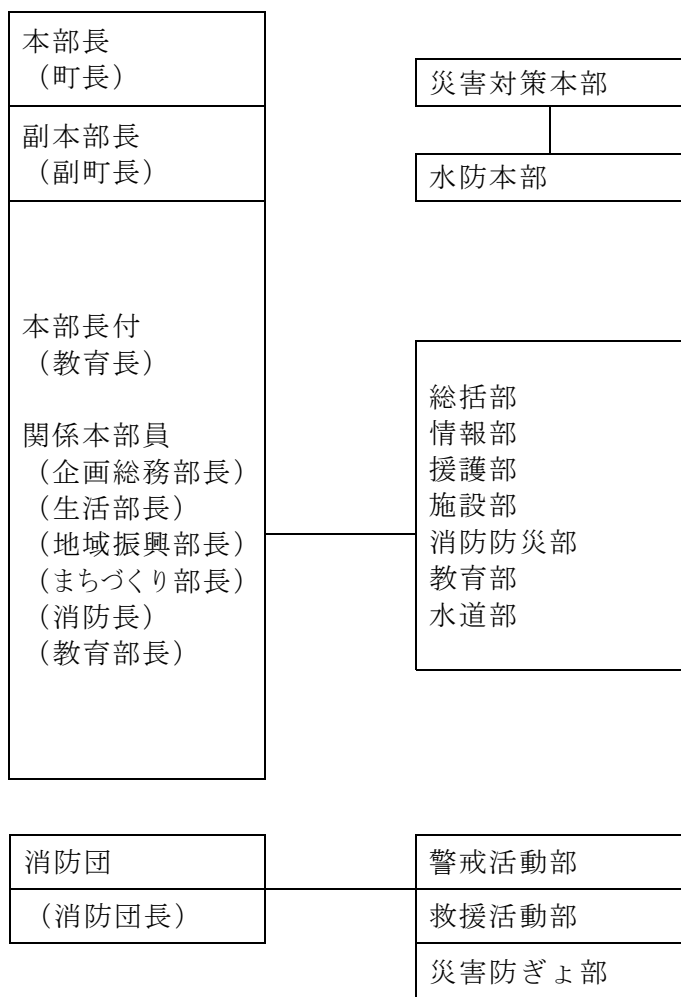
3 水防本部長への報告

まちづくり部長及び消防長は、次の事項を報告するものとする。

- (1) 水防出動及び解散命令の時刻
- (2) 消防団の出動人員及び活動状況
- (3) 堤防その他の施設等の損壊箇所、種類、延長及びこれに対する処理工法とその効果
- (4) 使用材料の数量
- (5) 破壊損失の器具資材の数量（理由付記）
- (6) 法第 24 条によって従事した者の住所氏名及び出務時間並びに事由
- (7) 警察機関の援助状況
- (8) 公務により死亡、負傷し、または病気にかかった者の職、氏名及びその手当
- (9) 水位観測

付表 1

水 防 の 機 構



付表 2

水 防 本 部 事 務 分 掌

部 名	部長	所属部署	事務分掌
本部長	町長		○防災全般を指揮、監督する。
副本部長			○本部長を補佐し防災事務の円滑な実施を図る。 ○本部の開〔閉〕設に関する事。
本部長付	教育長		○本部長の補佐及び教育部の対応の監督を行う。
総括部	企画総務部長	総務防災課	○本部要員の召集に関する事。 ○気象情報並びに雨量、水量等の情報収集整理に関する事。 ○情報部が収集した被害状況に伴う各部への指示。 ○各部並びに各機関との連絡調整に関する事。 ○県本部、関係機関、警察署、隣接市町との連絡調整に関する事。 ○相互応援に関する事。 ○いなぼうネットや防災情報システム等による災害情報の周知。 ○車及び要員、資材の輸送に関する事。 ○庁舎及び物品の保護管理に関する事。 ○本部要員の庶務、給食に関する事。 ○各部への応援。 ○その他、各部に属さない事。 ○予算に関する事。
情報部	企画総務部長 議会事務局	企画財政課 会計課 議会事務局	○住民からの電話対応による被害情報の収集、記録。 ○電話対応による被害情報の総括部への伝達。 ○広報活動に関する事。 ○マスコミ対応に関する事。 ○職員の対応状況等の記録。 ○指定公共機関との連絡調整。 ○各部への応援。
援護部	地域振興部長 生活部長 企画総務部長	地域交流課 住民課 保険課 福祉課 こども課 税務課	○避難所の開設、維持管理に関する事。 ○衛生資材の調達に関する事。 ○防疫業務に関する事。 ○遺体の処理に関する事。 ○罹災者の生活、援護に関する事。 ○罹災者物資の輸送に関する事。 ○罹災証明に関する事。 ○医療、救護に関する事。 ○救護所の開設、維持管理に関する事。 ○災害見舞金に関する事。 ○各部への応援。

部 名	部長担当職	担当課	事務分掌
施設部	まちづくり部長 地域振興部長	建 設 課 都市政策課 農業環境課	○公共土木施設の応急処置に関すること。 ○農地、農業用地施設の応急処置に関すること。 ○治山治水の応急処置に関すること。 ○ため池の危険防止に関すること。 ○現地での専門技術指導に関すること。 ○災害応急住宅に関すること。 ○農林物産の応急処置に関すること。 ○住宅造成及びその他の開発の防災対策に関すること。 ○砂防及び地すべり対策の応急処置に関すること。 ○被害農家の金融等応急処置に関すること。 ○各部への応援。
水道部	まちづくり部長	上下水道課	○浄水場、各配水施設及び下水道施設の情報収集に関すること。 ○上下水道施設の危険防止、応急処置及び各部への協力に関すること。 ○本部との連絡調整に関すること。
教育部	教育部長	教育振興課 学校教育課	○教職員、生徒、児童、園児の被害調査及び応急対策に関すること。 ○罹災生徒、児童の学用品の給付に関すること。 ○教育施設の災害応急対策に関すること。 ○教育施設の使用に関すること。 ○本部との連絡調整に関すること。 ○学校内の情報収集に関すること。 ○各部への応援。
消防防災部	消防長	消防本部 消防署 北出張所	○避難誘導に関すること。 ○気象情報の受信及び通報に関すること。 ○災害情報及び被害報告に関すること。 ○水火災の警戒、防御に関すること。 ○救急、救助、救出に関すること。 ○情報部への支援に関すること。 ○消防資機材の整備に関すること。 ○消防団統括部長への連絡調整に関すること。
各 部 共 通 事 項		○各部署配属職員の被災状況調査に関すること。 ○各部所管の関係施設についての維持管理及び防護に関すること。 ○各部所管の関係施設の被害調査及び応急処置に関すること ○状況により各部の応援に関すること。 ○水防計画の実施に関すること ○本部長の特命事項、その他必要事項に関すること。	

(2) 消防団本部の事務分掌

部 名	事 務 分 掌
警戒活動部	1 災害情報の収集活動に関すること。 2 危険地区の警備警戒活動に関すること。
救援活動部	1 避難誘導活動に関すること。 2 救出、救助活動に関すること。
災害防ぎょ部	1 水火災防御活動に関すること。 2 危険地区の危険排除活動に関すること。 3 消防防災部との連絡調整に関すること。

※部長・部員については、災害の位置及び規模を考慮し、消防団長が指定する。

付表 3 町内河川一覧表

	河川名			所在地	延長 (m)	備考
	本流	支流	小支流			
1	猪名川	野尻川	野尻川	広根	800	
②	〃	〃	肝川	肝川	4, 500	
③	〃	〃	登り尾川	〃		
④	〃	〃	吉細川	〃		
5	〃	〃	猪渕川	猪渕	2, 200	
6	〃	〃	広根川	広根	2, 600	
⑦	〃	〃	銀山川	銀山	1, 000	
⑧	〃	原川	内馬場川	内馬場	850	
9	〃	〃	大部川	〃	1, 850	
⑩	〃	—	前ヶ谷川	柏梨田		
⑪	〃	阿古谷川	上阿古谷川	上阿古谷	3, 000	
12	〃	〃	下阿古谷川	下阿古谷	1, 800	
13	〃	一庫大路次川	民田川	民田	1, 550	
14	〃	〃	小川谷川	〃	700	
⑮	〃	槻並川	大谷川	槻並	3, 000	
⑯	〃	〃	松尾川	〃	1, 200	
⑰	〃	〃	仁部川	〃	780	
⑱	〃	〃	前久保川	〃		
19	〃	〃	仁部川支流 1 号	〃	600	
20	〃	—	小川	南田原	2, 300	
21	〃	—	岩ヶ谷川	北田原	830	
22	〃	—	川床川	万善	2, 170	
23	〃	—	大谷川	朽原	2, 500	
24	〃	—	奥谷川	笹尾	1, 500	
25	〃	—	平井川	〃	1, 300	
⑳	〃	—	前谷川	清水	4, 000	

	河川名			所在地	延長（m）	備考
	本流	支流	小支流			
②⑦	猪名川	—	下北谷川	清水	800	
28	〃	—	吉谷川	清水東		
29	〃	—	島川	島	1, 400	
③⑩	〃	—	北の谷川	〃		
31	〃	—	仁頂寺川	仁頂寺	1, 700	
③②	〃	—	鎌倉川	鎌倉	3, 000	
33	〃	—	美奈糞川	〃	700	
③④	〃	—	栖の子川	〃	900	
35	〃	—	玄随川	〃	600	
36	〃	—	倉掛川	〃	500	
37	〃	—	中山川	〃	700	
③⑧	〃	—	猪名川	杉生	4, 500	
39	〃	—	岩掛川	〃	2, 500	
40	〃	—	広瀬川	〃	2, 100	
41	〃	—	九重谷川	〃	1, 000	
④②	〃	—	西川	〃	700	
43	〃	—	サワ谷川	〃	700	
④④	〃	—	柏原川	柏原	4, 650	
45	〃	—	中林川	〃	900	
46	〃	—	丸山川	〃	600	
④⑦	〃	—	鳥ヶ平川	〃	1, 000	
④⑧	〃	—	権現川	〃	1, 200	
49	〃	—	小北川	〃	850	
50	〃	—	一ノ谷川	〃	500	
51	〃	—	大正橋川	〃	800	
⑤②	〃	—	奥の谷川			
53	〃	—	西山川	木津		
⑤④	〃	—	柏原東谷川	柏原		

⑤⑤	〃	—	雨森山南谷川	内馬場		
⑤⑥	〃	—	伏見台北谷川	伏見台・内馬場		

※ 一連番号のうち、○で囲んだものは砂防指定河川

但し、一部指定のみの場合も、○で囲んである。

付表 4 関係機関電話番号表

施設名	所在地	電話番号
猪名川町役場	猪名川町上野字北畑 11-1	766-0001
猪名川町消防本部（署）	〃 紫合字古津側山 4-10	766-0119
消防署北出張所	〃 鎌倉字横大道 20-1	769-0119
消防団本部	〃 紫合字古津側山 4-10	766-0119
六瀬総合センター	〃 笹尾字黒添エ 22-1	768-0001
日生連絡所	〃 松尾台 1 丁目 2-20	766-1421
静思館	〃 上野字町廻 22	766-0013
クリーンセンター	〃 槻並字姫ケ尾 2-4	768-0818
霊照苑	〃 木津字奥山 47-3	768-1206
保育園	〃 若葉 1-15-9	766-0292
社会福社会館	〃 紫合字火燈山 8	766-0239
保健センター	〃 紫合字北裏 763	766-1000
学校給食センター	〃 北田原字寺ノ前 438	766-0219
文化体育館	〃 白金 1 丁目 74-24	766-7400
スポーツセンター	〃 万善字十貫 25-1	768-2277
ふるさと館	〃 木津字八十 19-2	768-0389
多田銀銅山悠久の館	〃 銀山字長家前 4-1	766-4800
生涯学習センター	〃 白金 1 丁目 74-16	766-3238, 8432
子育て支援センター	〃 柏梨田字イクシ 124-1	766-7800
総合福祉センター	〃 北田原字南山 14-2	766-1200
B&G 財団猪名川海洋センター	〃 伏見台 1 丁目 1-27	767-4100
猪名川フレッシュパーク	〃 万善竹添 70-1	767-8600
猪名川町立 清陵中学校	〃 原字尾鼻ケ尾 747	766-0016
猪名川中学校	〃 白金 1 丁目 65	766-4000
猪名川小学校	〃 柏梨田字イハノ谷 11	766-0014
松尾台小学校	〃 松尾台 2 丁目 3-2	766-1766
白金小学校	〃 白金 2 丁目 7	766-7188
つつじが丘小学校	〃 つつじが丘 1 丁目 45	766-6667
楊津小学校	〃 木津字茶垣内 11-3	768-0010
大島小学校	〃 島字賀島 5	769-0025
猪名川幼稚園	〃 若葉 1 丁目 48-1	766-3899
六瀬幼稚園	〃 笹尾字加門田 6	768-0369

付表 5 水防施設資機材表(1)

品 名	水防活動資器材配備場所			
	役 場	六瀬総合 センター	北部公園	農村公園
F B大ハンマー	2	3	3	3
カケヤ	2	3	3	3
バチツル	2	3	3	3
平バール	2	2	2	2
複式ショベル	ケンスコ 5	2	2	2
超軽量バール	3	3	3	3
ボルトカッター	1	2	2	2
折込みのこぎり	4	10	10	10
万能オノ	2	3	3	3
ショベル	カクスコ 5	10	10	10
ヘルメット (118 型)	20	20	20	20
トラロープ (30m)	10	10	10	10
夜光ロープ (10m)	10	10	10	10
防水シート	20	10	10	10
ハロゲン投光器セット	2	2	2	2
脚立	2	1	1	1
救急セット B	—	1	1	1
トランジスタメガホン	—	1	1	1
クセノン集散光強力ライト	5	8	8	8
ビニールポンチョ	30	30	30	30
土のう袋	850	2, 100	1, 000	1, 000
非常用簡易土のう	300	200	200	200
一輪車 (2 オナーパンクタイヤ)	3	1	1	1
軍手	100	50	50	50
すべり止め付軍手	100	150	150	150
土入り土のう置きパレット	2	2	2	2
カラーコーン	30	10	10	10

水防施設資器材表(2)

分団名	部名	水防資器材							
		土のう 袋 (枚)	杭 (本)	スコップ (丁)	ツルハシ (丁)	カケヤ (丁)	とび口 (丁)	照明器具 (式)	発電機 (台)
原・ 内馬場	原	500		5		3	1	1	1
	内馬場	300		5		3	6	1	1
民田・ 阿古谷	民田	500		7		3	10	1	1
	上阿古谷	500		9	2	5	1	1	1
	下阿古谷	500		7		2	2	1	1
北田原		500		8		3	11	1	1
南田原		400		6		3	6	1	1
北野		400		6		2	2	1	1
紫合		400		7		5	5	1	1
柏梨田		400		6		3	6	1	1
上野		500		8		4	1	1	1
広根		500		10		3	3	1	1
銀山・ 猪渕	銀山	500		6	1	3	9	1	1
	猪渕	500	2	9		3	1	1	1
肝川		200		8		3	4	1	1
差組		300		7		3	2	1	1
万善・ 槻並・ 木津上	万善	500		10	1	3	7	1	1
	槻並	350		10	3	4	3	1	1
	木津上	500		5		3	12	1	1
木津		500	30	6	2	1	7	1	1
朽木		300		5		3	2	1	1
笹尾		500	11	8	2	5	5	1	1
清水		300		9		3	2	1	1
清水東・ 仁頂寺・ 鎌倉	清水東	500		7		3	8	1	1
	仁頂寺	200		6		3	2	1	1
	鎌倉	500		13		3	6	1	1
島		400		6		3	5	1	1
杉生		400		15	2	2	6	1	1
西畑		300		7		3	9	1	1
柏原		100		6	2	3	7	1	1
合計	合計	12,350	43	233	15	96	155	31	31

水防施設資器材表(3)

保管場所	品 名	数 量
水防本部	麻袋	47
	斧	4
	なた	4
	のこぎり	12
	掛矢	3
	ラジオ	1
消防署	一輪車	3
	手み	19
	たこづち	1
	掛矢	12
	鉄杭	20
	穴掘りスコップ	2
	土のう袋	300
	くわ(大)	2
	くわ(小)	2
	じょれん	4
	しゃく(大)	4
	しゃく(小)	6
	金づち	4
	木づち	2
	剣先スコップ	15
	剣先スコップ(小)	5
	穴あき剣先スコップ	2
	角スコップ	6
	のこぎり	9
	斧	5
	かま(大)	2
	かま(小)	3
	なた	10
北出張所	土のう袋	100
	土のう作成用バケツ	11
	ビニールロープ	4
	鉄杭	14
	角スコップ	3
	剣スコップ	5
	一輪車	3
	掛矢	4
	なたがま	5
	かま	12